

第2回定例会会議録目次

第1日目（平成22年6月14日）		頁
○開会宣告		3
○開議宣告		3
○日程第 1	会議録署名議員指名	3
○日程第 2	会期決定	3
○日程第 3	議長報告	3
○日程第 4	行政報告	3
○日程第 5	議案第 1号 平成22年度滝川市一般会計補正予算（第3号）	7
○日程第 6	議案第 2号 平成22年度滝川市老人保健特別会計補正予算（第1号）	17
○日程の追加について		18
○日程第 7	議案第 3号 職員の育児休業等に関する条例及び滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	18
○日程第 8	議案第 4号 滝川市立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例	20
○日程第 9	議案第 5号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	22
○日程第10	議案第 6号 北海道市町村備荒資金組合規約の変更について	23
○日程第11	議案第 7号 議員の派遣について	23
○日程第12	諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について	24
○動議の提出		25
○日程の追加について		25
○追加第 1	決議案第1号 普天間基地の名護市辺野古周辺への移設を明記した共同声明の実行を一時停止し、白紙に戻すことを含めた対米交渉開始を求める決議	25
○休会の件について		29
○散会宣告		29

第8日目（平成22年6月21日）		頁
○開議宣告		33
○日程第 1	会議録署名議員指名	33
○日程第 2	一般質問	33
14番	田村 勇 君	33
1番	渡辺 精郎 君	46
11番	堀 重雄 君	57
12番	三上 裕久 君	70

○議事延長宣告	7 9
9 番 大 谷 久美子 君	8 0
5 番 関 藤 龍 也 君	9 0
○延会の件について	1 0 0
○延会宣告	1 0 0

第 9 日 目（平成 2 2 年 6 月 2 2 日）

○開議宣告	1 0 5
○日程第 1 会議録署名議員指名	1 0 5
○日程第 2 一般質問	1 0 5
3 番 酒 井 隆 裕 君	1 0 5
7 番 山 口 清 悦 君	1 1 1
4 番 清 水 雅 人 君	1 2 3
○日程第 3 議案第 8 号 平成 2 2 年度滝川市一般会計補正予算（第 4 号）	
議案第 9 号 滝川市緊急農地排水対策支援事業分担金に関する条例	1 4 3
○日程第 4 選挙第 1 号 中空知広域水道企業団議会議員の選挙について	1 4 8
○日程第 5 選任第 1 号 総務文教常任委員会の委員長の選任について	1 4 9
○日程第 6 選任第 2 号 議会運営委員会の委員の選任について	1 4 9
○日程第 7 選任第 3 号 市立病院建替計画等調査特別委員会の委員の選任について	1 5 0
○日程第 8 報告第 1 号 社団法人滝川国際交流協会の経営状況について	1 5 0
○議事延長宣告	1 5 3
○日程第 9 報告第 2 号 滝川市土地開発公社の経営状況について	1 5 3
○日程第 1 0 報告第 3 号 財団法人滝川市生涯学習振興会の経営状況について	1 5 6
○日程第 1 1 報告第 4 号 監査報告について	
報告第 5 号 例月現金出納検査報告について	1 6 2
○日程第 1 2 意見書案第 1 号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書	
意見書案第 2 号 2 0 1 1 年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率 2 分の 1 復元等教育予算の拡充を求める要望意見書	
意見書案第 3 号 介護保険の見直しに関する要望意見書	
意見書案第 4 号 コメの戸別所得補償対策等の見直しを求める要望意見書	
意見書案第 5 号 発達障がいや、その他文字を認識することに困難のある児童生徒のためのマルチメディアデイジー教科書の普及促進を求める要望意見書	
意見書案第 6 号 未就職新卒者の支援策実施を求める要望意見書	
意見書案第 7 号 国営・道営土地改良事業の維持を求める要望意見書	1 7 0

○日程第 13 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について	172
○市長あいさつ	172
○閉会宣告	173

平成22年第2回滝川市議会定例会（第1日目）

平成22年 6月14日（月）

午前10時01分 開 会

午後 2時33分 散 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 議長報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議案第 1号 平成22年度滝川市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 6 議案第 2号 平成22年度滝川市老人保健特別会計補正予算（第1号）

○追加日程

- 日程第 7 議案第 3号 職員の育児休業等に関する条例及び滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 4号 滝川市立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 5号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第10 議案第 6号 北海道市町村備荒資金組合理約の変更について
- 日程第11 議案第 7号 議員の派遣について
- 日程第12 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 1 決議案第1号 普天間基地の名護市辺野古周辺への移設を明記した共同声明の実行を一時停止し、白紙に戻すことを含めた対米交渉開始を求める決議

○出席議員（16名）

1 番	渡 辺 精 郎 君	3 番	酒 井 隆 裕 君
4 番	清 水 雅 人 君	5 番	関 藤 龍 也 君
7 番	山 口 清 悦 君	8 番	中 田 翼 君
9 番	大 谷 久美子 君	10 番	荒 木 文 一 君
11 番	堀 重 雄 君	12 番	三 上 裕 久 君
13 番	堀 田 建 司 君	14 番	田 村 勇 君
15 番	山 腰 修 司 君	16 番	井 上 正 雄 君
17 番	水 口 典 一 君	18 番	山 木 昇 君

○欠席議員（1名）

2 番 窪之内 美知代 君

○説 明 員

市 長	田 村 弘 君	副 市 長	末 松 静 夫 君
教 育 長	小 田 真 人 君	教育委員会委員長	若 松 重 義 君
会計管理者兼理事	飯 沼 清 孝 君	総 括 理 事	高 橋 賢 司 君
総 務 部 長	吉 井 裕 視 君	総 務 部 次 長	高 橋 一 昭 君
市民生活部長	西 村 孝 君	市民生活部次長	伊 藤 克 之 君
保健福祉部長	橘 弘 恭 君	保健福祉部次長	佐々木 哲 君
経 済 部 長	若 山 重 樹 君	経 済 部 参 事	多 田 幸 秀 君
経 済 部 参 事	佐々木 邦 義 君	建 設 部 長	大 平 正 一 君
建 設 部 技 監	三 谷 文 彰 君	教 育 部 長	館 敏 弘 君
教 育 部 次 長	河 野 敏 昭 君	教育部指導参事	春 田 淳 一 君
監 査 事 務 局 長	堀 下 博 正 君	病院事務部長	東 照 明 君
病院事務部次長	鈴 木 靖 夫 君	総 務 課 長	田 中 嘉 樹 君
財 政 課 長	山 崎 猛 君		

○本会議事務従事者

事 務 局 長	中 嶋 康 雄 君	次 長	田 湯 宏 昌 君
書 記	山 本 信 子 君	書 記	寺 嶋 悟 君

開会 午前10時01分

◎開会宣告

○議長 ただいまより、本日をもって招集されました平成22年第2回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、16名であります。

欠席の申し出は、窪之内議員です。

◎開議宣告

○議長 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、荒木議員、堀議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議長 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。今期定例会の会期は、本日から6月22日までの9日間といたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、会期は9日間と決定をいたしました。

◎日程第3 議長報告

○議長 長 日程第3、議長報告を行います。

報告事項は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、お目通しをお願いいたしますが、去る6月3日、本間議員から一身上の都合により6月3日付で議員を辞職したい旨の願い出を受理いたしましたので、地方自治法第126条ただし書きの規定に基づき、議長においてこれを許可いたしました。滝川市議会会議規則第131条第2項の規定により報告をいたします。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長 長 日程第4、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市長 おはようございます。本日から9日間にわたりまして第2回定例市議会が招集をされ、補正予算初め諸議案についてご審議いただくわけですが、極めて厳しい情勢の中にありまして本市のまちづくりに関して適切な議論が行われることは、まことにご同慶にたえない次第であり

ます。

2月の22日から6月7日までの間の行政報告については、お手元に配付のとおりでございますので、ご練達の皆さんでございますから、お目通しを賜りたいというふうに思いますが、5点にわたってまして口頭でご報告を申し上げます。

まず、1点目は、平成21年度各会計決算についてでございます。5月末日をもって一般会計及び特別会計の出納整理期間が終了し、一定の計数がまとまりましたので、後ほど正式に手続を踏みまして議会の承認を求めることになるわけでございますが、本日その決算の概要につきまして簡略にご報告を申し上げます。一般会計におきましては、5億1,820万円の剰余となったところですが、前年度からの繰越金4億1,761万円が主な要因でございます。その他といたしましては、歳入では特別交付税が予算に対して6,749万円の増などとなり、また歳出では生活保護費の扶助費が予算に対して6,386万円の減、道路新設改良事業費が1,631万円の減、国民健康保険特別会計繰出金696万円の減などとなった結果でございます。なお、繰越明許費繰越額が2,554万円でありますので、それを差し引いた4億9,266万円が実質収支額となるところでございます。次に、特別会計でございますが、国民健康保険特別会計は1億47万円の剰余となりましたが、保険給付費の減などによるものであり、このうち6,000万円を国民健康保険準備基金に積み立てることといたしております。老人保健特別会計は280万円の剰余となりましたが、これにつきましては交付金の精算を22年度予算から返還することになるため、実質的な剰余とはならないものでございます。公営住宅事業特別会計は570万円の剰余となりましたが、これは工事入札執行減及び経費節減等によるものでございます。介護保険特別会計の保険事業勘定では6,598万円の剰余を生じておりますが、前年度からの繰越金などによるものでございます。介護サービス事業勘定では9,603万円の剰余であります。これは特別養護老人ホーム緑寿園、老人保健施設ナイスケアすずかけの利用者の増及び前年度の繰越金などによるものでございます。また、後期高齢者医療特別会計は130万円の剰余となったところでございますが、前年度からの繰越金などによるものであります。企業会計におきましては、下水道事業会計は収益的収支で7,230万円の純利益となったところでございます。また、資本的収支では5億2,581万円の差し引き不足となり、当年度分損益勘定留保資金などで補填をしたところでございます。病院事業会計は、収益的収支で9,592万円の純利益となったところでございます。また、資本的収支では2億6,735万円の差し引き不足となり、過年度分損益勘定留保資金などで補填をいたしました。以上、一般会計及び各会計の決算概要についてのご報告といたします。

2点目は、生活保護費詐欺事件に係る損害賠償請求裁判の結果についてでございます。滝川市が原告として訴訟を進めてまいりました生活保護費詐欺事件に係る損害賠償請求事件について、相手方であります個人7名と1事業所、有限会社でございますが、すべての裁判が結審をいたしましたので、ご報告を申し上げます。裁判は、第1及び第2グループに分離して行われました。第1グループでは、被告、片倉勝彦については平成21年9月10日における札幌地方裁判所での判決内容を不服として札幌高等裁判所に控訴しておりましたが、平成22年6月11日に控訴棄却となり、滝川市の請求どおり3,460万円の損害賠償請求が認定をされ、確定をいたしました。被告、片

倉ひとみにつきましては、平成21年9月10日に札幌地方裁判所で判決が言い渡され、滝川市の請求どおり3,460万円の損害賠償請求が認定され、平成22年2月5日付の控訴棄却により確定をいたしました。被告、板倉信博及び小向敏彦についても片倉ひとみと同様に滝川市の請求どおり3,460万円の損害賠償請求が認定され、確定いたしました。被告、有限会社高寿福祉興産については、平成21年9月10日に札幌地方裁判所で判決が言い渡され、滝川市の請求どおり3,460万円の損害賠償請求が認定され、確定いたしました。第2グループでは、被告、後藤隆については平成22年4月15日に札幌地方裁判所において判決が言い渡され、457万円の賠償請求が認められました。滝川市の損害賠償請求額3,460万円に対して、滝川市側の過失相殺の指摘があり、請求額が減額された判決となりましたが、他の第2グループ2名の請求棄却に比して、一部ですが、認められた内容となりました。滝川市側の過失相殺の指摘には厳しいものがありましたが、顧問弁護士とも協議の上、相手方が破産申し立てを予定しており、現状処分可能な財産もないことから、貴重な税金からさらに経費を費やして控訴を行うことに益は見出せないと判断をいたしまして、控訴はいたしておりません。被告、穴田百合子及び三納由志乃については、平成21年11月2日に札幌地方裁判所において判決が言い渡され、損害賠償請求は棄却されました。顧問弁護士とも協議し、名目的会社役員に対する損害賠償請求は困難と判断をし、控訴はいたしておりません。なお、今回回収できた金員は、高寿福祉興産及び片倉勝彦に対して行った差し押さえ債権として228万1,822円となっております。

以上であります。3点目、滝川開村120年記念事業、横綱白鵬観光大使委嘱、モンゴル交流事業についてご報告を申し上げます。まず、前段行いましたモンゴル調査団のことについてご報告を申し上げます。6月5日から8日にかけて、モンゴル交流事業調査団8名がウランバートル市を中心にモンゴルを訪問いたしました。今回は、3つの柱の目的を持って訪問し、1つにはウランバートル市との友好宣言の調印、姉妹都市ではございません。友好宣言促進のための調印、2つ目には横綱白鵬の念願でありますモンゴルにおける稲作技術の普及調査、3つには少年野球を通じた青少年の健全育成交流の調査でございます。これらの動きに常に横綱白鵬が帯同していただき、大変な歓迎を受けたところであり、ウランバートル市長への表敬訪問ではモンゴルのメディアに大きく取り上げていただきました。友好交流宣言の調印は、あいにく市長が急遽国会へ行くことになりまして、第1副市長が代理署名をしていただきましたが、両自治体の相互理解、友好親善を促進することを横綱も署名していただきまして、互いに確認をしまいいりました。稲作技術の普及に関しましては、ウランバートル市から自動車ですら約1時間の距離にある横綱別荘地において、稲作の可能性を現地調査をいたしました。今後土壌、天候、気温など現地JICAからの協力を得て詳細な調査を進める中で、JAたきかわと連携し、可能性の判断をしたいというふうに思っております。また、ウランバートル市長、現地の知事には、ぜひ滝川に農業者を派遣していただいて農業の技術研修を積んでいただくような要請もしてまいりました。少年野球に関しましては、モンゴル大統領がこれからの野球に力を入れていくという、ちょうどタイミングのよい時期でもありまして、9月に大統領杯の大会が開催をされ、国際大会へも参加するというところでございました。今回の訪問でモンゴル野球連盟に2チーム分の少年野球の道具を贈呈したところでございますが、千歳市出身の青年海

外協力隊、斎藤悠平さんが野球普及の命を受けて駐在しておりますので、この方と連携しながら、交流のあり方を具体的に検討してまいります。そのほか在モンゴル日本国大使館、JICAモンゴル事務所を表敬訪問し、今後の交流に関する報告とこれからの協力を依頼してまいりました。

昨日の滝川市観光大使委嘱式、一連の行事についてご報告を申し上げますが、6月13日10時から市役所大会議室において横綱白鵬の滝川市観光大使委嘱式を行い、引き続き記者会見、それから庁舎南側前庭において記念植樹を行いました。11時から、文化センターで横綱白鵬と大至のトークステージが行われましたけれども、実行委員会の発表で700人の観客数であったということです。昼からは、文化公園で就任記念市民交流イベントを開催し、多くの市民の方々に横綱白鵬の滝川市観光大使就任のお披露目をするとともに、縁起もちつき大会、大至による特製ちゃんこが披露されるなど多くの方々にぎわい、白鵬滝川市観光大使との交流事業が実に和やかな中に盛会裏に終わりました。その後就任記念祝賀ディナーを開催をして、横綱、そして大至が自慢のど、そして日本における修行の苦労というものなどもご披露をしていただきました。本日は、横綱は丸加高原、それから関心を持っていらっしゃいますそらぶちキッズキャンプを視察の予定でありますし、横綱の念願であります水稻の圃場を視察をされ、本日帰国する予定であります。この間一連の行事が多くのマスコミ、報道機関に取り上げられまして、全国に滝川市の情報が発信されたというふうに思っておりますし、これからも滝川の名を全国に発信をするため、またモンゴルとの交流を推進するためにも、引き続き横綱の力をおかりをして滝川の地域経済の活性化にも結びつけたいというふうに思っているところでございます。

4点目は、農産物の生育状況についてでございます。ことしは、4月、5月の低温による融雪のおくれや降雨によりまして圃場の渇きが悪かったことから、農作業がおくれ、生育のおくれが目立っております。以下、6月1日現在における主な作物の生育状況について申し上げます。恐らく今は幾分回復をしているのではないかというふうに思いますが、水稻は移植作業は平年より4日おくれで、生育は低温が影響し、平年より6日遅い状況があります。秋まき小麦でございますが、生育は4日遅い状況です。大豆は、水稻の移植作業のおくれなどから、播種作業が大幅におくれております。タマネギは、降雨の影響により移植作業が平年より9日おくれ、生育は5日おくれの状況があります。リンゴは、開花が平年より6日遅い状況があります。今後とも天候の回復によるそれぞれの回復を期待をしたいところであります。

5点目でございますが、口蹄疫の防疫等の対応についてでございます。ことし4月20日に宮崎県で口蹄疫疑似患畜が確認をされ、農林水産省及び宮崎県に口蹄疫対策本部が設置をされました。これを受けまして北海道では、関係機関、関係者に注意喚起を図るとともに、侵入防止対策のリーフレット、ポスターの配布、道内空港における防疫対策の徹底、また宮崎県ほか3県からの牛、豚等の移入禁止をいたしております。市民への対応といたしましては、JR駅、バスターミナル、ホテル等にポスターを掲示し、注意喚起を図っているほか、滝川市のホームページに掲載をして注意喚起を図っております。関係畜産農家では、畜舎への部外者の立ち入り制限、畜舎出入り口に踏み込み消毒槽の設置等の侵入防止対策を実施をいたしております。また、丸加山牧野では施設への関係者以外の立入禁止看板の設置、家畜搬入路に消毒のための消石灰の散布、消毒踏み込み槽の設置

を行っております。今後とも口蹄疫侵入防止対策の徹底を継続するとともに、北海道家畜保健衛生所、中空知農業共済組合、JAたきかわと連携をし、情報を収集し、共有して、必要に応じて会議を招集をしてその対応を迅速に進めてまいる考え方であります。

以上申し上げて、行政報告といたします。

○議 長 次に、教育行政報告を求めます。教育長。

○教 育 長 続きまして、教育行政報告であります。お手元にお配りをしておりますほか、2点口頭で報告をさせていただきます。

1点目は、滝川開村120年を記念して制作されるたきかわカルタについてでございます。この事業は、滝川開村120年を記念して「探して！みつくて！大好きたきかわ」をキャッチフレーズにふるさと滝川への思いをテーマに子供たちや多くの市民の方々、滝川にゆかりのある市外の方々などから読み札を募集し、特色あるたきかわカルタを制作する事業であります。制作に当たりましてたきかわカルタ制作市民会議を5月6日に設置をし、楽しく遊びながら郷土が学べる解説本もあわせて制作することとしております。6月1日から7月31日までの募集期間を設定をし、市民会議により読み札を選考いたしますが、絵札のデザインについては滝川市出身で札幌市在住の版画家、彼方アツコさんに依頼をしております。末長く活用され、親しみのあるかるたとなるよう取り組んでおりますので、市民の皆様、議員の皆様のご協力をお願いいたします。

次に、今年度新たに導入をしました学校関係者評価制度について報告をいたします。滝川市では、平成14年から学校評議員制度を導入をし、本年3月までの間市内小中学校及び滝川西高等学校の12校で延べ471名の評議員の方から、子供たちがよりよい学校教育活動が受けられるよう学校運営の改善と発展につながる数多くの提言をいただいたところでございます。今度の新しい学校関係者評価制度は、学校関係者評価委員として学校が取り組む教育活動の成果や課題について学校が行う自己評価の客観性と透明性を高めるとともに、その結果を保護者や地域住民に公表していきたいというふうに考えております。このことを通じまして、家庭や地域社会に開かれた信頼される学校づくりをこれまでも増して目指してまいりますので、市民の皆様にはさらなる学校教育活動への支援等お願いをいたします。

以上2点、報告をさせていただきます。

○議 長 これをもちまして行政報告を終わります。

ここで休憩をいたしたいと思います。再開は午後1時といたします。休憩いたします。

休憩 午前10時22分

再開 午後 1時00分

○議 長 では、会議を再開いたします。

◎日程第5 議案第1号 平成22年度滝川市一般会計補正予算（第3号）

○議 長 日程第5、議案第1号 平成22年度滝川市一般会計補正予算（第3号）を議題とい

たします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 議案第1号 平成22年度滝川市一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正は、当初予算で実施設計費を計上しておりました江部乙東陽地区福祉会館の改築に伴う補正、21年度に策定しました滝川市地域省エネルギービジョン、畜産試験場跡地利用計画の次のステップとしてそれらの重点ビジョンや実施計画を策定するための補正などが主な内容となっております。

1ページをごらんください。第1条第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ6,788万3,000円を増額し、予算の総額を202億4,697万7,000円とするものです。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

第2条、地方債の補正でございますが、地方債の変更は、第2表によるところでございます。

2ページから3ページまでは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをいただきたいと思います。

5ページをお開き願います。第2表、地方債補正でございます。変更といたしまして、道路新設改良事業債1,070万円を増額し、1億9,750万円に限度額を変更するもので、道路の新設改良事業費の増によるものです。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開き願います。2款1項3目企画費、補正額75万円の増額につきましては、ウエルカムプロジェクトに要する経費の補正でございます。財団法人北海道市町村振興協会のいきいきふるさと推進事業の採択の見通しが立ったことに伴い、当初予算において議決いただいた80万円に助成金見込額の75万円を上乗せし、短期居住ニーズの増加に合わせたきかわ暮らしモニターツアーの拡充や家財道具つきアパートなど短期居住物件のPRに取り組み、移住、定住策のさらなる推進を目指すため、補正したいとするものです。

2款1項7目市民生活推進費、補正額2,881万9,000円の増額につきましては、コミュニティ施設の運営管理に要する経費の補正でございます。江部乙東陽地区福祉会館の改築工事について、当初予算で実施設計費を計上していたところですが、このたび財団法人自治総合センターのコミュニティセンター助成事業に採択されたことにより、対象経費の5分の3を支援いただき、改築工事等を行いたいとするものでございます。

2款1項9目交通安全対策費、補正額10万円の増額につきましては、交通安全対策に要する経費の補正でございます。交通安全教育に役立てていただきたいとの寄附者の意向により、ご寄附賜りました10万円を財源とし、幼稚園や保育所の室内交通安全教室時に使用いたします信号機、歩行用灯器と自転車の購入に充てたいとするものでございます。

3款2項1目児童母子福祉費、補正額75万8,000円の増額につきましては、母子福祉に要する経費の補正でございます。母子家庭の母が就業の際に有利な資格を取得するために、2年以上養成期間で就業する場合に生活費の一部を助成する制度があり、新たに申請があったことから母子

家庭自立支援給付金の補正をしたいとするものです。

3款2項2目保育所費、補正額177万6,000円の増額につきましては、病後児保育に要する経費の補正でございます。本年9月より中央保育所で病後児保育事業を開始いたしますが、それに伴い必要な費用を補正したいとするものです。病後児保育とは、現に市内認可保育所通所中の児童が病気の回復期であり、集団保育が困難な期間、当該児童を保育所の専用保育室で一時的に預かる保育サービスです。主な補正内容としては、臨時看護師及び保育士の賃金、保育室に必要な消耗品、備品購入費及び光熱水費となっており、北海道から対象経費の3分の2の補助を見込んでいます。また、保護者ニーズの調査結果や20年度の感染症罹患状況を踏まえ、本年9月から翌年3月までの利用者を約60名として見込み積算したものでございます。

4款1項5目環境衛生費、補正額475万5,000円の増額につきましては、環境にやさしいまちづくりに要する経費445万5,000円の増額と資源の環づくり推進事業に要する経費30万円の増額の補正でございます。環境にやさしいまちづくりに要する経費につきましては、前年度に独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、いわゆるNEDOの補助を受け、滝川市地域省エネルギービジョン初期ビジョンを策定したところですが、本年度は初期ビジョンの検討結果に基づき、引き続きNEDOの採択を受けて事業費の全額を支援いただき、より詳細な重点ビジョンを策定するため補正したいとするものです。具体的には、検討対象施設ごとの省エネルギー方策及び費用対効果の検討、地域への普及啓発などを進めたいとするものです。資源の環づくり推進事業に要する経費につきましては、国はバイオマス・ニッポン総合戦略をベースにバイオマスの利活用を促進しておりますが、滝川市においても平成18年度に滝川市バイオマスタウン構想を策定し、その推進に当たっているところですが、このたび財団法人北海道市町村振興協会が実施する地域づくり研修会開催支援事業助成金の採択を受けまして、事業費の全額を支援いただき、たきかわ地域未利用資源発掘セミナーを開催し、今後の事業化等を視野に入れた取り組みへの第一歩としたいとするものです。

次のページをお開き願います。7款1項1目商工業振興費、補正額720万円の増額につきましては、中心市街地活性化対策事業に要する経費50万円の増額と産業連携に要する経費670万円の増額の補正でございます。中心市街地活性化対策事業に要する経費につきましては、財団法人北海道市町村振興協会のいきいきふるさと推進事業の採択の見通しが立ったこと、また同助成金が本年度より実行委員会ではなく市に交付されることになったことから、街なか賑わいづくり支援事業補助金を当初予算において議決いただいた50万円に助成金見込額の50万円を上乗せするため補正したいとするものです。事業内容につきましては、商店街美化事業を初め消費者まつり、紙袋ランタンフェスティバルの開催など商店街振興組合、NPO法人、市民団体から組織される街なか賑わい再生実行委員会に補助するものでございます。産業連携に要する経費につきましては、前年度に滝川市、赤平市、経済団体、地域住民により跡地の活用方策について協議を重ね、畜産試験場跡地利用計画を策定したところですが、この利用計画に基づき北海道空知の先導的な食と農の拠点として、地域農業の高付加価値化や雇用創出、経済効果が見込まれる実現性の高い畜産試験場跡地利用実施計画を北海道から支援を受け策定するため、滝川市の負担金を拠出する補正をしたいとす

るものです。総事業費は1,410万円を見込んでおり、事業内容は先進事例調査、自然環境、農地基盤調査、公的支援制度調査、民間活力導入調査などを実施したいとするものです。

7款1項2目観光費、補正額100万円の増額につきましては、イベント・コンベンション振興に要する経費の補正でございます。中心市街地活性化対策事業に要する経費と同様に、いきいきふるさと推進事業の採択の見通しが立ったこと、また同助成金が本年度より実行委員会ではなく市に交付されることになったことから、ジングスカン王国滝川開催事業補助金をたきかわ夏まつり実行委員会に拠出するため補正したいとするものです。

8款2項2目道路新設改良費、補正額1,972万5,000円の増額につきましては、道路の新設改良事業費の補正でございます。当初予算計上しておりました道路新設改良事業に対する社会資本整備総合交付金が増額されたことに伴い、当初計画していました朝日町黄金町東601号線など4路線の道路改良舗装及び歩道造成工事の距離を延長するため補正したいとするものです。これによりまして朝日町東576号線を含む今年度の交付金事業が5路線合計で443メートルから498メートルと55メートル、また歩道造成工事は235メートルから260メートルと25メートル延長するものでございます。

10款4項1目学校管理費、補正額100万円の増額につきましては、その他高等学校教育の実施及び管理に要する経費の補正でございます。本年9月30日から2日間の日程で第44回北海道高文連音楽発表会が滝川西高等学校を当番校として滝川市文化センターで開催されます。この大会は、全道の支部を勝ち抜いた40校1,500名を超える参加者を見込んでおり、その際に大型の楽器は今回の当番校である滝川西高のものを共同利用する予定でしたが、購入後30年近く経過し、演奏に支障を来していることから、同窓会、PTA、吹奏学部父母の会などから成る滝川西高等学校の音楽振興協議会がティンパニーを新規購入することにしており、購入費用の一部として100万円を補助したいとするものです。同協議会は、自主事業の寄附を募ることにより約140万円の資金確保に努め、これまで多くの市内行事に参加してきたり、近年全国大会の出場を果たすようになった吹奏学部により演奏性能のよい全道大会で使用するレベルのティンパニーを自主財源に上乗せし、購入する予定であります。

10款6項2目美術自然史館費、補正額200万円の増額につきましては、企画展に要する経費、普及事業に要する経費、それぞれ100万円の増額の補正でございます。企画展に要する経費につきましては、北海道文化財団のまちの文化創造事業の採択の見通しが立ったことに伴い、当初予算において議決いただいた130万6,000円にご支援いただける100万円を上乗せし、海牛大化石展をより一層充実したものとするため、道内各地より大型海牛全身骨格を取り寄せし、展示するなど、事業の拡大を図るものです。普及事業に要する経費につきましては、北海道市町村振興協会のいきいきふるさと推進事業助成金の採択の見通しが立ったことに伴い、当初予算において議決いただいた55万5,000円に支援いただける100万円を上乗せし、コレクション展、とまれ！ちきゅうおんだん化2010のパフレットなどの作成やミュージアムd e お気軽アートのワークショップの充実など事業の拡大を図るものです。

以上、歳出合計で6,788万3,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、８ページ、９ページをお開き願います。１５款２項１目民生費補助金５６万８，０００円の増、１５款２項５目土木費交付金６００万円の増、１６款２項２目民生費補助金１１４万円の増、１８款１項２目総務費寄附金１０万円の増は、いずれも歳出関連でございます。

２０款１項１目繰越金２，７３０万５，０００円の増は、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

２１款５項３目雑入２，２０７万円の増は、歳出関連でございます。

次のページをお開き願います。２２款１項２目土木債１，０７０万円の増についても歳出関連でございます。

以上、歳入合計で６，７８８万３，０００円の増額となったところでございます。

以上を申し上げます、議案第１号の説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 それでは、大きく４点について伺いをしたいと思います。

まず、１２、１３ページ、資源の環づくり推進事業の経費ですが、講演会をされると。メタンガスを中心とした内容だということが委員会に報告されていますが、ここでお聞きをしたいのは未利用資源の発掘というテーマでなぜメタンガスなのかと。ご承知のようにリサイクリーンのメタンガスは運べないと。あそこで使う以外に方法がないということで、あそこで使うということというとならな発掘という対象にはならないのです。あえてそういう事業、メタンを対象にしたシンポジウムを計画されているという意味について、そういうことをやって効果が本当にあるのかと。結局あそこでしか使えないということを再確認するだけに終わるのではないかとということをまず伺いをしたいと思います。

あわせて、未利用資源ということであれば、容器包装リサイクル法に基づいたプラスチック、その他紙類、今回古紙については回収が７月から始まるわけですが、いわゆる容器包装の紙類というのは多様なわけで、そういったものも含めた、国が定めたものについて、まずできるところといたら、一番そこが近いわけですから、そういうことを本来ならやるべきなのかなというふうに思いますので、そういったことについてのお考えを伺いたいと思います。

２点目は、同じページで、商工費で畜産試験場跡地再利用計画策定業務負担金ですが、ここではまず策定委員会のような、どういうメンバーでこれを策定していくのかと。庁内なのか、それとも市民に広げるというような考え方があるのかということを１点伺いたいと思います。

２点目は、やはりこの計画は今は跡地がある、あるいは関連の花・野菜技術センターがあるという、それをどう活用するかということはあるかもしれませんが、これまで畜産試験場が主に放牧地等として使ってきたところに何を始めるかということなので、計画づくりとしてはともすれば絵にかいたもちのようなものをつくってしまう可能性があるのです。私は、地に足のついた計画、あるいはすぐに実行可能な計画というものが中心になり、せいぜい中期的な四、五年で実現可能な、そういったような計画を立てないと、道はもうこれ以上補助する考えはないというようなことも聞いてお

りますし、行政ということになるとどういう補助金、補助メニューがあるのかを考えると市の財政にかなり負担にもなる可能性がある。そういう中で地に足のついた、あるいはすぐにでも実現可能な計画を中心としたものにする考え方について伺います。

3点目は、契約なのですが、負担金補助及び交付金が720万円ということで、全額がこれになるのですよね。ということは、100パーセント委託費なのかなというふうに考えるのですが、このほかに……失礼いたしました。720万円ですから、全額がこういうふうになるわけです。総額で本当に委託費だけなのか、それともどんな内訳で使われる予定なのかということが3点目です。

大きな3点目は、ページ戻りますが、11ページです。衛生費で、環境にやさしいまちづくりの地域省エネルギービジョン策定調査委託料、やはりこれについても策定のための委託料というのがほぼ、全額ではありませんが、475万円のうち400万円が委託料ということになりますが、委託料以外の使い方というのは策定委員会をつくるということですから、先進地視察等もするというものですから、そういったものに使われるというふうに思うのですが、策定委員会のメンバー、これも先ほど畜試跡地のことで伺ったと同趣旨のことを伺いをしたいと思います。

それと、契約についてなのですが、今回初期ビジョンの検討結果に基づくということで、初期ビジョンを行った委託先があるのですよね、コンサルが。次の契約は、プロポーザルを行うのか、あるいはもう初期ビジョンの会社に随契というような考え方なのか。これと同じ趣旨のことを先ほどの畜試跡地についても先ほど聞いたというふうに思っているのですが、これについても同じことを伺いをします。

以上です。

○議長 答弁求めます。経済部長。

○経済部長 それでは、ただいま清水議員さんからご質疑ございました、まず1つ、畜産試験場の関係についてご答弁させていただきたいと思います。

まず、策定委員会の関係でございますけれども、現在考えられているのが昨年も畜産試験場の部会という形で地域活性化協議会の中でつくらせていただいた、そういうようなイメージでもって考えております。庁内ではなくて、市内の主な団体ですとか、あとこのところに赤平市さんも含めた中で畜産試験場のそういう策定するものをつくっていききたいという考えを1つは持っております。

それと、続きまして跡地利用の関係でございますけれども、議員さんおっしゃられるようにやはりこれが滝川市の一つの経済活性化のトリガーになるという形で考えておりますし、先般は北海道の畜産試験場の跡地利用計画というものも基本的な方向性を提示して、道庁さんのご承認もいただいたところでございます。これをやはり一歩先に進めるという中身で、基礎調査ですとか、参加企業の誘致、事業のスキーム等、ここら辺をやはり詰めていかないと、おっしゃるとおり長い10年で考えるのかといった、そういったようなスパンでは考えたくない。あくまでもやはりすぐに進められるもの、それと二、三年置かなければいけないもの、いろいろございますけれども、そういう長いスパンでいう計画というものではなくて、手をつけれるものは素早く手をつけたいというような形で考えております。

あと、契約云々という形でございますけれども、清水議員さんがおっしゃっていた720万円という額はあくまでも中心市街地の街なか賑わいづくり支援事業の50万円、それと畜産試験場の670万円という形でございますので、市の歳出といたしましてはこういう負担金として670万円を歳出という形で考えておりますけれども、あと委員会といいますか、策定するところに道のほうからお金と言ったらあれですけども、地域づくりの総合交付金、これは市を通さない、スルーしない、直にそういう策定委員会なりに入っていくお金、これ今700万円見込んでおります。それで、あと隣の市からも負担金を、赤平市からも負担金を見込むという形で、全額では1,400万円ちょっとの額で考えております。その中で今は、計画策定ということで九百四、五十万円という形で考えているところでございます。

あと、プロポーザル云々という形は、最初質疑なかったのですけれども、後の追加質疑でよろしいですか。これをどういう形で、せっかく先般計画づくりまして、やっぱりあれとのリンクをどう絡んでいくかという形で、また策定委員会の中もどういう形で、これを委託という形ですればいいのか、どのような方式でそのところを持っていくのか、十分に検討して進めたいと思っております。

以上です。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 議員さんからの質疑の1点目でございます。資源の環づくり推進事業に要する経費の補正の中身でございますが、今考えておりますのは先行取り組み事例といたしまして九州地区で実施されておりますメタンの発酵消化液等の農地還元利用の事例をまず講師を招いて発表していただきたいということが1つ。それと、下水道汚泥の燃料化事業を展開しております広島県のほうからの事例の発表、それと道内のほうからは南幌町で実施されております麦わらペレットの燃料化の利用の取り組みという、このような先進取り組み事例を講師を招いて講演をしていただくということでございますので、メタングラスということではなくて、今考えておりますのはメタン発酵消化液の再利用はできないのかというようなことをテーマとして考えたいと思っております。

それから、未利用資源ということで議員さんからもございました。まずは、7月1日から古紙の回収を実施させていただきたいということで、既に町内会等での班回覧、広報等でも周知をさせていただいております。まずは、古紙回収のリサイクルというような格好で取り組みたいと考えております。

それから、エネルギービジョンの策定委員会のメンバーはということでございますが、今学識経験者、これは北大の教授もしくは准教授を予定しております。また、北海道庁のほうからは空知総合振興局の産業振興部の担当課のほうからどなたかと、それと省エネルギーセンターの北海道支部のほうからどなたかということ、それと北海道電力の関係者の中からどなたかというような格好で、まだ決まってはおりませんが、このような方々のメンバーを予定しているところでございます。

それと、契約方法ですが、まだ具体的には決まっておりませんが、競争性を働かせる方式ということで考えております。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 大きく4点で、4点目はつい先ほどし忘れたのですが、よろしいでしょうか。

○議長 長 はい、どうぞ。

○清水議員 まず、4点目からお伺いします。

今回の財源にいきいきふるさと助成金というものが4点入っているのです。それで、この助成金についてお伺いしたいのですが、1点目は年度当初予算でこの補助金が何件、総額幾らぐらい使われていたのかということです。

2点目は、民主党政権になってからつくられたものだというふうに思うのですが、これほど使い勝手というか、どのような手続、申請から内定まで、期間も含めて1カ月程度で終わるのだとか、実は年度前から申請していたのが今ぐらいにつくのだとか、そういった具体的なことも含めてお聞きをしたいと思います。

それで、2点目ですが、省エネビジョンについて、学識経験者等のご説明がありましたが、やはり省エネをするのは市民なのです。どんな理屈がすばらしいものであっても、実行とセットになるということが非常に重要なのです。それで、滝川市民の中にはいろんな環境について実践をされている、あるいはエネルギーについても省エネについても実践をされている市民団体や企業さんがいらっしゃるわけで、こういった方々もメンバーに入れると。あるいは一般市民公募も入れるということで、実行する、あるいは滝川の現状を踏まえられる、こういったメンバーも加えるお考えについて伺います。

それと、畜試跡地についてなのですが、策定委員会については昨年の部会のイメージということですが、道にことし700万円以上の補助金をいただきながらこれをやるということが、要するに具体化をするということがわかっていなかったときの部会と具体化を目指す部会とはやはりおのずと違ったものになるのかなと。という意味では、東滝川主体ということではなくて、やっぱり全市の人材、能力を生かせるという、そういう考え方が必要になると。当然それにのっとって、そういう目的を持てば、おのずと策定委員会のメンバー選びもそれに必要な選び方が出てくるというふうに思うのですが、お考えを伺いたいと思います。

以上です。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 畜産試験場の委員会の関係でございますけれども、議員さんおっしゃるとおりここに中心に、ここに中心にということは今のところ考えていないと。全市的な中でどうしようなところでどう選んだらいいのかと。ある程度の団体というのはわかるのですけれども、では団体以外にどういうのがあるのかと。それで、団体はある程度いろんな経済団体ですとか、農業団体ございますので、そこら辺は大体わかるのですけれども、もう少し一歩踏み込んだ、そこら辺をどうするかというのも考えていきたいなとは思っておりますけれども、結果的にどういうふうになるか、いろいろとご相談させていただいて進めていきたいと思っておりますし、また先ほど議員さんおっしゃられたように道からというような補助もあるという形で、前もそうでしたけれども、オブザーバー的なものの考えでしか道としても対応できないと思うのですけれども、やっぱりそこら辺も北海道庁

の本庁、それと空知総合振興局、ここら辺とも相談しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長 総務部長。

○総務部長 清水議員さんからの補助金関係の質疑でございますが、これいきいきふるさと助成金ということでございます。北海道市町村振興協会からいただくものでございますが、これ年度当初は予算化はしておりません。今回の補正が初めてでございます。これは、日程的にこの補助金の要望調査というものがことしの2月ごろ、そして申請が4月に入ってからで、内定いただくのが今月、6月で、最終的な決定が6月下旬から7月下旬、こういうスケジュールになっておりまして、当初予算でちょっとなかなか確定しないものですから、大体この時期に補正で計上させていただいているという性格の補助金でございます。

それから、これは民主党政権になってからの補助金ではございませんで、以前からある補助金の制度でございます。

それから……済みません。今要望調査2月でなくて、ごめんなさい。10月でございます。10月からスタートして、少しずつ詰めていくというものです。

それから、使い勝手等については、滝川市の場合非常に市町村振興協会とは連携を深くさせていただいております。いろんな相談にもよく行っておりますし、非常に使わせていただいております、滝川市にとっては、非常に使い勝手のいい補助金だということで認識をしております。

以上でございます。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 委員会のメンバーでございます。申しわけありません。言葉足らずでございました。エネルギー供給事業といたしまして、先ほど言いました北電も考えておりますし、地元業者としましても入っていただくという考えもございます。また、地域産業関係者ということで、市内のそれぞれの関係者も委員に、また市民代表という格好の委員メンバーも考えております。教育関係者も入っていただくということで、オブザーバーとして予定しておりますのは北海道経済産業局、それと新エネルギー・産業技術総合開発機構もオブザーバーということで、メンバーとして考えてございます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 省エネルギービジョン策定及び畜産試験場跡地利用計画策定、それぞれ今のご答弁ではいろいろと相談したい、あるいは市民代表もというようなことがつけ加えて答弁がされたわけですが、この2つの点というのは共通しているのは新しくつくり上げていかなければならないという、そういうやる気のある人というか、それをこれから3年、5年、10年先まで見越して、そこにかかわって、かかわるというのはその企業に入るとかというのではなくて、それを見ながら、こういうはずではなかったとか、ここはこうやったほうがいいのかとかという形で外からかかわれるような方がやはり市民の中から選ばれるべきだというふうに思うのです。そういう点でエネルギー関係の業界だとか、そういうのが果たして、そういう人も1人ぐらいは必要かもしれないです

けれども、やはり4万というように、消費者です。消費者あるいは畜産試験場跡地でいえばそこで雇用を期待する人だとか、そこで要するに例えば菜種を栽培したい、あるいはそこで栽培した菜種を搾りたいとか、そこで何か事業をしたいとかいうような、その場合は消費者というよりは受益者というか、そういう本当にやる気のあるような市民の方に参加してもらったとすると、市民代表とかと。それは、某大きい市民団体の代表とかということではないと僕は思うのです、今回のことについて言えば。そういう方を否定するわけではありませんが、やはり公募だとか、いろんな環境だとか、新たな事業展開を考えている方だとか、そういう業界の方だとか、そういうような方々に積極的に声をかけて参加してくれと。それと、公募をセットで行うようなことが必要ではないかと思いますが、お考えを伺います。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 委員のメンバーの市民代表というような格好でなくて、もっとやる気のある方、市民の中からということでございます。お声がけはいたします。例えば既にもう市内で太陽光発電等を実施されている方等もおられます。ほかに先進的な情報を持っておられる方等もおられます。そのような方に委員のメンバーになっていただくようなお声がけはしたいとは思っておりますが、今の段階では公募する考えまでには至っておりません。

(「両方に聞いたんだよ、2人に」と言う声あり)

○議長 長 経済部長。

○経済部長 畜産試験場の関係につきましては、今回パートナーという選び方もしなければいけないという形で、ではそのところでどういう方がいる、そのところでこの実施計画にすぐのっとれるのかということも、そこら辺も見きわめなければいけないと。では、民間企業とそうではないところは違うのだとか、いろんな観点ございますので、そこら辺もどういった方を入れたらいいのかということもやはりこれから考えていかなければいけないと。清水議員さんのおっしゃるような方、そのところも考えていかなければいけないという形で思っていますし、例えば先ほど言われた菜種云々ということであれば、その上部団体のJAともいろいろ相談しなければというか、相談もしてみたいと思いますし、あそこをどう使うかという観点とだれがどのようにあそこを使うに使っていただけるか。例えば酪農学園とか、いろいろございますので、そこら辺も加味した中で考えていきたいと思っております。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 私は、日本共産党を代表して議案第1号 平成22年度滝川市一般会計補正予算を可とする立場で討論を行います。

内容については、すべて市民生活にとって大事なことでありますので、賛成するわけですが、その進め方という点で2つ意見を述べたいと思います。まず、1点目は、策定委員会の公募について今はその考えはないということが市民生活部長のほうからは明確に述べられました。しかし、省エ

ネというのは本当にすべての市民がいろんな立場で行うということですから、省エネについて私はこんなに苦労しているのだとか、苦労してきたのだとかと、そういう方を視野に入れた策定委員会にさせていただきたいなという点では、やはり公募を検討していただきたいと。きょうが14日ですから、広報の原稿締め切りまでまだ三、四日ありますので、大至急で検討をすることを求めたいと思います。

2点目は、2つのビジョンともに主な部分が大手のコンサルタントに委託をされる可能性が非常に高いと。大手の場合、先進事例だとか、いろんな新しい、これまでの経過とか、そういう情報について非常に豊かなものを持っているのですが、それは極端なことを言えば日本全国どこに持っていても同じ案を、どこに持っていてもいいような計画を立てる可能性がある。そういう点で地に足のついた、あるいは短期的に効果の出る、市民が参加しやすいというようなものにするために、途中で一度計画づくりここまできて、あと残りの期間でこうしますというような説明会を、市民に対しての説明会など、あるいは広報での説明、そんなものを積極的にやることを求めて、討論いたします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は可決されました。

◎日程第6 議案第2号 平成22年度滝川市老人保健特別会計補正予算（第1号）

○議 長 日程第6、議案第2号 平成22年度滝川市老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第2号 平成22年度滝川市老人保健特別会計補正予算につきましてご説明いたします。

概要でございますが、平成21年老人保健特別会計の医療費の確定に伴い、財源であります支払基金交付金、国庫負担金、道負担金の精算により超過交付となったため、返済するため補正したいとするものでございます。

第1項におきまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ279万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出総額821万6,000円とするものでございます。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

次のページ、2ページ、3ページは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通し願

いたいと思います。

次に、事項別明細の歳出よりご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きください。歳出、3款1項1目償還金といたしまして279万7,000円の補正額、歳出合計補正額、同額でございます。

次に、歳入につきましてご説明いたしますので、6ページ、7ページをお開きください。5款1項1目繰越金、補正額279万7,000円、歳入補正額合計も同額279万7,000円であります。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決をいたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は可決されました。

◎日程の追加について

○議 長 お諮りをいたします。

本日の日程はすべて終わりましたが、過日の議会運営委員会で確認したとおり、明日の日程を本日に繰り上げ、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、配付してあります追加日程のとおり、日程番号第7から第12までを本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎日程第7 議案第3号 職員の育児休業等に関する条例及び滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第7、議案第3号 職員の育児休業等に関する条例及び滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程をされました議案第3号 職員の育児休業等に関する条例及び滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本条例の提案の趣旨であります。少子化の進行等を踏まえ、労働者が就業しつつ、子の養育または家族の介護を行うことができる環境整備を進めるため、平成21年11月30日に公布され、本年6月30日から施行されます国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律に伴い、国家公務員に関する取り扱いに準じまして職員の育児休業等に関する条例等の関係部分の規定について所要の改正を行いたいとするものであります。

それでは、議案第3号参考資料の新旧対照表1ページをお開きください。職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第1条関係）であります。まず、第2条であります。育児休業をすることができない職員に関する規定であります。配偶者の育児休業の取得の有無、子を常態として養育できる環境の有無にかかわらず、職員は育児休業をすることができる改正とするものであります。

次に、第2条の2であります。子の出生の日及び産後8週間の期間内、つまり出生の日から57日間以内について最初の育児休業をした職員は、特別の事情がなくても再び育児休業をすることができる規定を設けるものであります。

次に、第3条であります。2ページをお開きください。第4号におきまして、再び育児休業をすることができる特別の事情として、職員とその配偶者が交互に育児休業等をしたかどうかにかかわらず、3月以上の期間を経過した場合には、再び育児休業をすることができる改正とするものであります。その他については、文言整理であります。

次、第5条であります。育児休業の承認の取り消し事由に関する規定であります。先ほどの第2条と同様であります。子を常態として養育できる環境について削るものであります。

次に、第9条であります。育児短時間勤務をすることができない職員に関する規定であります。先ほどの第2条と同様の改正となっております。

3ページをお開きください。次、第10条であります。先ほどの第3条の同様の改正となっております。第5号におきまして1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情として、職員とその配偶者が交互に育児休業をしたかどうかにかかわらず、3月以上の期間を経過した場合には、育児短時間勤務をすることができる改正とするものであります。その他については、文言整理であります。

4ページをお開きください。次に、第12条であります。育児短時間勤務の承認の取り消し事由に関する規定であります。先ほどの第5条と同様に子を常態として養育できる環境について削るものであります。

次、第18条であります。部分休業をすることができない職員に関する規定であります。先ほどの第2条、第9条と同様な改正となっております。

次、第19条であります。第1項については文言整理であります。

続きまして、滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正（第2条関係）であります。

まず、第9条第2項であります、時間外勤務の制限に関する規定であります、3歳に満たない子のある職員が子を養育するために請求した場合には、業務を処理することが著しく困難な場合を除き時間外勤務をさせてはならないとする規定を新設するものであります。

5ページをお開きください。次に、第3項であります、さきに職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第1条関係）において同様な改正内容についてご説明申し上げたところでありますが、子を常態として養育できる環境の有無にかかわらず、時間外勤務の制限を請求することができる改正とするものであります。その他については、文言整理であります。

次に、第4項であります、要介護者についての準用規定であり、文言整理であります。

6ページをお開きください。次、第5項であります、文言整理であります。

次に、附則であります、まず施行期日であります、この条例は、一部の規定を除き平成22年6月30日から施行したいとするものであります。

以下、経過措置についてはお目通し願います。

以上で議案第3号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は可決されました。

◎日程第8 議案第4号 滝川市立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第8、議案第4号 滝川市立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 それでは、議案第4号 滝川市立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

改正の趣旨でございますが、高等学校における教育に係る経済的負担の軽減、それから教育の機会均等を目的として、国では公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給

に関する法律がさきの３月３１日に公布され、４月１日より施行されているところであります。それに伴いまして、授業料の不徴収に係る所要の整理を条例で行うため、条文中の授業料に関する規定の削除、それと文言の整理をしたいとするものでございます。

それでは、議案第４号参考資料、次の１ページをお開き願いたいと思います。題名については、滝川市立高等学校の入学検定料等徴収条例に改めたいとするものでございます。

第１条中の「授業料、」を削り、「授業料等」を「入学検定料等」に改めたいとするものでございます。

第１条の２の見出しを「（入学検定料等の徴収）」に改め、同条第１項中「授業料、」を削りたいとするものでございます。

第２条の見出しについては、「（入学検定料等の額）」に改め、同条第１項中「授業料等（証明書交付手数料を除く。）」を「前条第１項に規定する入学検定料及び入学料」に改めたいとするものでございます。

第３条中「授業料等」を「入学検定料等」に改めたいとするものでございます。

第４条の見出しについては、「（入学検定料等の不還付）」に改め、同上中「授業料等」を「入学検定料等」に改めたいとするものでございます。

第５条の見出しについてでございますが、「（入学検定料等の減免及び徴収猶予）」に改め、同上中の「授業料等」を「入学検定料等」に改めたいとするものでございます。

別表につきましては、授業料の項を削り、入学検定料の項中「２，２００」を「２，２００円」に改め、入学料の項中「５，６５０」を「５，６５０円」に改めたいとするものでございます。

附則につきましては、この条例につきまして、公布の日から施行して、この条例による改正後の滝川市立高等学校の入学検定料等徴収条例の規定につきましては、平成２２年４月１日から適用するという事で遡及適用としたいとするものでございます。

以上、説明とさせていただきますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。酒井議員。

○酒井議員 私から１点お伺いしたいと思います。

この公立高校授業料の不徴収に伴って、全国的に保護者の負担についての問題が生じているというふうに伺っております。例えばかつて減免などを受けていた生徒に関して、その後のこうした授業料を除いた教材費やその他保護者負担、こうしたものについて引き続きそうした減免が受けられなくなっているという事例があるというふうに聞いております。本市の高等学校において、そうした事例は生じ得ないというふうに私は思いますけれども、確認をしたいというふうに思います。

○議 長 答弁を求めます。教育長。

○教 育 長 西高につきましては、授業料の減免措置というのはございますけれども、そのほかの諸費の減免措置というのはございませんので、お伺いのような事例は西高においては発生をしていないということです。

○議 長 ほか質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は可決されました。

◎日程第9 議案第5号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

○議 長 日程第9、議案第5号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程をされました議案第5号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてにつきまして提案理由の説明を申し上げます。

本議案の提案の趣旨であります。地方自治法第286条第1項の規定に基づき、北海道の支庁制度改革に伴い規約の変更をしたいとするものであります。

議案本文の記以下であります。北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約であります。本規約におきましては、第5条の表、また組合を組織する市町村及び市町村の一部事務組合名を列記した別表がございますが、以下先ほど提案の趣旨を申し上げましたとおり変更したいとするものであります。

なお、附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するとするものであります。

以上で議案第5号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は可決されました。

◎日程第10 議案第6号 北海道市町村備荒資金組合理約の変更について

○議長 長 日程第10、議案第6号 北海道市町村備荒資金組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第6号 北海道市町村備荒資金組合理約の変更についてご説明を申し上げます。

この変更につきましては、北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例が平成22年4月1日から施行されたことに伴い、組合より構成市町村に対し6月定例会において議決を願う旨の要請がありましたことから、本議会に提案するものです。

内容でございますが、議案第6号参考資料、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。参考資料のとおり第6条中「各支庁」を「北海道総合振興局及び北海道振興局」に改め、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可のあった日から施行したいとするものです。

以上、議案第6号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は可決されました。

◎日程第11 議案第7号 議員の派遣について

○議 長 日程第１１、議案第７号 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りをいたします。本案につきましては、滝川市議会会議規則第１３条第２項の規定に基づき、議会運営委員会から提案されたものでありますので、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第７号は可決されました。

◎日程第１２ 諮問第１号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議 長 日程第１２、諮問第１号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 諮問第１号について提案理由のご説明を申し上げますが、滝川市に置かれております人権擁護委員、丸山健氏が平成２２年９月３０日で任期満了となりますために、後任候補者として引き続き同氏を推薦をいたしたく、人権擁護委員法第６条第３項の規定により本議会の意見を求めるものでございます。

同氏の略歴につきましては、諮問第１号参考資料で印刷配付のとおりでございますので、どうかお目通しをいただいて、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより諮問第１号を採決いたします。

本件については可と答申することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、諮問第１号は可と答申することに決しました。

◎動議の提出

(「議長」という声あり)

○議長 清水議員。

○清水議員 動議であります。決議案の提出をしたいと思います。

○議長 ただいま清水議員から、普天間基地の名護市辺野古周辺への移設を明記した共同声明の実行を一時停止し、白紙に戻すことを含めた対米交渉開始を求める決議の動議が提出されました。

会議規則第15条の規定により、動議の成立にはほかに1人以上の賛成者が必要となりますので、賛成者の有無を確認いたします。

(「賛成」という声あり)

○議長 この動議は1人以上の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

ここで臨時休憩いたします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時15分

○議長 会議を再開いたします。

◎日程の追加について

○議長 長 お諮りをいたします。

普天間基地の名護市辺野古周辺への移設を明記した共同声明の実行を一時停止し、白紙に戻すことを含めた対米交渉開始を求める決議の動議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、この動議を日程に追加をし、追加日程第1として、直ちに議題といたします。

◎追加日程第1 決議案第1号 普天間基地の名護市辺野古周辺への移設を明記した共同声明の実行を一時停止し、白紙に戻すことを含めた対米交渉開始を求める決議

○議長 長 追加日程第1、決議案第1号 普天間基地の名護市辺野古周辺への移設を明記した共同声明の実行を一時停止し、白紙に戻すことを含めた対米交渉開始を求める決議の動議を議題にいたします。

提案理由の説明を求めます。清水議員。

○清水議員 決議案第1号につきまして提案者である清水雅人、渡辺精郎、2名を代表して私清水が説明をいたします。

説明の前に、決議案を読み上げたいと思います。普天間基地の名護市辺野古周辺への移設を明記

した共同声明の実行を一時停止し、白紙に戻すことを含めた対米交渉開始を求める決議。

平成22年5月28日に日米両政府は共同声明を発表し、政府は、声明の内容を盛り込んだ政府方針を同日夜の臨時閣議で決定しました。普天間基地問題について共同声明には、「両政府は、オーバーランを含み、護岸を除いて1,800メートルの長さの滑走路を持つ代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に設置する意図を確認した。閣僚は、代替施設の位置、配置及び工法に関する専門家による検討を速やかに（いかなる場合でも10年8月末日までに）完了させ、検証及び確認を次回のSCCまでに完了させることを決定した。両政府は、代替施設の環境影響評価手続及び建設が著しい遅延がなく完了できることを確保するような方法で、代替施設を設置し、配置し、建設する意図を確認した。」と明記されました。

しかし、これは、民主党の公約と沖縄県民の意思を踏みにじるものです。

この問題で沖縄県議会は平成22年2月24日に「米軍普天間飛行場の早期閉鎖・返還と県内移設に反対し、国外・県外移設を求める意見書」を可決し政府に提出しました。

意見書には『県民の意思はこれまで行われた住民投票や県民大会、各種世論調査などで明確に示されており、移設先とされた名護市辺野古沿岸域は国の天然記念物で、国際保護獣のジュゴンを始めとする希少生物をはぐくむ貴重な海域であり、また新たなサンゴ群落が見つかるなど世界にも類を見ない美しい海域であることが確認されている。また、宜野湾市民や県民は、最も危険な普天間飛行場を早期に全面返還し、政府の責任において跡地利用等課題解決を求めている。さらに、地元名護市長は、辺野古の海上及び陸上への基地建設に反対している。』と明記されています。

また、4月25日に開かれた「米軍普天間飛行場の沖縄県内への移設に反対する県民大会」の内容は『主催者発表によると約9万人が参加した。普天間問題をめぐる県民大会としては過去最大規模で、仲井真弘多（なかいま・ひろかず）知事のほか、県内41市町村長も代理の2人を含め全員が出席した。「県内移設を断念し、国外・県外へ移設するよう強く求める」との決議を採択した。大会は民主、自民、公明、共産、社民、沖縄社会大衆の県内各党と市民団体、経済団体など281団体による実行委員会が主催』（朝日新聞）と報道されています。

以上の経過を経て、共同声明の4日後に鳩山首相と小沢幹事長が辞意表明に追い込まれました。鳩山前首相は記者会見で「国民が私と政権に対して聞く耳を持たなくなった原因」として、「政治と金」の次に「普天間」問題に対する対応を挙げました。

以上のように沖縄県民の圧倒的多数が県内移転に反対している中で発表された共同声明の直後に首相が辞意を表明したことは、国家として責任を持てない共同声明である可能性が高いことを示しています。

政府は、共同声明の実行を一時中止し、白紙に戻すことを含め米国政府に対して交渉を開始することを求めます。

以上、決議する。

若干説明を加えたいと思います。まず、1点目は、この日米共同声明が出された後に沖縄県議会は決議を採択をしております。内容は、日米共同声明の白紙撤回を求める、そういう決議です。これも先ほどと同様国民新党系以外の各会派の賛成で可決をしています。また、名護市の稲嶺市長は

6月8日、日本共産党の志位委員長が訪問した際、このように述べています。日米合意は白紙撤回しかない。そのためのお力をかしていただきたい。日米合意を踏襲するというが、これは破綻しているし、実効性が全くない。また、世論調査が毎日新聞と琉球新報の合同で行われ、結果が5月31日付の新聞各紙で報道されています。ここでは、日米両政府が決めた普天間基地の辺野古移設に反対が84パーセント、なお同調査で名護市民は83パーセントが反対をしています。

最後に、県議会の高嶺議長を志位委員長が訪問した際のお言葉をご紹介します。結びたいと思います。日米合意について、置き土産というのは普通喜んでくれるものです。なのに鳩山前首相は、県民が嫌がる頭越しの合意を残したまま、県民に説明を果たさないままやめてしまった。日米協議を主権国家としてやり直してもらいたい。46都道府県対1県の戦いではなく、全国民的な運動にし、沖縄の戦後を動かすために絶大なご支援をお願いしたい、このように高嶺議長は述べました。

以上、説明とします。

それで、決議案第1号に誤植がありますので、ご訂正をお願いしたいと思います。1行目です。普天間基地の「名護市辺野古周辺への」の次に「移転」というふうになっておりますが、「移設」とご訂正願います。

以上です。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。荒木議員。

○荒木議員 私は、決議案第1号 普天間基地の名護市辺野古周辺への移設を明記した共同声明の実行を一時停止し、白紙に戻すことを含めた対米交渉開始を求める決議を否とする立場で討論いたします。

まずは、抑止力、県外移設等の是非を含めた紆余曲折があったにせよ、民主党が総選挙で掲げた公約を守れなかったこと、さらに申し上げるなら、米国政府との過去の経緯を無視した形で選挙の争点とし、多大なる混乱を招いたことに対して大変遺憾に思うとともに、改めて国家の安全保障、米軍基地の偏在等の諸課題が複雑に絡み合うこの問題の難しさを認識するところであります。

私どもが本決議案に賛同できない理由は以下の2点であります。1点目は、米軍基地問題に対する日本共産党の方針であります。私どもは、国防における日米同盟は重要な要素の一つと考えておりますが、日本共産党は普天間基地の無条件返還、国内における代替施設は必要なしとの立場であり、その方針のもとに示された本決議案に賛成することができません。この決議で求めている白紙撤回後の米国政府との再交渉いかんでは、完全決裂による海兵隊グアム移転の中止、世界一危険な基地である普天間の現状維持も考えられ、仮にそのようなことになれば危険性を含み県民負担が現状のまま放置されることとなり、その結果責任は多大なものと言わざるを得ません。

2点目は、沖縄県民の圧倒的多数が県内移設に反対していると述べている点であります。例えば

共同声明に盛り込まれました代替施設であります名護市住民の間では、私どもの知り得る限り圧倒的多数が反対しているとの認識には至っておりません。その認識においても相入れないものであります。滝川市と名護市は、友好親善都市の盟約を交わしている以上の官民諸団体を通じた真の友人関係であると思っています。今後新政府と名護市の間でどのような話し合いの場が設けられるか定かではありませんが、施設設置にかかわる国と自治体の問題、協議について、他の自治体、ましてや友好親善都市である滝川市がその推移を見守るのではなく、このような決議を採択すること自体極めて慎重であるべきとの立場を改めて申し添え、討論いたします。

○議 長 酒井議員。

○酒井議員 私は、日本共産党を代表しまして、決議案第1号 普天間基地の名護市辺野古周辺への移設を明記した共同声明の実行を一時停止し、白紙に戻すことを含めた対米交渉開始を求める決議案に賛成の立場討論を行います。

鳩山前首相は、5月28日、普天間基地について国内、日米間で協議を重ねた結果、沖縄県内に、具体的には辺野古周辺にお願いをせざるを得ないという結論に至ったと発言し、日米の合意文書を発表し、声明の内容を盛り込んだ政府方針を決定しました。このことは、沖縄県民と国民に対する裏切り行為にほかなりません。沖縄県民は、4月25日、9万人を超す県民が参加した島ぐるみの集会を開き、普天間基地の閉鎖撤去、県内移設反対の意思を国内外に表明しました。この大会には、自民党から共産党まで党派を超えての参加があり、さらに県知事と県内41の市町村がすべて参加するものでした。もともと鳩山前首相の選挙公約は、普天間基地を国外、最低でも県外に移し、県民の負担を軽減することでした。しかし、政権がとった態度はアメリカに言われるままに沖縄に県内移設を要請し、辺野古への新基地建設を持ち出したことでした。県民の意思はかたく、県内移設の同意が取り付けられそうにないからといってアメリカとの合意を優先し、その合意を盾に県民の意思を抑えつけようなどということは絶対に通用しません。これは、国民、県民よりもアメリカの意向を優先するものにほかなりません。鳩山前首相は、対等な日米関係を主張していましたが、結局は破綻した県内たらい回し路線、移設条件つき路線に固執し、辞意表明に追い込まれました。しかし、新たに選出された菅新首相は普天間問題について名護市辺野古に新基地を押しつけ、米軍の訓練被害を全国に拡大する日米合意を踏まえると表明し、前政権が辞任に追い込まれた政策を踏襲するとしています。日米合意は、辺野古周辺に建設する新基地の位置や工法などの検討をいかなる場合でも8月末までに完了させるとしています。しかし、それを進めれば進めるほど世論調査で辺野古移設反対が8割を超える沖縄県民との矛盾は一層激しくならざるを得ず、破綻は免れません。政府は、抑止力の名のもとに米軍基地の被害を押しつけることはもうやめ、共同声明の実行を一時中止し、白紙に戻すことを含め、アメリカに対して交渉を開始することを求めるべきであることを述べ、賛成討論いたします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

(何事か言う声あり)

○議 長 清水議員、不規則発言はやめてください。
これより決議案第1号を起立により採決をいたします。
本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。
(起立少数)

○議 長 起立少数であります。
よって、決議案第1号は否決されました。

◎休会の件について

○議 長 お諮りをいたします。
議事の都合により、6月15日から6月20日までの6日間を休会いたしたいと思います。これに異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
よって、6月15日から6月20日までの6日間休会することに決しました。

◎散会宣告

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
お疲れさまでした。

散会 午後 2時33分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成22年第2回滝川市議会定例会（第8日目）

平成22年 6月21日（月）

午前10時01分 開 議

午後 4時54分 散 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

○出席議員（17名）

1 番	渡 辺 精 郎 君	2 番	窪之内 美知代 君
3 番	酒 井 隆 裕 君	4 番	清 水 雅 人 君
5 番	関 藤 龍 也 君	7 番	山 口 清 悦 君
8 番	中 田 翼 君	9 番	大 谷 久美子 君
10 番	荒 木 文 一 君	11 番	堀 重 雄 君
12 番	三 上 裕 久 君	13 番	堀 田 建 司 君
14 番	田 村 勇 君	15 番	山 腰 修 司 君
16 番	井 上 正 雄 君	17 番	水 口 典 一 君
18 番	山 木 昇 君		

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	田 村 弘 君	副 市 長	末 松 静 夫 君
教 育 長	小 田 真 人 君	教育委員会委員長	若 松 重 義 君
監 査 委 員	宮 崎 英 彰 君	会計管理者兼理事	飯 沼 清 孝 君
総 括 理 事	高 橋 賢 司 君	総 務 部 長	吉 井 裕 視 君
総 務 部 次 長	高 橋 一 昭 君	市民生活部長	西 村 孝 君
市民生活部次長	伊 藤 克 之 君	保健福祉部長	橘 弘 恭 君
保健福祉部次長	佐々木 哲 君	経 済 部 長	若 山 重 樹 君
経 済 部 参 事	多 田 幸 秀 君	経 済 部 参 事	佐々木 邦 義 君
経 済 部 参 事	福 島 卓 君	建 設 部 長	大 平 正 一 君
建 設 部 技 監	三 谷 文 彰 君	教 育 部 長	舘 敏 弘 君
教 育 部 次 長	河 野 敏 昭 君	教育部指導参事	春 田 淳 一 君
監 査 事 務 局 長	堀 下 博 正 君	病院事務部長	東 照 明 君
病院事務部次長	鈴 木 靖 夫 君	総 務 課 長	田 中 嘉 樹 君

財 政 課 長 山 崎 猛 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長 中 嶋 康 雄 君
書 記 山 本 信 子 君

次 長 田 湯 宏 昌 君
書 記 寺 嶋 悟 君

開議 午前10時01分

◎開議宣告

○議長 ただいまの出席議員数は、17名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、荒木議員、堀議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長 長 日程第2、これより一般質問を行います。配付いたしておりますプリントの順に従って行っていただきます。

なお、質問は一問一答方式で、30分以内の持ち時間制により質問席において行っていただくことになっておりますので、質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は、通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明されました事項にわたらないようにご留意をお願いいたします。

では、田村議員の発言を許します。田村議員。

○田村議員 皆さん、おはようございます。今回から提出順でなくて抽せんということで、幸いにも私は2番を引いたのですが、1番を引いた人がいないということで、1番バッターということで、これも最後に残った1本が1番ということで、因縁めいたものがあるのかなと思ってございます。

◎1、市長の政治姿勢

1、2期目の施策達成度

2、3期目の考え方

それでは、通告の順に従いまして、早速質問をしてまいります。1つ目は市長の政治姿勢であります。その一つとして、2期目の施策達成度。戦後60年、努力と国民性、市民性で現在の滝川が開村120周年を迎えました。市長になって8年の2期目、残すところあと10カ月というところでございますが、新生園の活用、採用、サプライズ人事やら、江部乙小の女子児童自殺問題、暴力団員の生活保護費詐欺事件、体育協会の不正事件、農業開発公社の粉飾決算等々がありました。最近、横綱白鵬の観光大使就任ということで明るいニュースも全国に伝わったところでございます。そんな中で市長は、残り10カ月に特に進めたい施策、例えば都市マスタープランやマニフェスト等の中で実施したことは多々あるというように伺ってございますが、この残りの10カ月に特に進めたいというような政策がありましたら、お教え願いたいと思います。

○議長 長 田村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 おはようございます。ただいま田村議員からのマニフェストに対する達成度のご質問でございますが、ご案内のように初めてのマニフェストを掲げさせていただきました。40の約束、

项目的には47項目でございますが、お約束を申し上げた政策提言をしっかりと実現していく、かつ中間的評価についても市民の皆さん方に適切にお知らせをしていくということで、2年間の中間評価を昨年11月に広報を通じて発表させていただきました。すべての項目に着手はいたしておりますけれども、しかし2年間の評価の中では余り進捗が認められないというのが2項目ございました、それなりに努力はしてきたけれども、十分な進捗度とは言えないというのが10項目ございました。あるいは、順調に進捗しているけれども、さらに工夫や努力が必要だというのが6項目あったわけでありまして、私はこれまで47項目の中で既に取り組んできて一定の成果が上がっているものについてはさらに効果を高める努力が必要だというふうに思いますと同時に、ただいま申し上げましたA、B、C、D、Eという5ランクをつければC、D、Eというのは必ずしも満足できる状況ではない。したがって、このC、D、E、18項目を中心にさらに熟度を高め、効果を高めるということを残された任期最善の努力を尽くしたいというふうに思っております。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 今の項目の中で10項目、6項目、まだまだということなのですが、具体的にこれを進めたいというものはないのですか。

○議長 長 市長。

○市長 マニフェストを離れて申し上げれば、やはりことしの市政執行方針の中で表明をさせていただいた、その執行に万全を尽くすということがあるというふうに思います。その中でやはり重要な1つは、滝川市を、このよさを道内、全国に発信していく、魅力あるまちであるということをお伝えをするというのが今期の極めて重要な仕事であるというふうに思っております。かつて滝川市は、観光振興計画を立てて、今改定中ではありますが、観光客がどんどん来てくださることが最終目的ではありません。滝川の魅力を発信していく。そのためには、滝川の魅力を市民の皆さん方みずから感じていただく。そして、多くの皆さん方に来ていただいて、滝川はこんなにいいところだ、おいしいものもある、魅力的なまちだ、できれば住んでみないか、来てみませんかというふうに情報発信をして、ともにこの魅力あるまちを満喫するというのがこの目的でございますが、そういう意味では今回の横綱白鵬の応援をいただいていいスタートが切れたというふうに思っております。私の今期の最大の目標は、滝川の魅力をどういうふうに市民の皆さん方と一緒に道外あるいは全国に伝えていくかということにあります。私はびっくりしたのですが、モンゴルに行っているときにNHK、これ固有名詞言ってはいかぬですね。ある放送局の番組がモンゴルの放送局で放送になりました。つまり全国版に情報が出るということは、全世界に報道されることだということを強く感じました。できるだけよいことを全道だけでなく全国に情報発信する努力を市民の皆さん方とともに伝えていきたいというふうに思っております。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 市長は、市民の幸せのために政治がある。それには、経済、財政、社会保障のバランスが最も必要だと思うわけですが、この達成度は何パーセントぐらいと考えているか。

○議長 長 市長。

○市長 産業振興についてどの程度の達成度があるのかということの評価はいたしておりませ

ん。しかし、マニフェストの中で47項目の中で産業に関する、まだたくさんあるわけでありまして、2年間のことについてはそれぞれ既に公表してありますから、発表のほうをごらんをいただきたいというふうに思いますが、行政がやるべきこと、それから経済界みずからがご努力の中でやっていただくこと、そういうさまざまな評価があるというふうに思いますが、地域経済振興ということだけをとってみますと、努力はしてきたけれども、その成果というのはこれからの評価にゆだねられるというところが多いのではないかというふうに思います。しかし、それぞれの地域産業、農業、商工業、建設業、それぞれの中でやっぱりしっかり頑張っていらっしゃる。このことの成果は必ずや出てくると信じて、行政ともども尽くしてまいりたいというふうに思います。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 それでは、次にまいりますが、市長の3期目の考え方ということで、3期目の出馬の意思を聞きたいわけですが、この2期8年、本当に市長は一生懸命やってこられた。そしてまた、市長にふさわしい人、むしろ参議院に出てもいいぐらいの人と思ってございます。それぐらいすばらしい中にも評価というのはマイナスもあるというようなことから、いよいよ10カ月残して、まだ意思が固まっていないのか、それとも今マニフェストで進めなければならない項目の残った分の達成を目掛けて、なお3選目に出馬するという、その強い意思をお伺いしたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 評価をいただきまして、まことにありがとうございます。市民の皆さん方から信託を得て市政を担当させていただきました。7年余りの月日がたちました。今年度は、最終の現任期の年度であるということから、市政執行方針にもその立場で皆さん方に掲げさせていただいて、その最善の努力を今やっているところであります。先ほどご指摘のございましたように、この間さまざまな出来事が生じまして、改めておわびを申し上げたいというふうに思いますが、何をやっているのかという厳しいご指摘もいただきましたし、一方で早く解決して頑張れという多くの激励をいただきました。こういったさまざまなご意見をいただきながら、私は今任期中に最善を尽くすと、ひたすらこのことに全精力をつぎ込んでまいりたいというふうに思いますし、次なるまちづくりにつきましては適切な時期に判断をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 既に行政においては、二、三人の方もうわさもささやかれているわけですが、ぜひ今のうちから固めて3期目を目指していただきたいと存じます。

◎2、固定資産税

1、市の評価額と実勢価格

それでは次に、固定資産税についてでございますが、市の評価額と実勢価格、この1番目の余りにも離れた実態と認識についてということでございますが、私は固定資産税のことについては以前も何回か聞いているのですが、今回は具体的に申し上げようと思うのですが、これはことしの5月の19日いただいた固定資産税の評価表でございます。これには、こういう、個人情報もございしますので、詳しくは申し上げられませんが、一の坂の東の土地なのですが、8,000平米。8,0

00平米というと二千四百数十坪になるわけですが、実は現況地目というのは原野及び雑種地。それで、評価額は幾らかというと4,670万円。いいですか。8,000平米でもって4,670万円の原野です。そして、これを余りにも高いので、売却したいというお話が来たわけですが、私のほうで調べてみますと売却したからってせいぜい1,500万円。それで、これだけの4,600万円の固定資産税をこの方は払っているわけです。そうすると、持っているほうも払うのが大変で、商売するのでもこれが足引っ張る。こういう現実の中で、固定資産税というのは3年に1度見直されているわけですが、例えば公示価格って太い路線に面したところの公示価格を出すのですが、長い土地の場合は奥行きまで全部なのです。そうした場合に果たしてそれだけの土地価値があるのかと。今言ったように原野で8,000平米足らずの土地が4,600万円、こういうことがあるわけですが、こういうものについても実際認識をどうお考えかを聞きたいと思います。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 まずもってこのような格好で答弁させていただきますこととお許し願いたいと思います。

田村議員さんの余りにもかけ離れた実態と認識ということでございます。評価額につきましては、国が定める固定資産評価基準に基づきまして、地価公示価格及び不動産鑑定士の鑑定評価価格を基準として決定しているところでございます。宅地につきましては、これらの価格の7割をめどに、議員さんもおっしゃられておりましたが、路線価格方式で行っているところでございます。宅地の評価がえは3年に1度実施しておりますが、毎年1月1日を評価基準日として道が実施する地価調査、8地点でございますが、及び不動産鑑定士の評価、不動産鑑定評価30地点をもとに地価の下落状況を判断し、下落が認められる場合には価格の修正、時点修正を実施しているところでございます。土地の実勢価格につきましては、特に調査は実施しておりませんが、いろいろな事情があるとは思いますが、売りたい売り手の事情、また買い手の事情等もあるとは思いますが、土地の取引の一つの指標となる地価公示価格や評価額を著しく下回る可能性もあり得るということは認識しているところでございます。

○議長 田村議員。

○田村議員 不動産というのは、私は見ているので、非常に詳しい人間だといって、そんな中で不動産の流動、これが景気を左右する。すなわち、不動産というのは大事な政策関与の一つなのです。そのようなことから、公示価格、路線価格、それは前々からそういうものが言われ続けているのですが、13年間も下落し続けているのです。それで、今まででは13年間を見直して3年ごとに下がった土地はどれだけあるのですか。ほとんどないでしょう。仮にあっても何千円の問題でありまして、私が今言う、今部長は宅地云々ということをおっしゃっていますが、ここは地目は原野なのです。そういうようなことから、利用価値というのはどういうふうに見きわめて、道路に面したところ、それは利用価値あります。そして、奥行きがずっとあって、奥行きまで全部同じと。行き先はがけです。がけの面積も入っている。そういうのは把握しておられないので、そういう答弁になるのだと思うので、余り深く追及はしません。ただ、路線価格あるいは公示価格、それをうのみにしてやるというのはやっぱり間違いです。それは、一つの目安にすぎない。もっと実態を把握して、適切

な課税をすべきだと思います。

それでは、次にいきますが、農業開発公社の問題でございます。農業開発公社、以前からでたらめ経営、経営センスゼロ、こんな農業公社、9月の取締役会で廃止あるいは解散すべきだと思うのですが、そういうことについての見解というのなかなか難しいかと思うのですが……

○議 長 田村議員、通告の2番目……

○田村議員 2番目。滞納額ね。済みません。5年間の滞納額、一番多い額について伺うということでございますが……

○議 長 2番目はもう。

○田村議員 不服審査。ごめんね。飛んでいた。2番目として、不服審査請求の請求方法の周知について伺うということでございますが、今言った不動産のこういう価格の差というのか、不当な価格というのか、こういうものに対する不服審査請求の仕方が全くわかっていない、市民はです。わかっていない。これは、広報に何回か載っているのは見たことはあるのですが、もう少し周知をさせる方法、この方はそういうことを全くわからないのです。審査請求したらいいよという話をするのですが、どうやってしてもいいかわからぬという方が多々あるのと、少子高齢化の中で不動産は手放したいという方も多々ございます。そんな中で固定資産税の滞納も出てくるわけですが、不服審査の請求の方法の周知についてどういう見解をお持ちか伺います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 不服審査請求の請求方法の周知についてのご質問でございますが、固定資産税の価格、評価額や税額などに不服のある場合につきましては、審査の申し出及び異議申し立てにつきまして納税通知書の裏面に記載してございます。ここでいいます審査の申し出というのは、固定資産評価審査委員会に対する価格、評価額に不服がある場合、価格、評価額以外に不服のある場合につきましては市長に対する異議申し立てということになります。いずれも納税通知書を受け取った日の翌日から起算しまして60日以内にすることができるとされております。納税通知書に添付してございます課税期間明細書の内容に対しての疑問、質問につきましては説明をしてご理解いただいているところでございますが、納得いただけないときにつきましては審査の申し出、異議申し出ができる旨を説明しているところでございます。また、税額更正につきましては、地方税法に基づきまして過去5年間さかのぼりまして更正を行っているのが実態でございますし、またそれを超えるもので返還金が生ずるもの等も考えられることから、滝川市固定資産税等の還付不能に係る返還金支払要綱を設置いたしまして、それに基づき返還というのが実態でございます。

○議 長 田村議員。

○田村議員 ぜひこういう問題が来た場合、丁寧に教えてあげていただきたいと思います。

次に、3番目の5年間の滞納総額、一番多い額についてということですが、滞納額は大きなビルも含めて相当な額に上っていると実は思うのですが、その滞納額の総額だと一番多い額は1件で幾らですか。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 滞納総額につきまして、22年度への滞納繰越額につきまして申し上げます。

固定資産税、都市計画税合わせまして４億７７２万円でございます。内訳につきましては、固定資産税３億４，５２０万円、都市計画税６，２５２万円でございます。

それと、もう一点でございますが、個々の滞納額につきましては委員会等でも説明させていただいておりますが、個別案件になってございますので、お答えすることができません。

（「額だけ」と言う声あり）

○議 長 田村議員。

○田村議員 ５年間の滞納額はわかりましたが、一番多い額についてというのは固有名詞とか、そういうのでなくて額だけなのですけれども、それも個人情報か何かにひっかかるのですか。額だけです。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 前回の昨年の９月の決算委員会でなかったかなと思いますが、同様の趣旨のご質問がございまして、額を公表することによって類推が図られるということで、たしかそのときの決算委員会では上位３つか４つの総額ということでお答えした記憶がございます。

○議 長 田村議員。

○田村議員 これは、答えられないぐらい額が大きいということだと思うのですが、ぜひ収納に向けてご努力願いたいと考えています。

◎３、農業開発公社について

１、市の責任は１００％か

次に、農業開発公社についてですが、市の責任は１００％かということなのですが、これは今までいろんな問題があつて私は今回取り上げたわけですが、身近なものではタマネギの粉飾決算、これやっぱり企業としてはもう継続には値しないと。なおかつ、農業関係者においてはもう農業開発公社の責任は終えたという声まで聞こえている中で、９月の取締役会に向けてそういうお考え、雰囲気はあるかどうか聞きたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 この農業開発公社は、設立の段階は滝川のタマネギ農家を中心とする農家の皆さん方の安定的所得向上対策ということでスタートしたのはご承知のことでございます。今恐らくその目的もあるというふうに思いますが、雇用の確保対策をどうするのかということのウエートが少しスタート時点よりも高まっているのだらうというふうには思います。ただ、農業開発公社の株主総会は８月に行われますから、今期の決算見込みを踏まえて当然農業開発公社の取締役会でも今後の議論がなされるでありましょう。一方、市としては損失補償していますから、損失補償をしている立場から、市民の皆さん方の税金を拠出していますわけでありますから、株主としての役割、あるいは損失補償をしているという状況を踏まえて取締役会等での議論も参考にしながら、市としてもこの取締役会を一つのめどとして、農業開発公社を市としては出資と損失補償という両面から、誤らない道をとっていかなくてはいけないというふうに思います。そのために冷静な判断をしたいというふうに思います。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 これ民間の会社の場合、取締役の責任というのは大変大きいわけですが、この農業開発公社の場合、市が100パーセント補償しているような状態だと。三セクというのは大体みんなそうだと思うのですが、各取締役というのは名前だけなのか、それとも当然法的に法務局に登録されているわけですが、責任があると。もしそういうことを個々の考えというのはいろいろあると思うのですが、弁護士の先生方にお聞きして、その見解というものはどういう見解になっているのかお聞きしたいと。

○議長 長 市長。

○市長 長 取締役の法的責任ということについてのご質問でございますが、当然弁護士にもご相談申し上げておりますが、個々具体的な状況にならないとまたこれ具体的な考え方ということは出てまいりませんが、包括的な話としてご相談をいたしております。取締役責任は、民法と会社法に定められておりますが、民法では善管注意義務、会社法では取締役の忠実義務ということでありま。この義務に違反して放漫経営をやったり、取締役がみずから重大な判断ミスを行って会社や第三者に損害を与えるということになると、損害賠償責任を負うという場合があるということでありま。あるいは、取締役がその任務を怠ったり、違法行為によって会社に被害を与えた場合には会社に対して損害賠償責任を負うということになるわけですが、農業開発公社の社長並びに取締役におきましては今こういった明確な義務違反あるいは違法行為ということがなされているわけではないというふうな判断をいたしております。仮に会社を清算するに至った場合でも、その際に債権に対して法的責任は問われることはないのではないかという包括的な判断をいたしておりますので。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 三セクというのは、すべてと言っていいぐらいそういう判断だと思うのです。そこで、取締役には責任がないと。一生懸命やったのだけれども、赤字だと。そういうときに、市は当然損失補償をしているわけですが、現在幾らぐらいの損失になっていますか。昨年の決算で結構です。

○議長 長 経済部参事。

○経済部参事 市の保証債務の関係でございますが、金融機関からの借入れに対する損失補償の分として8,000万円を限度として補償ということで議決をいただいているところでございます。22年の5月末現在で7,300万円ほどの借入れが発生をしてきているということでございます。市の補償に関しましては、出資している株式1,100万円の範囲内で責任があるというようなことで判断をしてございます。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 7,300万円ぐらいの累積赤字というふうにとらえてよろしいですか。もしそうだとしたら、1,100万円は市の責任で、その責任はとらねばならぬと。残りはどうするのですか。

○議長 長 経済部参事。

○経済部参事 22年の5月末現在で金融機関から借入れを行っている金額が7,300万円と

ということでございます。このほかに市が出資しているということで1, 100万円の株式の分があるということでもあります。

○議 長 田村議員。

○田村議員 どうもわからないのですが、7, 300万円ぐらいの借入れですよ。ことしうんともうかって返せるかもしれないけれども、22年度の決算で累積赤字が幾らになっているのかと聞いているのです。

○議 長 経済部参事。

○経済部参事 農業開発公社の決算につきましては、6月末が決算の時期となっております。今現在決算の通知を精査をしている段階であります。まだ取締役会等にもその辺の数値については上がってきていないという段階なものですから、今現在明らかになってございません。

○議 長 田村議員。

○田村議員 今現在明らかになっていないということであれば、その前の年は累積で幾らなのか。

○議 長 答弁調整のため休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時41分

○議 長 再開いたします。

経済部参事。

○経済部参事 20期末の状況でございますけれども、6, 800万円でございます。

(何事か言う声あり)

○経済部参事 はい。繰越損失金の総額でございますけれども、6, 800万円でございます。

○議 長 田村議員。

○田村議員 この赤字の6, 800万円、当然これを廃止したときには市が全額払うことになるのですか。

○議 長 経済部参事。

○経済部参事 繰越損失の金額が20期末の段階で6, 800万円でございます。借入れをしている金額に対して市が損失補償しているということでございますので、その借入れをした金額に対しては直接的に市がということではなくて、農業開発公社を最終的に清算をするとした場合に農業開発公社で支払いをできる部分等々差し引いた残りの分で公社として支払わない状況が発生した場合に市が損失を補償するという中身になってございます。

○議 長 田村議員。

○田村議員 これは、改善の見込みがない企業だというふうにとらえられますので、十分に検討し、損失の大きくなならないうちに適正な判断をすべきと思います。

◎ 4、教育行政

1、いじめ、不登校の実態

次に、教育行政でございますが、いじめ、不登校の実態ということで、各校の昨年の実態と現状についてお伺いします。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 初めに、いじめの問題についてお答えいたします。

滝川市における平成21年度のいじめの認知件数、小学校41件、中学校7件の合計48件でした。各学校では、いじめ問題の対応といたしまして、まず児童生徒よりいじめの訴えがあった際には教職員が本人、いじめた子、周りの子、それらの子供に対して十分事情を聞いております。その結果、いじめと認知した場合については学校が解決に向け組織的に指導に当たるとともに、校内の委員会等で情報共有を行っているところです。また、教育委員会では、毎月各学校からいじめの件数とその具体的内容、取り組みについて報告を求め、実態把握に努めております。各学校では、いじめ問題の解決に向け、今年度も引き続き道徳教育の充実や校内体制の整備を図るとともに、いじめ根絶に向けた児童生徒が主体となった取り組みを積極的に推進しているところです。教育委員会といたしましても全市的ないじめ実態調査を今年度も9月に継続して実施する予定です。児童生徒の実態把握に努めるとともに、各学校でのいじめ根絶に向けた児童生徒の取り組みを交流するたきかわ子ども会議2010を11月2日に開催し、児童生徒にいじめ根絶に向けた意識の醸成を図っていきたいと考えております。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 依然としていじめも不登校もなかなか減らないというのは、皆さんの努力より社会情勢の変化かもしれません。そんなことから、次にいきますが、スクールカウンセラーの対応と効果及び件数について、今までどういう対応をされ、効果があったか、あるいは何件ぐらいの件数があったか。なお、スクールカウンセラーというのは有料なのか、それとも嘱託職員なのかも聞いておきます。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 済みません。スクールカウンセラーのご質問にお答えする前に、今不登校の問題について答弁するのを忘れましたので、説明させていただきます。

不登校につきましては、昨年度滝川市では小学校11名、中学校41名の52名でした。連続または断続して30日以上欠席をしている児童生徒の合計であります。不登校のきっかけ、不登校の継続している理由については、心の問題ですとか、友人関係の問題、学校の問題、家庭の問題などさまざまな要因が考えられておりまして、またそれらが複合しているというふうに受けとめております。最近特に憂慮している問題といたしましては、児童生徒の無気力の問題、さらには保護者の無関心ということもあって、学校への登校刺激を全く与えないというケースがふえているため、学校としても指導の難しさを感じているところです。教育委員会といたしましては、適応指導教室、ふれあいルームでの指導等も含めながら、早期の学校復帰、課題解決に向けて取り組んでいるところでございます。

続いて、スクールカウンセラーの問題ですけれども、本市におきましては市で採用しております小学校担当のスクールカウンセラーが1名、道派遣の中学校担当のスクールカウンセラー2名の合計3名を採用して活動しております。いずれもそれぞれ臨床心理士の資格を持ったスクールカウンセラーでありまして、嘱託職員として活躍しているところです。スクールカウンセラーの活用目的につきましては、教職員の指導体制の中に心の専門家としてのスクールカウンセラーによる相談活動を加えることによって、学校の体制を充実させることにあります。その役割としては、主に3つ考えられまして、1つは児童生徒の相談に当たって助言を与える、2つ目としては保護者に対して助言を与える、3つ目といたしましては教職員に対して助言を与え、カウンセリングの手法などについて研修の講師を行うという形で現在対応しております。具体的には、スクールカウンセラーは担当する学校を週1回、約4時間程度ですけれども、計画的に訪問する中で相談室での相談、また休み時間や授業時間に校内を巡回して子供たちの様子を見守るなど各学校の実態に応じて適切に活用しているところです。

昨年度平成21年度の活動実績といたしましては、小学校7校、昨年は小学校2名入っておりますので、2名のカウンセラーで相談回数が延べ283回、対象の児童が69名です。中学校では、4校に対して2名のカウンセラー、相談回数885回、延べ人数で625名となっております。これらの活動の中から得られた効果といたしましては、不登校に悩む生徒、保護者に対して繰り返し相談活動を行うことで学校復帰を果たすことができました。2つ目といたしましては、スクールカウンセラーが退学傾向にあった生徒に係るケース会議に参加するとともに、当該生徒に対して継続して相談活動を行うことで高校進学を果たすことができました。また、高校進学後も生徒の相談に応じて対応しているところです。3つ目として、スクールカウンセラーがPTA学習会に参加し、子供への接し方等についてアドバイスを与えることで、保護者の子育てに対する不安を解消することができました。これらの取り組みの中でスクールカウンセラーの学校における役割というのはますます大きく重要になってきておりますので、今後も継続してカウンセラーの学校配置、学校における体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

済みません。今の答弁で、3名のスクールカウンセラーの資格についてですけれども、小学校のスクールカウンセラーと中学校1名のカウンセラーにつきましては臨床心理士の資格を持ったカウンセラーでございます。中学校1名については、臨床心理士の資格はございませんけれども、道教委の規定によります準カウンセラーという資格になっております。また、小学校、中学校の相談回数、相談人数につきましては、いずれもPTA、教職員を含めた人数、件数となっております。

以上です。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 人の心の問題で非常に難しい問題ではありますが、大事な問題ですので、教職員一緒になってぜひ取り組んでいただきたいと存じます。

◎5、畜産農林業政策

1、口蹄疫の未然防疫策

2、有害鳥獣駆除の必要性

次に、5番目の畜産農林業政策についてでございますが、口蹄疫の未然防止策ということで、当市では偶蹄類の動物、ひづめを持った動物です、これが牛、豚、ヤギ、シカ、あるいは本州ではイノシシも入るわけですが、家畜として飼われている牛、豚、ヤギ等は何頭ぐらい飼育されているか、先にお伺いいたします。

○議長 長 経済部参事。

○経済部参事 本市における偶蹄類の家畜飼養頭数についてでございますが、ことし2月の調査でございますけれども、乳用牛が181頭、肉用牛が291頭、肉用の乳用種、これは639頭、豚が7,843頭、羊が237頭飼育されてございます。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 私が思っていたより数が多いので、びっくりしているところでございますが、ぜひ北海道に口蹄疫が来ないようにご努力願いたいと思うわけですが、偶蹄の動物というのは今ご答弁いただいたように牛や豚、羊もそうですよね。羊、ヤギ等に感染するウイルスの伝染病でございますが、人には感染せず、食べても病気にはならないということで、人体には影響のないウイルスと聞いてございますが、発生した動物は発熱してひづめや舌に水疱ができ、急激にやせるために商品価値がなくなるということで、今処分されていていっているわけですが、国内では2000年の3月に同じ宮崎県で口蹄疫が発生してございます。また、北海道においては2000年の5月には本別町で口蹄疫が発見されてございます。本別町というのは十勝管内でございますので、決して油断のできるものではないというふうに思うわけですが、当市における防疫の対策費というのは何かとられているかどうかお伺いをいたします。

○議長 長 経済部参事。

○経済部参事 本市における口蹄疫の対策についてでございますが、畜産農家へ口蹄疫侵入防止のための畜舎への部外者の立ち入り制限を行ってございますし、畜舎出入り口の踏み込み消毒槽の設置などの徹底について通知をしているところでもございます。また、丸加山牧野におきましても関係者以外の牧場施設、放牧地への立ち入りの禁止措置、あるいは家畜搬入路への消石灰の散布等を実施をしてきているところでもございます。あわせて市民に対しまして市のホームページに掲載するとともに、JRの駅、バスターミナル、道の駅等にポスターを掲示をしまして、注意喚起を行っているところであります。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 今言われたそれに対する費用というのは、全額市なのか、あるいは国からの助成とか、そういうものがあつたのかないかお聞きしたいと思います。

○議長 長 経済部参事。

○経済部参事 現在のところ、費用については行政としては支出をしていないという状況でございます。ただ、北海道で新たな助成制度を設けるということがさきに議決をされたというようなことを伺ってございます。そういった事業等が本市に実施できるのかどうか、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 それでは次に、家畜飼料の検査、流通経路についてでございますが、ギョーザの事件とか、いろいろ外国製品にはあるわけでございますが、この家畜の飼料というのは日本産なのか、それとも今外国産が多いのか、あるいはそういう外国産の飼料についての検査とか流通経路、そういうものを把握していたらお知らせ願いたいのと、家畜の飼料からの感染というか、そういうことがまだデータとして出てきていないのか、もし出てきていないとしたら、このウイルスはどうやって入ってきたのか。少なくとも北海道で報告されている牧草畑といたしますか、牧野の草を食べている家畜等はそれほど感染の危険性はないのかなと実は思うのですが、家畜の検査、流通経路について、ホクレンとか農協とかの見解もあれば教えてほしいと思います。

○議長 長 経済部参事。

○経済部参事 口蹄疫に限らず、悪性の家畜伝染病の発生地域からの穀物のわら、飼料用の乾草は原則輸入禁止となっております。また、口蹄疫清浄地域以外からの輸入乾草等につきましては国が輸入時の検査及び消毒を行うこととされてございます。飼料等が原因なのかどうかに関しましては、国の口蹄疫疫学調査チームが現在調査実施中であるというふうに伺ってございます。飼料の主な輸入国につきましては、財務省貿易統計による配合飼料の主原料であるトウモロコシにつきましてはアメリカ、アルゼンチンで95.6パーセント、大麦につきましてはアメリカ、カナダ、オーストラリア入れて80パーセント、乾いた乾牧草につきましてはアメリカ、カナダ、オーストラリアで99.4パーセントということになってございます。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 ほとんど輸入飼料というようなことで、今後もこれについてはぜひさっき言った農業開発公社あたりでそういう飼料のものができないのかなとむしろ思うぐらいでございます。

次にいきますが、4番目のエゾシカからの感染も調査する考えについてでございますが、エゾシカに感染したら、北海道ももう全滅という気がするわけですが、エゾシカについての感染があるかないか、調査するお考えはあるかないかお聞きしたいと思います。

○議長 長 経済部参事。

○経済部参事 エゾシカに関する調査でございますけれども、北海道におきまして野生ジカの口蹄疫に関する窓口を設置をしております。空知総合振興局にも設置をされてございます。情報提供を行う鳥獣保護員、有害鳥獣の駆除を行う方、林業関係に携わる方に情報の提供を依頼をしているという状況でございます。口蹄疫が疑われるような情報があつた場合には、北海道で鑑定の必要性を判断するというふうにしていることから、北海道と情報の共有などの連携強化を行うこととしてございます。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 今空知総合振興局が自衛隊にも要請しようかというぐらいの大問題になってきているわけですから、滝川市も丸加牧野等あって、あそこにもシカが生息しているというか、たくさん来てございますし、滝川のまちの中에서도見るようになった。ゴルフ場にも、当然市民ゴルフ場あたりにもシカが出ているというようなことで、ぜひ空知総合振興局にもこっちからも要請するようなこ

とで積極的に対策を練っていただきたいと思います。

次に、有害鳥獣駆除の必要性についてでございますが、1つ目はカラス、キツネ、アライグマ等の被害の実態、被害額、捕獲の把握等についてお伺いしたいわけでございますが、有害鳥獣の被害というのは道の調査によると農林産業被害、2008年度は40億円、これだけの被害があるわけでございますが、シカの個体管理には年間13万頭の捕獲が必要だというふうに言われてございます。2008年の報告実績は7万8,000頭、個体管理のためにする捕獲数の約半分にしか至っていないわけですが、北海道には現在50万頭のシカが生息していると言われてございます。10年後にはこれの倍、あるいはそれ以上の100万頭以上になる可能性もあるというようなことで、個体数管理の徹底で被害防止をすべきだと思いますが、そういう被害額の、あるいは捕獲の把握等についてどれぐらいのものを把握しているかお伺いをしたいと思います。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 有害鳥獣によります農作物等の被害につきましては、トマト、トウキビ、スイカ、リンゴ等に及んでいることは承知しておりますが、その被害額につきまして正確に把握していないというのが現状でございます。また、駆除数につきましては、北海道知事または滝川市長が交付する許可に対する報告で把握しておりますが、平成21年度の実績で、ハンタークラブによる駆除実績ですが、カラス246羽、キツネ27頭、エゾシカ41頭であり、また農家によるアライグマ駆除実績は9頭でございます。

○議長 田村議員。

○田村議員 今の実績は、21年度のハンタークラブの実績という報告がございましたが、こういう駆除に対してはハンタークラブの実績しか把握していないというふうにとらえていいのか、あるいは農家でアライグマが9頭ということなのですが、これ以外に有効な手段はお持ちでないのか、あるいは以前はカラスの場合だと市職員の間でおとりをつくったとか、いろんなことがあったのですが、市としてそういう違った捕獲方法等も考えているのか。また、2番目の件にも関連してございますが、有害鳥獣駆除をするための対策、今言ったハンタークラブというのは頼りにはなるのだと思いますが、狩猟免許を取って、いつかは2万人もいたけれども、現在は全道で9,300人と。滝川においては47名ぐらいということで、非常に寂しい数値だということで、シカがどんどんふえる中には追いつかないというようなことがございますが、ハンタークラブのほかに、ハンタークラブに依頼するというのももちろんでございますが、何かそれ以外の対策はお考えないのかどうかお聞きをしたいと思います。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 前段今の現状につきましては、ハンタークラブ、それと講習受講しての農家によるアライグマの駆除ということの現状でございまして、それ以外の方法については今のところ検討はしてございません。ただ、昨年出没いたしましたクマの対策といたしまして、平成22年度にわたる予算計上をしておりますので、そちらのほうの対応はそのような格好で対応させていただきたいと思っております。

また、2点目の関係でございますけれども、議員さん質問のとおり銃刀法、銃刀所持、捕獲等の

取り締まりによる猟銃の所有許可につきましては、受けている滝川ハンタークラブにお願いしなければならないということで、今までお願いしておりましたし、今後ともお願いしなければならないということで考えております。また、アライグマの駆除につきましては農家の皆様方に講習会を受講していただいて、箱わな等による駆除にご協力を引き続きお願いしたいと考えているところでございます。滝川ハンタークラブの皆様のご尽力を引き続きお願いしたいということで考えているところでございますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 各団体では、積極的な連絡を取り合いながら、有効な駆除に努めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長 長 以上をもちまして田村議員の質問を終了いたしました。

渡辺議員の発言を許します。渡辺議員。

○渡辺議員 皆様、おはようございます。11年間続きました渡辺精郎、私の一般質問の初日のトップは終了いたしました。抽せん式でこの後続くわけですが、それでも傍聴の皆様、大変ご苦勞さまでございます。

◎1、市長の基本姿勢

1、札幌の介護タクシー会社元社長への「損害賠償裁判」の結果と今後の対応について

それでは、最初は市長の基本姿勢、札幌の介護タクシー会社社長への「損害賠償裁判」の結果と今後の対応についてであります。1点目、札幌の介護タクシー会社元社長を訴えた損害賠償裁判の結果は、9対1という責任比率であります。つまり9分の1しか認められなかったということは、事実上敗訴の要素が強いのではないかと、こういうふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長 長 渡辺議員の質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 おはようございます。私のほうからお答えさせていただきます。

今の損害賠償請求事件の裁判結果に係るご質問でございますが、ご承知のとおり元タクシー会社社長にかかります原告側の民法でいう722条の過失相殺による差し引きで、市の請求額の3,460万円のうち457万円の損害賠償を認めたわけでございます。そこで、顧問弁護士とも協議する中でのお話でございますが、名目的な取締役が第三者に与えた損害賠償責任についての司法判断は分かれています。最高裁判所ではその責任を認める判例もございますが、状況等を考慮しまして責任を否定する地方裁判所も多数ございます。このような状況下におきまして、確かに過失相殺の指摘には厳しいものがございましたが、名目上の代表取締役として何ら事件に関与しなかったということで、滝川市の主張が一部とはいえ認められたことについては評価できるものと判断をしております。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 裁判の結果とただいまの部長の答弁とはそこがあるのではないかと思います、それは今後にいたしたいと思いますが、２点目でございます。それにしても高等裁判所への控訴断念、これをやっぱり速やかにはっきりとしていただきたいと思います。短い言葉で結構ですから、お願いします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ２点目の控訴断念の理由についてのご質問でございますが、この事件が発覚した後、元タクシー会社社長の財産につきましては可能な限り調査をさせていただきました。その結果、処分可能な財産はなしとうかがわれます。また、判決当日なのですが、相手方代理の弁護士から控訴は行わないという話もございました。また、自己破産申し立てをする旨の通知もございまして、損害賠償額の回収は極めて困難と判断いたしました。このような状況におきまして、滝川市としても控訴費用約１７万円ほどかかりますが、その控訴費用を市民の貴重な税金で持ち出すことは適切でないということを判断いたしまして、顧問弁護士とも十分協議の結果、最終的には控訴しないことを決定いたしました。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、まだまだいろいろ再質はあるのでありますが、後のこともありますので、４点目のほうにまいりたいと思います。

結果責任を問いたいと思うわけであります。損害賠償を請求したが、片倉受刑者と組んで詐欺した介護タクシー会社の社長も悪いけれども、請求に応じて支出した滝川市のほうが９倍よくないと、こういう厳しい裁判の判決ではないかと解するわけであります。損害賠償金を取れなかったこともさることながら、敗訴に値する判決結果にして、やっぱり市長の責任問題は重大ではないでしょうか。これは、部長ではなくて市長がしっかりとお答えをいただければと思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 今３点目の質問はよろしいのでしょうか。４点目からでよろしいですか、渡辺議員さん。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 申しわけありません。３点目でございます、先に。損害賠償で認められなかった金額とその損害額の後始末のほう、これはどのようになされるのか答弁をいただきたいと思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 そもそもこの裁判は、被告相手方を７個人１事業所としまして、タクシー移送の架空請求に係ります被害額３，４６０万円の回収を目的として提訴したものでございます。先般市長の口頭報告でも申し上げましたが、この裁判はグループ分けをしまして口頭弁論を行ってきたわけでございますが、第１グループの４個人と１事業所については昨年９月の１０日に判決が下されました。滝川市が請求いたしました３，４６０万円の賠償額は認められたわけでございます。まだ第２グループのほうの３個人おまして、２人の者については請求棄却となりまして、残る１人の元タクシー会社社長に認定されました過失相殺分への個別的対応は困難でございますが、あくまで

も滝川市がこの裁判で求めた損害賠償額の3,460万円については既に認定されております。以上の点については、ご理解いただきたいと思います。

それから、現在まで被告側のほうから回収できました金額については228万1,822円でございます。既に賠償額として認定されております金額から回収額を引いた残りの3,230万円については、現時点では回収困難な状況でございます。

それでは最後に、4点目についてお答え申し上げます。結果責任の話でございますが、ご指摘のございました元タクシー会社社長の判決については、いわゆる会社が違法、違反の企業活動を行ったということにつきまして、取締役が故意または重過失があり、かつ第三者に損害が生じた場合については当該取締役は第三者に対する損害賠償責任を負うという、いわゆる会社法の第429条の適用による損害賠償が認められたものでございます。一方、同じ第2グループの他の2人の取締役につきましては、会社法による責任が認められず、請求棄却となったのですが、これに対しまして今回の判決では賠償額の一部が認められた内容となっております。このタクシー会社社長の判決にかかわらず、このたびの事件発生により市民皆様に対しまして福祉行政への不信を招いたことにつきましては真摯に謝罪を申したいと思います。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 部長からの一応の謝罪ということで聞いておきたいと思います。また、これは住民裁判等の結果で今後にしたいと思います。

◎2、教育行政

- 1、道教委による教職員への「政治活動調査」について（発出責任は道教委にあるが、具体的調査の責任は滝川市教委にあることを前提に、調査項目全般について質したい。）

それでは次に、教育行政のほうへまいりたいと思います。道教委による教職員の政治活動調査についてであります。発出の責任は道教委にあります。具体的調査の責任はやはり滝川市教委にあるということをお前提に、調査項目全般についてお尋ねいたしたいと思います。

まず、1点目でございますが、4月から5月にかけて道教委による教職員への政治活動調査が行われました。道教委からの依頼調査ですが、その内容は極めて問題が多いと私は思うわけがあります。北教組幹部が民主党の小林千代美前衆議院議員の事務所に政治資金規正法で禁じられている違法献金問題が国会で問題になったわけですが、ところがそれをネタに教職員の政治活動調査の名のもとに組合活動全般を調査したり、教育内容に介入したり、果ては思想調査的なものもあり、極めて問題ある内容ではないですか。教職員の政治的行為の制限については問題になっておりますが、他の公務員法と比較して、その根拠を明確にしてください。

○議長 長 教育長。

○教育長 渡辺議員のご質問にお答えをいたしますが、ご質問の中に政治活動調査ということでございますが、正式には教職員の服務規律等の実態に関する調査という名称になっております。さきの衆議院議員選挙にかかわり、政治資金規正法により北海道教職員組合が起訴され、元経理担当

者が有罪と確定をしているところでございますが、保護者や地域の方に大きな不安、不信を与え、教育に対する信頼を損なう事態となりました。そのため文部科学省から北海道教育委員会に対しまして、任命権者として服務規律に違反するおそれがある事項に関して調査するよう要請があったところでございます。滝川市教育委員会といたしましても子供たちや保護者、地域の方、現場の教職員の不安や不信を取り除き、学校教育に対する信頼を確保するために法令や学習指導要領に反する違法行為や不適切な行為が行われていたかなど、服務監督権者の立場としても必要な調査であるとして行ったものでございます。ご承知のとおり、教職員は地方公務員でございますから、地方公務員法に基づきまして一定の政治的な行為の制限がなされているところでございます。ただし、教育公務員につきましては教育公務員特例法の第18条によりまして国家公務員の例に準じるということとなっております。したがって、国家公務員法の第102条による政治的行為の制限を受けるというのが地方公務員と教育公務員の違いであります。さらに、この国家公務員法の第102条を受けて人事院規則の14の7で政治的行為の禁止がされているところでございます。したがって、教育公務員につきましては制限されております政治的行為は教育公務員以外の地方公務員とは異なって、その制限の地域的範囲は勤務地域の内外を問わず、全国に及ぶものであります。したがって、教育公務員は教育の政治的中立性の原則に基づき、特定の政党の支持または反対のために政治的活動をすることは禁止をされ、さらに選挙運動等の政治的行為の制限についても特別な定めがなされているところであります。

○議長 渡辺議員。

○渡辺議員 教育長の答弁そのものはそうだと思います。しかし、今の答弁を聞いているとやっぱり教職員は別だというような、そういうふう聞こえるわけですが、私は教育公務員特例法第21条の4で定められている、こういうふうにして申し上げたい。それは、見ておいていただきたいと思うのですが。それから、地方公務員法の第36条の政治的行為の制限、これは教職員もその他の地方公務員も、もっと国家公務員法の第102条を読んでください。文言は、このものでした。地方公務員法第36条と同じ文章であります。随分教職員の政治活動の制限がクローズアップされているのでありますが、この調査のもとになったのはそういう考えからなっているのですが、端的に言えば滝川市の市役所の職員の政治活動の制限と教職員の政治活動の制限、どこが違うのですか。それでは、その法を根拠にしてお答えください。

○議長 教育長。

○教育長 先ほど申し上げましたとおり、地方公務員法の第36条では先ほど申し上げました当該職員の属する地方公共団体の区域外においては政治的行為をできると、4項目ございますが。これが地方公務員、例えば滝川市の職員ですと滝川市の市内の選挙についてはその活動ができない。それは、市長選挙、市議選挙と。あるいは、当然道の選挙も含みますが、例えばほかの市町村の選挙運動はできるというのが地方公務員法の定めであります。ところが、教育公務員特例法によりましてその地域制限を受けないということですから、地域限定を受けないということですから、先ほどの答弁で申し上げました全国一律に政治活動については禁止をされているということですから、私の答弁は一般の地方公務員と教育公務員は違うというふうに申し上げましたので、違うように聞

こえると言ったのは私の答弁が違ふというふうに申し上げていますので、当然のことだというふうに思っております。

それ以外に人事院規則第14の7の6項におきまして、政治活動の部分につきましては17項目にわたってその内容が記載をされているところでございます。一つ一つ例は申し上げませんが、勧誘行為等については禁止されているということでございます。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 答弁はありましたが、いずれにしても教職員あるいは市役所の職員、そういうのも労働組合としての政治活動が認められていると、こういう点では同じでありますし、制限も教育長の言った点は確かに地域のところではそうではありますが、同じだと、こういうことで申し上げて、次の質問に移りたいと思うのですが、私の質問の意図は北教組の違法献金事件はよくないわけですが、教職員だけ公務員労働組合の中で政治活動や選挙活動が制限されている。だから、政治調査をすると、こういうことはおかしいというわけであります。

そこで、2点目にまいります。調査項目にかかわって、今回の事件関連でいえば政治活動調査の中でも教職員の選挙運動関連の調査が行われることがあっては仕方ないのではないかなと思うのですが、しかし滝川市教委としてこの点に集約して調査に限定すべきではなかったのかと。道教委の調査内容に従って全部調査したのは問題ではないかと、こういうふうに思うわけですが、お答えください。

○議長 長 教育長。

○教育長 さきのご答弁で申し上げましたとおり、新聞報道等で違法があるというふうに取り上げられ、文部科学省から調査要請があった事項につきましては、1点目として政治的行為の制限に違反する等の違法な行為を行った事実があるか、2点目として組合活動として学校のファクシミリを使用した違法な行為があるか、3点目として組合との交渉時や国旗、国歌の実施に関し職務専念義務に違反するワッペン、リボンの着用や校長の職務命令に対する業務拒否、公務文書の返上等、違法な行為や不適切な行為をとった教職員がいたかどうかでありまして、決して政治的行為のみに限定するものではございませんので、前段申し上げました職務監督権者としての必要な調査ということで判断をして調査を行ったものでございます。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 この辺になりますと、もう全然見解がそれぞれ違うわけですが、国旗、国歌はまた後でゆっくり出てきますから、ちょっとおいておきます。

しかし、滝川市教委の事務局としては、3点目にまいります。聞き取り実施はスムーズに行われました。実施に当たっては問題なかったという見解であります。これは既に物言わぬ教職員、あるいは萎縮して校長や市教委に従った教職員の姿そのものではないですか。一方で、命の大切さ、いじめのない活発な学校づくりを提唱する市教委の姿とがネガティブに映るわけがあります。物言わぬ事なかれ主義でいじめ対応をした学級経営がどんな事件に発展したかということは、滝川の教育を揺るがした例の事件で市教委も反省したはずではなかったですか。こういう矛盾した教育論をしっかりと説明をしていただきたいと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 議員さんのご質問のどこが矛盾しているのか、私にはちょっとはかりかねる部分もありますし、滝川市の教職員が物言わぬ、萎縮して校長や市教委に従っているというような受動的な教職員はいないというふうに私は思っております。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 その矛盾に気がつかなければ、また後ほどにしたいと思います。ここで幾らやり合ってもどうにもならぬ、こういうことに思うわけであります。

それでは、4点目にまいります。道教委と滝川市教委の間の権力関係、あるいは権限の関係で上下関係の法規はないはずであります。同等のはずです。これを確認をしたいと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 議員さんのおっしゃるとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第48条で、道教委は市町村教委に対し、教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言を行うことができるとされていることから、上下関係があるものではないというふうに思っております。お互いに協力しながら、教育行政をそれぞれの立場で執行しているというふうに認識をしております。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 そうですね。そういうふうにして確認したわけではありますが、それでいて道教委に従って、そのまま全部調査したというのは問題だと、こういうことでお尋ねをしているわけであります。

では、5点目にまいりました。ただいまのことと関連して、この調査の根源には国会で自民党の質疑を受けた文部科学省からの調査意向が見え隠れするのであります。この場合、文部科学大臣から道教委や市教委の調査する法律があるのですか、これについてまずお答えをいただきたいと思います。ということは、北教組の選挙運動も政治的であれば、文部科学省からの調査もまことに政治的であります。教育の中立を侵すものではないかと、こういうふうな見解を持っておりますが、小さく2点のお答えをいただきたいと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 先ほどの市教委と道教委の関係と同じように、文部科学省と道教委、あるいは市教委との関係も指導、助言の関係がございます。そういう意味では、法律があるのかといいますのは同じように地教行法にそういう法律がございます。また、どちらの立場も政治的だから教育の中立を侵すので、この調査をする必要がないということは、私は当たらないのではないのかなというふうに思っています。どちらも中立ではないからこの調査をするなというのでは、私は一番最初に申し上げました市民、道民の信頼回復は得られないというふうに思っております。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、これからが調査項目の個々にわたるところのご質問をしたいと思うわけがあります。アでございますが、まず教職員の政治的行為に関する調査票、こういうのがあるわけがあります。これはまさに選挙活動調査だと思いますが、教職員には一人一人に校長が、校長には

何か市教委の事務局が聞き取りをしたわけです。その中でカンパ活動について過去5年にわたってそれぞれ調査をしているのですが、5年前のカンパをみんな覚えているのかどうか分かりませんが、そういうカンパ活動について調査をしました。これは書いておりにして、次の2の選挙活動について、これも過去5カ年ということなので、お尋ねをしたいと思います。戸別訪問、ビラ、チラシ配布、電話かけ、支持者カードによる支持者獲得の取り組みを行ったことがありますかなど、こうした行為を校長に見たり、聞いたりしたことがありますとか、問題なのは校長への聴取で住民、保護者から所属する教職員の選挙活動について情報提供があったかどうか、こういうことを密告を奨励している点であります。そこで、ご質問したいと思います。まず、滝川市教委として、教職員が一般市民としての選挙運動でできる例、これどのように考えているか、どんなふうに違うのか、この点をちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 先ほど申し上げました政治活動の禁止をされている行為以外の行為はできる。つまり集会に参加をしたり、あるいは個人の範囲内でカンパをするということについては問題ないというふうに思っております。ただ、それを勤務時間中に行ったか否かということが今回の調査の大きな内容でございますので、基本的には勤務時間中は職務専念義務がございますので、その期間中の政治活動についてはできないというのはどなたも、それはどの公務員も同じであるというふうに思っております。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 教育長の言っているのはそのとおりだと思いますが、しかし調査はそんな単純なものではないわけでありまして。勤務時間中に選挙運動、当たり前であります。そんなことをやってはならぬというのはだれも知っているわけでありまして、そんなことは書いておりません。とにかく選挙運動ということで、地位を利用したもの、つまりおうちに帰っても地域の父母、教え子あるいは地域の方々に支持者カード、こういうものを獲得した取り組みを行ったことがありますとか、こういうことを聞いているのですから、勤務時間中にこんなことをするわけないのであります。いいですか。先ほどの戸別訪問、これは家庭訪問のときということであればあるかもしれませんが、ビラやチラシまき、そういうことを勤務時間中なんていうのはどこにも書いていないです。おうちへ帰ってからだって同じだと、こういうことでこれは質問しているのでありますが、そのことをもう一回正確にお答えください。

○議 長 教育長。

○教 育 長 先ほど申し上げました教育公務員として、これは公務員としての地位利用に当たる場合については違反だということになりますので、保護者や旧児童生徒、卒業生というのですか、そういう方に対する行為もそれは戸別訪問も含めて禁止をされているということで、地位利用の禁止ということでございます。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、具体的にお聞きします。

支持者カードというものがあるわけでありまして。北教組としての支持者カードがもう流れてきた

と。それでは、おうちへ帰ってお電話して、滝川市民ということであれば教育長に言うとかっぱり地域ということになるかもしれませんが、その支持者カードを他の周りの市町村、こういう方々、ご親戚の方々、そういうところへ大いに電話して、支持者カードの支持を獲得したという場合、これについてお答えください。

○議 長 渡辺議員、今の質問は6番の中の……

○渡辺議員 イの選挙活動について、それはもう具体的にはこれ全部。議長、全部これはもう項目になって、調査項目ですから。

○議 長 もちろんそれはわかるのでありますが、ここに通告が出ておりますので、その通告内容に従ってやっていただきたいと思いますと思っております。

○渡辺議員 そのとおりです。

○議 長 内容的に深く掘り下げるのも結構であります、余りマニアックな部分でこの本会議で討論されるということではなくて、やはり……

○渡辺議員 全然もうこのとおりです。マニュアルどおり、書いてあります。

○議 長 それはわかります。

○渡辺議員 そこで答えてもらおう。

○議 長 教育長。

○教 育 長 今回の調査は、そういうことを行っただとすればその地位を利用したかどうかということの調査ということでございますから、調査の中でそういう行為があったとすれば、その行為の中に地位利用があったかどうかの調査がまたこの後なされるというふうに思っております。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、次にまいります。（イ）、勤務時間中の組合活動に関する調査ということでございます。先ほどまだ質問してないうちにファックス、コピーとか電話機とか、そういうことを教育長答えておりましたが、そのほか印刷機、パソコン、インターネット等の使用状況について聞かれております。使っていないと思うのでありますが、問題は次の諸会議等への参加状況についてでございます。その中のずっと下のほうに（6）というところで、自校の教職員が教研集会に参加したことがありますかと、こういうことでございますが、校長の回答はともかくとして、この調査票そのものが①、年休、②、職専免の2つしかないのであります、もともと教育界の常識としての研修というのが③、これあるはずであります、②には含まれない研修ということで。職務専念義務の免除でもって研修なんてことはないのです。旅費が上がっての研修もあるし、自分が旅費を出しての研修というのがある。つまり③として研修がないという、こういう不備な調査票に応じた滝川市教委の問題ということで、③として研修はどんな見解を持っていますか、ご答弁ください。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 今議員ご質問のいわゆる教研集会につきましては、組合活動と研究会の2面性がありますので、現在では年休等の形で参加するということになっておりまして、研修での参加は認めておりません。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 参事が出てまいりましたが、今認められていないという、こういうことで教職員をも大変萎縮させているわけでありますが、次にずっと下のほうに会議室、教室、これが勤務時間中に使われることがあるわけがないと思うのです。つまり争議行為か何かでなかったら、こういうものは使われないと思うのですが、この質問の意図は何でしょうか。これ勤務時間中に大体会議室や教室が使われるわけがないと思うのですが、有料とか、そういうことまで書いてありますが、この意図をお答えください。

(何事か言う声あり)

○渡辺議員 書いてあることをちゃんと聞かなければいかぬ。

○議長 簡単に質問、簡単にお答えいただきたいと思いますし、これは本会議でありますから、本会議での一般質問にさせていただきたいと思っております。

○渡辺議員 そうです。本会議用です。ちゃんとこういうマニュアルがあるのです。それ出したのですから、ちゃんとお答えください。

○議長 長 教育部指導参事。

(何事か言う声あり)

○教育部指導参事 今のご質問についてお答えいたします。よろしいでしょうか。

今回の調査につきましては、そのような実態があったかなかったかという調査でありますので、その結果、実態があるのかないのかということ把握したいがための調査でありますので、勤務時間中にそのような実態がなければなりませんということで調査の結果として出てきますので、そういったあるかないかということ把握するための調査という意図でございますので、特に問題はないかと思えます。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、(ウ)のほうにまいります。長期休業中の校外研修の状況についてでございます。この質問こそ、何のためですか。要は、長期休業中は子供は休みだが、先生は休みではないよと。ましてや事務職員や管理職は毎日出勤せよと、こういう意図だと思うのです。そんなおかしい質問はないと思うわけであります。そこで、夏、冬休み中に児童生徒のいない学校に毎日出勤させて、閉じ込め出勤である日本の教育ができるのですか。長期休業中こそ、社会に目を向けさせて自由な研修をさせたほうが子供たちのためになると、こういうふうに思うわけでありますが、この調査をなぜさせたのですか、お答えください。

○議長 長 教育長。

○教育長 私自身もともと長期休業中の先生方の研修の実態というのは把握すべきであるというふうに思っておりましたので、調査をしたということです。実態はどうかということは把握したいということでございますし、子供たちがいないから先生では何をしてもいいのだということにならないのは、これは市民の方どなたもそういうふうにお考えになると思います。適切な研修をしているということが大前提でございますから、現在はそういうふうしております。必ず校長の許可をとって研修をしているということでございます。それ以外は、必ず教員は毎日勤務に来ております。

(何事か言う声あり)

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 後ろからもいろんなご意見がありますが、私もそういうことを言っているのではありません。大いに公的研究や研修機関、あるいは教育の研究施設、こういうところへ大いに参加すべきだと思っております。したがって、ただ学校に長期休業中出てくるだけではだめではないかと、こう言っておるわけであります。だから、職務専念義務、研修で旅費と弁当とけが、これは自分持ちで大いに見聞を広めなさい、こういう自由研修が大事だと、こういうふうにして私は言ったので、誤解のないようによろしくをお願いをしたいと思っております。

それでは、次にまいりたいと思います。(エ)の学校運営等の実態に関する調査票、これは職員会議、校務分掌あるいは主任制、これはどのように行われているか、こういうことでありますが、今回の政治活動あるいは選挙活動、こういうものと全く関係ないのではないのでしょうか。これこそ教育委員会や校長先生方が主張している管理運営事項だと思うのです。管理運営事項をなぜ教職員にこれは聞くのですか。このことについてお答えください。

○議 長 教育長。

○教 育 長 ほかの質問にも関連をしますけれども、こういう形で多くの方が教職員に不信感を持っていらっしゃるということをやはり現場の教職員自身がそれはそういうことがないのであればないときっちり言うべきだというふうに思いますし、これを証明すべきだというふうに思っております。また、管理運営事項ですから、管理運営の権限を持って調査をしているということですから、その管理運営に不当な介入がなかったかどうかという調査でありますので、調査そのものも何ら問題ないというふうに思っております。

(何事か言う声あり)

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 後ろからそんな声がありますが、大事なことです。これは、教育にとって今後の教育が壊れるか、だめになるか、それとも一生懸命に先生方が働けるようになるのか、極めて大事な観点であります。

次の(オ)にまいります。これは、調査すべきことではない。ただいまの学校の管理運営については、それは例えば教育長の考えでよいかもしれませんが、教育課程の実施状況、これについては全く今回の調査がその調査の意図と外れている、こういうことであります。教科、道徳などの授業時数、何でここで調査する必要があるのか。これは、年度初めしっかりと教育課程の編成について提出しているはずであります。だから、意図は次の学習指導要領に基づかない例があれば記述してください、ここら辺でないかと思うのです。いいですか。その例としてこういうことがありました。社会科、中学校において竹島を韓国の領土として指導している、こういう例が挙げられています。あり得ないような例を挙げて、こんな例がなければならないと回答すればよいという、こういう市教委の考えはおかしいと思う。こういう設問そのものがやっぱり教育になじまない。教育課程の編成権を学校というところで行うという、これに対して市教委や道教委が介入をしている問題ではないですか、お答えください。

○議 長 教育長。

○教 育 長 学習指導要領は、全国民が全国の義務教育の公立の学校でこういう教育が最低限行われているというものを示したものでございますから、そのことが適切に行われているかどうかの調査は当然設置者として調査の必要があるというふうに思っております。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 このあたりは議論のあるところでありましょうが、この教育課程については、これは市教委として年度初めに校長先生にあなたの学校ではどんな教育課程で行っておりますか、各教科の時数はどういうふうにやっているかということはやっているはずですよ。そういう調査をやっているながら、こんな調査をまた再び聞き取りをします。こういうことはやっぱりいろいろ問題がある。教育課程論や学習指導要領の拘束性などいっぱい問題があるのですが、ここでは時間がありませんから、また後ほどにしたいと思うわけであります。

それでは、次まいります。（カ）です。勤務実績の勤勉手当への反映にかかわる調査、これは教職員に聞き取りしたって全く不用な項目でないかと思うのです。これは、校長先生が勤勉手当の実績調査、A、B、Cか何か、そういうような評定をするのでしょうか、そんなのがここになぜ調査するのですか、この時期に。これをお答えください。

○議 長 教育長。

○教 育 長 議員さんがおっしゃいます調査については、教職員に対しては実施をしておりません。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 教育長の答弁的確だと思います。ところどころでこうやってやりなさいということを私は質問の中で申し上げているのです。

それでは、最後の（キ）のほうにまいりたいと思います。これまたちょっと問題があります。職員団体との関係に関する調査、つまり組合との交渉ですよ。組合との交渉事項、大変項目が多いのですが、主任命課とか学力テストとか校外研修、国旗、国歌、それから学校保健法の一部改正、初任者研修、10年研修、スクールカウンセラー、主任教諭など、交渉の要素を詳しく聞いて調査しているのですが、これらはいよいよ先ほどの事柄と違って労使交渉にかかわる、そういう大事なことだと思う。道教委は北教組の本部、そして市教委は滝川の支会と。学校では校長と分会での交渉がきちっと決まっているはずですよ。そういうルールにちゃんとなっているのに、何でここで交渉というのは、もう北教組に当てはまらない、そういうような意味で調査したのではないかと思うのです。交渉は正当な組合活動ではないです。これは、教育長がよくわかっていることだと思うのですが、この点についてなぜこの調査はまたやったのですか。これをお答えください。

○議 長 教育長。

○教 育 長 前段ご説明を申し上げますが、教職員に対する調査を行いましたのは、様式の数としては恐らく40種類ぐらいある調査項目ですが、そのうちの3種類だけが教職員に対して行ったものでございますから、後段の部分につきましてはすべて校長あるいは教育委員会が道教委から受けたというようなものの調査になっております。

また、職員団体の関係に関する調査ということですから、交渉当事者として道教委と道本部、

それから教育局と支部、そして支会と教委、校長と分会という構図で、それぞれの分野で交渉要件あるいは管理運営要件がございますので、それがそれぞれの、あるいはこれが自治体によって違うということがあってはそれは変なことになりますので、そういう意味では常時私どものほうは適切にそのことについて対応しているというふうに思っておりますので、当然調査に対して回答をしたということでございます。決して調査を行うことそのものが悪であるとかということではないというふうに私は思っております。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 もう一度お聞きいたします。この（キ）の、それでは職員団体との関係に関する調査は一般教職員のほうの聞き取りはしていないということで、これは確認してよろしいのですか。

○議 長 答弁ください。教育長。

○教 育 長 前段申し上げましたとおり、教職員に対して調査を行っておりますのは、勤務時間中の組合活動に関する調査、それから備品関係の使用状況、それから諸会議への参加状況、それから政治的行為に関する調査、この３点だけが教職員に対する調査票、様式でいきますと１、３、５が教職員に対する聞き取りになっておりますので、それ以外の項目については一切教職員に対する聞き取りは行っておりません。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 以上の検証から、政治活動、選挙活動とは関係ないことを調査しているということがわかりました。しかし、ほとんどは校長に対する調査、あるいは校長に対して市教委がと、こういうようなことでもって出しているわけでありますが、今後予想される情報通報制度ですか、そういうものとともに、この調査項目の中で以上挙げた私が不適切性について言った事柄はぜひ意見書などで道教委に提出をすべきである、こういうふうに思うわけでありますが、最後お答えください。

○議 長 教育長。

○教 育 長 既に調査は終了しておりますので、今後ご質問にありましたような意見書を出す考えはございません。ただ、この調査結果が真に道民の信頼回復に活用されるよう要望はしているところでございます。

○議 長 以上をもちまして渡辺議員の質問を終了いたします。

ここで休憩に入ります。再開は午後１時ちょうどです。休憩いたします。

休憩 午後 ０時０５分

再開 午後 １時００分

○議 長 では、再開をいたします。

堀議員の発言を許します。堀議員。

○堀 議 員 公明党の堀重雄でございます。通告の順に従いまして、質問をいたします。

◎１、行政改革

1、市民に信頼される市役所づくり推進プランについて

まず最初に、行政改革であります。市民に信頼される市役所づくりの推進プランについてお伺いをいたします。市長は、生活保護詐欺事件の問題を受けて、この推進プランを強力に推し進め、策定されたプランでございます。私もこのプランについては大いに評価をしているところでございます。しかしながら、このプランの推進中にその後体育協会の職員の裏金づくり、また農業開発公社の架空在庫等、現状は問題が起きたところでございます。そこで、お尋ねをいたします。推進プランで特に今年度の重要とされるものは何なのか、またそのプランの見直し、変更等の必要はないのかをお伺いいたします。

○議長 堀議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 堀議員さんの質問にお答えさせていただきます。

市役所を挙げて信頼回復に努めておりますけれども、不祥事が続きまして市民の皆様にご迷惑をおかけしていることにつきましておわびを申し上げたいと思います。3月の議会におきまして、市長のほうから信頼回復に向けた5つの方針、これはもう答弁されているところでございます。その5つといたしますのは、新たな対応策と信頼回復プランの見直し強化、実行、それから2つ目が不正やミスをチェックする体制の強化、3つ目が不正やミスをする者への相談体制の強化、それから4つ目、管理職の対応強化と相談機能の強化、5つ目がエラートレランスが狭くなっていることの認識、懲戒処分基準の運用の見直しというものでございます。当面取りかかるべき事項につきましてはこの5点でございますけれども、この内容につきましては現在の信頼回復プランに含まれているところでございます。したがって、滝川市としてのこの問題についての最も大きな課題といたしますのは、決めたこと、それから決めた方針、これを徹底的に実行していくことだというふうに認識をしております。これらの5つの方針についての対応に当たりましては、まずは実行すること、それからよりよい方法の検討を含めた内部議論を並行して進めていく予定でございます。この議論の結果を踏まえましてプランの見直し、変更につきましては考えてまいりたいというふうに考えております。ともあれ、紙っぺらにプランを書いてこれで終わりというような、そんな状況ではないということは認識をしております。まずは、このプランの実行と、それから行動、これを全職員が肝に銘じて進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 堀議員。

○堀議員 5つの決定事項を今お聞きしました。その中で懲戒免職等の罰則の強化等盛り込まれていることではありますが、これは市長にお聞きしたいと思いますが、私は民間出身なものですから、どうしても民間の服務規程なり業務評価に対して、市のありように対しては少々不満なり持っております。そこで、再三再四お話をさせていただいていますが、やはり正当評価できる評価制度というか、今答弁いただきました罰則の強化、いわゆる賞罰を明らかにすることが非常に大事だと思っています。いかなる組織もやはりそういうものが形骸化したときに何の意味も持たないということも過去の経験から十分わかっていますので、ぜひ市長、業務評価についての公開についてのご意見がありましたら、伺いたいと思います。

○議長 市長。

○市長 業務評価については、管理職から試行的に実施をいたしております。国家公務員でも導入をされました。そういうことを背景としながら、試行実施をいたしておりますが、この試行の結果、見直しが必要なところは見直しをして、本格実施ということにしていきたいというふうに思っております。今そのための本格実施の準備段階ということでもあります。そういう意味では、時間かかり過ぎると、行政はスピードおそいと、そういうことも甘んじて受けなくてははいけませんが、この業務評価が人を罰するということが本来目的ではありませんで、いかに効率的に自分の能力を最大限發揮してもらうか、そういう業務評価のあり方ということについていましばらく時間をいただいて、試行の後本格実施をしていきたいというふうには思っております。力を入れてやります。

○議長 堀議員。

○堀議員 ぜひすばらしいものができ上がって、職員の皆さんが本当に元気になれるような制度にしていきたいというふうに期待をしております。

◎2、福祉行政

1、女性特有の癌、子宮頸がんについて

2、介護制度について

続きまして、福祉行政についてお尋ねをいたします。女性特有の癌、子宮頸がんについて質問をいたします。先日公明党の女性グループから頸がんについての自治体の取り組みについての皆さんの嘆願書をいただいて、提出したところでありますけれども、この子宮頸がんはワクチンで7割以上のものは克服できるというたぐいの病気であります。がんの原因が明らかにされている一つの病気であると思います。年間約1万5,000人の方が発症され、しかも3,000人、3,500人とも言われていますけれども、の方が亡くなっていると。その内容は、大体20代から30代のちょうど妊娠をされている前後でございましょうか、そういう時期に発症されている。こういうことから考えてみまして、やはり少子化も大変問題になっておりますが、若い女性の方がこういう病によって苦しんでいるという実態も現実にあるわけですので、ぜひワクチンを公費として積極的に取り組むべきでないかと、このように考えますが、ご答弁をお願いいたします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 子宮頸がんワクチン接種に係るご質問でございますが、私のほうからお答えさせていただきます。

ご承知のことと思いますが、前段頸がんワクチンの概要についてお話し申し上げたいと思いますが、このワクチンについては子宮頸がんの予防ワクチンでございます。予防ワクチンとしては初めてでございます。議員さんおっしゃったように子宮頸がんについては六、七割はヒトパピローマウイルスによる感染が原因でございます。いわゆる性行為によって感染をすると言われております。女性の七、八割は1度は感染いたしますが、その大半については体の免疫機能で自然消失をすると言われております。しかしながら、何度でも再感染するものでございまして、長期間感染が続きますとがん化しやすいと言われております。ご指摘のようにワクチン接種をすることで子宮頸がんの

発症を6割から7割ぐらいは防げるということでございますが、日本では昨年の10月に接種が認可されまして、12月に発売をされました。ワクチン接種回数については1人3回でございまして、初回接種後1カ月後に2回目を接種すると。6カ月目に3回目を接種いたします。対象年齢については10歳以上の女子でございまして、11歳から14歳までを中心として45歳までの接種が望ましいと言われております。ワクチン効果については15年から20年でございまして、費用については3回接種で5万円前後かかると言われております。子宮頸がんを予防するには、ワクチン接種で100パーセント予防できるものではございません。いわゆる産婦人科学会では、ワクチン接種とあわせて定期的な検診を併用することで一層の予防効果があると言われております。

では、滝川市における子宮頸がん検診の受診率についてお話し申し上げますが、大体20から30パーセントぐらいが子宮頸がん検診の受診でございます。昨年度20歳から40歳まで、一部の女性でございますけれども、無料クーポン券による検診を行いました。結果としては、33パーセントにアップいたしました。この数字については、全国的には結構高いレベルにあると言われております。年齢別で申しますと、20歳の方が16.5パーセントでございます。25歳の方が24.9パーセント、30歳の方が39.8パーセントでございます。35歳が32.7パーセント、40歳が45.8パーセントと。いわゆる年齢が上がれば上がるほど受診率が高くなっていると。初回受診者もふえておりまして、クーポン券の効果はあったのかなと思います。滝川市としても子宮頸がんの予防のために検診受診率の向上を図るとともに、ワクチンに関しましては国が予防対策の一環として接種費用の公費助成をするとともに十分な財政措置をとるように北海道市長会のほうから国への要望事項として提案しているところでございます。なお、報道によりますと、厚生労働省では子宮頸がんの予防ワクチン接種については助成策の具体的検討を始めるとされておりまして、市としてもその動向を注視しているところでございます。

また、子宮頸がん予防のための手段といたしまして、ワクチン接種だけではなくて、あわせて性教育の必要性があると思います。本当に日本ではまだまだおこなっているのですが、実は滝川では平成14年度から小中学校から性教育の依頼を受けまして保健師が性に関する知識の指導と普及に努めております。各小学校からの依頼も年々ふえておりまして、21年度、昨年度は9カ所の小中学校で12回、508名の児童生徒、それから保護者の方々にお話をさせていただきました。今後についても継続して拡大してまいりたいと考えております。さらに、子宮頸がん予防のための昨年度行いました無料クーポン券による検診も今後とも実施してまいりたいと思います。検診受診率の向上を図って、より多くの女性に受診を願うことで、がんの早期発見、早期治療に努めてまいりたいと存じております。

○議長 堀議員。

○堀議員 大変詳しい説明をありがとうございました。イギリスとか他国では、12歳から13歳ぐらいの年齢の段階でもう学校で無料ワクチンをやっているということもあるというふうに聞いております。また、他の市町村も全額免除だとか半額助成だとか、恐らくかなりの数が今期助成されているのではないかと思います。確かにお金はかかりますけれども、病気になってしまうと結局医療費だとか、仕事をしていたらやめなければならないとか、ある意味では社会的な損失というの

も非常に大きいわけですので、大変高い金額で、約5万円ぐらいと言っていましたから、3回で。これを何かやっぱり推進するためにも助成制度は最低でも必要でないかというふうに思っていますので、ぜひ検討していただいて、お願いをしたいと思います。

続きまして、介護制度についてお尋ねをいたします。昨年11月に公明党として全国3,000人を超える地方議員を含めた介護に対するアンケート調査を行いました。このほどその結果が出たところでございます。その中で地方の意見だとか私たちが直接聞いた意見をまとめて、今回は詳しくお話を聞きたいというふうに思っております。だれでも必ず通らなければならない、お世話にならないといけない介護サービスだと思いますが、この介護制度について今現状特別養護老人ホーム、これは緑寿園で構いませんけれども、介護施設の待機者の現状とすずかけ等の待機者などがいるようでしたら、その状況を伺います。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 介護施設の待機者の現状と今後のその解消に向けてのご質問でございますが、まず待機者の現状でございます。特別養護老人ホームの待機者は、6月11日現在でございますが、106名でございます。内訳につきましては、男性が25名、女性が81名でございます。居住別では、滝川市が97名、他市町村が9名でございます。また、待機場所でございますけれども、在宅が9人と病院からは28名、老健58名、その他11名となっております。また、もう一つの老人保健施設すずかけのほうの待機者でございますが、14日現在でございますけれども、26名おります。内訳としては、男性が10名、女性が16名でございます。居住別では、滝川市が19名、他市町村が7名、待機場所としては在宅が15名と病院7名、施設4名でございます。待機者の解消についてちょっとお話し申し上げますが、必然的に施設の増床が必要となつてまいりますけれども、そのためには介護サービス給付費の増加とか、介護保険料の増額を伴うために慎重に検討すべき事項と認識をしております。

それから、客観的指標としまして、実は北海道の高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画がございますが、中空知における特養の必要入所、いわゆる利用定員総数です。これを示しておりますが、21年度当初と、それから3年後に必要とされる入所定員総数は差は2床でございます。それと、滝川市の第4期の計画がございますが、そこにおきましては地域密着型のサービスの充実を盛り込んでおりまして、昨年度については認知症の対応型グループホーム2カ所が整備されております。本年度さらに認知症対応型グループホーム1カ所と、あわせまして一つの拠点で通いを中心としまして訪問、泊まりを組み合わせました24時間対応可能な小規模多機能型居宅介護施設がそれぞれ民間事業所において整備されます。今後とも国の施策の動向を把握した上で住民ニーズに対応したサービスを官民連携して進めてまいりたいと思います。また、同時に特定高齢者、それから一般高齢者を対象にしまして、要支援、要介護になることを予防するとともに、要介護状態となった場合におきまして可能な限り地域において自立をした日常生活を営むことができますよう介護予防の充実にも積極的に力を入れてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 堀議員。

○堀 議員 このアンケートの中では、突如介護が必要になったというようなご家族もいらしたようです。どうしても受け入れ施設がなくて、仕事もやめなければならなかったという方も数多くいらっしゃるという現実がわかりました。そういう意味では、やはり社会基盤整備というのは行政が携わっていかなければならないというふうに考えるわけでございます。やっぱり本当に困っている人を助けていけるような仕組みをつくるということが大事だというふうに、大前提の中で思います。

続きまして、介護保険の申請をします。当然その間に時間がかかるわけですが、早急に利用したいという方についてのご相談でございますが、本市においては調査、認定までの時間はどのような状況になっているのか、また時間短縮のための努力などはどういうふうにされているのか。

続きまして、3番の認定申請は本人が原則なのかどうかを伺います。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 まず、最初にご質問ございました調査、認定の時間がかかり過ぎるという話、時間短縮のご質問でございます。介護保険法によりまして、申請から原則30日以内に要介護認定を行うことが定められております。なお、申請から実際認定調査が終わるまで、平均日数は8日ぐらいかかります。それから、申請から要介護認定までに要する期間は平均いたしまして28日でございます。確かに時間がかかり過ぎるという声が多くて、認定審査を簡略化すべきというお話も聞きますが、市といたしましては時間短縮を図る手だてとして実施しておりますことは、申請を逐次主治医からの意見書、それと認定調査票の受理状況を確認しまして、遅延の傾向があると見受けられる場合には速やかに本人または家族またはケアマネージャー、主治医に照会をしまして確認をとるように努めております。滝川市の昨年の要介護認定者数なのですが、2,401件ございました。なお、30日以内に認定されなかったケースにつきましては69件ございます。率にいたしまして全体の2.8パーセントでございますが、その理由といたしましては本当に業務忙しい中、医師の方々に意見書を記載してもらうのですけれども、やはり医師の意見書の提出の遅延というのが主な理由として挙げられます。しかしながら、例えば末期がん等のように迅速な対応が必要とされる場合については、申請を受けた時点で即認定調査を行いまして、直近の審査会で判定を依頼すると、そういったこともいわゆる迅速化を図っております。あわせまして暫定のケアプランをつくりまして、介護サービスの提供を速やかに開始できるように調整も行っております。

それからなお、参考までに他自治体、近隣の市町なのですが、調べてみましたら、やはり滝川と同様30日の期間を要しているようでございます。滝川市としても極力早目早目の対応をしてまいりたいと考えております。

それから、次のご質問で介護認定申請のご質問でございますが、介護保険でサービスを受けるには市の介護保険の窓口にて申請をしていただきます。申請は、本人または家族であります。例えば寝たきり家族の介護等で申請に出向くことができないという場合については、介護保険法に規定されている事業所、いわゆる地域包括支援センター、または厚生労働省で定めた居宅介護事業支援者、また介護保険施設が申請を代行できます。その際は、当然介護保険の被保険者証をご持参いただくことになります。特に統計等とはっておりませんが、申請内訳としては施設のケアマネージャーが約7割いらっしゃいます。それから、家族が2割、本人は1割という状況でございます。

それから、もう一点ちょっとお話し申し上げますが、40歳から65歳未満の方についてはふだん受けられないのですが、特定疾患があった場合、これは国が決めた16の病気がございます。例えばパーキンソン病とか、末期がんもそうでしょうし、また初老期の認知症、こういった病気がございます。こういった特定疾病が原因で、いわゆる介護を必要となった場合に限って申請はできます。その場合には、今度は医療保険の被保険者証を持参いただくことになります。また、認定には当然有効期間がございます。引き続きまして介護サービスを受けたいという場合には、有効期限の60日から30日前までに更新を申請をするということになっております。

以上でございます。

○議長 堀議員。

○堀議員 それでは、具体的な例でお聞きいたしますが、独居というか、1人で住まわれている老人の方が例えば認知症になられたと。家族もいない、自分でも申請できない、こういうパターンの場合はどういうことになるのか、ちょっとお答えください。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 本人以外といいましょうか、申請したいけれども、代行者がいまいというご質問でございますが、もし連絡いただければ担当者が必要時間訪問いたしまして、本人にかかわって申請も可能でございます。

○議長 長 堀議員。

○堀議員 よくわかりました。中には、非常にそういうことで困っている方も現実にはいらっしゃるものですから、具体的にお聞きをいたしました。安心をいたしました。

続きまして、今介護は在宅の場合家族がお世話をしていて、その家族の方々の大変な状況ということも社会的な問題として取りざたされていると思います。非常に肉体的に精神的にご苦労なさっているのが実態でないかというふうに認識をしております。そこで、市長が今年度から取り上げています地域密着型のサービスについてお伺いをいたしますが、基本的に365日24時間在宅サービスが求められているわけですが、そのための小規模多機能型施設等が今年度スタートするというふうにお聞きをしております。その現状とサービスの課題、取り組みについて説明を求めます。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいまの質問で小規模多機能型施設等の整備に係る現状、課題、取り組みについてのご質問でございますが、ご承知のとおり小規模多機能型の介護サービスについては、泊まり、通い、訪問介護の3つのサービスを一つの事業所で提供いたしまして、365日顔なじみの介護職員からサービスを受けられるのが特徴でございます。利用者とか家族のいろんな要望がございますが、できる限りやはり住みなれた地域での生活を支援することを意図したサービスでもございます。事業所数については、全国で約1,500カ所ございます。また、道内では129カ所ございまして、空知管内では三笠市と新十津川町、妹背牛町の3カ所が設置をしております。一方、経営面でございますが、利用登録者数が非常に確保が難しいということと、また利用される軽度の方の介護報酬単価が低いものですから、非常に採算性の問題がございます。なお、昨年4月の介護報酬改定、改定率3パーセントでございましたが、また人員配置基準の若干の緩和程度しか行っておらず、抜

本的な改革は行っていないという状況でございます。また、市では第４期の、現行でございますが、介護保険事業計画に基づきまして今年度先ほど私言いましたように民間事業者による施設整備を予定しております。また、国の経済危機対策によります介護拠点等の緊急整備を目的といたします介護基盤緊急整備等臨時特例交付金、これを活用いたしまして、施設整備に係る市補助金を交付する予定でございます。

以上でございます。

○議長 堀議員。

○堀 議員 続きまして、本市におきまして当然介護度によって介護サービスを受けられるわけですが、どうしてもそれ以上の混合サービスというのか、ちょっと言葉ではわかりませんが、対象となっていないサービスを受けたいという希望者がいると思います。そのときの対応の仕方についてはどうなのか伺います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいまの質問については、介護度によるサービスの違いと、それから制度に基づくサービス以外を希望した場合の対応でございますね。要介護の１から５と認定された方については、必要に応じまして介護保険サービスのすべてを利用することができます。また、要支援の１、２というのがございますが、認定された方については施設サービス、特養とか老健でございますが、そういった施設サービスと一部の地域密着型サービス、いわゆる夜間の対応型訪問介護等でございますが、これを除いたサービスを利用することができます。利用の範囲内であれば１割のご負担でサービスを組み合わせて利用が可能となっております。なお、利用できないサービスを全額自己負担で利用することは可能と思われますけれども、非常に費用高いものですから、事例としては聞いたことはございません。

○議長 長 堀議員。

○堀 議員 当然全額、１００パーセント個人負担になるということですよね。そこで、お尋ねをしたいのですが、現状本市においては本当はそのサービスを受けたいのだけれども、全額だからどうしても受けられないというような、そういう要望だとかということはございませんでしたか、伺います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 上限を超えましてサービスを利用したいとする方については、今うちのほうで把握していますのは３名いらっしゃいます。それは、介護５の方の場合、普通限度を１００パーセントとした場合、１１６．４パーセントに当たります。それから、介護１の方については１０３．１パーセントと。介護２の方については、１００．９パーセントということで、把握しているのは３名ほどおります。

以上でございます。

○議長 長 堀議員。

○堀 議員 今ご答弁いただきましたけれども、上限を決めなければならないということもわからないのですが、やっぱり必要があってそういうふうな状態になっているというふうに思わ

れますので、どうかそういう面では緩和できるような政策を今後とも進めていただきたいというふうに要望しておきます。

続きまして、やっぱり最後まで健康で人生終われることが一番いいわけですから、そういう面では今言われている認知症も非常にふえているというようなことと、それから介護予防の施策と今後、要するに予防に対する施策と今後の取り組みについて伺います。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 介護予防に関するご質問でございますけれども、一般的にいつて脳の衰えを防いで認知症を予防することは、これから高齢化社会を生き抜くためには非常に重要な課題でございますが、認知症に対する知識の普及を図るために、市民対象に認知症予防教室を開いたり、または講演会、研修会、出前講座などを開催をしているほか、各団体に対しまして講師派遣とか、またパンフレットを配布いたしまして、介護予防に関する情報提供をしております。また、認知症の予防といたしますのは、やはり生活習慣とか食生活も一つの要因であるかと思いますが、閉じこもりの予防とか、健康増進を図るために高齢者体操サポーターの養成講座を修了しましたボランティアが中心となりまして、地域でいきいき百歳体操を行ったり、介護予防の普及に努めております。現在9地区で教室を開いておりますけれども、さらにことし東滝川地区で開催予定でございます。市としても今後とも教室の開催の拡充に向けまして積極的に努めてまいりたいと考えております。

それから、総合相談とか特定健診などの生活評価を行いまして、75歳以上のいわゆる要支援、要介護状態でしょうか、可能性のある前の方々、いわゆる特定高齢者といいますか、または虚弱高齢者といいますけれども、そういう方々を把握いたしまして、温泉教室を行ったりしまして体力向上を行っている。今後とも継続してまいりたいと考えております。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 7番目に入ります。先ほども少々お話ししましたが、在宅介護の場合の家族の負担が非常に大きいということをお話しさせていただきました。介護うつとか介護ストレスに伴ういろんな精神的な症状だとか、これはテレビ、新聞等でも報道されているところでございますけれども、やっぱり家族の方を本当に軽くしてあげれることも一つの行政の役割でないかというふうに考えるわけです。しかも、最悪の場合は殺してしまうという事件などもありましたから、そんな家族の間でこういう問題が起きるということは、過去は何かそんなこと聞いたことありませんので、日本の全体から考えてもやっぱり異常な事態だというふうに認識をしております。本市としてそういう在宅介護をしている家族に対する取り組みが何かありましたら伺います。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 在宅介護に係る家族負担に対する取り組みでございますが、介護者の大半がおっしゃったように疲労感とか不安感を感じておりまして、心身に大きな負担を与えているものとうかがわれます。家族介護者への支援といたしまして、在宅介護の方法とか、また各種保健福祉サービスの情報提供のために、市では研修会行ったり、また介護者同士がお互いに悩みがありますので、そういった悩みとか相談をし合う集いや交流会を開催しております。また、認知症を介護する家族を支えるために、家族の不安を解消できるようにと、実は昨年ですか、徘徊の可能性のある高齢者

のために滝川市徘徊高齢者等ＳＯＳネットワークシステム事業を昨年から行っております。この事業については、認知症の高齢者等の徘徊による行方不明者の速やかな捜索とか、また保護活動、それから再発防止を図るためのネットワークを図るものでございまして、昨年７月２８日に滝川市と警察署のほうで協定書の調印を行ったところでございます。現在登録については、１９名いらっしゃいます。また、市内で実は認知症の人と共に歩む家族の会という組織がございます。実は、家族介護、要するに家族の介護をする要員が年々減少している中におきまして、高齢者を地域で支える必要性があるとして、ひだまりサロン一日託老という事業に取り組んでいるという話も聞いております。これは、高齢者の社会参加とか意欲の向上、家族の軽減、また休養が図れるようなさまざまな交流会や研修会を行っているようでございます。このような活動組織が地域から広がっていくことを我々行政としても期待しておりますし、側面から強力にサポートしたいと考えております。

○議長 堀議員。

○堀議員 ８番目に入りますが、この公明党のアンケート調査の中で介護職にずっと従事していきたいというふうに思っているのですが、待遇に非常に問題があってやめなければならなかったという回答が結構ありました。そういう意味では、現状抱えているような、恐らく地方も中央も同じだというふうに認識をしておりますけれども、需要があるのに供給できないということは非常に問題があると思います。そういう意味では、自治体が行うよりは本当は国がすぐ手を打つべきであるというふうにも考えますが、それでも少しでも何らかの形でやっぱり介護の従事者に対しての取り組みはしていく必要があるのではないかというふうに感じております。そういう意味で、この処遇改善が自治体でできるところはどういうところまであるのかという面についてお伺いをいたします。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 介護職員の処遇改善と取り組みについてのご質問でございますけれども、ご指摘のとおり高齢化の進展に伴いまして、介護ニーズが増大する中、サービス提供を担う介護職員の人材確保というのは非常に社会的な問題であると思います。要因といたしましては、やはり賃金を初めとする待遇の低さでございます。また、劣悪な職場環境、さらに社会的な評価も低いということも挙げられております。いわゆる離職率が高いと言われております。国では、昨年経済危機対策によりまして介護職員処遇改善等臨時特例交付金をつくりまして、平成２１年１０月から２４年の３月まで、約２年６カ月でしょうか、介護職員１人当たり月額平均１万５０００円を交付するというような対策を講じてまいりました。処遇改善に取り組む事業者が交付金の見込額を上回る賃金改善計画をつくりまして、そして職員に周知をした上で都道府県に交付申請を行うというシステムでございます。承認が得られれば毎月自動的に交付がされます。老人施設や障がい施設等、滝川の場合、指定管理施設の設置者は市でございますので、介護サービス事業者といたしまして交付金を有効に活用しております。また、施設管理の事業団が実際に処遇改善に努めているということでございます。なお、介護職員の処遇改善に係ります市独自対策でございますが、特に今行っていないのです。現時点で独自対策を講じている他の自治体はないということで認識をしております。時報といたしまして、ご存じかと思いますが、長妻厚生労働大臣については平成２４年度以降も処遇改善に取り組んでいく旨の方針を国会の場で示しておりますけれども、２４年度の介護報酬改定時にどのよう

に見直すか、議論してまいりたいと考えております。

○議長 堀議員。

○堀 議員 最後になりますが、2025年、これ高齢化のピークになると思います。ちょうど私の年齢が25年に75歳になるわけですがけれども、私も個人的にはもう75歳になってもびんぴんしていたいなと思っていますけれども、いつお世話になるかわかりません。そういう中において施設に入りたいなと思っても、受け入れ施設がなかったらどうしようとか、個人的には健康でいたくてもなかなかままならないということは直面するわけであります。そういう意味では、国も当然そうでありますけれども、想定できるピーク時に向かって徐々にやっぱりサービスを提供してくれる仕組みをつくっていかなければ、早急にはできない分野だと思います。そういう意味では、市長がどんなふうを考えられているのか、ぜひ最後に25年に向けての介護のあり方についてご答弁をいただきたいと思います。

○議長 市長。

○市長 さまざまな予測の中で、一番確率のいい予測は人口予測。したがって、少子高齢化という問題はさまざまな予測よりもはるかに確実に到来する予測であります。そういう中でそれを迎えたときにどういう状況が生じていくのかということは、ある意味では想像されるわけでありまして、こういう想定される問題についてしっかりと予測を立て、計画を立て、着実にそれを実行するというにしないではいけないというふうに思います。なおただ、どうやら少子高齢化の問題というのは地方の問題だというふうに思っている方が結構いるわけです。ところが、これからの特に高齢化の問題というのは大都会の大問題であります。私は、いろんなところで言っているのですが、高齢化がどんどん進んでいく世の中は地方が住みやすく豊かになっていく時代であると。そのチャンスを生かさなければいかぬと。生かすためにも高齢化の問題はしっかり対応していきたいというふうに思っております。

○議長 堀議員。

○堀 議員 すばらしい発想で、よろしく願いをいたします。

◎3、環境行政

1、地球温暖化対策について

最後になりますが、環境行政であります。地球温暖化が叫ばれてかなりの時間がたっておりますが、公明党も地球温暖化に対しては非常に強力に国政の場で推進しているところであります。自分たちさえ今何でもなければいいのだという発想ではなくて、やっぱり孫ですとかひ孫の時代を考えたときに地球の温暖化問題というのはほうっておけない問題で、早急な課題であるというふうに考えます。特に鳩山さんを支持するわけではありませんが、25パーセント削減などという件に関しては公明党は非常に賛同してそこに向かっていくわけですので。そこで、お尋ねをしますが、本市としての地球温暖化対策に対する取り組みを現状どういうふうに行っているのか、そのことについてお尋ねをいたします。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 地球温暖化対策についての現状と今後の取り組みということでございます。既にご存じと存じますが、現状といたしましては地域といたしまして生ごみ及びてんぷら油等の生物資源をエネルギー利用してございます。既に一部温暖化抑制に資する取り組みを進めているほか、昨年ですけれども、滝川市省エネルギービジョンの初期ビジョンの策定にも取り組んだところでございます。今議会の1日目でございますが、補正予算の採決をいただきました。昨年制定いたしました滝川市地域省エネルギービジョンのもうワンステップということで、重点ビジョンということで策定をことし進めさせていただいています。地域の省エネルギーを実践的に推進すべく、公共施設における率先的な省エネルギーの導入及び地域住民や事業所等への波及施策等について詳細に検討する予定になってございます。また、今年度につきましては、市役所庁舎で蛍光灯の設備の安定器を高効率タイプのものに交換し、消費電力の抑制に努めるとともに、太陽光発電設備を設置いたしましてCO₂の排出を伴わないクリーンな電力の導入を図ることとしておりますし、これらの効果等につきまして広くPRし、地域全体に波及すべく努めてまいりたいと考えております。また、比較的一般家庭等で導入しやすいと思われます、いわゆるエコタイプの製品等につきまして、事業者団体、関係団体との連携の中で情報提供に努めたいと思っているところでございます。

また、ハード面の取り組みに加えまして、市役所といたしまして庁内横断的な対策組織の設置をしております。今後エネルギー管理者を置くなど日ごろの事務事業における職員の意識向上を含め、温暖化対策の実践行動の定着を図りながら、多くの市民に対して温暖化対策の必要性等を訴えてまいりたいと考えております。

○議長 堀議員。

○堀議員 大事なことだと思います。ぜひ管理者等において意識の改革をすることも大事だと思いますので、よろしくお願いをいたします。

実は、公明党の会派として、先月2カ所視察をしてまいりました。これは、地球温暖化対策のための省エネルギーを推進している江戸川区役所と埼玉の所沢市の視察に行つてまいりました。両市区ともいろいろとCO₂削減にすごく力を入れていることがわかりました。説明を受けて勉強してまいりましたが、その中で1度お話ししたことがあるESCO事業についての取り組みが行われていました。北海道でどこかやっているかなと調べてみたら、札幌市も3カ所ぐらいやっているということがわかりましたけれども、このESCO事業の特徴はエネルギーを削減するということをまず保証するということです。この保証された金額でかかった初期経費を支払っていくという、市にとっても企業にとってもお互いにリスクがないというメリットがあるというふうに勉強してまいりました。そういう意味では、特に江戸川区のほうは15カ所の施設でESCO事業を取り扱っていました。どういうふうにして選定したのかというと、電気代とか水道代が大変かかっている施設をまず抜粋したそうです。そこから抜粋して業者と打ち合わせをして取り扱いをスタートしたと。これは、平成18年からスタートして6年で償却できますよという作業をしたそうです。ところが、3.6年台で達成し、今年度で達成して、あとは区役所のプラスになっていくというようなことを言っていました。経費の削減になるというようなことを言っていました。また、所沢市では17年から始めまして、これは市役所庁舎です。約8年、17年から25年までかかるのではないかと

れていた保証期間が6年間ぐらいで大体済むというようなことで、その後は市のエネルギーの削減につながっていくというような説明を受けてまいりましたが、滝川市の場合どういう施設があるのかなといろいろ考えたりなんかしましたけれども、市庁舎も14年ぐらいしかたっていないということで、かなり整備された環境にあるのかなと。文化センターなんかどうかなというふうに勝手に思っていましたら、指定管理に預けているもので、光熱水費については市は全然管理していないというようなことも調べて聞いております。しかし、いずれにしてもこれは滝川市にある現実の企業さんでも大きな施設を持っている企業さんがあるわけですから、ちょっと勉強していただいて、本市の中の取り組みとして考えていったらどうかなというふうに思っていますけれども、この辺について取り組みについて伺いたいと思います。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 確かな省エネルギー効果の保証、ノーリスクのE S C O事業ということでございます。E S C O事業につきましては、施設や工場等のエネルギー消費量削減を図るための手法といたしまして、近年民間企業等を中心に徐々にその受注実績を伸ばしているということはお聞きしてございます。E S C O事業では、E S C O事業者が顧客に対しまして省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、得られる省エネルギー効果をあらかじめ契約によって保証するもの、議員さんのおっしゃられたとおりでございます。顧客側は、その省エネ効果によって得られたコスト削減分から一定割合を報酬としてE S C O事業者を支払うという仕組みでありまして、仮に定められた省エネルギー効果が得られなかった場合には、E S C O事業者が顧客にペナルティーとしてその差額を支払わなければならないというものでございます。E S C O事業につきましては、昨年度滝川市地域省エネルギービジョンの初期ビジョン策定事業の中で、省エネルギー手法に関する情報収集の一環といたしまして担当所管及び検討会議のメンバーが先進的な事業を進めている札幌市及び市立札幌病院を訪れまして、現状等について視察を実施したところでございます。札幌市では、E S C O事業の契約に直接当たった担当者から導入を検討する上での注意点などヒアリングさせていただきまして、一定のメリットを得るためには発注する側もそれなりの技術的レベルや情報の蓄積が求められ、さらに受注業者の選定ですとか複雑な契約内容などの検討に際しましてはある程度のノウハウが必要とのアドバイスも受けております。契約の内容によっては、総体的に省エネ効果は得られますけれども、E S C O事業者への支払い額は大きくなり、発注者側の実質的なメリットが相当期間先送りされる場合もあり得るということでございました。また、一方、E S C O事業の対象となった市立札幌病院の場合ですけれども、ボイラーのダウンサイジング化を進めるなどしまして、実際に目標以上に省エネルギーの削減効果が得られたということもお聞きしております。E S C O事業の導入対象といたしまして、一般的に省エネ削減余地が大きいと考えられると、ある程度大規模施設が想定されますけれども、例えば議員さんもおっしゃられました市役所本庁舎につきましては昨年の省エネビジョン策定におきまして簡易省エネ診断を受けさせていただきまして、既に相当のエネルギー削減が図られていると分析結果も出ており、その他の施設につきましても省エネに向けて努力しているところであります。最少の経費で最大の効果を上げるよう引き続き取り組んでいく中で、E S C O事業におきまして成功事例等の視察も含めまして情報収集に努めていきたい

と考えているところでございます。

○議長 長 以上をもちまして堀議員の質問を終了いたします。

三上議員の発言を許します。三上議員。

○三上議員 公明党の三上です。それでは、通告順に従いまして、質問させていただきます。

◎ 1、災害時の危機管理

1、国民保護法に基づく避難実施要領について

2、災害時要援護者の避難対策について

まず、災害時の危機管理についてです。国民保護法というのが制定されております。その国民保護法によるとというよりも、国民保護法というのは大体が武力攻撃を受けた際に国民の生命、財産を保護するという目的で制定されておりますけれども、その中身の中に自然災害においても実は市民の皆さんの財産、生命を守るのだという部分があります。そこで、伺いたいと思います。その国民保護法の基本指針の中で、このように言われております。迅速に対応するため、あらかじめ避難実施パターンを各市町村においてはつくっておきなさいというふうに言われておりますけれども、滝川市の場合は避難実施パターンを準備しているかどうか伺いたいと思います。

○議長 長 三上議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 三上議員さんの災害時の危機管理の関係につきまして答弁いたします。

国民保護法では、市長は住民に対し避難の指示があったときは避難実施要領を定めることとされております。避難実施要領は、避難誘導に関する事項を住民に示すとともに、関係機関が共通の認識を持ち、避難を円滑に行えるようにするために作成するものでございます。本市における避難実施要領のパターンは、あらかじめ5パターンを定めております。まず、1つ目、パターン1でございますが、これは弾道ミサイル攻撃の場合、これがパターン1でございます。それから、2つ目がゲリラ、特殊部隊による攻撃の場合、この中に3つパターンがございまして、比較的時間的な余裕がある場合、これがパターン2でございます。それから次に、昼間の都市部における突発的な攻撃の場合、これがパターン3でございます。それから、都市部における化学剤を用いた攻撃の場合、これがパターン4でございます。最後、パターン5が着上陸侵攻の場合、これがパターン5となっております。現在それぞれのパターンにおきまして避難誘導の方法ですとか、職員の配置、それから種々の留意点について記載をしているところでございます。ただ、現実の攻撃の状況、対応につきましましては、その攻撃の規模ですとか方法、それから発生する場所、発生する時間等によりまして千差万別でありますので、この避難実施要領のパターンがそのまま使えるものではございません。この事態が発生したときに少しでも迅速に避難実施要領が作成できるようになる点がこの手段でございます。現実に国、道のほうから避難指示の通知を受けた場合は、直ちにあらかじめ策定いたしました避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難指示の内容に応じた避難実施要領を作成し、関係機関、消防ですとか警察、自衛隊、その意見も聞いた上で迅速に最終的な避難実施要領を策定することになります。このような経過でございます。よろしく申し上げます。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 それでは、今５つのパターンが示されましたけれども、これは自然災害における場合も適用されますか。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 今説明いたしましたのは、ミサイル攻撃とかゲリラ特殊部隊、着上陸侵攻という事柄の中身でございます。自然災害等におきましては、このこととは別に市独自の災害対策本部の設置ですとか、そういったような今までの経験を生かしたもの等もございます。今のご質問に答えるとした場合につきましては、自然災害ではなくて、そういった攻撃を受けた場合のパターンということになります。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 やはり住民の方は、自然災害のときどうするのかということが非常に関心事、関心があると思うのです。そのときに行政としてどうするのだと。あるいは、地域の町内、地域住民はどのように動けばいいのだと。こういったことはどのようになっているのでしょうか。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 三上議員さんご質問の自然災害の場合については、市の防災計画というものがございまして、ここでかなり細かく位置づけされている部分がございます。この計画の中で対応させていただきたいと思っております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 それでは、２問目なのですが、ちょっと所管とのやりとりの中では、私自然災害についてということでお話しさせていただいておりますけれども、その際の避難住民の移動法について、どのような移動法をするのかということで伺っております。それは想定されていますでしょうか。

○議長 長 これ全部が総務ですね、３番まで。三上議員、３番までそうですね。

○三上議員 はい。

○議長 長 自然災害のなのですね。

ちょっと休憩いたします。

休憩 午後 ２時１４分

再開 午後 ２時１５分

○議長 長 再開いたします。

総務部長。

○総務部長 ちょっと右往左往しまして申しわけございませんでした。国民保護法の関係についての準備をしておりましたけれども、これから三上議員さんの住民の移動方法ですとか、関係職員の配置につきましては、防災計画についても国民保護法の関係につきましても対策本部をつくって、そしてその指示命令系統の中で住民に避難をしてもらうという意味では、同じような形の中で取り組めるものと考えておりますので、そういう観点のところで答弁させていただきたいと思います。

それで、避難住民の移動方法につきましては、まず市の対策本部の組織を立ち上げまして、その

本部における決定内容を踏まえまして、各部各課から支援要員を派遣して住民の避難誘導を始め、避難住民等の収容及び避難所の運営管理並びに連絡調整等、避難誘導の円滑化を図ることになります。そこで、具体の移動の方法でございますが、事態の状況によりまして住民の方の避難方法、それから移動手段は異なりますけれども、通常の避難場所には健常者の方は徒歩によるもの、それから自家用車の使用につきましては避難に介護を要する方、それからその介護者の方に限定をしたいと。また、災害時要援護者の方につきましては、町内会や支援員の協力をいただく中で、速やかに避難をしていただく、そういうことになります。それから、関係職員の方の配置につきましては、これも避難の実施要領というものに沿いまして避難誘導の開始時において警察等との活動調整を行い、避難経路の要所において職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるほか、行政機関の車両や案内板なども設置をいたしまして、避難誘導の円滑化を図ることになります。関係職員の配置につきましてもこれに沿った対応になります。

以上でございます。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 それでは、次の全体計画については今言われておりますので、大体わかりますので、その次の要援護者の最新情報をやはり常に更新していかなければいけないですね。今町内会では、要援護者についてはある程度把握できるような形になってきております。ただ、それが1年、2年たつとまた情報をどんどん、どんどん更新していかななくてはいけないと思うのですが、情報を維持するためにはどのようなことを考えているのか伺いたいと思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 三上議員さんの要援護者の方の最新の情報をどのように維持していくのかという点でございますけれども、要援護者の方の名簿の更新に関しましては、年に1度各関係機関、それは市ですとか消防ですとか保健所ですとか、そういったところから新しい情報を提供してもらいます、毎年。その段階で、毎年9月までに更新リストを町内会長さんに届けることとしております。その中でももし亡くなられた方がいらっしゃいましたら、削除をしていただきます。また、新しくリストに載ってきた方につきましては、町内会を通じまして避難支援プランの説明を行っていただくようお願いしていくと、こういったような考え方でございます。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 専属で要るぐらい必要なのではないかなと思うのですが、通常業務の中でそれが本当に実際大丈夫ですね。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 現場の担当とも今三上議員さんが指摘したようなことは話ししております。ただ、全く新しい試みでもございますし、必要なときに、緊急のときに備えるという意味ではこれは絶対やっておかなければいけないことだというふうに認識をしております。全力を挙げて、時間かかる、かからないはありますけれども、実現できるように努力していきたいと思っております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 それでは、次の過疎地域と言ったら申しわけないのですが、滝川市でもいわゆる人が

張りついている地域とそうでない地域といっぱいあります。そういった中で避難支援員がいたり、町内会の協力を得られればいいのですが、なかなかそういう少ないところの地域というのは難しいと思うのです。だけれども、行政としては配置しておかなければいつ何ときどういふことがあるかわかりませんので、そのときの対応について伺いたいと思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 今三上議員さんのご質問の点につきましてもいろいろ議論というか、意見交換をしておりますが、実際まち全体にわたる大きな災害というか、攻撃の場合、公的機関による救助というのは相当な時間がかかるということを考慮いたしますと、やはり近所の方同士で助け合うといいですか、近所の方に救助をお願いするということは非常に大事になるのではないかなというふうには思っております。それに現在避難支援プランを進めておりまして、本当に支援を必要としている方につきましては想定した数よりは若干少ないのですけれども、大体対象要援護者のうちの1割程度となつてございます。そういうことも踏まえまして、まずは町内会長さんですとか役員の皆さんですとか、また民生委員さんが中心となつて地域の体制を整えていただくということがまず第一と考えております。しかし、議員さん質問のように支援者の協力を得ることがなかなか難しい地域というのもこれ実際にあるかとは思いますが、そういった地域におきましては、例えば連合町内会さんのほうと連携をしていただくですとか、隣接する町内会同士の協力でマンパワーを確保していただくですとか、そういったことを実行していただくのも一つの考え方でないかと思っております。その上でこの避難支援プランの同意書等につきましては、滝川市の関係部局ですとか消防、保健所、警察署に情報提供をすべて行いますので、自助、共助、公助の一致協力体制で補完することによって、要援護者を災害から救出すると。そういったことができないかというふうに今考えてございます。

以上です。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 やはりそのように地域で助け合わなければ今後は難しいということで、地域に対しての行政としての支援も必要ですね、これからは。

◎2、在宅医療廃棄物

1、各関係機関との協力体制

それでは、次在宅医療廃棄物について伺いたいと思います。まず、世の中の高齢化が進むにつれ、在宅医療を受けられる方がかなり全国的にふえてきております。そこで、本市における在宅での医療患者の現状とどのような実態になっているのか、あるいは増加傾向にあると思うのですが、どのようなになっているのか伺いたいと思います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 在宅医療廃棄物の関係での在宅での医療患者の現状と実態数ということでございます。滝川市内におきます訪問看護の対象者は、平成21年度1,160名となっております。月平均しますと、97人の方が利用ということです。うち市立病院での訪問看護対象者は、50人

から60人ということでございます。対象者の内訳につきましては、終末期の患者さんが2割程度、医療処置が必要な患者さんは8割程度ということです。滝川市での訪問看護の利用状況ですが、これは各年度の事務概要から拾わせていただきましたけれども、平成19年度1,187名、平成20年度同数、1,187名、平成21年度が先ほど申しあげました1,160名ということではほぼ横ばい、20年度と21年度では微減という状況でございます。

○議長 三上議員。

○三上議員 滝川市の場合には、在宅医療を受けられている方は横ばいということで、それで在宅医療廃棄物というのが出ると思うのですが、現状はどのような処理体制になっているのか、確認のため伺いたいと思います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 在宅医療廃棄物の処理体制でございます。平成17年9月に環境省より日本医師会に対しまして在宅医療に伴う家庭から排出される廃棄物の適正処理についてとして、その取り扱いが通知され、感染性の廃棄物として取り扱うもの、非鋭利なものは市町村が一般廃棄物として処理する方法が示されております。それを受けまして、平成20年2月でございます。日本医師会より在宅医療廃棄物適正処理ガイドラインが示され、医療機関、在宅医療、訪問看護でもこのガイドラインに沿って処理が行われているところでございます。訪問看護を実施するに当たり、本人、家族に対し個々の医療処置に対する指導を行っており、同時に医療廃棄物の処理についての指導も行っています。訪問看護における処理の内容は、点滴の管理や膀胱カテーテルのとめ置き、寝たきり患者の体調確認等の介護指導でございます。医療行為で発生する廃棄物につきまして、点滴セット、バルーン交換の物品、静脈注射の針、薬剤のアンプルなど病院で持参しました診療材料につきましては、すべて病院側で回収し、医療系廃棄物として処分しております。家庭で常時使用される、例えば消毒用綿棒、吸引のチューブ、膀胱の管、紙おむつ、家庭で購入しているものにつきましては感染性の可能性がほとんどなく、ポリ袋などに入れてしっかり縛るなどの衛生的処理で排出すれば問題はなく、在宅医療廃棄物は廃棄物処理法から見れば一般廃棄物であり、市町村に処理責任があるものでございます。滝川市では、危険のない処理をし、燃やせるごみとしての排出を指導しております。糖尿病の治療に伴うインシュリン自己注射の針につきましては、使用後に針ケースにおさめられる仕組みであり、医療用の針とは大きく異なり、安全な仕組みになっていることから、燃やせるごみとして処理していただいているところでございます。また、医師会、看護協会、薬剤師会では、それぞれの所属する上部団体等からの指導、情報提供を受け、在宅医療に伴って出る医療廃棄物の処理方法を患者さんに伝えているところでございまして、滝川市薬剤師会では薬局で販売いたしました医療用具は医療廃棄物として薬局で回収を行う取り組みも行っているということでございます。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 今の説明で3番目のほうも大体わかりましたけれども、先ほどガイドライン、処理に対する取り組みの手引みたいなものが出ているということで、やはり関係者、医師会、薬剤師会、看護協会等の協力体制というか、共同の体制というのが必要だと思うのです。それはできていると

思うのですが、もし何かあればお聞きしたいと思います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 滝川市として医療系廃棄物に関する連携は直接持ったことはございませんが、感染性に伴う医療廃棄物処理問題は空知総合振興局管内の関係機関、北海道、市町、医師会、薬剤師会、歯科医師会等によります連絡会議を持っており、こうした場を通して情報交換と連携が図られているところでございます。

○議長 長 三上議員。

◎3、滝川の未来へつなぐ課題

- 1、市民税1%事業について
- 2、中心街の活性化について
- 3、スマイルビルについて

○三上議員 それでは、3つ目の滝川の未来へつなぐ課題ということについて、まず1つ目は市民税1%事業について伺いたいと思います。

この市民税1パーセント事業、500万円の予算で今年度よりスタートしているわけですがけれども、地域貢献したいと考える団体とかグループ、そういったグループが続々というか、陸続と出てくるのではないかと考えて私は期待していたのですが、ここ4月、5月とやって、6月もですけれども、現状の課題というのが見えつつあるのではないだろうかと思っております。その現状の課題についてまず伺いたいと思います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 市民税1パーセント事業の現状の課題ということでございますが、まず現状につきまして若干冒頭説明させていただきたいと思っております。

これまでのこの事業に対する問い合わせ、相談につきましては二十数件来ております。申請締め切りが毎月月末としていることから、4月、5月、両月とも申請は各4件、審査の結果、すべて採択、8件が採択になってございます。申請者が例えば市民審査会議での説明が難しいのではないかとすとか、これらにつきましては申請の段階で事務局が事業内容につきまして聞き取りですとかアドバイスを実施して受け付けをしております。また、審査当日につきましては、事務局から事前に配付した申請書について審査員に概要説明をした上で申請者から5分程度の説明を受け、質疑を行っております。申請者からは、説明の機会を与えられたと喜ばれているというふうに認識しております。あと、申請の事業が新規事業なのか、また継続事業なのか、町内会事業なのか、さまざまでございますけれども、内容も市民ならではの事業ばかりというふうに考えております。小規模な事業ではありますけれども、手の届く範囲の事業内容で申請していただいていると認識しております。継続事業につきましては、補助金を利用してこれまでの事業を拡大した事業内容となっているものでございます。あと、町内会等につきましては、地域コミュニティの助成を中心としたものでありまして、いずれも公益性が高く地域に浸透していて、市民や地域の課題提起につながるものというふうに考えております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 4月が申請件数が4件で採択事業件数が4件と。5月は申請件数が21件、採択事業件数4件ということで、先日新聞報道されておりましたけれども、結構問い合わせはあるのですね。しかし、窓口で門前払いというようなことが書かれておりましたけれども、その部分についてちょっと伺いたいと思います、先に。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 私の説明不足だったかも知れません。あくまでも4月、5月、各月の申請件数は4件でございます。そのほかに相談件数というのですか、それが二十数件あったということで、議員さんの言われた5月の申請件数が21件の採択4件ではなくて、5月末の申請は4件、それを審査して4件採択したと。ですから、4月、5月での申請件数は8件、採択件数も8件、そのほかに問い合わせですとか相談が二十数件あるという状況でご確認願いたいと思います。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 これまでにそれでは採択事業が8件でいいのですね。その8件については、それぞれの団体を見ると過去に実績のある団体、新たに新規につくった団体、いろいろあると思うのです。例えばまちづくり・川づくり協議会の事業が採択されておりますけれども、この団体は私は年1回石狩川の植樹にも参加しているし、すばらしい団体だなと思うのです。ただ、役員の構成員を見ると市長が顧問になっていきますよね。だから、こういう実績のある団体はいいのです、そのままさせていただいて。ではなくて、新たにどんどん、どんどんグループだとか団体をつくって、出てきた団体が採択受けれるような形にしていかなないと、私は次の質問につながりますけれども、未来につながる事業になるのかなと考えています。だって滝川のために何かやろう、そう思って申請するのですよね。広域的に何かやろうと申請するのです。それをなかなかいろんな条件があってできない、そういった小さなグループ、経験のないグループ、そういったグループ、団体こそがこの1パーセント事業に参加していただいて、本当に今後の未来につながるような形にしていってほしいのではないかなと思うのですけれども、本当にこの8件の事業については未来につながる事業か伺いたいと思います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 議員さんのご質問にご答弁申し上げます。

まちづくり・川づくり協議会は、継続意欲がある団体ですし、事業も継続性があるということなので判断しております。議員さんの意見のとおり、例えば私先ほど言いました小さくてもその団体の手の届くような事業展開、4月に採択しました一つの事業でございますけれども、おもしろ食育塾というような格好でこの前新聞等にも報道されておりましたけれども、そのようなその団体が1パーセント事業を考えて、未来の滝川につながる事業というような格好で、その団体の組織力、または規模なり、いろいろなものを推測いたしまして、手の届く事業からこなしていただくというようなことがたくさん小さな芽ではありますけれども、これから出てきていただければ、滝川の将来につながる貴重な事業になるものと考えております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 そのとおりだと思うのです。未来につながるというのは、人が宝ですから、その人が滝川についてどのように考えているのか、そういった方々をいっぱいふやすことがやはり未来につながるのかなと思っております。それで、現状を見て市長はこの1パーセント事業、今の現状どうですか、採択8件ありますが。

○議長 長 市長。

○市長 スタートしたばかりですから、さまざまな課題があるというふうに思います。ただ、目標をしっかり持って、その目標を達成するために介入すべきは介入する必要があるというふうに思います。ただ、これ1パーセントシステムとセットでまちづくりセンターをやったというのは、私はこういうふうに思っているのです。さまざまな市民自治活動が行われていく。さまざまな課題がある。その課題は、費用的な課題かもしれないし、ノウハウ、情報の不十分さということにあるかもしれませんし、あるいは人材上の課題ということがあるかもしれません。さまざまな課題をまちづくりセンターの中でこれを解決していく。あと、1パーセントシステムでこういうことを今やっているし、こういうことをやりたいのだと。だけれども、こういうことが問題なのだと。それは1パーセントシステムにそぐいませんから、もう少しお考えくださいというのは1パーセントシステムの問題です。まちづくりセンターは、それではだめなわけです。その問題を解決するためにはどうしたらいいかということをとともに考えながらまちづくりセンターをやらなかったら、だめだと。そういう意味では、まちづくりセンターはトータルな事業について相談もし、ともに悩み、解決方法を見つけ出していく。そういう意味でセットにしているわけでありまして、そんな目的を達成するためにさらに充実させていきたいというふうに思います。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 それでは、次に移りたいと思います。中心街の活性化について伺いたいと思います。私3月の代表質問で、中心街の活性化へ向けて今後どうするのだということで質問させていただいておりますけれども、そのときの時点と最近は少し状況が変わってきているのかなと思いますので、今後どのように、中心街活性化に向けてどのような取り組みをするのか伺いたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 答弁する側としては、今後どのようにというのがやっぱり一番難しい質問の中身で、ですからご質問の趣旨にそぐうかどうか分かりませんが、以下ご答弁を申し上げますが、中心市街地活性化基本計画を立てて、国の認定ももらってこれまで取り進めてまいりました。その結果がどの程度成果としてあらわれているのかという評価についてはいろいろおありになるだろうというふうに思いますが、なかなか悩みながら一生懸命皆さんやっただいていますつもりであります。したがって、1つ目は、計画を立て、やらなくてはいけないということについてはしっかりやっていくというのが1点目であります。具体的に申し上げますと、例えば中心部居住という意味では駅前団地さかえの整備、街なか共同住宅の支援制度、さらに住宅改修促進事業、こういう形で中心部居住の促進というのを図ってまいりました。私は、今後これらの中心部居住、効果のあるものについてはさらに新たな計画もあり得ると、そういう方向にいくべきだというふうに思っています。それから、中心部における公共的機能の強化と。これもいろいろ評価あるかもしれませんが、

市立病院をあの場所で改築できたのはよかったなというふうに思っておりますし、図書館の移転、これについてもいろいろご議論をいただきましたけれども、中心部機能の強化ということに必ずつながっていくし、むしろソフトの拡充によってさらに中心部機能の強化ということに結びつけていきたいというふうに思っています。まちづくりセンターは、とりあえず市役所の中でスタートいたしましたけれども、これはやがてまちの中にその拠点を設けるというのが目標であります。そして、まちづくりセンターに多くの皆さん方がこういうふうにしたいのだけれども、どうだということをはけんけんがくがく議論される拠点があると、こういうふうにも行く行く機能強化をしていきたいというふうに思っております。3つ目は、やっぱり交通の利便性の強化というのがあります。公共交通の活性化の事業に取り組みましたし、これからぜひ実現したいということの中にJRの滝川駅のエレベーターの実現というのもこれから課せられた大きな課題だというふうに思っております。これらは、今ある計画の効果的なものについてはさらに進める、取り組まれていないものについてはしっかりやる、こういう方針が1点目であります。

2点目は、私は今まで2核1軸構造ということをやっているとまいりました。しかも、その2核は主として商業機能で担うのだと。足りないものについては、公共事業で担っていく必要があるかもしれないけれども、基本は商業機能を中心とした2核1軸構造でなくてはいけないということをやっているとまいりました。ここにきて、これは極めて難しい状況になってきているように思います。2核1軸構造は、しかし滝川市の中であの中心市街地で必要だというふうに私は思っておりますが、もし商業ビルとして機能していかなかった核ができ上がったと、実現したということになった場合には、やっぱり土地利用の抜本的な変更ということもあり得るというふうに思っているのが1つです。それから、2つ目は、中心市街地における緑地広場機能というのをもう少し強化する方向にいくべきだと、そういうふうに思います。ただ、このことは現在都市計画マスタープランが議論されておりますし、総合計画の策定ということも議論されておりますので、この中でしっかり議論をし、位置づけをしていく今後の方向性というふうに考えております。

○議長 三上議員。

○三上議員 中心部居住の話もありました。それで、その中で商業ビルの話もありましたけれども、いわゆるスマイルビルについて伺いたいと思います。「とんとん」とか、かなりその後入ってきて開設されておりますけれども、それ以降の来客数というか、あの商業ビルに集まる、来ていただける方々の数というのがふえているのか、ふえていないのか。当然ふえていないてはいけないのです、新たなものを開設したわけですから。ただ、傾向的には今どのようになっているのかを伺いたいと思います。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 スマイルビルに関しましての現状来客でございますけれども、あのスマイルビル全体ではそこら辺の把握はちょっと行っていないところでございます。ただ、あの中でボーリング場ですとか、あと1階のおそば屋さん、それとマーケット、それと本屋さん、ここの部分ではある程度押さえていることがわかりましたので、ちょっとお聞きしたところ、大体年間24万8,000人から24万9,000人。ただ、これはここ数年といいますか、21年度の数字でございますけれ

ども、ここは横ばいだという形で今のところ聞いております。また、市といたしましてスマイルビルの中のたきかわホールとか、「く・る・る」、親子ひろば「とんとん」、この利用者数でございますけれども、平成19年以降5万5,000人から5万6,000人、そこら辺の入りで前後しております。ただ、通行量調査という形で駅前のスマイルビルのところで行っております。これは、年2回行っているのですけれども、ことしの春調査でございますけれども、基本調査が平成19年でございます。このところから見ると、14.8パーセントの増という形でそこら辺はふえているのが現状でございます。

○議長 三上議員。

○三上議員 スマイルビルをぜひ有効活用しなくてはならないと思います。そのために、以前は盛んにテナントの誘致の話が出ておりましたけれども、最近なかなかそれも難しいのでしょうか、聞くことがないのです。集客するには、やはりキーテナントというか、テナントにどこを、私は食料品がいいと思うのですが、そういった集客力のあるテナントに入ってもらわなくてはならないのです。その辺の努力は最近はされているのか、あるいはどのような方向性で進んでいるのか伺いたいと思います。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 実際スマイルビルのテナントの状況でございますけれども、例えば議員さんもお存じのように本町で「ふらっと」というチャレンジショップをやっております。あそこから2店独立いたしましたして、今度スマイルビルに入っているというような状況も、これはキーテナントというわけではございませんけれども、そういうような形でこちらのほうとしても推薦といいますか、そこら辺の中身で入ってもらっている形もございます。また、今スマイルビルご存じのように3階がすっぽり、もとのゲームのところですが、あそここのところがあいております。そここのところにも何か誘致できないかということで、以前にもお話ししてあると思うのですけれども、企業誘致のほうで動いているのも、現状動いています。まだその話はだめになったわけではございません。引き続きやっております。また、今食料品云々という形の議員さんからのお話ございましたけれども、では1階、2階を含めて何があそここのところにあるのか、今後そこら辺も検討して誘致、キーテナントという形で検討していきたいと思っております。

○議長 長 以上をもちまして三上議員の質問を終了いたします。

ここで休憩をいたします。再開は3時15分です。休憩します。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 3時15分

○議長 長 再開いたします。

◎議事延長宣告

○議長 長 本日の会議は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

では、大谷議員の発言を許します。大谷議員。

○大谷議員 お疲れさまです。市民クラブの大谷久美子です。きょうは、3件6項目について質問いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎1、福祉行政について

1、救急医療情報キットについて

2、災害時要援護者避難支援プランについて

3、高齢運転者等の専用駐車区間制度と専用駐車場について

まず、1件目、福祉行政についてです。救急医療情報キットについて質問いたします。高齢化社会を迎え不安を抱えて暮らしている独居の高齢者、また障がい者、独居でないお二人で暮らしていてもそういういろんな不安を抱えている、そういう方たちが滝川市においてもたくさんいらっしゃいます。緊急通報装置や福祉除雪など、滝川市として高齢者の安心、安全に向けた取り組みは評価するものであります。しかし、もう一步進めて救急医療キットの設置を検討してみてもいいでしょうか。これは、高齢者の安全、安心を確保するためにかかりつけ医や持病などの医療情報、薬剤情報、診察券、健康保険証の写しなどを緊急連絡先などもあわせて情報を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくというものです。そして、万一の救急時にはこれを備えることによって早急な取り組みができると。これは、東京都の港区を皮切りにして始まったもので、今では北海道でも夕張や稚内などでも取り組まれているということです。滝川市においては、町内会で検討されているところがあると聞いておりますが、どのような状況なのか質問いたします。

○議長 大谷議員の質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいまの大谷議員さんの救急医療情報キットの件についてのご質問でございますが、お答え申し上げます。

ご質問のとおり、独居の高齢者、障がい者のみならず、ひとり暮らしの方々にも救急医療情報キットというのは大変有効でございます。救急医療とか、また災害時に救命や障がいの軽減に役立つものと期待をしております。あるところでは、命のバトンとか、また安心キットという言い方をされているようでございます。昨年ご質問のとおり東町連合町内会が町内の希望者を対象に血液型とか、緊急連絡先、かかりつけの病院とか、常用薬というのでしょうか、薬です、などの情報が書かれたあんしんカードというのを独自に作成をして、コスモスシール、コスモスの形をしたシールでございしますが、それを張ったプラスチック容器に入れて冷蔵庫に保管する事業に初めて取り組んだと聞いております。町内の聞き取りでは、余りコストもかけないでプライバシーも守れるということでございますが、今後の課題といたしまして利用者と消防署、それから地域と連携の間柄について少し課題だなという話は聞いております。なお、他の町内会の取り組みについては、今のところ情報としては持ち合わせておりません。

以上でございます。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 この東町の取り組みについては、ことしの老人クラブの東町のほうの新年会でちょう

ど三上議員が来ていて、そのあいさつの中で私は初めてお聞きしました。東町は素晴らしい取り組みをしているのだなということがわかりまして、これはそんなにお金がかかるということでもないと思いますので、ぜひ滝川市全体の取り組みとして進められてはどうかと思うわけです。やはり何重にもこういった取り組みをすることで高齢者の方の安心を、少しでも日常生活の中に安心して生活していただけると、そういった取り組みが大切ではないかなと。今東町だけであって、まだ全体としては広がっていないと聞いておりますが、市としてもぜひ取り組むべきと思いますが、どのように考えますか、質問いたします。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま市で取り組むことについてのご質問でございますが、保管容器にカードを入れた際、本人の医療とか、また薬剤情報など、当然主治医でなかったら記載できない内容もあるのです。さらに、常に情報の更新というのが必要になってまいります。それで、医療情報キットを導入されている自治体の多くは、独居の高齢者などが救急車を呼んだ際、円滑かつ効果的に救急医療病院に搬送できるというような活用をされていると聞いております。したがって、救急の際には救急車を呼ぶことができるようにする必要があると思うのです。そこで、現在市が推奨しております緊急通報システムというのがございます。これは、本体機器の押しボタン方式といいましょうか、場合によっては身につけたペンダントを押すだけで直接消防署のほうに連絡が行くということから、非常に効果的であると思っています。しかし、医療救急キットの取り組みについては非常に素晴らしいものでございまして、まさに地域課題ということでの認識の高まりが自主的な取り組みへの第一歩であるのかなと思います。市といたしましては、現在実施しています緊急通報システムとか、また友愛訪問事業をやっております。また、要援護者避難支援プランも策定しておりますが、それを着実に推進してまいりますけれども、医療救急キットの導入されている、いわゆる先進事例の照会とか、また取り組みとか、各団体、また町内会への情報提供など積極的にサポートに努めたいと考えております。

なお、先般ある医療団体から命のボタンタッチを実施したい旨のご相談がありました。私詳しく聞いておりませんが、再度聞いてみようと思っていますけれども、当然市民生活部とか総務部のほうにも情報提供したいと考えております。

以上でございます。

○議長 大谷議員。

○大谷議員 救急通報装置については、本当にボタン一つでつながるということでは素晴らしいなと思います。そういうような方向で希望される人には、そういうことができるようにということで今までも私も一般質問させていただきまして、そのようになったということでは大変よかったなと思っていますけれども、それについてもやはりお金がかかるものですから、必要な方が全部されているという状況でもないわけです。ですから、このキットについては費用的にそんなにかかりませんし、個人情報ですから、そういう状況の中で自分が要らない、情報を皆さんに提供したくないという方はもちろんされなくて結構ですけれども、この後部長の答弁の中でもいろいろ広めていかれるということですから、そういうことでぜひしたいのだと思う方は東町ばかりでなく、どこの町

内会においてもそういうのが適用されるようにこれからの取り組みを強く望みたいと思います。

それでは、2つ目に移ります。災害時の要援護者避難支援プランについて質問いたします。先ほど三上議員のほうから大分質問がございまして、総務部長の答弁がありました。先ほどは、国民保護法に基づくことだとかいろいろありましたけれども、私は地震のときに一番心配でないかなと。以前には、滝川には地震なんか来ないよというようなのが一般常識だったかもしれませんが、こういうこのごろの状況を見ますと、どこにでも地震はあり得る災害だと。そういった中で先ほどは災害時の危機管理だとか防災計画等についてご答弁がございましたけれども、そういったことが災害時援護者、そういったプラン、そういったものがどうやって市民の中に浸透しているのか。そういう市としていろんな計画をされておりますが、余りこれが浸透していなくて、高齢者の方を中心に何かのことがあった場合にはもう死ぬより仕方がないからと思っている方がたくさんいらっしゃる。そういうことからいうと、せっかくそういった災害時の危機管理、防災計画がきちんと立てられているので、やはり市民や町内会の人たちにどうなっているかということをしちんとPRをすることが大切でないかと思いますが、この件についていかがでしょうか。

○議長 総務部長。

○総務部長 大谷議員さんの質問にお答えいたします。

まず、災害時要援護者の避難支援プランの現状について、ちょっと先にご説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、まず今年度の町内会等の周知につきましては4月のくらし支援課を通じた町内会の配付で実施の概要について案内しております。その中で町内会長さんに1軒1軒訪問させていただいて、支援プランの概要について説明して回る旨を案内しております。現在町内会長さんのお宅を1軒1軒訪問中でございます。その中で説明をさせていただいていると。また、これ以外に民生委員さんにはほぼ全員の皆さんが出席いたしました民生委員会の総会でこのプランの概要等も説明をいたしました。このようなことを実施しております。また、今年度、22年度の支援プランの進捗状況でございますけれども、6月15日現在で37の町内会長さんのお宅に訪問をしてリストの提供を行っております。そのうち26の町内会、これは要援護対象者が1,431名分になりますけれども、こちらのほうは既に町内会長さんから了承をいただきまして、要援護者宅の訪問を開始しているところでございます。今年度の目標につきましては、要援護者リストの全体数が現在約8,200名の市民の方がいらっしゃいますけれども、昨年度、21年度の実績として54の町内会で2,516名分が既に実施済みでございます。それで、現在まで進めております26の町内会の対象者の分を進めますと全体の約半数となりますので、このペースで進んでいけば今年度中にはおおむね全町内会に説明していくことが可能と考えておりますし、これを目標に進めていきたいなというふうに考えております。

また、このプランの本当にどういうものでどういう役割だといういろんな周知につきましては、町内会長さんのお宅への戸別訪問のほかに7月に町内会に配付する予定でございますが、防災通信という町内回覧するものがございます。これを初めて実施をいたします。また、西小、第三小で開催いたします防災スクールですとか、また防災訓練を通じていろんな形の中でこの取り組みを周知を進めていきたいなと思っております。また、この支援プランとあわせまして要援護者の方の所在

を示しましたマップも検討しておりますけれども、このマップにつきましてはまず支援プランを必要とする方が決まらないと作成できませんので、必要とする方が決まり、そして地域の支援者が決まっていく中で同時進行でマップの作成を行っていきたいと思います。最終的には、名簿の一覧とマップと支援プランの同意書を一つの台帳にして、町内会長さんですとか関係機関の皆さんに届けることとしております。このような形の中で広く早く全町的に、全市内的に広めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 対象者となる方のリストづくりとか、そういう形では進んでいるのかと思いました。今また、町内会の中でも取り組みをしているところとかしていないところとかあるのですけれども、防災通信が発行されるということですから、そういうのを通して全市的な取り組みをみんなでそういうことになっているのだなということを理解してもらい、安心をしていくということが大事でないかなと。対象者ばかりでなくて、多分一般のそういった持っていない方についてもどうするのだろうかということを思って心配しているということもありますので、そういった取り組みも今後ぜひやっていただければ、市民的にも安心できるかなと思います。よろしくお願いいたします。

次ですが、3番、高齢運転者等の専用駐車区間制度、それから専用駐車場についてということですが、このたび22年の4月からということで道路交通法が一部改正になりまして、高齢運転者と専用駐車区間制度というのが始まりました。これは、私のところにちょっとこういうことを言ってもらえれば、取り組みしてもらえればという支持者から相談がございました。高齢者の方は、なかなかそういう方は乗らなければいいのでないかという問題でなくて、やはり少し若いころから見ると運転に自信がなくなっているという方もおりますし、行きたい場所へ行く際にかなり遠くでなければ駐車できないとか、そういった心配があると。実際にちょっとぶつけられてしまったということも訴えておりましたけれども、かなり広い場所でないとそういった問題も起きるのかなと思います。一番心配されるのは、市立病院が今工事中であります。したがって、役所前だとかとめているのですが、そういうところにもとめられると。この後市立病院がきちんと駐車場が整備された段階で、余り駐車について問題がなければ特別どうしてもということではないかもしれませんが、今の混雑の中で予想しながら、そういった訴えがございました。こういった制度について、高齢者が安心して快適に運転できる環境の整備、そういったことでどのように考えているのか。

また、専用駐車場についてですが、私もどういふものかなと思ったのですが、アクロスプラザですか、ホームック、マックスバリュ、あっちに行ったときに障がい者マークのほかにもみじマークの駐車場があつて、これがそれだったのだなというのを大体2カ月ぐらい前に初めて把握したわけですが、市内にはそういった駐車場ってほかにあるのかお尋ねします。

それと、こういったのが今障がい者マークの駐車場はもう本当にあちこちにふえてきておりますが、やはりそういった障がい者マークにあわせてみじマークというののもこれから必要なかなと。あるいは、どっちでも乗れるように、障がい者マークだとこれにある障がい者とか、妊婦の方だとか高齢者の方はやはり障がい者でないで、だめだなということで、場所はいいていても使用でき

ないと、そういう状況等もございますから、あわせてその辺をどのように考えられているのか伺います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 まず、大谷議員さんの1点目でございます。高齢運転者等専用駐車区間制度、議員さんもお存じのとおり平成22年4月から道交法が改正になって、新たに施行された制度でございます。公共施設等に十分な駐車場がない場合、高齢者、70歳以上の方でございます、それと身体の不自由な方、また妊娠している方などが駐車場を探しながら行う運転からの開放、安全な運転ができるようにと駐車禁止区間に専用駐車区間を設置するものでございます。利用に当たりましては、利用しようとする者が申請によりまして許可証、標識交付を警察に申請いたしまして、平成22年4月19日からスタートしたものでございます。道内では、札幌市、函館市、旭川市、帯広市、釧路市、北見市、網走市の7市、26カ所が設置され、道内の警察署から要望の上がったものの中から検討され、設置されたところでございます。滝川警察署に確認いたしましたところ、現状では滝川警察所管内には設ける必要がある場所はないと判断しているという警察のご返事でございます。当面そのようなことでございますので、滝川市といたしまして公共施設等には駐車場を確保していると判断しておりまして、早急に警察に対して設置要望するということは今のところ考えておりません。

2点目の専用駐車場の関係でございますが、公共施設の駐車場はほとんど議員さんがおっしゃられるとおり障がい者専用駐車帯の設置でございます。民間大手につきましては、先ほど議員さんのおっしゃられたとおりもみじマークの駐車帯があるということは認識してございます。現在公共施設の駐車場スペースにつきましては限りがあることから、議員さんのほうから提示のございました、ただいま市立病院改築中ということもございますが、直ちに高齢者運転等の専用駐車帯を設置することは考えてはおりませんけれども、必要が出てきたときには検討してまいりたいと考えているのが現状でございます。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 今のところないという警察のお考えでございますが、やはり例えば市役所前、この混雑の仕方、今病院の工事とも関係ございますけれども、障がい者マークにあわせて私は少し検討されるべきではないかなと。ほとんど満車であります。そういった状況、あるいは市立病院の駐車場の込みぐあいなど今後の状況もあわせて、やはり今のところないかもしれませんが、検討は必要だと思いますので、その辺いかがでしょうか。今後検討もあるということによろしいですか。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 専用駐車帯の関係につきましては、制度が運用されてまだ日が浅いということもございまして、施設の駐車場の利用状況ですとか、交通事情等も検証しながら、必要な場所と判断した場合には警察署のほうへ要望してまいりたいと。また、施設の駐車場を、高齢者専用ですが、どちらをつぶすのか。一般駐車スペースをつぶすのか、身障者スペースをつぶして設けるのか、議員さんのご意見といたしましては多分一般駐車場のほうを削って高齢者専用にするのはどうかということでございますが、どちらにつきましても今後の課題というような格好で検討させてい

ただきたいと思っております。

○議長 大谷議員。

○大谷議員 それでは、今後の課題としてぜひ検討いただきたいと思います。状況にもよりますけれども、ぜひよろしく検討していただきたいと思います。高齢者の方々は、本当に日々体が衰えてくるということで、若い人たちには考えられないような不安の中で生活をしているというのが実態です。私のほうには、ふだん高齢者の方とつながり多いですから、いろんな質問やそういった問題が来るわけですが、毎日不安の中で暮らしている人たちが多いということ、そして市長がおっしゃっていたと思いますが、いろんな人に優しいまちになるようにということで、いろんな声を聞いて検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎2、男女共同参画の推進について

1、これまでの方策とこれからの進め方について

次、2件目に移ります。男女共同参画の推進についてであります。男女共同参画推進のためのこれまでの方策とこれからの進め方について質問いたします。1つ目、男女共同参画社会基本法が成立して11年が経過しました。市として推進のためにこれまでどのような方策をとってきたのか伺います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 平成13年6月に滝川市男女共同参画推進協議会設立以来、会員初め市民の学習の機会づくりのセミナーの開催、男性の意識改革のきっかけづくりの男の料理教室など協議会の皆様とともに考え、進めてきております。近年におきましては、一日特別職、また市議会との懇談を通じまして行政、議会の仕組みを学習したり、男女共同参画のあり方など意見交換を実施してきております。市では、6月の23日から29日の男女共同参画週間、11月の12日から25日の女性に対する暴力をなくす運動週間の際には、市役所のロビーにおきまして展示啓発、毎年1回ではございますが、男女共同参画通信の発行を通じまして啓発事業を実施しているところでございます。この9年余り啓発、周知を中心に推進協議会の皆様方とともに考えて進めてきたところでございますが、平成23年度には10年を経過することから、一つの節目としてこれまでの歩みを検証し、新たな課題を整理し、今後どのように取り組むべきかを協議、検討を進めてまいりたいと思っております。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 推進協議会の取り組みについては、私も会員になっておりますので、よく承知しております。それで、今回申し上げたいのは、進め方の対策会議、市としての取り組み、そのことについて伺いたいと思います。対策会議はどのような規模でやっているのか、メンバーや回数などについて伺いたいと思います。

あわせて質問いたします。北海道の各種審議会等における女性委員の登用率は、平成29年度末までに40パーセントにすると。道では40パーセントです。滝川市では、平成25年度までに30パーセントを目指しているということになっております。25年というと本当にもうすぐですが、

私が議会に出させていただいて8年目を迎えておりますけれども、どの程度進展したのかなと思ったときに、余りこれはという感じがありません。滝川市では、昨年4月では23.6パーセントということでございましたが、今年度はパーセンテージ的には進んでいるのか。

それから、これは審議会ばかりでなくて市職員の管理職の登用について、ここが私は一番問題にしたいと。ここに座っている理事者の方はほとんど男性。事務局の山本さんは女性でいらっしゃると思いますが、本当に真剣な男女共同参画の取り組みが市として考えられているのかと、そういうことが一番問題ではないかなと思いますので、その点について質問いたします。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 4点についてまとめた質問でございますが、私のほうから3点を答弁させていただきます。

対策会議は行っているのかということにつきまして、特別に対策会議は行ってはおりません。

30パーセントをめどに高めるということでございますが、平成20年に低下傾向にあった女性委員の割合につきまして、平成25年度までに30パーセント以上をめどとして目標を定めております。平成21年11月1日以降に選出されます各種委員会、審議会等の女性委員の登用について、担当部局との事前協議を行っておりますし、今後におきましても引き続き女性委員の割合30パーセントの目標達成するよう努めてまいりたいと思います。

また、昨年4月23.6パーセントでございました登用率でございますが、ことしの4月現在25.5パーセントとなっております。

以上3点、答弁させていただきます。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 私のほうから5番目の市職員の管理職の登用の関係をご説明いたしますが、滝川市でもここ数年女性職員の管理職登用は積極的に推進はしております。数的に申し上げますと、平成18年と平成22年の比較でございますけれども、4年前との比較ですが、管理職における女性職員の割合は平成18年は管理職121名おりました。そのうち女性が12名で9.9パーセント、これは平成18年でございます。平成22年、ことしでございますが、管理職113名中女性が17名で、これは15パーセント、4年前に比べまして9.9パーセントから15パーセントにふえております。また、もう一つの数字を申し上げますが、管理職の昇任者に占める女性の割合でございますが、これは2年前とちょっと比較をしてみました。2年前、平成20年の4月管理職に昇任した者が17名、そのうち女性が1名でございました。ことしの4月管理職に昇任をしたのが26名、そのうち女性が6名ということで、2年前5.9パーセントの昇任の割合が23.1パーセントと、こういうふうにふえてございます。国全体の平均の数字もありますけれども、地方公務員の管理職に占める女性の割合、これ内閣府で出している数字でございますが、市区町村では平成20年度の数字でございますけれども、管理職に占める女性の割合は8.9パーセントということで、現在滝川につきましては15パーセントということで、積極的な登用になっているのではないかなというふうに認識はしてございます。また、あわせてことしの4月1日付の新規採用職員の関係でございますが、これもお知らせいたしますけれども、一般職で採用いたしましたのが13人、その

うち7名が女性となっております。今後とも将来を支える優秀な人材を確保するために、男女の別を問わず計画的な採用を行ってまいりたいとは考えております。数年前からこのような女性の登用については積極的にやっておりますので、先ほど大谷さんは今後ろに並んでいるのは男性ばかりではないかというご意見もございましたけれども、ここに女性が並ぶ日もそう遠くはないのではないかなというふうにも感じております。よろしくお願いします。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 今パーセントでご説明いただきましたけれども、介護職とか福祉センターとか救急とか、そういったところには女性の方が多いと思うのですが、そういう方全部含めてですか、それともこの庁舎内の中ではどうなのですか。それ含めているのかいないのか伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 この数字につきましては、病院ですとか西高の先生とか、そういったことを除きます一般職の数字でございます。

以上です。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 それでは、総務部長からこの席に女性が座るということもそう遠くないということがございましたので、期待しながらぜひその方向でこれからもご検討いただきたいなと思います。

◎3、教育行政について

1、学校の適正配置に係る保護者説明会について

2、改築の学校と適正配置の関係について

次移ります。教育行政についてです。学校の適正配置にかかわる保護者説明会について伺います。5月27日から6月23日までですから、まだ一部終了していないところもございますけれども、小学校7会場で学校の適正配置にかかわる保護者の説明会が実施されました。参加者の数と関心の度合いがどのようなものであったのか伺います。

また、あわせて話し合いの内容や要望はどんなものがあったのか、お願いいたします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 それでは、大谷議員さんの学校の適正配置に係る保護者説明会、この参加者の数と関心の度合いということと、それから内容ということのご質問かと思いますが、お答え申し上げたいと思います。

教育委員会では、ご承知のとおり未来を担う子供たちのためによりよい環境の中で明るく、楽しく学校生活を送っていただけるようにいろんなこと、取り組みを考えてございます。そういった中で2月に適正配置計画案を策定したことから、その内容の説明について今お話のありましたように全小中学校の保護者を対象に説明会を実施させていただいているところでございます。もう少し早くしたかったのですが、小中学校の卒業式、入学式、それからPTA役員さんの改選期ということもありまして、この時期の開催となったところでございます。お話のありましたように、5月27日から6月23日ということで、6月23日については今回東栄小学校はまだでございますが、予

定していた7校区のうち6校区が既に保護者説明会を開催したところでございます。参加者の数につきましては、全部で6カ所で71名でございます。参加者は、若干少ないかなというような感じはします。ただ、参加者の皆さんは熱心に説明を聞いていただいて、適正配置から校舎改築までかなり幅広い質問や意見が出て、やはり参加者の皆さんの関心は当然ですけれども、高いかなというふうに感じてございます。

それから、内容についてでございますけれども、現時点では適正配置計画そのものに対する反対意見は聞かれてございません。大きく幾つかについてご意見等出ていますので、ちょっとご紹介したいと思います。学校施設については、まず个性的で記憶に残る校舎をつくってほしい。それから、無駄な投資とならないよう長期的な視点に立って校舎をつくってほしい。それから、古い学校を改築、改修するより統合して新しく建てたほうが良いなどでございます。また、学校開放については、不特定多数の人が学校内に入ることには不安があると。それと、滝川市は公共施設が充実していることから、開放する必要があるのだろうかと、こういうようなご意見もいただいております。通学区域については、中学校に進んだ場合、現時点ですけれども、通学距離に不合理な面が見られるので、改善すべきだと。通学距離を均等にするため、小学校区域が2つの中学校に分けられてもよいのではないかなというお話、それから給食施設についてはやはり温かい給食、つくる人の顔やにおいが感じられる自校方式を望む声が多いと。ただし、最近やはりアレルギー食への対応などが必要だというご意見もあることから、そういった場合にはセンター方式がよいのではないかなという声もございました。また、その他といたしましては、登下校の安全の点で不審者情報をリアルタイムで保護者にメール配信できるシステムを導入してほしいと。それから、この計画はもう既に決まったものとあきらめている人もいるのではないかと、来ていない人の意見を聞く場も設けてほしいと、こういうような意見が現在のところ出されてございます。

以上でございます。

○議長 大谷議員。

○大谷議員 6カ所で71名ということですから、参加者の関心は確かに高かったのかなと思いますが、参加しない方の無関心が高い、反対に。こんなに、自分たちの学校をどう考えるのかなという中には、ちょっと2つ目の質問にもあるのですけれども、改築の学校と適正配置の関係なのですけれども、今回開西中学校と第三小学校の老朽化が著しいということで、改築の方向で進んでおります。開西中学校については、23年5月着工、25年1月移転というスケジュールも提案されているわけですが、今回参加しなかった方たちの中には、それでは三小と開西については新校舎になるから残るのかという安心感というか、そういった声も結構聞こえてきます。それから、東栄等についてはもう決まったと、このように思っているという、今参加者の話の中にも出てきたわけですが、それから、参加者の意見の中では个性的な、または長期的な、いろんな通学距離だとか自校方式、これは本当にもっともな意見が多く出ているのかなと思って伺っていましたけれども、やはりそれらが残る、それから廃校になるだろうと、決まったものと思っている、ここが問題かなと。まだ平成32年度まで10年間での取り組みですから、そこらの関係がどのようになっているのかということで伺いたいと思います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 先ほどご意見の中にこの計画がもう決まったというのは、東栄小学校との懇談会はまだやっていませんので、東栄小学校ではないということです。

それで、参加者については、私どもご承知のとおり全保護者にご案内を学校を通じて、PTA通じて案内文を配付しております、だからといってそれがいいのかというのがありますけれども、さらにそれぞれの学校の適正配置計画案のこういう形で今考えていますよというのを案内文に載けてもごさいます。そういったことで、一応それぞれの学校の今後の案については若干ですけれども、お知りになる機会があったのではないかと思います。

それから、私ども71名ということで少ないのですけれども、適正配置計画については平成19年からスタートしております、毎年のようにPTA役員さんとの懇談会もさせていただいております。そういった意味では、21年の11月から12月にかけての保護者の皆さんとの懇談会では、私立幼稚園2園を含めまして153名の皆さんと懇談をさせていただいております。その前の年、20年にはPTA役員との懇談でも104名ということで、かなり毎年いろんな意味でお話はさせていただいております。私どもとしては、さらにたくさんの方とお話したいなということで、今回の懇談会でも皆さんにお話ししているのは、呼んでくださいというふうにそれぞれお話をしております。それぞれ内容についてもうちょっと保護者の皆さんがご理解いただくことになれば、また呼んでいただけるのかなということも考えています。ただ、ご承知のとおり7月中旬に今度は小学校7校区で地域との懇談会させていただいております。そこにも小中学校の保護者の皆さんにご案内を差し上げる予定がございまして、今回だけではございませぬので、そういった形の中で説明をさせていただきたいというふうに考えてございます。

○議 長 教育長。

○教育長 続きまして、特に開西中学校の改築と適正配置計画との関連ということでございますが、開西中学校の校舎は耐震診断の結果、すべての建物に耐震性が問題があるということから、鉄筋コンクリートづくりの校舎が、そこが耐震補強ということで、それ以外のところは改築ということで予定をしております。屋内体育館も含めてです。適正配置計画の計画期間は10年間ということですが、5年ごとに見直しをするということにしております。計画期間の途中であっても社会情勢の変化、あるいは児童生徒数の状況等により必要に応じて見直しをするということにしております。案の中でも触れておりますとおり、開西中学校はこのまま生徒数が減少すると中学校における集団活動の展開、部活動の選択、部員の確保等が難しくなることから、将来的には隣接校との統合を含む再編が考えられるということもあわせて案の中では明記をしております。学校施設としては、児童生徒が一日の大半を過ごす場所ということですから、まずは安全で安心である場所であることが必要だということで、あるいは地震等の災害時には地域住民の避難場所としての役割もある施設であることから、施設整備方針の中では耐震化の方向として耐震補強を基本として補強ができない建物及び老朽化の著しい建物を改築するというふうにしておりますことから、開西中学校については改築をするということに進んでおります。一方、適正配置計画案で触れておりますとおり、将来的に開西中学校が統廃合ということが想定されなくはないということですが、例えばその時期に西小

学校が改築時期を迎えること、あるいは付近にあります公民館ですとか、三世代交流センターですとかという公共施設が西地区に合った施設としての役割というのもどうなるのかなということ。改築あるいは大規模改修に当たっては、それぞれの地区の持つコミュニティ施設としての役割というのも十分検討しながら学校施設というのを考えていくということにしておりますので、開西中学校の現在考えております改築プランの中でもそういう多面的な利活用ができるような形で検討を進めたいというふうに思っております。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 新校舍改築ということで、即そのまま残るということではないということはおわかりました、地域との関係もございますし。それから、この10年の計画ですけれども、5年ごとに見直すということの中で、生徒の数だとかを見たときに流動的なのだなということをも改めて感じるわけなのですけれども、余り長くかかった計画になると本当に何か身近でないような感じになりますので、私どもの受けとめ方としてもこれは一応の計画案であって、やはりもっと細かな計画がこれから取り組まなければならないのではないかなと思います。よろしいですか。そのように思いますということをお伝えして、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議 長 以上をもちまして大谷議員の質問を終了いたします。

関藤議員の発言を許します。関藤議員。

○関藤議員 新政会の関藤です。きょう最後の質問ということで、皆さんお疲れさまでございました。

◎1、教育行政

- 1、学校支援地域本部事業について
- 2、学力向上について
- 3、滝川市独自の教育方針について

私は、今回は教育行政の3項目についてのみ質問をさせていただきたいと思います。まずは、北海道の教育関係につきましては、北教組の問題を初めさまざまな問題を抱えているのではないかと思います。北教組の問題につきましても、私はこの不祥事に対して襟を正して取り組まなければならない、そのように考えております。なぜならば、今回私が質問させていただきます学校支援事業につきましては、もともと学校の先生方が子供たちと向き合う時間をふやすということを目的に始められた事業でございます。そういったことにおいて、北教組の方々が政治活動に専念している方もおられるということは非常に残念でなりません。そこで、私は今回この学校支援事業については、今教育力が非常に低下している中、またゆとり教育の弊害があらわれてきた昨今、文科省はこのゆとり教育の脱却にまたさまざまな教育施策を打ち出しております。そのような中で今回学校支援事業本部事業について数点お伺いさせていただきます。

まず、1点目、この事業における滝川市の22年度の予算総額でございますが、368万2,000円、地域コーディネーターの報酬が滝川市の場合4名で259万2,000円、1人年額に直しますと約65万円です。この報酬額についての根拠をお伺いいたします。また、この金額は全国的に一律になっているのかお伺いいたします。また、ボランティア活動をされる方は、このコーデ

ィネーターが有償であるということを知らない方もおられるようですが、そのことについてもお伺いいたします。さらに、そのコーディネーターの活動内容と月の実働時間はどのようになっているのか、またどのように把握されているのかお伺いいたします。

○議長 長 関藤議員の質問に対する答弁を求めます。教育部指導参事。

○教育部指導参事 学校支援地域本部事業についてのご質問にお答えいたします。

学校支援地域本部事業につきましては、文部科学省のモデル事業として認定を受けているものがあります。地域コーディネーターの報酬は、1時間単価が上限1,200円で規定されており、本市はこの上限単価で任用しております。今年度の1人当たりの業務時間につきましては、週当たり12時間、月平均45時間を予定しているところです。ボランティア活動をされる方には、地域コーディネーターから無償での活動と保険加入の内容などとあわせて学校支援地域本部事業の全体説明や地域コーディネーターの役割などの説明も行っております。その中で地域コーディネーターが有償であることの理解はいただいていると考えております。地域コーディネーターの業務につきましては、学校と地域をつなぐ役割、支援本部事業の活動状況を知らせる役割、地域ボランティアを支え、育てる役割、3つの大きな役割を持ち、学校との橋渡し役を担っております。具体的には、町内会、母親クラブ、PTAなどの代表者から成ります地域協議会の委員として会議の進行、記録のほか、事業の進捗状況などの整理をしております。また、ボランティア活動をされる方への説明と学校との調整、新たな人材登録発掘のための活動などを行っております。また、その活動内容の把握につきましては、地域コーディネーターの活動記録で毎月報告をしていただいて、報酬の支給となっております。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 大体わかりましたが、この活動実態について報告書のみということなのですが、これはあくまでもコーディネーターが報告書を週12時間、月48時間、これは確かに文科省の私の調べでも月時給単価1,200円ということですから、計算上金額的には合うわけですが、実働実態ということに関してみるといささかちょっと疑問に思うところがあります。というのは、やはり常勤として何時から何時までという拘束時間があるわけでございませから、あくまでも報告書のみということになるのでしょうか。もう一度お伺いいたします。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 地域コーディネーターの方の活動の実態につきましては、執務記録、日誌という形で記載しております。先ほどお話ししましたように、週12時間ということですので、月、水、金、4時間ずつ3日間で基本は12時間となっております。執務場所としては教育委員会心の教育推進室、あるいはそれぞれの地域教育協議会があります中学校に配置をしていることになっております。ただ、実際に活動が始まりますと、ボランティアの方との打ち合わせですとか、地域に向いて地域の方とのボランティアについての打ち合わせ等がありますので、事務室の机に座ってする仕事だけでなく、実際に地域、学校に入っていく役割がかなり多くなっております。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 わかりました。

それでは、２点目、この事業の地域コーディネーターの存在、それとまた学校支援地域本部事業というのが行われている、こういったようなことについて地域の方々にはどのように周知しているのかをお伺いいたします。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 平成２１年度におきましては、学校支援地域本部事業として行われましたボランティア活動の成果、それからＰＲを目的といたしまして、ことし２２年の２月に広報紙を発行いたしました。この広報紙につきましては、町内会を通じて全家庭に回覧という形で周知をしております。この広報紙の中で、地域コーディネーターの紹介ですとか活動内容について掲載をしたところですが、また、４人の地域コーディネーターの方々それぞれ教職を退職された後、いずれも市内での町内会活動、あるいは社会教育分野での熱心な活動を行っていた方です。学校の事情もよく理解し、市内在住の教員退職者とのネットワークもあることから、これらの経験を十分生かしているところです。今年度につきましても広報紙の発行を計画しており、地域コーディネーターの紹介とあわせて学校支援地域本部事業に参加しているボランティアの方々の紹介や事業のＰＲに努めたいと考えております。

先ほどコーディネーターの執務で月、水、金と私答弁いたしましたけれども、火、水、木の３日間が基本ということでした。訂正いたします。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 この学校支援地域本部事業というのは、平成２０年度からスタートしている事業ではないかと思うのですが、２０年度から実施していて、そのコーディネーターの紹介というのを２２年度初めてしたということですのでよろしいのでしょうか。多分広報というか、これで紹介されたのが初めてということでしょうか。

○議長 長 教育部指導参事、どうぞ。

○教育部指導参事 ２０年度からスタートした事業なのですが、２０年度につきましては秋から実際に動き出したということもありまして、コーディネーターの紹介というのはたしかボランティアの募集のときにコーディネーターの名前を入れたのが最初だと思いますので、２１年度の事業につきましてはこの広報、今議員さんお持ちの広報紙、それから各学校に周知している広報の中でお知らせしたという形になっております。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 コーディネーターの存在とあわせて学校支援地域本部事業というのが行われている。後で質問の中でも再度出てくるのですが、ボランティアの方々が非常に足りないということで、この学校支援事業に対して地域住民への周知ということで、北海道教育委員会では保護者向けのパンフレットと、それから学校の教職員用のパンフレットというのを出しているのですが、こういうのは各家庭に配られてはいるのでしょうか、校外とか。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 学校支援地域本部事業につきましては、それぞれの地域、学校の考え方がありまして、滝川の場合は学校が必要とする支援を優先して考えておりますので、学校としてどうい

支援が必要かということから入ってボランティアの募集に入っていますので、学校までのパンフレットの紹介はしておりますけれども、地域にまではそのパンフレットは配布しておりません。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 わかりました。

続きまして、3点目、この事業については今言われたように学校からの要請があつて初めて実施されるとのことですけれども、他市町村の例を見ますと教育委員会のほうからこういった事業をやったらどうだろうかということで、あくまでもこれは学校の先生の軽減を図るということを目的としておりますから、余分な事業ということではなくて、教員の補助役としてこういう事業はできないだろうかとか、そういったご提案は滝川市教育委員会のほうから学校に対しては行うことはしないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 今もお答えしたところなのですが、学校支援地域本部事業につきましては地域ぐるみで学校を支える体制づくりを目指しているところでありますので、学校の要望を取り入れながら、教育活動に対して地域の力をかりていこうと、そういう形で取り組んでおります。学校支援地域本部事業については、全国各地のそれぞれの取り組みがあります。北海道でも札幌市以外では全市町で取り組まれておりますけれども、取り組み方は今議員さんお話しのように教育委員会主導で行っている地域、あるいは地域の主導型、学校主導型とさまざまな形で取り組まれておりますので、滝川市では学校のニーズにこたえる形をとっていきたいと思っておりますので、滝川オリジナルの学校支援地域本部事業、そういうものを考えていきたいと思っております。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 わかりました。

それでは、4点目なのですが、4点目につきまして、この事業では全国的にボランティア支援者が容易に確保できる地域とそうでない地域、また事業内容によって格差が生じております。滝川市内の学校間においても学校の裁量で、校長先生裁量になると思うのですが、支援内容は異なっております。特に総合学習への支援や学校行事の支援であればPTAなどが積極的に支援することもできますが、ここで学習支援というところがございます。特に小学校の分野で要請があるようですが、実施している学校としていない学校がございます。学習支援ということになれば、これは継続的に行っている学校もあれば、単発的に2日間程度やっているところもございますが、保護者からあそこの学校は学校で事業、学習支援として長期にわたって夏休み期間、または5月から始まって10カ月間ぐらい定期的にやっている学校もある。そうすると、非常に保護者から不満が生じるのではないかと思います、教育委員会のご見解をお伺いいたします。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 滝川市の学校支援地域本部事業につきましては、学校のニーズによって、またボランティアの確保を行っていくという形をとっております。今お話しのとおり、すべての要望が実現できないという現実もあります。また、各学校ごとに要望する支援内容についても違いがあることも事実でございます。昨年度、21年度の支援事業のうち長期休業中、それから放課後、授業

中の学習相談、学習支援を行ったのは小学校7校中5校であります。この5校いずれも学校教職員の要望も踏まえながら、子供たちの学習する意欲と保護者の理解に沿って実現したものです。学校によっては、地域支援本部事業が始まる前から行っていたところもありまして、今回この事業を機に内容の充実を図ったところです。特に夏休み、冬休み期間中の学習支援につきましては各小学校とも3日程度、休みと勉強のめり張りがついた、あるいはボランティアの先生にしっかり聞くことができたなどと子供たちの感想もおおむね満足した内容となっておりますし、保護者の受けとめも大変好評で、学校が行ったアンケート、自己評価などでも継続を求める声が多かったところです。また、学習支援だけでなくそのほかの支援、ボランティアの活動もありますので、学校からはほかの学校との比較の中で不満が出るというふうには今のところ聞いておりません。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 この学校支援につきましては、学校のニーズで行われるということは理解いたします。しかし、一方、学校側にあっては積極的に地域と連携して地域ぐるみで子供たちを育てようとする意識がなければなりません。各学校における校長のリーダーシップがその成功のかぎを握っていくのではないかと思います。滝川市における教育委員会から見た各学校の取り組みについてどのように見られているのか、見解をお伺いいたします。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 この地域支援本部事業も3年目を迎えましたので、当初は学校間によって受けとめ方に随分差もありましたけれども、昨年の取り組み、そして今年度のスタートの段階では各中学校区単位の地域教育協議会も機能しておりますし、その中で学校間の交流調整も十分図られるようになっております。また、先生方の理解も進みまして、学校によってはこの授業を待ち望んでいるところもあるというふうに聞いております。そういう意味では、3年間の取り組みの中でほぼ定着したというふうに受けとめております。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 わかりました。

続きまして、5点目です。中学校からの支援要請については、ボランティアの確保ができず、支援活動ができなかったという実態報告を受けておりますけれども、これは学校区外の支援者が他の学校区でその活動を行うということとはできないのかお伺いいたします。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 昨年度中学校からの支援の要望に対して、十分人材の確保ができなかったために実施につながらなかった幾つかの事業もありました。具体的には、部活動指導の補助員、中学校の長期休業中の学習支援員、中学校の学級農園の栽培指導などです。今年度は、地域コーディネーターの努力によりまして人材確保のめども立ちまして、中学校の部活動の指導の補助員、あるいは学校農園の指導ということで取り組みがスタートしております。また、人材の確保に当たりましては、市内の在住者あるいは校区内のみではなくて市外の方にも協力をいただいております。先ほどお話しいたしましたコーディネーターのネットワークの中で秀でた技術を持っている方に、例えば赤平からスキーの指導ですとか、学校祭の看板づくりの指導などにおいでいただいた例もあります。

また、ボランティアの方の希望を聞く中で、一つの学校区だけでなくほかの学校区にも参加していただくことも考えております。今年度も幅広く情報収集して取り組んでいきたいと思っております。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 それでは、その中で多分人材バンク登録というのを作成しなければならないことになっているかと思うのですけれども、滝川市の人材バンクの登録状況についてはどのようなになっているかお伺いいたします。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 学校支援地域本部事業としての人材バンクの登録ですけれども、延べ人数にいたしますと約250名の延べ人数の登録があります。

以上です。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 わかりました。

それでは、6点目ですが、この事業、ことしが3年目を迎えるわけですが、3カ年事業となっている、今年度が最終年度となるわけですが、次年度からの事業継続につきましては以前のご答弁の中で継続するというご答弁をどこかでしていたような気がするのですが、次年度以降の継続について教育委員会の見解をお伺いいたします。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 先ほど来お答えしておりますように、3カ年間の取り組みの中でこの事業もほぼ定着しかけ、また一定の成果を上げているというふうに評価をしております。この2年間に続きました学校支援の仕組み、取り組みをぜひ23年度以降も継続させて、学校の応援団としての機能を充実、発展させたいと考えております。ただ、23年度以降につきましては、文部科学省の事業仕分け等の動向もありますので、その動きにも注視しながら、北海道教育委員会にも要望を上げていきたいと思っております。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 確かに事業仕分けの中で一定の方向性が示されていることは私も承知しております。そこで、私もこの事業を継続すべきだなというぐあいに考えておりまして、この事業を推進しております文部科学省生涯学習政策局社会教育課地域・学校支援推進室、ここがこの事業を担当しているわけですが、直接電話で確認をしましたら、次年度以降につきましては国が3分の1、道が3分の1、市が3分の1の負担を持ってこの事業を継続する方向でいるというご答弁をいただいております。市が負担する3分の1、丸々3分の1見ていかなければならないのかと聞きましたところ、その市負担分については交付税措置がされていくのだろうというご答弁をいただいているわけですが、そうなれば経費的な問題というのはそんなに起きてこないのかなと思うのです。そこで、先ほどの質問と関連させていただくのですが、やはり文科省におきましてもすべてがコーディネーターだけが有償で、無償ボランティアに任せていくということにはちょっと問題があると。有償の形をとっていくということを文科省も財務省のほうにはかなり言っているようなのですけれ

ども、滝川市としてもこれをここで仕分けするわけにはいきませんが、仮に継続的なボランティア活動については有償、例えば1日で終わる内容だとかPTAがかかわってできるような内容であれば、これはもうボランティアでというような方向性で考えていくということが必要ではないかと思うのですが、そのことについてのお考えをお伺いいたします。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 今ご指摘いただいた件につきましては、この3年間にしましては文部科学省の学校支援地域本部事業という委託事業ということで、文科省の要綱の中でボランティアは無償、コーディネーターは有償ということでやってきました。また、コーディネーターの数につきましても滝川の場合は中学校区単位に4地域教育協議会、4人のコーディネーターという形でやってきました。今回22年度まとめをする中で、23年度以降滝川市独自の施策であります学校ふれあいサロンとの関連も十分図りながら、この後2度ほど開催いたします滝川市学校支援地域本部事業推進会議の中でもまたご意見をいただきながら、早い時期に方向性を見出したいと思っております。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 わかりました。よろしくお伺いいたします。

それでは、続きまして大きな2点目、学力向上についてであります。まず、1点目、教育長は市P連の総会のときにも述べられましたように、ことしを教育元年とし、その目標として学力向上ということも挙げられておられましたけれども、具体的に教育長が考える学力向上に対する施策についてお伺いいたします。

○議長 長 教育長。

○教育長 市P連の総会におきましては、保護者の方の関心が高いということもあって、学力向上がやはり22年度の中心的な課題だろうというふうに思っております。一朝一夕で学力が向上するというわけではございませんが、着実にその歩みを続けたいというふうに思っております。平成22年度を新教育元年と位置づけておりまして、ハード面では適正配置計画の推進、校舎の耐震改修、ICT環境の充実等取り組んでおりますし、ソフト面では全国学力・学習状況調査で明らかになった成果や、あるいは課題を踏まえながら、児童生徒の学力の向上に向けて学力向上プランを作成し、9つの施策に取り組むこととしたところでございます。具体的には、1点目として、全国学力・学習状況調査、あるいは以前から行っております標準学力検査の実施により児童生徒の適切な実態把握、それに伴いまして具体的には家庭学習の手引を作成をする。あるいは、それらのPDCAの教育委員会としてのチェック等しております。2つ目としては、これが今年度の主要事業というふうになります。学校サポート事業による学びサポーターの全校配置を挙げております。また、3点目としましては、滝川市が単独で実施しております小学校3年生、4年生の少人数学級実践研究事業の継続、4点目としましては指導方法の工夫改善、加配の活用ということで、極力加配措置を各学校がいただくというようなことを取り組みをしております。5点目としましては、昨年度導入をしました電子黒板等のICT機器の効果的な活用による子供の学ぶ意欲をいかに引き出すかということでの研修会を本年度は予定をしております。また、6点目としては、引き続き外国語指導助手、ALTの効果的な活用による充実ということで、ALTの活用会議を引き続き実施

をいたします。7点目としましては、読書活動の推進による読書習慣の形成。とりわけ朝読書、それから西小学校が従前行っております読書郵便等の活動を支援をしたいというふうに思っております。8点目として、教職員の実践的指導力の向上を図る研修会の充実ということで、学びサポーターの研修会、あるいは生徒指導担当者会議、先ほど言いましたICT活用の研修会、振興会あるいは教育センターが行います各種の研修等の積極的な参加を促進をしたい。9点目としまして、今ほどご質問のありました学校支援地域本部事業との連携による学習相談、人材を確保をするということとで取り組んでおります。

それから、先ほど言いました学校サポート事業につきましては、これまで各学校に配置をしていました教育相談員の業務をさらに拡大し、学びサポーターとして全11校に配置をしております。学びサポーターの主な職務としましては、当然学習指導、これは小学校高学年、あるいは中学校1年生を中心として理科支援、あるいは複数教員の配置による指導方法の工夫改善、2点目として特別な支援を要する児童生徒への指導、3点目として教育相談と生徒相談などがございます。1校当たり週24時間の勤務を上限として、現在16名の学びサポーターがそれぞれの学校の実態に応じて学力向上、あるいは生徒指導体制の充実に向け活動をしているところでございまして、教育のまち滝川の再興に向けてさらに学校、教育委員会が連携をとりながら各種施策を推進していきたいというふうに思っております。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 取り組みにつきましては、その9項目について十分理解させていただきます。しかし、こういった取り組みをしていく中で、学力向上ということについては一つの結果というのが求められるわけですから、その結果というのがなくしていろいろな事業をただやっていったというだけでは時間の無駄遣いと経費の無駄遣いになってしまうので、やはりそういった意味では充実した取り組みをしていかなければならない。

そういった中で2点目に、来年度から文科省は脱ゆとりということで、脱ゆとりというのを実施することに伴って小学校の教科書も11階にも展示されておりましたけれども、今20パーセントから25パーセント程度教科書も厚目になったり、また授業数でも小学校の6年間で算数では1こま45分間ですか、142こまがふえていきます。もう少し具体的に申し上げますと、小学校の4年生から6年生、理科などでは55こまですか、4年生から6年生でふえます。中学校では、数学が1年と3年で週4こま、1こま50分、計70こまふえていきます。理科では2年生から3年生、4こま、計95こまふえていくわけです。さらにふえていくところがございますけれども、こういったふえていくということに対して、その対応についてはどのようにお考えなのか見解をお伺いいたします。

○議長 教育長。

○教育長 今ほど関藤議員さんのほうからありましたとおり、小学校では平成23年度、中学校では平成24年度から新学習指導要領に基づく教育活動が完全実施をされるということになっております。この結果、小中学校の各学年において年間の総授業数が増加をするということになっております。滝川市においては、月曜から金曜までの1週間当たりの授業時数を増加をさせて標準授業

時数を確保するよう対応していきたいというふうに思っております。小学校では、移行期間が平成 21 年度から段階的に週の授業時数を増加をさせております。また、中学校では完全実施となる平成 24 年より全学年週当たり 1 時間増加させることとなっております。かなりのボリュームが各学校現場にふえるということになります。このことについてしっかり対応していきたいというふうに思いますし、新たにふえる教材、教具等の充実、また先ほど言いました先生方が新しい制度に対応できるために教育委員会としても時数確保、きちっとしたことが行われるように指導していきたいというふうに思っております。また、やっぱり教職員の負担がふえるということは、これはもう確かなことですから、先ほど申し上げました学校支援地域本部事業等も活用しながら、先生方が着実にこれらの指導要領の完全実施に向けて努められるように、さらに努力していきたいというふうに思っております。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 ぜひボリュームがふえていく中において、しっかりとした時間の確保をもって指導に当たってもらいたいと思うわけです。教員につきましては、例えば今月の中央教育審議会の中で授業数の増に伴って教員数を増員させようということが審議の中で出ておりましたけれども、具体的な数値は財源の問題もありまして一切出ておりません。しかし、新指導要領に対応できる学校とできない学校というばらつきだけは出ないように取り組んでいただきたいということをお願いしておきます。

続きまして、最後になります。3 点目、このような教育事情の中で、以前も私取り上げさせていただきましたけれども、やはり滝川市独自の教育方針、教育方向というのをぜひ打ち出していきたい。その中で今回学力向上という観点からのみ、以下 3 点についてご提案させていただきますが、このことについての見解をお伺いいたします。まず、1 点目は、配置の問題です。小学校の算数の時間、ぜひ補助教員を常勤として配置できないのかと。また、中学校の土曜日の授業を開講することはできないのかと。また、小学校英語授業のカリキュラムを滝川市独自として作成できないのか、この 3 点についてお伺いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 まず、1 点目の算数の時間でございます。非常に我々もこれ大事なことだというふうに思っております。それぞれ各小学校、特に小学校です。学年が進行するに伴いまして習熟度に差が出やすい科目が算数だというふうに思っておりますので、もちろん当然そのことは各学年ごと、あるいは個人、クラスごとの、特に算数に対する習熟度というものは各学校が把握をしておりますので、それらに応じまして今では小学校は全校といいますか、東栄小学校は T T の加配はないのですけれども、そのかわり学びサポーターが入っておりますが、全校での数学、算数への T T 事業というのは行っております。ただ、どの学年にするか、どういう形で行うかという部分については各学校の判断に任せておりますけれども、各学校も算数の部分については基本的には T T ということを全学校において行っております。そういう意味では、学びサポーターの効果、あるいは 3 年生、4 年生で 35 人の少人数学級を市独自で実施をしているというようなこともあわせてそれらの効果につなげていきたいというふうに思っております。

次に、土曜の授業の開講ということですが、これも先ほど申し上げました放課後あるいは長期休業中を活用して各学校において学びサポーター、あるいは教員みずから補充、発展のための授業といますか、機会を設けておりまして、それぞれ多くの子供たちが参加をしております。多いところでは、1回に参加する児童数が50名というようなところもございます。各学校さまざまな工夫をしながら、課外の授業については現在取り組んでおりますことから、教育委員会が一斉に土曜の授業を開講するというについては考えてはおりません。

次に、小学校英語授業のカリキュラムということですが、これ議員さんもお承知のとおり平成19年から21年の3カ年にかけて第三小学校が文部科学省の指定を受けまして、管内の拠点校として外国語活動の実践研究に取り組んだところでございます。そのまとめとして、滝川第三小学校の外国語活動という実践研究発表をしております。この冊子の中に小学校5年生、6年生のカリキュラムを提示をしております。各学校は、この第三小学校の英語活動の冊子を活用しながら、基本的には35週のカリキュラムが5年生、6年生、この中に記載をされておりますので、これをベースに各学校で授業の編成をしているところでございます。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 中学校の土曜授業の開講を今教育委員会としてするお考えはないというご答弁だったのですが、これ一中学校が単独で校長の判断で行うことはできるのでしょうか。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 中学校が独自に開講する場合、今のご質問の趣旨は教育課程に位置づいたものということではなくて、補習授業とか補充授業という形で従来も担任の先生が集めてやるというような形でやっているとしますので、そういう形であれば学校独自に今も行っておりますし、これからも可能だと思います。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 実は、土曜日の中学校の授業開講について、あるグループ団体に私お願いに行きまして、英語と数学に関して習熟度別クラスを完全に開講した場合にお手伝い願えないかという6人のあるグループをお願いに行きましたら、この学校支援という事業にあわせてボランティアでやってもいいですよという方々がおられたのです。ですから、もし学校の校長判断で民間のそういった能力のある方がボランティアで協力してやるよといった場合はどうなのでしょう。

○議長 長 教育長。

○教育長 学校支援地域本部事業の一環ということで、学校のニーズとボランティアしていただける方がマッチングするのであれば、それは結構なことというふうに思います。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 わかりました。

なぜ私がここまで学力のことをこだわって申し上げるのかというと、以前も申し上げたように学力がすべての人間性の価値を決めるなどということは決して思っていないわけですが、やはり高校生活と高校からさらに上の学校、社会に出ていくときに一つの壁になるのです、これは。これは、現実的に受験だとか、また就職といったところに学力というのが壁になってまいります。これは、

私も多くの子供たちを見ていて、非常にこの子は看護師に向いているなというような性格の子であって優しい子であっても、たまたま数学が全くできない。そうすると、看護学校を受験するのもこれ無理なのです。ですから、実際そういった子供たちを救うためにも、この学力ということについては余りにもちょっと滝川の子供たち低い子がいますよと。ですから、教育委員会の方々もぜひ何とかしていただけないかということを申し上げたかったわけでございます。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議 長 以上をもちまして関藤議員の質問を終了いたします。

◎延会の件について

○議 長 お諮りをいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会をいたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会をすることに決しました。

◎延会宣告

○議 長 本日はこれにて延会いたします。

お疲れさまでした。

延会 午後 4時54分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成22年第2回滝川市議会定例会（第9日目）

平成22年 6月22日（火）

午前10時01分 開 議

午後 5時24分 閉 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

日程第 3 議案第 8号 平成22年度滝川市一般会計補正予算（第4号）

議案第 9号 滝川市緊急農地排水対策支援事業分担金に関する条例

日程第 4 選挙第 1号 中空知広域水道企業団議会議員の選挙について

日程第 5 選任第 1号 総務文教常任委員会の委員長の選任について

日程第 6 選任第 2号 議会運営委員会の委員の選任について

日程第 7 選任第 3号 市立病院建替計画等調査特別委員会の委員の選任について

日程第 8 報告第 1号 社団法人滝川国際交流協会の経営状況について

日程第 9 報告第 2号 滝川市土地開発公社の経営状況について

日程第10 報告第 3号 財団法人滝川市生涯学習振興会の経営状況について

日程第11 報告第 4号 監査報告について

報告第 5号 例月現金出納検査報告について

日程第12 意見書案第1号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書

意見書案第2号 2011年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率2分の1復元等教育予算の拡充を求める要望意見書

意見書案第3号 介護保険の見直しに関する要望意見書

意見書案第4号 コメの戸別所得補償対策等の見直しを求める要望意見書

意見書案第5号 発達障がいや、その他文字を認識することに困難のある児童生徒のためのマルチメディアダイジェスト教科書の普及促進を求める要望意見書

意見書案第6号 未就職新卒者の支援策実施を求める要望意見書

意見書案第7号 国営・道営土地改良事業の維持を求める要望意見書

日程第13 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○出席議員（17名）

1番 渡 辺 精 郎 君

3番 酒 井 隆 裕 君

5番 関 藤 龍 也 君

2番 窪之内 美知代 君

4番 清 水 雅 人 君

7番 山 口 清 悦 君

8番	中 田	翼 君
10番	荒 木	文 一 君
12番	三 上	裕 久 君
14番	田 村	勇 君
16番	井 上	正 雄 君
18番	山 木	昇 君

9番	大 谷	久美子 君
11番	堀	重 雄 君
13番	堀 田	建 司 君
15番	山 腰	修 司 君
17番	水 口	典 一 君

○欠席議員 (0名)

○説 明 員

市 長	田 村	弘 君
教 育 長	小 田	真 人 君
監 査 委 員	宮 崎	英 彰 君
総 括 理 事	高 橋	賢 司 君
総 務 部 次 長	高 橋	一 昭 君
市民生活部次長	伊 藤	克 之 君
保健福祉部次長	佐々木	哲 君
経 済 部 参 事	多 田	幸 秀 君
経 済 部 参 事	福 島	卓 君
建 設 部 技 監	三 谷	文 彰 君
教 育 部 次 長	河 野	敏 昭 君
監 査 事 務 局 長	堀 下	博 正 君
病院事務部次長	鈴 木	靖 夫 君
財 政 課 長	山 崎	猛 君

副 市 長	末 松	静 夫 君
教育委員会委員長	若 松	重 義 君
会計管理者兼理事	飯 沼	清 孝 君
総 務 部 長	吉 井	裕 視 君
市民生活部長	西 村	孝 君
保健福祉部長	橘	弘 恭 君
経 済 部 長	若 山	重 樹 君
経 済 部 参 事	佐々木	邦 義 君
建 設 部 長	大 平	正 一 君
教 育 部 長	館	敏 弘 君
教育部指導参事	春 田	淳 一 君
病院事務部長	東	照 明 君
総 務 課 長	田 中	嘉 樹 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長	中 嶋	康 雄 君
書 記	山 本	信 子 君

次 長	田 湯	宏 昌 君
書 記	寺 嶋	悟 君

◎開議宣告

- 議長 ただいまの出席議員数は、17名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

- 議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、荒木議員、堀議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

- 議長 日程第2、前日に引き続き一般質問を行います。
なお、この場合6名の方の質問が既に終了しておりますので、プリントの順位7番目の方の質問に入ります。質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いをいたします。また、質問は、通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明されました事項にわたらないようにご留意をお願いいたします。
酒井議員の発言を許します。酒井議員。
○酒井議員 おはようございます。日本共産党の酒井隆裕でございます。通告の順に従いまして、以下一般質問を行いたいと思います。

◎1、子育て行政

1、保育について

- 第1にお伺いしたいのは、子育て行政についてであります。項目1、保育について、滝川市立病院の院内保育所の検討の状況についてです。病院事務部長は、昨年第4回定例会にて22年度中に改めて院内保育所の設置について具体的な調査検討を行うことと22年度末にある程度の方角性を示すとおっしゃられました。運営経費やどれくらいの利用者がいるのかなど、さまざまな課題がある中ではありますが、必要性については疑うものではないところであります。そこで、お伺いいたします。昨年12月から6カ月余りが過ぎました。現在の院内保育所の調査検討の状況はどのようなになっているのかお伺いいたします。
○議長 長 酒井議員の質問に対する答弁を求めます。病院事務部長。
○病院事務部長 ただいまのご質問に対してお答えをいたしたいと思っております。
現在までの取り組み状況ということでは、保育所の設置状況について道内の市立病院に対しまして、例えば設置の有無、運営形態、年間経費などなどについて調査を実施したところでございます。今後につきましては、さらに詳しい調査が必要だというふうに考えておりますし、またアンケートなどを実施しまして院内保育所を必要とする度合い、どういう形態の保育所がいいのか、あるいはそれぞれの問題点がどういうことがあるのか、この課題の解決策など総合的なさまざまな点から調査検討いたしまして、総合的な判断をしたいというふうに考えてございます。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 状況についてはわかりました。これから残っているということであれば、アンケート調査でありますとか、またどういう形態がいいかということが残っているというお話でございましたが、こういったアンケートを行っていくつもりなのか、また費用などの点についてはこういった調査が行われたのか、具体的にお伺いしたいと思います。

○議長 長 病院事務部長。

○病院事務部長 昨年実は職員のアンケートというのは実施してございます。ただ、この場合はそれぞれどういう、例えば院内保育所があるとした場合に利用するのかだとか、利用するとした場合についてはどれぐらいの料金なら利用するのかと。かなり範囲が広い状態でのアンケートということですので、やはり設置の段階におけるいろんな条件がございますから、今後はそういう条件の中でどういう形態ならいいのかということで、もっと具体的なアンケートなんかも必要だというふうに考えてございますし、その実態的に現在どういうことで利用されているのか、また具体的に利用がどれだけ本当に現実としてあるのかと。前回は、あればどうなのかということで、将来利用するとか、こういうかなり漠然としたアンケートでございましたので、この辺についてはもっと具体性を持ったアンケートが必要だというふうに考えていますし、総合的な先ほども言いましたさまざまな点の検討というものが必要だというふうに考えています。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 これから具体的なアンケートも示されて、その中で設置に向けて検討されるということとあります。ぜひ前向きに進んでいただいて、その中で潜在的なニーズなども掘り起こしていただいて、設置に向けた動きに進んでいただきたいというふうに思っております。

次に移ります。2点目であります。病後児保育の見通しについて、病児保育への考えについてお伺いをいたします。この病後児保育については、これからスタートされるものでありますけれども、何より求められるのはスムーズな離陸ではないかなというふうに思っております。そもそもこういった制度が始まること、そのことを知らない市民の方もいらっしゃるかもしれない。それから、利用しようとする方にとっても利用しやすいかどうかということも非常に重要な問題になってくるのではないかなというふうに思います。こうした課題を一つ一つクリアしながら、スムーズに離陸していく、そのことが一番重要なことだというふうに思っております。こうした見通しについて、現在のところどのようにお考えになられているのか、お伺いしたいと思います。

あわせて病児保育についても伺います。病児保育とは、全国病児保育協議会発行の病児保育マニュアルでは病気にかかっている子供に対しても身体的、精神的、経済的、教育的、論理的、宗教的な発達のニーズを満たすために専門家集団等によって保育と看護を行い、子供の健康と幸福を守るためにあらゆる世話をすることというふうな定義がされているそうでございます。一般的には、ふだん保育所に通っている子供が風邪などの軽い病気にかかり、集団保育が不可能なときにその子供を預かって世話をすることだそうであります。この病児保育については、全国的にも行っているところが少なく、その上でも実施に向けては非常に困難が予想されるというふうに思います。現在のところでは、まずは病後児保育について成功させることが重要なのは言うまでもありません。しか

し、次の段階をこれから見据える必要があるのではないのでしょうか。今すぐ調査検討を開始せよと言っているわけではありません。その前段階としての情報収集、こうしたことであればすぐに実施ができます。調査検討を行うかどうかも含めた考えについてお伺いいたします。

○議長 市長。

○市長 病後児保育の見通しについては所管からお答え申し上げますが、病児保育についてでございます。病児保育についても初動的調査をそれなりにやっております。しかし、まさに病気の子供を保育する事業でありますから、なかなか保育所に併設をする形では全国的にも例は少ないですし、極めて難しいなど、ハードルが高いというふうに思っています。とすれば全国的には病院に併設するところが多いようではありますが、北海道では私どもの情報ではどこもないということがあります。したがって、ご質問にありましたように私どもは病後児保育に体制つくったわけでありまして、これに万全を尽くすということをまず最重点で取り進めていきたいというふうに思っております。

○議長 保健福祉部次長。

○保健福祉部次長 病後児保育の見通しについてということで、待望の病後児保育はことし9月、今10日オープンを目指しております。場所は、ご存じのように中央保育所において市内全保育所の児童を対象に、それで今万全ということで病後児保育等の整備や、建物はもう立ち上がってきまして8月下旬に完成します。それと、大事な医療機関との連携、小児科等の病院での病後児の入所の基準等のお願い等相談に行きます。こういったことから、PRもしっかりしながら、安心して児童を受け入れるための諸準備を進めているところでございます。なお、病後児保育につきましては、道内の公立保育所では初めての施設となりますが、より一層保護者が安心して働ける環境づくりを目指してしっかり着実な施設運営を行っていききたいと思います。

以上でございます。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 病後児保育についてお伺いしたいと思います。

PRもしっかりしながらというお話がありました。やはりこうした周知というものは、本当に重要ではないかなというふうに思っております。一般的には、広報または町内の回覧などもあるのでしょうか、そういった形で進められるというふうに思いますけれども、具体的にそうした対象の方に漏れなく伝わるような形でのPRという形では何かお考えかお伺いいたします。

○議長 保健福祉部次長。

○保健福祉部次長 お話ありました広報、ホームページ等は当然ですけれども、一番具体的な方法としては各保育所、全保護者の皆さんにしっかりとした内容、それと保育所でもポスター等を掲示してしっかりPRしていきたいと思っております。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 まずは、病後児保育、本当に使いやすい形で、しかも周知のほうもしっかりやっていただいて、その上で次の段階へ検討するかどうかも含めて、現在も調査しているということでありまして、進めていっていただきたいなというふうに思います。

◎ 2、教育行政

1、道教委が実施した教職員に対する「服務規律等の実態調査」について

2、道教委の高校再配置計画について

それでは、次の質問に移りたいというふうに思います。第2番目、教育行政、道教委が実施した教職員に対する「服務規律等の実態調査」についてお伺いいたします。まずは、第1に調査への見解についてであります。北海道教育委員会は、3月30日に各教育局長、道立学校長、市町村教育委員会委員長に対し教職員の服務規律等の実態に関する調査の実施についてを通知いたしました。そこでは、文部科学省からの要請があり、子供たちや教職員、保護者の不安や不信を取り除き、道民の信頼を確保するためとして、各調査事項について5月中旬及び下旬までに報告するよう求めていたものでございます。詳しい調査の内容については割愛いたしますけれども、こうした調査は明らかに思想、信条の自由を奪うものと私は考えるものであります。聞き取り調査についての見解について伺います。昨日の渡辺精郎議員の質問では、調査に当たっての見解として、教育長は私は当たらないと考えている。調査なしには市民、道民の信頼回復は望めないと考えているといったご趣旨のご答弁をされています。改めて実態調査に対する本市教育委員会の見解を問うものです。

○議 長 教育長。

○教 育 長 酒井議員の質問ですが、きのうの渡辺議員のご質問にもお答えをいたしましたとおり、この調査は新聞報道等で違法であると取り上げられましたが、文部科学省から調査要請があった事項について、服務監督権者としても必要な調査として行ったものであります。調査項目そのものにつきましても個人の思想、信条に及ぶものではないというふうに判断をしております。

○議 長 酒井議員。

○酒井議員 教育長は、思想、信条の自由を奪うものとは考えていない、及ぶものではないというふうなご答弁でございました。しかしながら、この中身については非常に問題があるというふうに思っております。教育長は、信頼回復はこれなしに望めないということをおっしゃられました。とするならば、今回の調査が市民や道民の信頼回復につながったというふうにお考えでしょうか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 今回の調査を行うこと自体が信頼回復につながるものではなくて、調査の結果がどういう形で信頼回復につながるかということが大事だというふうに思っておりますので、現在調査の全容につきましては道教委のほうで取りまとめ中でございます。昨日も申し上げましたけれども、調査の結果がぜひ当初の目的であります道民の信頼回復につながるような形での活用を市教委としても道教委に求めているところではございます。

○議 長 酒井議員。

○酒井議員 この中身で昨日の渡辺議員の質問に対する答弁で、政治活動についてご答弁がございました。この中では、公務員の政治活動については制限されているといったご答弁だったと思うのですが、3月29日に東京高裁で公務員の政治活動について判決が出されました。その中では、ここでご紹介したいのは全面禁止は違憲であり、対象範囲を再検討すべき時期が到来している

と、こういうふうには裁判長は付言をしたわけであります。こうしたことからして、今回の道教委が行ったことに対しては私は時代錯誤ではないかなというふうに思うのですけれども、これについてどのようにお考えかお伺いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 日本の労働者、特に公務員の労働3権については国際的にもさまざまな議論があるところだということは承知をしておりますが、現行の日本法規の中での現在での教育公務員の政治的行為の禁止ということですから、現行法規の中での対応ということですので、時代錯誤という認識はございません。

○議 長 酒井議員。

○酒井議員 教育長はそのようにおっしゃいましたが、明らかに私は時代錯誤だというふうに思っております。例えば勤務時間中ではない教育研修会の参加ですとか、それぞれの定義もしないまま、政治活動と選挙活動の区別もなされないまま執務をされている。こうしたことが私は思想、信条の自由を侵すというふうに思っております。

2番目の質問に移ります。調査の目的や質問の趣旨をどうとらえるかという点であります。通知では、さきの衆議院選挙にかかわり、政治資金規正法違反により北教組幹部及び団体としての北教組が起訴され、保護者や地域の方々に大きな不安と不信を与え、本道教育に対する信頼を著しく損なう事態となりました。こうした中、文部科学省から違法のおそれがあるのとらえられた事項に対し、調査するように要請がある云々という話がこの通知の中で出されております。しかしながら、この調査の経緯でありますけれども、もともとは国会において自民党議員が6回にわたって質問をし、その中で川端文部科学大臣が道教委、札幌市教委に調査を要請するといったことがその経緯になっていると言われております。ここで問題となるのは、政治資金規正法違反問題に便乗して全国の教員や、また職員に対して政治活動を規制して、あわせて教育公務員特例法に罰則規定を行うことも視野に入れているというふうにも聞いております。ここでこの調査の目的や質問の趣旨をどうとらえているのかお伺いをしたいと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 少なくとも国会の中で議論があって、現職の国会議員が起訴、有罪になるという事実があったのは確かでありますから、その疑惑を晴らすという責任はやはりどちら側にも、これは組織といいますか、組合側にも、あるいは道教委、あるいは市教委側にもあるというふうに思っております。そのための調査という認識でございます。済みません。元国会議員です。

○議 長 酒井議員。

○酒井議員 3番の調査状況とあわせてお伺いしたいと思いますが、このことは教育の管理統制強化につながりかねない重大な問題であるというふうに思います。教育へ政治介入し、管理統制を強化すると言われても仕方がないことだというふうに思います。このことは問題ではないでしょうか。お考えを伺います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 済みません。先ほどの答弁で、有罪になったのは北教組の幹部が有罪になったという

ことでございます。訂正をさせていただきます。

政治的な介入といいますか、政治的に違反があったかどうかの調査ということですから、あくまでもこれは調査の結果を待つということになるのかというふうに思います。

○議 長 酒井議員。

○酒井議員 3番についても、調査状況についてもお伺いをしました。

○議 長 教育長。

○教 育 長 滝川市における調査でございますけれども、5月の13日に市教委の調査は終了をいたしました。5月の19日に空知教育局へ調査票を提出をしたところでございます。また、市教委に対する空知教育局のヒアリングについては5月の11日の日に終了をしております。

○議 長 酒井議員。

○酒井議員 いずれにしても、こういった調査が、私は一番の被害者になるのは教職員はもとより子供たちではないかなというふうに思います。教育の場に政治を持ち込むということは、決して許されることではありません。もちろん有罪判決を受けた方については、当然裁かれるべきだというふうに思っていますけれども、こうした調査については今後において私は協力する必要は全くないということを申し上げたいというふうに思います。

最後になりますが、道教委の高校再配置計画についてお伺いいたします。ご存じのとおり滝川工業高校間口削減というのが既に報道でも発表されております。このことが滝川の教育について重大な影響を及ぼすということはこれまでも言われてきたことであります。先日4月28日に行われた公立高等学校配置計画地域別検討協議会、私も傍聴させていただきました。そこでは、具体的に滝川工業高校については示されてはいなかったものの、資料には以前にあるとおり間口減のことがはっきり載せられていたということでもあります。そこでは、市長や教育長が会場から発言され、そのことで高校を守るというような強い意志は私も感じられました。しかしながら、道教委としては淡々と進められているというふうに私も感じておりますし、そのことに対して強い危惧も考えております。そこで、お伺いいたします。滝川工業高校間口削減に伴う今後の取り組みについてどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 ご質問のありました工業高校間口削減に伴う今後の取り組みというご質問でございますが、ご承知のとおり滝川工業高校の活動を支援する会、この会で工業高校は地域の産業人材の育成拠点ということで、十分工業高校の特色、よさを、まず取り組みで一番大切なことはそのPRをするということからスタートしてございます。20年度、21年度の取り組みでございますが、工業高校の実施する体験入学の市内中学生への呼びかけ、物づくりの魅力を伝えるための物づくり講演会、それから出口対策としての建設業を中心とした業界団体にインターンシップの受け入れ、それから採用の要請、それから21年度につきましては市内4中学校を対象とした物づくり出前授業、引き続きです。それから、講演会、それから工業高校の取り組みを広報すると。広報たきかわなどでもご紹介しておりますが、やはり先ほど申し上げましたとおりPRということで、昨年度は工業高校の国道12号沿線に大きなPR看板を設置させていただいたところでございます。幅約10メ

ートルということで、その中には工業高校が君の未来を開くということで設置をしたところでございます。ご質問の平成２２年度、今年度の滝川工業高校の活動を支援する会の活動内容についてでございますが、今年度の新たな取り組みといたしましては、滝川市国際交流事業を一生懸命やっております。そういう中で世界に活躍する技術者を育成しようというきっかけづくりをしようということで、今年度テクノグローバリストの、いわゆる世界で活躍する技術者を養成するということでございますが、まずスタートとして国際交流協会によるＪＩＣＡ青年研修、ベトナムから職業訓練教育コースの研修生との交流を予定しております。まず、そういうところからスタートしようということで考えてございます。また、昨年からの継続事業では物づくり出前授業、物づくり講演会、それから工業高校のよさをＰＲするということで、一生懸命取り組みたいというふうに考えています。これまでの取り組みの成果といたしましては、数字でございますが、会が発足する前年の平成１９年の実績、５０名の欠員を生じていたところではありますが、今年度３０名の欠員ということで２０名の入学者の増ということは１つ言うことができるのではないかなというふうに考えています。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 いずれにいたしましても、物づくりを学ぶ場、それから中堅技術者育成の場として欠くことのでない存在であるというふうに私は思っております。本市としては、側面的な支援になるというふうに思いますが、ぜひそうした観点から進めていっていただきたい。私もそのために全力を尽くしたいというふうに思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長 長 以上をもちまして酒井議員の質問を終了いたします。

山口議員の発言を許します。山口議員。

○山口議員 新政会の山口清悦です。志半ばで辞職した本間議員の思いとともに、通告に従い、一般質問いたします。

◎１、行政経営

- １、市長の職責について
- ２、滝川市人材育成基本方針について
- ３、幹部職員について
- ４、職員退職金について
- ５、コンプライアンスについて

まず、行政経営です。市長の職責について。市民の大部分は、市長の毎日の仕事について何をしているのかよくわかりません。議員をしている私には多少市民よりはわかりますけれども、市民が市長を目にするのはイベントのときのあいさつ、滝川の広報紙に載っているあいさつ、また新聞、テレビなどで市長を見るとき。通常業務は、どのような仕事をしているのか、市民の素朴な疑問を代表してお聞きしたいと思います。

○議長 長 山口議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 素朴な疑問というご質問でございますが、以前にそのことを市民の皆さんから指摘されたことがあります。市長は一体何の仕事をしているのだと。それで、インターネットの、ホームページと言わないですね。ホームページは目次だけですから、ウェブページというのですか、それに載つけることにいたしました。平成18年1月からであります。これに「市長室からこんにちは」という中で毎月の「市長室からこんにちは」のコラムと市長交際費と、それから市長の動静と何をしようとしているのかということ公表することにいたしました。これは、今日も続けておりますので、しかしそこでどういう協議がだれと行われて、どういう意思決定をしたのかということまでは書けないです。しかし、どういう中身の仕事をしているのかということについては公表しておりますから、ぜひとも市民の皆さんにおかれましては一度この「市長室からこんにちは」という市役所のウェブサイトをごらんをいただきたいというふうに思っております。法律に市長の仕事というのは明確に規定をされております。地方自治法の規定でございます。当該地方公共団体を統括し、これを代表する。そして、この事務を管理し、執行する。その事務の中身は何かというと、地方自治法第149条で9項目にわたって記載をしているわけであります。こういう地方自治法は、また市民の皆さん方なじみ深いわけではありませんけれども、機会がありましたらぜひ地方自治法の第149条もごらんをいただければ、先ほどの素朴な疑問の一部も解いていただけるのではないかなというふうに思います。いずれにいたしましても、こういう事務を管理し、あるいは補助機関である職員を指揮監督をする。その根本にあるのは、最終的な政策決定判断をするということと判断したことの最終責任をとるということにあるというふうに思います。

○議 長 山口議員。

○山口議員 それでは、市民の素朴な疑問でなくて、今度は議員の私の疑問なのですけれども、市長が今事務の中身を判断することなのですから、市役所たくさんの職員がいるわけですから、職員からの報告というのはどういう場面でどういう段階まで来たときに報告を受けるのか、またその報告や事務、政策決定に対してどのような段階までみずから乗り出して判断、決裁をするのかお聞かせ願いたいと思います。それから、田村弘として理想とする市長像というのはどういうふうに思っているのか、とても聞きたいなというふうに思います。一番市長にとって大事な能力というのは何だというふうに思っているのか、また公務員出身の首長として、メリット、デメリットはどういうふうに考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 どんな段階で判断をするのかというのは、事例をお示しいただかなければお答えすることはできません。適切な段階で適切な判断をするということが重要だというふうに思います。市長としての理想像、だれかを目標として理想像を掲げてやっているわけではありません。私は、やはり適時適切にその状況に即応してできるだけ速やかに対応していくということを我が目標としております。大事な能力というのは何かと。判断すべきことは果断に判断して実行するというのが大事な能力だというふうに思っております。公務員出身の首長のメリット、デメリットということについては、私がみずから判断できることではないというふうに思います。議員のご判断にゆだねたいというふうに思います。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 それでは、2 番目、滝川市人材育成基本方針についてですけれども、滝川市では女子児童いじめ自殺事件、生活保護費詐欺事件の反省をもとに職員力の向上を目指し、本年 3 月に滝川市人材育成基本方針を公表いたしました。その中で役職ごとに求められる基本的な役割という欄がございまして、部長以下の職責が細かく掲載されております。しかし、副市長、会計理事、総括理事というポストに対しては載っておりませんが、この 3 ポストの主要な役割とは何なののでしょうか。具体的な仕事内容は何なののでしょうか。新規の総括理事は、どのような目的でつくったのでしょうか、お聞かせください。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 山口議員さんの質問にお答えさせていただきます。

副市長、それから会計管理者につきましては、地方自治法で職務が規定されております。その内容につきましては、副市長は市長を補佐し、市長の命を受け、政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督するとされております。また、行政運営や政策立案について市長を補佐するほか、広範な行政課題についての対応策の検討、判断、指示を行うなど役割は多岐にわたるところでございまして。会計管理者は、会計事務全般を所掌いたします。総括理事及び理事につきましては、滝川市部設置条例施行規則を滝川市組織規則に見直す中で、特定の重要事項を担当し、部長を総括するという位置づけとしているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 副市長、会計理事は従前からございましたし、大変忙しそうに仕事をしているのを私も知っております。総括理事なのですけれども、今の答弁では総務部長の上にあって統括をするということなのですけれども、今までポストがなかったわけですから、そのポストをつくらざるを得なかったというか、つくることになった原因というのがあるはずなのですが、それがどういうものなのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 総括理事を常設ポストで考えているわけではありません。今どういう仕事をしなくてはいけないのかということの中で設置をしたものであります。その仕事の中身というのは、部の横断的な重要プロジェクトの調整ということにあります。今総合計画を策定をしなくてはなりません。都市計画マスタープラン、滝川の都市計画の 20 年後を見通した土地利用と機能立地を考えなくてはなりません。あるいは、農業における土地利用計画があります。こういった計画策定の時期に当たって、この計画が相互に調整のとれた、将来の見通しのきいた、やらなくてはならないことをしっかりやらなくてはならないという計画につくり上げるために、今は昔と違ってやっぱり横断的な事業が非常に多くなってきましたから、そういう意味での 3 つの計画調整と、計画を策定するための重要な事項の調整というのが重要な仕事の一つです。それから、畜産試験場跡地利用構想、これも滝川市の重要なプロジェクトの一つであって、今後滝川のまちづくりを左右していく大きなプロジェクトですから、これの調整に当たってもらう。さらに、國學院大學北海道短期大学部との連

携、それが主な仕事であります。これ以外にも場合によっては、これらに類する特命プロジェクトを推進する場合には所管してもらうという考え方であります。そこで、誤解があつてはいけませんけれども、部長の上に総括、部長を総括する総括理事がいるということではありません。総合計画にしても、それから都市計画マスタープランにしても、土地利用計画にしても、畜産試験場や國學院大學北海道短大部の課題についても所管する部があるわけでありまして、所管する部の間、部長を含めて部の間、必要なことについて調整をするということでありまして、全部長職の上に総括理事があるという位置づけではありません。したがいまして、最初申し上げましたように課題を解決していく、その任務が終わった段階では、私は総括理事というポストは廃止するというつもりであります。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 それでは、次3番目、幹部職員について、部長、次長、参事、参与の職員数の推移について並びに該当幹部職員の給与総額の推移についてお聞きいたします。

数年来市民並びに議会とともに痛みを分け合いながら実施してきたタッグ計画、そして実施中の新タッグ計画の柱の一つは行政のスリム化です。しかしながら、ここ一、二年部長級幹部職員である次長、参事、参与などのポストが新設をされております。現在民間企業では、厳しい景気のもと生き残りをかけて大企業から零細企業まで役員や幹部の削減に必死に取り組んでおります。人事権は市長権限ですが、どのような意図で時代に逆行するこのような人事をしているのでしょうか。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 山口議員さんの2点の質問でございますが、初めに部長、次長、参事、参与の数の推移でございます。平成20年、部長職の総数が15人、うち参事が3、参与が2というふうになってございます。それから、平成21年度の部長職の総数が19人、うち次長が4、参事が3、参与が2という内訳でございます。それから、平成22年、今年度でございますが、部長職の総数21、うち総括理事が1、次長が5、技監1、参事が4と、こういう中身になってございます。

それから次に、給与総額の推移でございますが、まず平成20年度、この該当の職員の給与総額でございますが、1億2,355万6,000円、1人当たり823万7,000円でございます。それから、平成21年の給与総額1億5,156万8,000円、1人当たり797万7,000円でございます。平成22年の給与総額1億6,500万円、1人当たり785万7,000円というふうになってございます。その給与総額に関連いたしましては、平成21年度に1人当たりの給与が減しておりますのは人事院勧告に伴います給与改正を実施したためでございます。それから、平成22年度につきましては、給料月額引き下げ効果が12カ月に及ぶことでのさらなる減でございます。ちなみに、課長職から部長職への昇任に伴います給与の増加は年間14万5,000円程度でございます。

それから、先ほど総括理事の役割等市長のほうから答弁ございましたけれども、総括理事ほか部長職の主な配置の目的につきまして答弁させていただきますが、総括理事につきましては先ほどの答弁にございました部の横断的な重要プロジェクトの調整ということでございます。それから、総務部参事につきましては、そらぶちキッズキャンプの開設支援ということでございます。市民生活

部次長につきましては、ごみ処理など環境行政の推進、それからまちづくりセンターの運営等の課題に当たるといことでございます。それから、経済部の参事につきましては、農政、それから農業開発公社と三セクの担当といことでございます。それから、病院事務部次長につきましては、病院健全経営の維持、改築の推進、これから佳境に入ってくる課題でございます。以上のようにこの部長職の関係につきましては、政策にかかわること、政策提言、それから各部が課題としているプロジェクトの円滑な推進、また部を横断する重要プロジェクトの調整等のためそれぞれ必要と判断をいたしましてその職を配置したところでございます。

以上でございます。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 人数と、それから給与総額の推移はよくわかりました。問題なのは、民間に比べてこのような人事をしているという推移を受けて、市長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 先ほどの申し上げたことに関連いたしますけれども、さまざまな課題山積でありますのと横断的にやらなくてはいけないということもこれまた山積。個々のプロジェクトで進めなくてはいけないということも、これはいいことだというふうに思いますけれども、山積。こういう仕事を進めていくためにどういう組織と体制でいったらいいのかというのが第1にあります。第2には、やはりかつては役職はピラミッド型でした。圧倒的に係職員が多い。そして、部長というのはピラミッドの頂点にあって、極めて少ない。そういう状況があったというふうに思いますが、今はやっぱりどちらかというつり鐘型からつり鐘の入り口が絞られた形になってきています。こういう人事サイクルということもある程度考えなくてはいけないというふうに思っています。しかし、これはやはり当面こういう問題、課題が解決をされて、そしてこの職員の年齢構成もバランスいいものになっていく、そういう中でこの管理職の割合が高いということも解消していくべきだというふうに私は思っています。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 それでは、次4番目、市の職員の退職金についてですけれども、滝川市では人件費削減を掲げ、2008年度までに早期勧奨退職者に対して特別昇給制度を実施しておりました。公務員には、もともと早期退職者に対して正規の退職金割り増し制度がありまして、年齢が低くなるに従って率が高くなりますけれども、総務省のデータでは2007、2008年に特別昇給で退職金が上乗せされた全国自治体の10位、滝川市が1,849万円で載っておりましたけれども、特別昇給制度の本来の意味に合致していたと考えていますか。また、制度の仕組みが正しかったと考えていますか、お聞かせください。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 勧奨退職職員に適用していた特別昇給制度といことでございますけれども、説明をさせていただきますが、財政の健全化等を目的に平成15年10月23日から施行しました、いわゆる早期希望退職制度は対象職員の枠を広げ、退職日給料を特別昇給させる中で制度を廃止した平成20年度末までの6年度間に79名の退職者を出したところでございます。この制度によりまし

て財政健全化計画、後の滝川市活力再生プランにおける職員数は平成16年度当初の473人から平成21年度当初は352人、いわゆる350人体制の実現となり、大きな成果を生んだことから、平成21年、昨年の3月31日をもって制度廃止としたところでございます。その特別昇給の内容につきましては、1つは定年まで1年以上2年未満の方は32号給、それから2つ目、定年まで2年以上の方につきましては64号給を退職日に昇給させるものでございます。なお、特別昇給の平成20年度の実績は、対象職員の平均で定年まで1年以上2年未満の方で32号給で退職手当の割り増し額が119万円、定年まで2年以上のもの、64号給で退職手当の割り増し額が248万円となったところでございます。

経過と結果等につきましては、以上のとおりでございます。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 それでは、5番目のコンプライアンスについて。パソコンソフトの違法のコピーがいろんな自治体で発覚しておりましたけれども、滝川市においては本庁並びに三セク、一部事務組合などで調査をしたのか、またその結果はどうなったのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 ただいまのパソコンソフトの違法コピーの調査の関係でございますが、この調査の関係につきましては先般情報化推進室のほうで実施いたしました。不正コピー等につきましてはございませんでした。なお、この実施したその内容につきましては、情報化推進室のほうで一体化管理しているものの中での調査ということでございます。

以上でございます。

○議長 長 山口議員。

◎2、建設行政

1、入札制度について

○山口議員 それでは、次建設行政の入札制度についてですけれども、最低入札価格制度、地域限定型公募、入札参加資格についてです。滝川市の最低入札制度は、現在解体工事、設計委託、測量委託業務で導入をされております。国、北海道の最低入札制度、現在平均90パーセントに比較すると滝川市の場合まだまだ低く、70から75パーセントというふうに思われますが、業務の内容と企業利益の適正化を図るために国、北海道のパーセントを目標に最低制限価格の引き上げを考えるべきと思われます。また、そのほかの建築、設備、電気工事に関しても早期の導入を図るべきと考えておりますが、お考えをお伺いしたいと思います。

次に、滝川市の地域限定型公募でございますが、市内に本支店、また営業所があることというふうになっておりますけれども、周辺自治体には深川市のように北空知以外からは認めないところも多くあります。先般市立病院の備品、家電用品において試行したように、市内に本支店がある事業所に限るという条件も時には必要と考えますが、答弁を求めます。

また、入札参加資格も転送電話しかないような営業所を参加させないよう厳格な調査、審査を求めます。

○議長 総務部長。

○総務部長 入札制度の関係のご質問でございますが、初めに最低制限価格制度につきましては、平成15年より成果品の品質確保とダンピングの防止を目的として、滝川市最低制限価格取扱要領を制定して運用しております。これまで本要領に基づきまして最低制限価格を設定した例は、平成20年の市立病院改築関連工事の4本でございます。地域産業は、依然として厳しい状況の中でございます。一部の業種におきまして低落札率での受注が見受けられまして、契約内容の履行は確保されてはいるものの、地元企業への影響も考えられることから、平成21年度の入札において落札率の低かった解体工事、それから測量業務、建築物設計業務、地質調査業務のこの4つにつきまして平成22年の4月、ことしの4月から1年間を目途に試験的に実施をし、現時点では想定した落札率の推移となっております。平成21年度におきます他の業種の平均落札率は、要領に定める率85パーセント以上であることから、適正価格での契約がなされていると判断をしております。最低制限価格を設定しておりませんが、今後につきましては既に実施している業種も含めて落札率の状況、それから成果品の品質等を注視し、最低制限価格の設定を含め、適正に対応をしたいと考えております。

次に、2つ目の地域限定型の入札制度の関連でございますが、滝川市が発注する工事及び業務にあつては、地域限定型一般競争入札を平成20年5月から施行しております。その入札参加資格要件でございますが、5点ございます。まず、1点目が市内業者及び地場業者であること、それから入札執行日までの間に指名停止措置をされていないこと、3つ目が発注工事に係る設計業務受託者でないこと、または当該受託者と資本的もしくは人事面において一定要件に該当するものでないこと、それから4つ目が発注する工事等に対応する建設業の許可を受けてから4年以上の実績のあるもの、それから最後5つ目でございますが、建設業法第26条第3項の規定に該当する工事の場合にあつては同項に規定する主任技術者または管理技術者を専任で配置できるものであること、以上5つがこの入札参加資格の要件でございます。その要件の確認等でございますが、議員さんのご質問ございましたけれども、入札参加登録申請時におきまして添付資料として地元滝川市の企業はもとより支店、営業所としての企業においても登記事項の証明書及び付表を提出いただくことによりまして市内業者及び地場業者であるということをきちっと確認をさせていただいております。これら参加資格をもとに130万円以上の工事、測量調査設計業務、50万円以上のその他の業務につきまして地域限定型一般競争入札を執行しているところでございます。ただし、市内に施工業者が不在の場合は空知管内または石狩管内、上川管内と範囲を拡大して、競争性及び施工技術の確保を図っております。また、130万円以下の修繕等の軽微な業務につきましては、即応性、施設の熟知度等を勘案しまして見積もり合わせ等により適宜市内業者に発注しているという実態でございます。入札契約制度につきましては、透明性、公正性、それから競争性の確保ということが大前提でございます。これは、十分に踏まえながら現行の地域限定型一般競争入札制度の運営を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 ただいまの答弁の公平性、透明性は大変よくわかりました。ただ、気がついたら市内の業者がいなくなって、市税を納める人がいなくなってしまったということがないようお願いしたいと思います。

◎ 3、福祉行政

- 1、保育料について
- 2、フッ素洗口について
- 3、障がい者の就労支援について
- 4、安心安全なまちづくりについて

次に、福祉行政ですが、保育料について、超過負担の減少傾向を受けて、保育料を値下げすべきという提言なのですけれども、3月の定例会において荒木議員、窪之内議員より保育料に関して質問がございましたが、その答弁で市長は年度内に負担状況を見て検討をしたいというふうに述べておりますが、平成17年より超過負担を国の基準に近づけるために値上げをしまいましたが、平成22年の予算ではどのような状況になっているのでしょうか。来年春から保育料の値下げを前向きに考えて、早い時期に子育て世代の市民に表明するべきと考えますが、市長の賢明な判断をお伺いいたします。

○議長 市長。

○市長 保育料については、多額の超過負担、これを少しでも解消するために保育所にかかわる費用の経費の削減については最善の努力を行政側もやります。しかし、国の定めた基準、この保育料をぜひ市民の皆さん方にもお願いできませんでしょうかということ、国の基準を基本とした保育料に改定をさせていただいて、いろいろご議論をいただきましたけれども、ご決定をいただいたという経緯があります。このときにお約束していたことですが、ちょっと表現はよくないですけれども、そのときに申し上げた表現をそのまま使わせていただきますと、別に市役所を保育所でもうけさせていただくわけではありません。超過負担が解消されたときには値下げさせていただきますというお約束も同時にしたわけであります。私は、質問にもございましたように私の市政執行方針についてそのことに触れさせていただいて、本議会のご議論もいただいたわけですが、保育所運営経費における超過負担の解消についてはこれまでの取り組みによって着実に成果が出てきておりまして、超過負担額は大きく減少しているという状況があります。したがって、今年度中に保育料を改定することについての方針、結論を出したいというふうに思います。しかし、この結論はやはり23年度予算に反映されるというふうに思いますのと同時に、それをそれではいつからかということになりますと、来年は統一地方選挙があるわけですから、いつからかということについては少し慎重な判断が必要だというふうに思います。そういう面で保護者負担をできるだけ軽減をする方向で十分検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長 山口議員。

○山口議員 それでは、次フッ素洗口について、小学校でのフッ素洗口の実施に向けてでありますけれども、最近テレビで歯の健康のためにフッ素でうがいしようという北海道と北海道歯科医

師会提供のコマーシャルが頻繁に流れておりますけれども、昨年度道議会で自民党、フロンティア、公明党が提出した議案に民主党も賛成をして、北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例ができました。この第11条に、北海道は、幼児、児童及び生徒に係る歯、口腔の健康づくりの推進を図るため、学校等におけるフッ化物洗口の普及その他の効果的な歯科保健対策の推進に必要な措置を講ずるものとするがあります。滝川市では、全道に先駆けて子供の歯を守る会を中心に平成12年から市内全幼稚園、保育所でフッ素洗口を実施して成果を上げております。子供の歯を守る会は、その功績で来月市政功労団体章を受けるそうですけれども、さてこの質問を教育行政ではなく福祉行政としたのは、フッ素洗口実施前の新潟県の3歳児の調査が22位から実施後、12歳児、小学校6年生です。1位になったことで、かねてより医学的に証明されていたものが脚光を浴びております。北海道の12歳児は2.2本の虫歯、全国ワースト7位であります。新潟県のフッ素洗口実施後は、それに比べて0.66本です。保育所から中学校までフッ素洗口をしてきた新潟の30歳の成人は虫歯本数が3.9本、それに比べフッ素洗口を一度もしたことがなく30歳に到達した人は11.7本であります。幼児期のためのものではなくて、それからずっと必要なものだというふうに考えております。歯科医療費に削減効果があると、総医療費も少なく済むというデータもございます。医療費削減は、各自治体並びに国の願いでもございます。滝川市の小学校でも北海道の指導に従って早急にフッ素洗口を実施するべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長 教育部長。

○教育部長 まず、ご質問の小学校でのフッ素洗口の実態についてということで、事前にご質問があったところでございますので、お答えしたいと思います。

現時点において市内小学校でのフッ素洗口の取り組みについては、行われていないという状況でございます。先ほどお話がありましたとおり、道の条例が施行されて学校等におけるフッ素洗口の普及ということが明記されていることは皆さんご承知のところだと思います。本年、平成22年1月に道のほうで北海道歯科保健医療推進計画素案ということが通知をされ、それを受けて2月に道と道教委と、それから北海道歯科医師会、歯科衛生士会が作成しましたフッ素洗口のガイドブックというものが作成されまして、各市内小中学校に既に配布しているところでございます。また、ことしの3月には道教委からフッ化物洗口普及事業実施要領案ということの通知を受けまして、フッ素洗口の推進指定校、それから推進支援校の指定について通知があったのですが、やはり通知があつて実施希望の募集期間は短かったということもございます。そういったことから、今年度は参加希望を見送っているところでございます。同じく3月に歯科医会さんから歯科保健事業打ち合わせ会議という場でご要望もいただいております。教育委員会として積極的に取り組むべきというご意見もいただいているところでございます。教育委員会としては、今年度のそれぞれの市や町、それから推進指定校や推進支援校の取り組みを参考にしながら、23年度以降市内の小中学校においてできればモデル校を指定して取り組んでいきたいということは考えてございます。今年度関係者というか、教職員の勉強会、それから保護者の皆さんにも勉強会、説明会、それから実施の希望なども調査しながら、やはり道も道教委もおっしゃっていますが、合意形成、それから共通理解、こういったことをしっかりやって実施したいというふうに私ども考えてございます。現在4月にリーフレッ

トもつくられまして、各小中学校に配布して周知について取り組んでいるところございます。現状のところそういった状況であります。

○議長 山口議員。

○山口議員 登別の小学校では、PTAが声を上げて学校側に要請をして実施していることがございますので、もともとフッ素というのは元素ですから、どこにでもあるものですし、歯磨き粉にフッ素が入っていない歯磨き粉はないわけですから、当然皆さんのお好きなビールにも入っているので、ぜひ検討していただきたいと思います。

それでは、障がい者の就労支援について、現状と今後の展望について伺いたしますけれども、北海道条例第50号第5章第28条から第32条に障がい者に対する就労の支援という条項がございます。市長の今年度市政執行方針にも同様の記載がありますけれども、現状これに関して何か具体的な動きがあるのでしょうか。障がい者、特に難病の方々は経済的自立に欠かせない就労に大きな壁があります。本年4月に北海道潰瘍性大腸炎・クローン病友の会が主催したフォーラムが札幌で開催をされました。北海道とハローワークの専門援助部門で就労を推進していますけれども、滝川などの地方都市の該当患者たちにはその情報も入らず、国の助成も受けられないのが現状であります。障がい者と企業を結ぶコーディネーター役を行政が担うべきと考えておりますが、見解をお伺いいたします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 山口議員さんのご質問にお答えいたしますが、まず障がい者にとりまして働くということは生きがいづくり、また社会参加という大きな役割を持っておりまして、自立に向けた経済基盤を築くものでございます。北海道では、障がい者条例を本年4月に全面施行いたしまして、運用の軸となります障がい者就労支援推進委員会が設置をされました。そこでは、就労支援に対する取り組みが今動き始めたところでございます。一方、滝川市におきましては、平成20年度に滝川市障害者計画、これ5カ年計画でございますが、その計画とあわせまして本年度市長の市政執行方針でも記載されておりますが、障がい者の雇用促進を目指して先導的な具体的プロジェクトとして、滝川市の公共施設等を民間企業へのステップアップをするための生きた職業訓練の場と位置付けております。これ庁内組織でございまして、市の福祉課が中心となりまして3課合同による障がい者の就労支援チームを設置しておりますけれども、今年度はデスクワークから現場主義に徹しまして、まず現に障がい者を採用されている企業を訪問して、障がい者の就労状況とか、または代表者の方々の意見を聞くなどして、さらにステップアップに向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。昨年なのですが、実は知的障がい者でございますけれども、2名の方が市役所から民間企業へステップアップしたということでございまして、少しずつでございますけれども、成果が上がっているということを報告させていただきたいと思います。また、外部組織でございます職親会とか自立支援ネットワーク会議、またハローワーク等の関係機関とも十分連携をとりまして、障がい者の能力、特性に合った企業の雇用創出を目指しまして、今後とも継続して進めてまいりたいと思います。さらに、今年度は幅広く北海道の条例に基づいた障がい者の就労施策の具現化が図られますよう関係機関とも十分連携をとって推進してまいりたいと考えております。今議員さんの

ほうから北海道潰瘍性大腸炎・クローン病友の会の話ございました。現在5,000人ほどの会員がいらっしゃると聞いておりますが、多くの難病のある方が病気を抱えながら働いていると。就業の可能性は、病気の状態だけではなく、職種や職場の環境整備、また社会的支援によって大きく影響するものと聞いております。また、一方では、就労に至らない方も大勢いらっしゃると思います。難病の方々がそれぞれ何を求めているかと。また、就労のことにつきましても個々の状況によって求めるものが違ってまいります。今後の課題といたしまして難病の方、または障がいを持つ方に対しまして事業所に向けて障がい者雇用の促進をしていただけるようコーディネートしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 山口議員。

○山口議員 それでは、次安心安全なまちづくりについてですけれども、災害時要援護者避難支援プラン及びマップ作成の進行度についてということなのですけれども、昨日三上議員、大谷議員の答弁で解明された部分は除いて2点だけお伺いしたいと思います。

まず、1点目なのですけれども、本人の同意書が必要なわけですが、本人の同意書が得られない場合の対処はどういうふうに考えているのでしょうか。災害時に同意していないから、助けないということにはならないと思いますので。もう一点は、昨日の答弁で対象者調査を年度内に終わらせて、プラン並びにマップを完成させるという答弁でしたけれども、災害はいつ起こるかわかりませんので、すべての町内がそろそろまで待っているのではなくて、でき上がった町内、地域から分割配布して一日も早く備えるべきというふうに考えますけれども、見解を求めます。

○議長 総務部長。

○総務部長 山口議員さんからの2点のご質問でございますが、最初に同意を得られないときの対応でございますが、昨年度実施をいたしました54の町内会につきましては、支援の必要と思われる方で避難支援プランに同意しない方はおりませんでした。ただ、今後同意しない方も出る可能性もございますけれども、この対応につきましては必要に応じていつでも避難支援プランに同意できることの説明をまず行うとともに、町内会長さんには要援護者対象者リストに掲載されている訪問者の対応結果等について全員の分を報告しておりますので、よく町内会長さん、町内会の皆さんと協議をしながら、同意をいただけない方の対応につきましては粘り強く検討していきたいと思っております。

それから、2点目につきましては、議員さんのおっしゃられるとおりでございます。でき上がったところからスタートしたらいいのではないかと、そのとおりでございます。21年度に実施した54の町内会につきましては、本人、地域支援者の方にも災害時の対応について説明しておりますし、町内会長さんには関係分の支援プランの対象者一覧ですとか同意書、マップを一つの台帳にしてもう既に配布をしております。また、消防、警察、保健所等の関係機関にも去年終わりました54町内会の支援プランにつきましては既に提供しておりますので、このプランは54町内会に関しましては動いているというふうに判断をしているところでございます。なお、今年度におきましても議員さんのご指摘のとおり実施済みの町内会から町内会長さんに地域支援者を決めていただきまして、

順次支援プランを進めていくこととしたいと考えております。

以上でございます。

○議 長 山口議員。

◎４、教育行政

１、教職員の通報制度について

○山口議員 それでは、最後教育行政に入ります。教職員の通報制度についてですけれども、先月の２６日に北海道教育委員会で公立学校の教職員に違法な政治的行為などがあった場合の情報提供を受け付ける原案が承認されました。そもそも北教組の違法献金事件が発端となって道民に不信感を持たれたことが原因と思われるが、地域住民の情報をもとに必要があれば調査するということが、学校教育への信頼を回復するのが目的とうたっております。受け付ける情報、窓口、方法、対象者などをお示しいただきたいと思います。また、必要があれば市教委にも調査を依頼するというふうにあります、その情報と見解をお示してください。

○議 長 教育部長。

○教育部長 山口議員さんの教職員の通報制度、道の通報制度でございますが、この制度につきましては要綱で２２年の５月３１日に施行されております。私どもには、６月９日に空知教育局を通じて通知があったところでございます。この制度については、学校及び教職員の学校運営や教職員の服務について法令違反があった場合に保護者、地域住民、教職員などが道教委に対して通報し、学校運営の適正化を推進して学校教育に対する道民の信頼を確保する制度ということでございます。滝川市の教育委員会の役割といたしましては、学校や保護者、地域住民への趣旨等の周知、それから道教委に通報された内容によって道教委から依頼を受け、必要に応じて指導、助言を受けながら、必要な調査等を実施することとなっております。それから、道としては、先ほど情報提供の窓口ということでございましたが、要綱には道教委の総務政策局教育政策課長というところでございます。それから、私どもとしては周知について既に市の公式ホームページに掲載しているところでございますが、今後広報たきかわの中でも市民の皆様にお知らせしたいというふうには考えてございます。

○議 長 山口議員。

○山口議員 同通報制度について、こういう通報制度ができたことに対して教育長の見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 今部長から答弁をしたとおりでございますけれども、基本的に先ほどの職務の調査と同じように教職員に対する信頼回復を進めていくということが大前提だというふうに思っております。過度なことにならないように、通報者には身分を明らかにすることにもなっております。そういう、これは実際にそういう実態があって、こういう国会での議論になったという反省を受けたというものだというふうに思っております。

○議 長 以上をもちまして山口議員の質問を終了いたします。

ここで休憩に入ります。再開は午後１時です。休憩いたします。

休憩 午前１１時３３分

再開 午後 １時００分

○議長 会議を再開をいたします。

清水議員の発言を許します。清水議員。

○清水議員 最後の一般質問者になってしまいました。くじで見事１０番を引き当てまして、しかし内容では……

（「９番」と言う声あり）

○清水議員 いや、１０番引いたのだ。内容では負けないように頑張りたいと思います。

◎１、菜の花観光と菜種農業について

１、１１年目を迎えた菜の花まつりと観光の実態と特徴

２、今こそ「菜の花観光ステップアッププロジェクト」（仮称）を発足させ、補正予算も組み、来年度の爆発につなげるとき。

３、菜の花畑の維持・拡大には、菜種の自給率を１０倍にする国政目標の達成が不可欠。農家経営・国産菜種油業者の経営支援を国に求めるべき。

４、道央地域の他市町村による菜の花畑拡大の計画について

それでは、まず１点目から。今回は非常に少なく２件です。菜の花観光と菜種農業についてということで、まず１１年目を迎えた菜の花まつりと観光の実態と特徴について伺います。６月６日の菜の花まつりに６，０００人、市民団体と農家、支援企業などによるミニ菜の花まつり会場（６月２日から１３日、６日は閉店）に１万人以上で、５月２８日から１３日の菜の花タクシーに１，２００人以上。テレビは、連日の道内報道に加え、６月８日にはNHKの朝のニュースと「朝いち」での放送など、菜の花といえば北海道滝川市という報道ぶりでした。そこで、道の駅や菜の花館、伝習館などへの入り込み数、売上額と宿泊者数、宣伝効果額、市や観光協会などへの問い合わせ件数などについてどのように把握しているか伺います。

○議長 清水議員の質問に対する答弁を求めます。経済部長。

○経済部長 菜の花におきましては、菜の花まつりを含め、この期間生産者の皆様方のご尽力等に変え感謝するところでございます。それで、ご質問にあります道の駅、菜の花館、伝習館の入り込み等でございますけれども、ことしの菜の花の見どころとなった６月１日から１３日までの間、一応道の駅でおよそ３万人、伝習館がおよそ１万人という形で聞いております。また、伝習館においても約１００名程度の宿泊もあり、１７０万円ぐらいの売り上げを記録したということも聞いております。また、５月２９日にオープンいたしましたＪＡたきかわ菜の花館、この直売所では６月１３日までに２，５００名余り利用がございました。その中でやはり売れ筋はしゅんのアスパラ、また菜種油、山菜という形で２００万円以上の売り上げを記録したということも聞いております。そ

れと、市や観光協会などの問い合わせでございますけれども、平均して1日50本程度やはり電話等に対応しております。また、伝習館や道の駅にも直接問い合わせしている数を含めれば、やはり2,000件以上はこの時期あったのではないかと推定しているところでございます。また、テレビにつきましてもいろいろとNHK、フジテレビは全国放送という形で、これも今までずっと引き続き私たちのほうで毎年毎年マスコミのほうにお伺いして、じかにお願いしている効果が順々にあらわれてきたということも思っておりますけれども、その宣伝効果ということでございますけれども、一応今回流れた時間数、およそやっぱりプラスしても30分以上にはなるのではないかという形で、それを換算するということはちょっと難しいところでございます。例えばよく言われるのがCM制作料が大体1分間で100万円とか、そういう数字はネット上では出ておりますけれども、ただ報道の方と話しても、これはあくまでも報道番組というか、ニュースという取り上げられ方ですので、CM等よりもなお価値のあるものだということで聞いております。その換算の額というものはちょっと今出ないということでご理解いただきたいと思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 今聞いたことを市は、観光客の実態調査を道の駅で行っていたのは私も拝見をいたしました。菜の花観光についてどのような手法で調査を行ったのか伺います。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 行政としてじかにどのぐらいのどのようなアンケート調査なり云々ということではなくて、今行っている滝川市の地域公共交通活性化協議会、このところが実験運行いたしました乗り合いタクシーの利用者、一応1,186名を対象として聞き取り調査を行い、回答458名、回答率にいたしまして38.6パーセント、調査内容はだまかにどこからおいでになられたのか、またどのように乗り合いタクシーの存在を知りましたかと。あと、どのように道の駅までいらっしゃいましたか、その手段を聞いております。どこから来たかという形につきましては、市民が12パーセントほど、また中空知管内が約8パーセント、その他は市外という形で、そのうち40パーセント以上が札幌市からの来客と。また、道外からも4.4パーセントが訪れたというような結果が出ております。次に、どのように乗り合いタクシーの存在を知ったかということでございますけれども、やはりテレビ放映で44パーセント、続いて新聞、インターネットという順で続いております。また、どのように道の駅まで来たかという形で86パーセントがやはり自家用車で道の駅まで来ていたという形でございますし、また中央バスと乗り合いタクシーがセットになった割引チケット、たきかわ菜の花きっぷ、こちら辺の利用者もこの期間200名程度いらっしゃったということで把握しております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 私の調査というか、共産党の調査で、6日の菜の花まつり以外は市外からの観光客が圧倒的であり、特にミニ菜の花まつりに関しては8割から9割以上が市外からの来客であったのではないのでしょうか。市外からが半数以上を占めるのが菜の花観光の大きな特徴ではないかと思いますが、どのように把握しているか伺います。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 おっしゃるとおり市外からこれほどの多くの方々が来ていただけるというのは、滝川のイベントの中でも数少ないというか、本当に貴重なものだと思っております。先ほどのご質問にありましたように、やっぱり市外からの来客がおよそ８割という形で把握をしておりますし、これまでに地道に続けてまいりましたPRの成果が順々に出てきているものということで、私たちも感じております。また、滝川の菜の花、これが全道、全国からも来ている、道外からも来ている方がいらっしゃいますので、やはり認められてきたということに認識を持っております。また、道の駅あるいは沿道の車もナンバープレートを見ても結構道外も含むところからも来ていらっしゃるという形で、うれしいことという形で今までの効果が順々にあらわれてきたものと思っております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 ８割が市外ということですが、今回の調査は道の駅でのタクシー利用者のような方々を対象にしたということで、非常に限定されていたと。実際菜の花が咲いている畑に行って調査をするということはなかったのですが、それでも私の調査も入れればやはり８割以上市外だったということは感じるのですが、市の観光における市外観光乗入れ数、これ道の駅入れてしまうともう通りすがりですからちょっと数字が特殊になるのですが、道の駅を除いた中で市外の観光客がどれぐらい滝川市に来ているのかというような数字も挙げていただきながら、菜の花まつりのウェートということをお伺いしたいと思います。

○議 長 経済部長。

○経済部長 手元に市外観光の入り込みがすぐないものですから、ちょっと今調べさせておりますけれども、ウェートというか、市外観光客がこれだけ集まるというのも先ほどお話ししましたように滝川市のイベントにおいては、やはり率ではなくて人数的には希有なものだ感じておりますし、またそこら辺はこれからもどんどん伸ばしていかなければいけないということを感じております。率でいったら、例えばスカイスportsや何かでイベントもやっております。ただ、人数的なものでいけばこれは滝川市のイベントの中ではやはり大変大きなものを占めるということで認識しているところでございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 後でご答弁いただければいいのですが、次に移りたいと思います。

今こそ菜の花観光ステップアッププロジェクト、私が名前をつけたのですが、（仮称）を発足させ、補正予算も組み、来年度の爆発につなげるときと。ミニ菜の花まつりは、江部乙丘陵地のファンクラブ（中島和治会長）が中心になり、菜種生産組合（宮井誠一会長）が協力して開かれ、大成功をおさめました。菜の花ガイドが入り口で案内をし、散策路、撮影スポット、駐車場が整備され、市道での駐車を含め安全対策員も配置しました。イベント広場では、休憩できるテーブルセットが置かれ、スイーツ、農産物、手芸、陶器などお土産、ラーメン、焼き鳥、飲み物を販売しました。NHKテレビで放映された８日は、２，０００人以上の人が来ました。主催者は、畑があるだけでは観光は伸びない。何とかしたいと思い、いろんなところに声をかけました。すべてボランティアでやっていますが、数十万円の赤字です。市の助成金は一円もありません。来年は、行政でやるべきことはやってもらわなければ続かないと述べていました。私も何回かお客さんに聞き取り調査を

行いましたが、聞いた人20人以上全員が札幌、旭川、恵庭、芦別など市外の人でした。来年もここの総括を踏まえ、ミニ菜の花まつりが実施されると思いますが、この長期間イベントへの市の支援、役割について伺います。

○議長 経済部長。

○経済部長 議員さんがおっしゃるとおり、ミニ菜の花まつりに関しましてはこの時期滝川を訪れる観光客の受け入れに当たりまして、生産者の方と市民の有志の方が力を合わせて多くの方を受け入れていただいたという形で、菜の花観光に力を入れていただいていることに大変感謝するものでございます。また、改めて市民の強いパワーを感じているところでございます。今回のケース、これまでにない市民と生産者が一体となってみずからの手による観光振興という形で、菜の花時期における観光施策に私たちもこれからどう進めるという形で大変参考になるというケースでございますし、市といたしましてもやはり菜の花まつりはこのままでいいとは感じておりません。その中で今後どのような飛躍をさせるのか。今まではとにかくPRという形で、お客様をいかに菜の花観光、菜の花まつりに引き込むかということに大変な重点を置いてやってまいりました。その中でも直接経費はないという形でございますけれども、例えば企業誘致に行って東京のほうでも、フジテレビに今回取材していただいたのもフジテレビにわざわざ行って取材の依頼をしたとか、そういう形もございます。そういう中で一生懸命やってきた中でございますけれども、今後そういう方向プラス菜の花観光を入り込みだけでなく菜の花というものをいかにもっとPRしていくか、そういうものを検討していかなければいけないという形で思っておりますし、市といたしましてもこのミニ菜の花まつりにおきまして、例えば主催者の方に対して会場設営等に向けた助言等も実施してきたところでありますし、また次年度においてもどのような形がよいのか、やっぱり議論を踏まえた中で支援をしていかなければいけないということで思っております。

○議長 清水議員。

○清水議員 次は、観光客の多数が場所がわかりにくかったと述べていました。観光産業化のために必要なことは、1、菜の花畑やイベント会場にだれでも行けるように、国道12号、38号、451号、関係道道沿いに道案内看板を5月、6月の2カ月間、数十カ所規模で設置すること。2、駐車場やトイレを見どころやイベント会場に設置すること。3、バスツアーのルートに組み入れてもらうこと。4、菜の花関連商品、お土産などの開発と販売店舗の紹介。5、菜の花ガイドの育成と配置などではないでしょうか。お考えを伺います。

○議長 経済部長。

○経済部長 菜の花観光の案内をする際に毎回苦労していきますのが電話による道案内、これがやはり私たちとしても問い合わせの中で一番苦労しているところでございます。実際菜の花畑をめぐるに当たりまして少しでもわかりやすくという形で、道の駅などで配布いたしました菜の花MAP、これも毎年毎年改良を加えて大変好評を得ているところでございます。ことしも約1万5,000枚ほど印刷して、そういうところに配布しておりますし、また市のホームページ等、定点で3カ所ぐらい毎日毎日写真を入れかえたりして、また菜の花MAP等も載せているところでございます。それで、見どころの期間というのはやはり1カ月に満たないというところで、菜の花畑をめぐる道

路、地元の人にもわかりづらいという形も聞いておりますので、ルート of 適切な案内方法について、菜の花は毎年毎年やっぱり移動するということもございますし、看板がいいのか、ちょっとさらに研究していかなければいけないなということで思っているところでございます。

そして、駐車場の関係でございますけれども、やはり先ほど申しましたように菜の花畑は毎年変わっていくという形で、ではそのところに常に畑をつぶしてまで駐車場を確保できるのかという難しい問題が1つございます。また、トイレの設置についても同じでございます。トイレは、丸加高原伝習館を使っていただければありがたいということを思っておりますし、駐車場の確保という形でも農家、生産者の皆さんとやっぱりそこら辺はきちっと話し合って、どう確保できるのかということを議論しなければいけないと思っております。

また、バスツアーにおきましても、シーズン前いろんな照会がございますので、既にバスツアーのルートにも組み入れてもらっているケースもございます。今後旅行者さんともそこら辺の話し合いをやっぱり持っていきたいなと。そして、引き続きそういうことを働きかけていきたいなと思っております。

あと、スイーツ・アクション・プログラムによります菜の花スイーツ、これも実際好評を得ておりました。菜の花観光の定番となり得る商品開発ということでも関係者とまた相談して、これも推進していきたいなと思っておりますし、菜の花の開花情報とともに関連商品の情報提供、これもやはりまだ足りないのかなという形も実際思っております。

また、菜の花ガイドの育成についても観光ボランティア、また観光協会と協議する中で進めていきたいという考えを持っております。

○議長 清水議員。

○清水議員 以上の点を踏まえて、先ほど私が申し上げた（仮称）菜の花観光ステップアッププロジェクトの発足を提案をしたいと思います。

ミニ菜の花まつりの来客、菜の花タクシー利用に加え、テレビ、新聞などの報道で菜の花といえば北海道滝川市というブランド化、差別化が道民、国民の中で育ちつつあるのではないかな。今こそ菜の花観光を旅行者等から見て、宿泊、飲食、買い物、見学などと一体になった観光産業地域として、富良野、美瑛などを目標にランクアップする取り組みを行う、まさにそのときではないでしょうか。そのためには、旅行業界、商工業者、ホテル業者、農家、農業団体、コンサルタント、たきかわ観光協会、滝川市などで菜の花観光ステップアッププロジェクト（仮称）を発足させ、補正予算も組み、来年度の爆発につなげるべきと考えるが、いかがでしょうか。

○議長 経済部長。

○経済部長 おっしゃるとおり、平成20年度に作付面積が一気に拡大したという形もございました、プラス以前から地道に続けてきたPR等も効果を実を結びまして、滝川の菜の花、やっぱり徐々に道内はもとより全国的にも知れ渡るように順々になってきていると思っております。それに伴いまして観光客も増加しておりますし、菜の花まつりにおける駐車スペース、ここら辺も模索していきたいなというようなことも思っておりますけれども、引き続きやっぱり全国、全道に向けたPRはすべきという形で考えております。また、菜の花観光、これやっぱり滝川市の花観光にかか

わる取り組みの中心となっていくものではないかということを思っておりますし、市の観光振興に大きく影響するとか、寄与する部分ではあると思っております。菜の花まつり実行委員会というものは今ございますけれども、ここのところだけで集約できるお祭り以上のものになってきたのかなというような感じはしておりますので、生産者の皆さんを初めとする関係者の皆さんのご意見をお聞きしたいということと、また市外の旅行業者等のご意見もいただきながら、次年度以降菜の花まつり、この実施形態も含めてやはり議論していかなければいけないのかなということを思っております。ただ、今おっしゃるとおりにすぐどういう方々を集めてプロジェクト、また補正予算が云々という形はやっぱりこれから少し協議して、関係者とも協議しながら進めさせていただければなということを思っております。

○議長 清水議員。

○清水議員 おおむねすぐに（仮称）ステップアッププロジェクトを立ち上げるという答弁ではございませんでしたが、関係者の意見を聞きながら協議をして、方向性そのものについては一致できるという答弁だったのかなというふうに思いますので、最後に恐らくことし最低3万人は来たと。やっぱり爆発するときというのは、青森県の横浜町が本当に細い国道なんですけれども、20万人、たしか3日か4日ぐらいの間に来るのです。札幌からかなりの方が来ているということを考えると、本当に20万人というのはそんなに難しい数字ではないというふうに思いますので、20万人が1,000円ずつ落とせば2億円の売り上げになるということを最後に述べて、次に移りたいと思います。

3点目なのですが、菜の花畑の維持、拡大には、菜種の自給率を10倍にする国政目標の達成が不可欠です。農家経営、国産菜種油業者の経営支援を国に求めるべきという点で、これが最大の問題なのですが、見ごたえのある広大な菜の花畑を何カ所もつくるには、農家経営と中小油メーカーの採算が成り立つことが条件です。国産菜種がほぼ消滅、2008年輸入量は231万トン、1,600億円です。これに対して国内自給は1,000トン、0.04パーセントの自給率の状況の中で、菜種生産組合が小規模食用油メーカーと共同で地道に販路拡大してきたことが今の200ヘクタールにつながっているのです。菜の花観光との関係では、最も見晴らしのよい丘陵地は水田ではないため、来年度からのモデル事業になります。そこで、菜種の補償額決定のための調査は滝川市で行われると聞いております。そこで、まず1点、自給率が0.04パーセントという国内での販売すら困難であるということ乗り越えなければならない菜種の特殊性が反映されるのか。2、よって、米と同様に労働単価が8割しか認められず、家族労働が評価されないようなことはないのか。3、取引価格は輸入価格に大きく左右されるが、ことしを含め数年間の輸入価格をどのように把握しているか伺います。

○議長 長 経済部参事。

○経済部参事 菜種にかかわる国の施策についてのご質問でございますけれども、本年3月、国において閣議決定されました食料・農業・農村基本計画におきましては、22年度の水田農業を対象としたモデル対策の実施状況を踏まえて、平成23年度から戸別所得補償制度を本格実施する方針が示されたところでございます。国におきましては、米、麦、大豆などの土地利用型作物を対象に

制度設計を行うというふうにしておりますが、具体的な対象品目につきましては生産費等のデータの充実を図りながら、これから検討するという段階になってございます。このため菜種ですとかソバですとか、そういった作物の生産費なり反収なりに係るデータの取得が今ことしから地方農政事務所を通じて開始されたところでございますが、戸別所得補償にかかわる制度設計の中身については現在のところ一切明らかにされていないという状況でございまして、議員のご質問の内容についても一切明らかになっていないというのが現状でございます。こうした中におきまして、道においてはことし6月、国に対して戸別所得補償の本格実施に向けた提案書を国に提出したところでございます。この提案書の中におきまして、畑作における支援水準については家族労働費をすべて含めた生産費とすることなど、畑作農業の持続的な発展が図られて、適切な輪作体系がとれるよう国に求めているところでございます。なお、今後制度設計の基礎となります菜種の国内取引価格につきましては、輸入価格の影響を受けるというものでございますが、輸入価格の価格動向につきましては平成19年世界的な穀物の高騰がありまして、19年から徐々に上昇いたしまして、20年後半では約2倍にまで高騰いたしました。ただ、現在21年以降はもとの19年度の水準に戻って推移しているという状況でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 私がここで特に言いたいのは、要するに大豆であれば4パーセントの自給率から出発する。小麦であれば12パーセントぐらいから出発すると。ですから、基盤があるのです。ところが、菜種は0.04というのはゼロなのです。だから、要するに市場をつくっていかねばならないという、そういう特殊性があるので、菜種については一般的なそういうことだけではだめだよということを農政事務所には滝川市からもはっきり言うと。国に対して言うということを求めたいと思うのですが、お考えを伺います。

○議長 長 経済部参事。

○経済部参事 今農政事務所のほうで生産費、それから作付面積、それからことしの収量等の調査を行います。農政事務所のほうは、基本的にそういった調査をやる部門でございまして、制度設計等については農水本省のほうになってくるかと思えます。ご指摘のとおり菜種は0.04パーセントということで、今国産菜種の国内流通量がたかだか1,000トンしかないということで、マーケットが形成されていないということはございますが、菜種は滝川の輪作作物として貴重でもございますので、今後農水本省等とそういった機会がある際にはそういったお話もつなげていきたいというふうに考えております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 次に移りますが、ことしはメーカーが栽培最優先、赤字覚悟で契約栽培をしてくれたから続けられましたが、来年の見通しは立っていません。ことし収穫分から新たにサラダ油を販売しますが、値段の高い商品だけに売れるかどうかという見通しがなければ来年の作付の保証はありません。民主党政権は、菜種の生産を10倍にする目標を掲げましたが、戸別所得補償制度は販売実績に対するもので、油メーカーが買わなければ補助金は得られず、生産もふえません。今のままでは現状維持すら難しいのではないのでしょうか。油メーカー、消費者、小売業界、飲食業界の国産

菜種利用事業や宣伝への補助制度が滝川の菜の花観光に欠かせないのです。自給率を高めるために国に特に低い自給率に着目した新たな農家、油業界などへの支援策を市として求めるべきではないか伺います。

○議長 長 経済部参事。

○経済部参事 新たな支援策に関するご質問でございますが、国産の菜種につきましては平成20年産まで実需者との契約栽培を基本にいたしまして、国から60キロ当たり5,000円の生産者助成が講じられた経過がございます。市といたしましては、21年産以降もこうした助成が継続されることを農協とともに国に強く求めたという経過がございますが、20年産をもって助成は残念ながら中止になったということでございます。こうした状況の中、21年度からJAたきかわが事業実施主体となりまして21年からの3カ年間にわたって国の助成を活用いたしまして、生産者、農協、それから国産の中小の油メーカーで協議会を設立して、国産の菜種油の安定的な取引に向けた、ソフトではございますが、そういった事業を3カ年で取り組んでいる最中でございます。また、近年国産農産物の需要拡大におきまして、農商工連携等の施策が充実してきているということもございます。こうしたことから、市といたしましては今現在JAが取り組んでいる事業に対する協力ですとか、また農商工連携など既存事業に関する施策に関する情報提供など、こうした面で努めていきたいと。当面は、畑作に関する戸別所得補償制度がどのようになっていくのかという内容をまず注視してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 ただいま答弁されました21年度からの3年間の事業によって、国産菜種油の販売がどのようにふえるか、どのように定着するかという状況や見通しについて伺います。

○議長 長 経済部参事。

○経済部参事 昨年から始めましたJAの事業でございますけれども、基本的には道外の、まず国産菜種の自給計画を立てようということでございます。ただ、まず基本的には今の滝川の生産量、大体年間600トンぐらいでございますけれども、これの安定的な供給、その中で取引条件をどうするかとか、そういった状況でございまして、これからどんどんふやしていくというような事業内容にはなってございません。ただ、実需の要望として油分の安定した菜種が欲しいということもございまして、こちらにおいても菜種の油分をきちっと測定とか、そういった取り組みを行っていくというような状況でございます。いずれにいたしましても、現行の生産量をまず確保、販売を確保できる体制整備というのが今の事業の中身でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 現行の販売量を確保できるということであれば、これ10倍の自給率ということにならないし、0.04でいくのか、10倍になるのか、やはり国産菜種というのが一定の消費者のニーズがあるのだというところにまでいかないと、とても安定生産にはならないと思うのです。そういう点で今の国のそういう補助制度、3年終わって、また24年度からその事業でやれば前進させることができるというふうにお考えでしょうか。

○議長 長 経済部参事。

○経済部参事 国の食料・農業・農村基本計画における菜種の目標数量、現状1,000トンと1万トンということでございますけれども、現在取り組んでいる3カ年事業の中では1万トンカバーできる対策ではないというふうに考えております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 この点では、やはり先進地として滝川市、また横浜町では仕方なく菜種の生産者にだけ町の独自補助金を出して、他の作物生産者から批判を浴びると。批判を浴びても菜の花まつりの20万人は維持したいから、もうナマコと菜の花だけは、菜種だけは補助させてくれというような行政までやっているのです。ですから、これを進めるかどうかというのはやっぱり滝川が本当に提案してやっていかないと、待ちの姿勢では絶対だめだというふうに思いますので、提案を具体的に早期にまとめて、国にぶつけるということを要望して、次に移ります。

菜の花観光と菜種農業の最後の質問です。菜の花観光は、他市町村、特に札幌近郊で虎視眈々と計画されていると聞きます。千歳空港におりる直前に窓から広大な、ちょっとこれ誤植がありますね。広大な菜の花畑です。間の花畑でなくて菜の花畑が見えたら、滝川は太刀打ちできない。某市が既に補助金を出して栽培を計画しているようだなどの話が伝わっています。事観光に関しては、他市町村との競争は意識しなければなりません、対策を含めた考え方を伺います。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 札幌近郊での菜の花の作付計画等については、規模、場所をちょっとまだ把握していない状況でございます。ただ、音更町ですとか留萌周辺で菜の花によるまちおこしも考えているというような情報はつかんでおります。また、私は先般東京から帰る折、飛行機から菜の花畑を千歳空港の近辺で見かけましたけれども、まだ規模はそんなに大きいところではないという形で見ております。また、他市町村に菜種なりの作付を規制をかけるということは、行政上それは無理なことということでも思っておりますけれども、ただ他市町村との競争を意識するという時期はやはり考えなければいけないのかなということを思っております。ただし、本市の菜の花については、景観用もございまして、日本一の品質、また収穫、面積収穫です、これを誇る農産物としても栽培しているということも1つつけ加えさせていただきたいと思います。観光資源としても本市の貴重な財産であるという形で、全国への情報発信も行っており、その結果、市外から多くの方が菜の花を見るように訪れるようになったと思っておりますので、今後は新規開拓もそうなのですが、1度来た方がもう来ないではなくて、1度来た方をまた呼び入れるというようなりピーターづくり、そういう仕組みをやはり考えていかなければ長もちしないのかなということも思っておりますので、そこら辺で他市町村とどう差別化を図っていくか、そこら辺も先ほど言われたような中、協議会ではないですけれども、そういう議論もしていきたいと思っております。また、日本一の作付面積、収穫量を誇る菜種生産、これを今後ともやっぱり継続していかなければいけないという形で、営農指導等も含めて充実を図っていかなければいけないという考えを持っております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 もちろん他市町に規制をかけるなんていうことは絶対にできないわけで、ここで必要なことはもし他市町が観光を前面に出されたら、空港周辺とか札幌近郊ということでやられたら、

例えばということ言えば1反で6俵とれると。そして、5,000円の市町村の補助金を入れたら、100ヘクタールつくれるのです。それに要する補助金は3,000万円なのです。3,000万円で菜の花畑100ヘクタールつくって、観光客で10億円お金落としてもらうということは、やっぱり観光にたけた札幌近郊の市町村であれば十分にやり得るということを注意を喚起して、市一丸、市民一丸となって進めるのだと。そのためには、やはり一時的に集中した取り組み、予算が必要だというふうに思いますが、市長のお考えを伺います。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 先ほどもお話しさせていただいたように、今すぐにどうのこうのということを結論づけることはまだできないわけでございますけれども、やはりいろいろな方の意見を聞きながら、本当に滝川市にとってどういうふうに進めればこの菜種を中心とした、菜の花を中心とした観光、プラス菜種の生産ですか、そういうものに継続としてほかの市、町、村なりと対抗していけるかというよりも、この地位を守っていけるか、そこら辺をよく議論をし尽くさないと、今すぐ手段を講じるということではまだないと思いますので、そこら辺を十分に議論していきたいと思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 来年の菜の花畑の見どころはどこの丘陵地なのだと。1カ所で10ヘクタール固まっているから、あれだけ全国放送になったわけで、しかしその種まきは10月に行われるわけです。輪作を考えたら、やっぱり8月から9月にかけてもう来年はこうなるのだということで、市はこうするのだという体制をしっかりと生産者や市民団体に示していかないと、この観光は失敗すると。市民におんぶにだっこで結局混乱するだけだという可能性があるということを、こういう指摘はしたくありませんが、そうならないように努力されることをお願いをして、次の質問に移りたいと思います。

まず、2点目ですが……

○議長 長 清水議員、先ほどのデータのことで。経済部長。

○経済部長 大変申しわけございません、おくれて。ただ、道の駅も含まない人数となると今すぐ出ないのですけれども、一応年間観光の入込みという形で、平成21年度でございますけれども、77万9,445人、内訳といたしましては道外客が7万9,851名です。そして、これ市内、市外の調査区分はないものですから、道内客として数えたときに69万9,594人という形になっております。これのあと道の駅がどれだけ来ているかをちょっと差し引かなければいけないのですけれども、今私たちのデータで道の駅で21年で40万程度は入っているのかなというような数字がございますので、ちょっとそこら辺を差し引いてもらえればその数字が出てくるということになります。

○議長 長 清水議員。

◎2、小中学校適正配置計画に、東栄小学校「22年度統合」、江部乙中学校「今後のあり方の検討進めます」を明記したことについて

1、2007年11月の「小中学校適正配置基本方針」策定後の進め方

- 2、アンケート結果と、保護者説明会について
- 3、東栄小学校の東小学校への統合明記と保護者・住民・児童の声
- 4、市内小中学校の校舎建替え・大規模改修の時期
- 5、小規模特認校の検討と、特色ある小規模校づくりについての提案

○清水議員 次に移ります。2件目、小中学校適正配置計画に、東栄小学校「22年度統合」、江部乙中学校「今後のあり方の検討進めます」を明記したことについて、1項目め、2007年11月の「小中学校適正化配置基本方針」策定後の進め方について伺います。

市教委は、2007年11月に滝川市小中学校適正配置基本方針を定めました。その概要は、1、学校規模。小学校は各学年2学級から3学級が望ましい学校規模、中学校は各学年2学級から6学級が望ましい規模とし、2、子供たちの将来のために教育環境を整備するには、小規模校の解消を図ることが重要。3、このことから原則として、規模基準を下回ると判断できれば、通学区域の変更や学校の統廃合について検討する。4、検討を進める場合には、子供たちの教育をより一層充実させる視点や学校のこれらからの役割などを考慮し、保護者や地域住民の理解が得られるように努めるというものでした。4について、何を行ってきたのか伺います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 平成19年11月に小中学校適正配置基本方針を策定をし、同年12月には滝川市の公式ホームページを通じて基本方針に対するパブリックコメントを募集するとともに、翌年平成20年1月号の広報たきかわにも掲載をしたところです。また、平成20年6月からは市内の全小中学校PTA役員との懇談会を開催をし、同時に全小中学校の保護者、学校評議員、町内会長に適正配置にかかわる項目、これは学校規模あるいは通学時間、施設利用等についてのアンケートを実施をしてまいりました。平成21年度においては、まちづくり懇談会を開催をしたほか、市教委主催の適正配置に係る保護者懇談会を全小中学校と2つの私立幼稚園で実施をしてきたところです。これらの中で子供たちの教育を充実するための適正規模について、たくさんの保護者や住民の皆さんからのご意見をいただきました。これをもとに本年2月に適正配置基本計画案を策定をしてきたところでございます。また、この案の策定以降、これも同じように広報とホームページで本計画案の取り組みについて掲載をしてまいりましたし、現在も保護者の説明会等も行っているところでございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 次に進みますが、アンケート結果と、保護者説明会についてということで、これに対する評価を2008年4月にアンケートで把握をしました。そこには、1の規模に対して各学年2学級から3学級が望ましいが、全小学校保護者では82パーセントだったのですが、江部乙小、東栄小は1学級や複式でもよいという声が多かった。また、1学級以下になったときの対応については、小学校全体の保護者の回答でも統合しない、あるいは統合しなくてもデメリットを補う努力をするという声が多かったと。今回の計画は、これに反するのではないかと思います、この点について伺います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 アンケートの分析につきましては、私ども若干清水議員さんとは異なる立場でこのアンケートの分析をしているところでございます。先ほど申し上げましたとおり、このアンケートは適正配置計画を行うに当たりまして、保護者や地域の方の声を計画に反映させるために行ったものでございます。今ご質問にありましたとおり、全小学校の保護者からのアンケートの結果、学級の規模については1学年当たり二、三学級がよい、あるいは4学級以上がいいという部分を合わせますと94パーセントに達しております。これは、全小学校ということです。これに対しまして複式学級がよい、あるいは1学級、いわゆる単学級、1学年1学級がよいという意見は6パーセントでありました。なお、この中で東栄小学校では1学年当たり二、三学級がよいという意見が52パーセント、4学級以上がよいは8パーセントということで、複数の学級を求める声は東栄小学校においても60パーセントでありました。また、江部乙小学校でも複式学級を求める声は74パーセントというふうになっており、東栄小学校、江部乙小学校ともに二、三学級以上の学級を望む声が最も多いという結果になっておりますことから、この結果をもとに、あるいはご意見等も伺いながら、今回の計画案として策定をしたところでございますので、私どもは冒頭申し上げましたとおりこのアンケート結果に反する計画案ではないという認識を持っております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 今教育長が言ったのは、私が前段で82パーセントだけれども、一方、いざ1学級以下になったときどうするのだと、どうすればいいのだというのに対しては、これでいくと小学校保護者全体で48パーセントが複式学級になっても現行の学校配置は維持する、適正な規模を確保できるよう通学区域の弾力的運用を進めて、現行の配置を維持すると言っていることについては教育長触れられませんでした。このアンケート結果についてはどのように考えておりますか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 済みません。まず、先ほどの答弁の中で複式学級を求める声というのは複数学級を求める声の誤りですので、訂正をさせていただきます。

また、アンケートの結果の中で、もちろん現状の中では統合しない、あるいは統合しなくてもデメリットを補う努力をするという声があったのは事実でありますけれども、ただ前提として複数学級を望む保護者の声がある、そして今の現状の学級規模を考えると、その学級の現状の規模を考えれば、やはりそれは今ある学校を残してほしいという保護者の要望というのもこれは当然あるということだというふうに思っておりますので、そのことがこの計画案の提示については私はその部分を組み入れたものだというふうに思っております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 2つともアンケート結果ですので、2つをどう尊重するかということですから、やはりいざ1学級以下になった場合は残してほしいという声が全小学校保護者の48パーセントだったと。これは、非常に重たい数字だということが確認されたというふうに思います。

次に、2009年に行われた保護者説明会では、児童生徒数3,353名中保護者が98人、これ約3パーセントだと思うのですが、が参加し、32件程度の意見が出されました。賛成、反対さまざまですが、よりよい学校を求める気持ちが伝わってきます。1、2009年の保護者のうち、

市職員は何人か。ことし6月に行われている保護者説明会は人数が減っていますが、何人参加しているかということについては、昨日の大谷議員へのご答弁がありましたので、これは答弁必要ありません。3番目、計画策定前の保護者への説明は2009年と今回の2回で十分と考えているのか伺います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 先ほど申し上げていますとおり、保護者に対する説明会は都合3回、20、21、22の3年度、それぞれの年度において、あと1カ所、東栄小学校校下を残しておりますが、これまでのPTAの参加数は328名ということで、東栄小学校は残り、あす予定しておりますが、合わせると約350名の方にご意見を伺いながら進めてきているところでございます。また、来月になります。7月の13日から30日までは、地域説明会も予定をして、それぞれ各町内会にもご案内を差し上げているところでございますし、どの学校区の説明会でも申し上げておりますが、必要があれば何度でも説明に足を運ばさせていただくというふうに思っておりますし、先ほどの7月の地域説明会でも、これも学校を通じまして保護者にもまた説明会に参加をしていただくようお願いをするということにしております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 やはりこれ計画がここまで進んでいるということで、改めてちょっと確認をしたいのですが、20、21、22の3回とありますが、20年度はPTAとの懇談だということだったというふうに思うのですが、その確認と、もう一つ、20年、21年、22年でPTAの中のTを除いた保護者は何人、何人、何人なのか伺います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 平成20年に行った調査では全104名中保護者が76名、教職員が28名、平成21年に行いました懇談会では小中学校、学校だけでいいと全部で139名、保護者が98名、教職員が41名、これに先ほど2園の私立幼稚園でやっておりますので、その数字では全14名中保護者が13名、教職員が1名となっています。今回22年6月に行っている6校下での部分につきましては、全71名中保護者が46名、教職員が25名となっております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 私は、6校中2校を拝見させていただきましたが、江部乙小学校は大変多かったと。46名を6校に分けて、保護者何人ずつかお伺いします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 学校ごとの保護者数ということでよろしいですね。第一小学校4名、第二小学校16名、第三小学校4名、西小学校4名、江部乙小学校10名、東小学校8名の計46名でございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 それで、十分と考えているのかということについては答弁なかったのかと思うのですが。

○議 長 教育長。

○教 育 長 先ほども申し上げましたが、3回の保護者説明会に328名のご意見をいただいき

て、この計画案を策定をしてきたところですし、どこまでやれば十分かということはあるのかもしれませんが、とりわけ今回の保護者説明会の開催に当たりましては単に案内文書を出すということではなくて、当該の小学校、中学校が今計画案の中でどういうことが記載をされているかということを含めて配付をしております。それぞれの学校が今どういう考えでいるかということですから、少なくとも保護者の方はご自分の小学校、中学校が今この計画案の中でどういう形で記載をされているのかというのはその案内を見た保護者全員がご承知になっているということにしております。その上での参加ということですから、ぜひ引き続きいろんな声を聞きながら、最終的には成案にしたいと思ってございますので、積極的な参加を地域懇談会でお願いをしたいというふうに思います。

○議 長 清水議員。

○清水議員 アンケートを踏まえて、共産党として対応を行いました。まず、保護者の方からは、賛成、反対が半々。賛成が多く、私も賛成と言っている。統合でよい面もあるからだ。しかし、残してくれるなら残してほしい。小学校のうちは小さな学校のよさがある。残してほしいなどさまざまですが、広報などで2年後に統合と明記したことで、もう決まってしまった、仕方がない考える保護者が多く、本音は存続という方が多いのではないのでしょうか。保護者の意思をどのように把握しているのか伺います。これは、アンケートだけでなくという、こういう私の聞き取り結果も反映をしてということでございます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 清水議員さんのおっしゃいます対話というのが何名の方で、どなたを対象にどういう方法で行ったのかということについては私ども承知をしてございませんので、どういうご意見があったのかについては今質問の中でお聞きをするだけだということでございますが、先ほど言いましたとおりとりわけ東栄小学校校下のPTA保護者とは通常といいますか、先ほど言いました3年間にわたりまして3回行った説明会を含めて、あすの説明会を含めると7回行うということになっております。単独で行った説明会もございますので、先ほど申し上げました数字に入っている数字もありますし、入っていない数字もございます。その中で私どもとしては保護者のご意見を伺いながら、この計画案についての説明を行ってきたところです。

○議 長 清水議員。

○清水議員 東栄小学校で、とにかく時間もないので、この書いている数ですから3人です。3人しか聞いていないといえばそれまでの話ですが、40人全員、私どこに住んでいるかわかりませんから、市が本当はこういうような本音を聞けるような対応をやってほしいと僕はと思いますが、次に移りたいと思います。

一方、住民の方は、もう決まったと聞いているという声が多く、これも東栄地域です、私が決まっていませんと言うと、残すために頑張ると言われるのが多数でした。住民の意思をどのように把握しているか。住民については10人近くは聞いております。

○議 長 教育長。

○教 育 長 住民の方といいますか、東栄小学校校下だけではなくて、先ほど申し上げました基本方針ですとか計画案のそれぞれの段階で広報等で周知をしてきたところでございますし、先ほど申

し上げました今後の地域懇談会の中でも地域の方のご意見をお伺いをするということになっております。また、アンケートの中でも地域の町内会長さん等のご意見等もお聞きをしてきたところです。どの地区でも必要があれば何度でも足を運ばせていただくというふうにずっと申し上げておりました、それは地域説明会でも同じスタンスでいきたいと、こういうふうに思っております。また、東滝川地区の住民の方との懇談会につきましては、これまで4回実施をしてきたところでございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 東滝川の住民との4回というのは、いつどんな内容で行われたのか伺います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 基本方針を出させていただいた後の基本的な考え方というのを総務文教常任委員会に提示をさせていただきましたので、そのときが最初でございます。主な内容といいますのは、もちろん具体的な計画案として東栄小学校の統廃合という部分を計画案に明記をした以降は本年の2月の1回でございます。その中では、東滝川地区全体のまちづくりの中で学校が果たす役割というものがあるのか、学校が消えてしまうと住む方がいなくなって、結果的にはやっぱり地域が衰退をしてしまうのではないのかというご意見が出されましたし、学校として残す手段としてどんな方策があるのかをやっぱり一緒に考えていきたいというような声もございました。また、地域の子供たちのことを考えると、実際に学んでいる子供たちのことを考えると、やはり統廃合というのはやむを得ないのではないのかという声、あるいは早く進めるべきではないのかというような声も中で寄せられております。住民の方のご意見というのは、いろんな考え方が、見方があるのかなというふうには思いますけれども、やはりご自分が卒業された学校がなくなるという思いは、これは一様に皆さん方お持ちになっている。このことについては、私も決して否定をするつもりもございません。ですから、これから行います地域の説明会も今度7月に行いますのは適正配置のことだけではなくて、総合計画あるいは都市マスタープランのことも含めて、全体的なまちづくりの中でこの学校の適正配置計画がどういう位置づけになるのかということも含めて地域説明会をやる予定でございますし、東滝川地区は教育委員会以外のセクションも含めた懇談会も1度実施しております。

（「4回というのはおかしいんじゃないか、それ」と言う声あり）

○議 長 清水議員。

○清水議員 21年の10月のまちづくり懇談会では、これが4回にカウントされているかどうかをまずお聞きしますが、ここでは司会が小中学校の適正配置については地域で懇談をするということなので、そこで十分に議論したい。最後に市長からということで、全く懇談しておりませんが、これ1回にカウントしていますか。

（「どういう把握をしているの」と言う声あり）

○議 長 井上議員、不規則発言やめてください。教育長。

○教 育 長 申しわけございません。4回の中に去年の10月6日のまちづくり懇談会含んだ回数になっています。

○議 長 清水議員。

○清水議員 それでは、4回の、ほかの3回の参加人数、要するに集めた対象を伺います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 数字についてはちょっと今調べておりますので、少しお待ちをいただきたいというふうに思いますが、少なくとも2月に行った住民説明会の中には40名以上の方が、保護者含めてですけれども、いらっしゃったというふうに記憶をしております。それから、最初のときには連合町内会の役員の方がお集まりいただきましたので、そのときには七、八名の方だったというふうに思っております。また、先ほど言いました企画ですとか都市計画のほうを含めた懇談会につきましては、今人数については確認をさせていただいております。

○議 長 いいですか。

(何事か言う声あり)

○議 長 教育長。

○教 育 長 申しわけありません。まず、1回目、21年2月25日のときには地域の方は4名、同じく21年7月30日のときには13名、そして本年の2月17日の日には45名でございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 くだいようですが、本当9月ということなので、45名の保護者、住民の内訳を伺います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 この45名のときの地域の方との懇談会のときには、主催が連合町内会の方が主催でしたので、人数等については私どものほうで把握はしておりませんが、終わった後の歓談の中では数名はいらっしゃったかというふうには思っています。

○議 長 清水議員。

○清水議員 3点目ですが、児童への計画の説明、意見などはどのように反映させるのか、これまでやってきているとすれば、その点も含めて伺います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 教育委員会では、本計画案の策定に当たりまして未来の子供たちによりよい教育環境を与えるということは、教育委員会も含めて滝川市の大人全員が責任を持って考えるべきであるということで、これは常々説明会でもお話をしてきているところです。そのために内部的な議論も含めまして平成18年度から委員会のほうとしては長い時間をかけてきた結果でありますし、その結果で保護者や住民の方との懇談会、説明会を重ねて実施をしてきておるところでございます。今回の計画案の策定については、児童生徒への意見を聞くという場は設けておりませんし、先ほど冒頭申し上げました大人の責任としてこれは考えるべきものだということでのスタンスでございます。ただ、適正配置によります統廃合が決まった場合には、これは児童生徒の不安を取り除くためには新しい学校へどうスムーズに移行していくかというようなことから、児童の意見を伺ったり、説明を行っていく等のことは絶対に必要だというふうに思っております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 3点目についての是非については、ちょっとこれから私も研究をしたいと思っておりますの

で、次に移りたいと思います。

4点目、市内小中学校の校舎建替え・大規模改修の時期との関係での進め方ということで、I s 値0.7未満は28年度以降の改修とされているので、東栄小学校についてもまだ十分な議論、話し合いの期間があるはずです。それなのに4月広報に発表し、6月保護者説明会、7月住民説明会、9月決定という進め方は余りに性急過ぎ、納得を得ようとする姿勢が見られないと考えますが、いかがでしょうか。昨日大谷議員への答弁で、保護者説明会がおくれたという反省を教育長は述べられていましたが、そういったことも含めてお伺いをします。

○議 長 教育長。答弁が重複しないようにしてください。

○教 育 長 東栄小学校の移転の関係につきまして、時期を24年度とさせていただきましたのは、平成18年度から一部の学年が複式学級となっており、平成24年には全学年が複式学級となることが想定をされることから、これでは滝川市の子供に教育の機会均等ということについてはやはり課題が多いということの判断をして、この24年度からということでございます。確かに東栄小学校の耐震の問題はございますけれども、耐震改修のリミットがあるから24年度にしたということではございませんし、施設整備の基本方針でもこの統廃合の議論を踏まえて検討するというようにしております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 計画を発表してわずか5カ月で、納得を得ようとする姿勢がないのではないかとこのことを聞いているのです。

○議 長 教育長。

○教 育 長 ですから、保護者への説明会、懇談会あるいは地域の懇談会をやりながら成案にしたいということでございますし、先ほど申し上げました保護者の方ともかなりの回数にわたりまして懇談をしておりますし、私どもも説明をさせていただいております。また、7月の25日でしたか、東滝川地区ではまた地域の説明会も予定をされています。さまざまな議論を経て成案にしたいということでございます。昨日説明会がおくれたと申しますのは、2月に計画案ができて、それ以降私どものほうはPTAの連合会のほうにも通じて説明会等の日程については調整をさせていただきたいということでしたけれども、役員改選、当然入学式、卒業式等がございますので、残念ながら時期としてはこの時期になってしまったということでございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 なぜ9月にこだわるのか伺います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 適正配置計画は、先ほど申し上げました施設整備方針ともかかわってくる問題でございますので、私どもとしては23年度の予算の間に合う時期、あるいは現在22年度につくろうとしております教育推進計画の中できちっとその計画についても触れたいという思いで、秋までにできるだけ成案にしたいという思いで現在作業を進めています。

○議 長 清水議員。

○清水議員 次に移りたいと思いますが、小規模特認校についてです。全道で小学校22市町34

校、中学校 8 市町 10 校ですが、広大な面積など条件は違うが、計画づくりの過程で検討されたか、あるいはその中で不採用とされたか、そういうようなどんな経過をしてきたのか、経過と結果について伺います。

○議長 教育長。

○教育長 まず、小規模特認校という制度でございますけれども、昭和 52 年に札幌市が始めた制度で、自然環境に恵まれた小規模の小中学校で心身の健康増進を図り、体力づくりを目指すとともに、自然に触れる中で豊かな人間性を培いたいという保護者の希望がある場合に一定の条件のもとにこれを認めるものということで、保護者がそれらの目的を十分に理解をして、小規模校の持つ特色ある環境の中で児童生徒に教育を受けさせたいという場合に通学区域外からの就学を認めるものでございます。保護者の希望のみで学校の変更を認めるのではなく、通学状況あるいは生活指導面などの入学の条件を考慮した上で、児童生徒の了解も得ながら認めるものということでございます。この小規模特認校制度につきましては、平成 19 年の滝川市小中学校のあり方に関する検討懇談会のときから検討を始め、適正配置計画案を策定する中で教育委員協議会などでさまざまな議論を行ってきました。通学の安全、あるいは通学への身体的、財政的な負担、居住地域での人間関係、これはふだん住みなれているところの子供たちと遊ぶ時間が短くなるとかというようなことの人間関係、あるいは逆に特認校から都市部への学校への通学希望への対応など、さまざまな問題もあるというふうに考えたことから、現在ではいじめあるいは教育的な配慮が必要という場合については通学区域の弾力的な運用の中で通学区域の変更を認めておりますので、制度としての小規模特認校制度は実施をしないということとしたものでございます。

済みません。1 点訂正をさせていただきます。先ほど東滝川地区の住民説明会について 7 月 25 日と申し上げましたが、7 月 15 日ですので、訂正をさせていただきます。

○議長 清水議員。

○清水議員 検討はしたと言いますが、積極的な検討ではないというふうに私は今の答弁を理解をしました。というのは、いじめや不登校になったら、通学区域変えられるよということは今でもできるわけですから、小規模特認校というものを積極的にどう計画をつくって、アンケートをとって、こういう学校をつくったら来ますかとかという、そういったこと一切やっていないわけで、札幌なんかでは地元が数名で百四十何名が通ってきているとか、そういったこともあるわけです。ですから、私は検討もされないで小規模校を統廃合するという流れになっているのかなというふうに思います。

そこで、最後の質問になりますが、特色ある教育として、小規模学校の長所をさらに伸ばす小規模特認校制度の検討を保護者、専門家参加で改めて行うことを求めます。課題は幾つかあります。

1、対象を統合、統合の検討が明記された東栄小、江部乙中のみとするか、江部乙小までを対象にするか。

(何事か言う声あり)

○清水議員 いや、統合の検討と書いていますから。のみとするか、江部乙小までを対象に加えるか。2、転入を求める家庭にどのような要求、必要性があるか。例として、いじめ、不登校で困っ

ている、学力の不振や体力不足で困っている、特別支援教育の対象者、伸び伸びと育てたい等々の家庭が小規模校を選択する可能性は低くないと考えます。3、期間については、まずモデル事業ということで、卒業で次にスムーズにつながる小学4、5、6年生や中学校1年から3年生を対象とする3年間にするなど、期間を区切ったモデル事業にする。4、制度検討は、専門家、保護者、教員、公募による検討委員会などをつくるなどです。お考えを伺います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 まず、現状小規模特認校を行っている学校のうち、例えばその地元の子が通っている割合と特認、特例で区域外から通っている割合が、これが半分を超えている学校はどこにあるかといいますと、札幌、江別、恵庭、石狩、旭川、北見、苫小牧、室蘭。滝川よりも小規模なところでは上富良野と名寄が1校ずつあるということで、現実的に小規模特認校をやっておりますところですが、実際には制度を利用しているというところがゼロという学校もございます。また、小規模特認校につきましては、きょうの新聞報道にもありましたけれども、メリットもありますし、デメリットもある。その学校の特色というのをどうつくっていくのかということであれば、ただ問題行動のある子供をその学校に入れる、あるいは心身に障がいのある子を入れるということでは、これは現在の教育に逆行している流れだというふうに思っております。地域の中で子供を育てることが先ほど言いました地域住民との中とのかかわりの中で子供たちを育てていこうという時代になっておりますから、例えば特別支援学級も今では全学校にあるということで、1カ所に集めてそういう特別な子供に対する教育を行うということは、私はなじまないというふうに思っておりますし、何カ所かこの小規模特認校の学校に聞いてみましても、そういうことでの受け入れはその当該校ではしていないということでございます。したがって、先ほど言いました今いる子供が24年に全学年複式学級になっていくという、やっぱりこの状態をどう今の子供、これから東栄小学校に入ってくる子供に親が、保護者が、我々が責任を持つのかということを考えての24年度の統合ということでございます。ただ、それはご質問にもありましたが、東栄だけの問題ではないということになれば、これは先ほど言いました特色ある学校ということは当然地域の方のご理解、ご協力がなければできない話だというふうに思っておりますので、江部乙地区保護者説明会のときにも私が最後に申し上げましたけれども、地域の中でいろんな検討をしてみたいというような声があれば、それは私どものほうも積極的にご相談に応じたいというふうには思っております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 質問の中で江部乙中について統合の検討ということを言いました。これ間違っておりますので、訂正をいたします。今後のあり方についての検討を進めますというふうに訂正をさせていただきます。

次進めますが、今の教育長の答弁は、小規模特認校が時代に逆行すると言いつつも地域内でそういう要望があれば検討していくということと理解してよろしいでしょうか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 先ほど申し上げました検討というのは、小規模特認校に限る話ではないというふうに思っております。これは、東滝川地区の説明会、懇談会でも出ておりました山村留学という制度も

制度としてはございますし、これは江部乙地区で出ていました小中一貫ということの検討もあるというふうに思います。ただ、先ほど申し上げましたのは現在の東栄小学校の平成24年度には完全に複式になるという今のこの状態において、これからそのことを検討していくとした場合に、では実際に今通う、これから通おうとする子供たちに対する責任は私は果たせないということですから、少なくとも東栄小学校においては現段階ではそういう他制度の利用で児童生徒数を維持をすると、あるいはふやしていくということは今の段階では考えれるタイミングではないのではないかとこのように思っております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 今教育長は、もう東栄小学校については責任持てないと、他の制度の活用では。ということは、もう統合しかないというふうに今述べたというふうに理解してよろしいでしょうか。何かまだ余地があるのでしょうか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 計画案にも書かせていただいているとおり、平成24年度の統廃合ということを委員会としては考えておりますし、現段階で計画案の段階ではそういう考えでおります。

○議 長 清水議員。

○清水議員 それは、本当におかしいのです。計画案を示して、そしていろんな考え方を聞く。そこが大事なのです。まず、今の市教委の進め方は、小さくなれば統合するのだという流れしかないのです。ただ、はっきり言って小さい学校、大きい学校、それぞれメリット、デメリットがあるというのはこれまでのいろんな形で言われているのです。小さい学校が悪いなんていう話は、そんな見解なんていうのは、理論なんていうのはないのです。そう思いませんか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 私の発言の中にも小規模校だからだめだとか悪いとかという表現は使った覚えはございません。ただ、先ほど言いました滝川市の全員の子供を全部の市民の方が責任を持って教育をしていくのだという中で、余りにも極小規模の学校が滝川市内にある。片や400人を超える学校があつて、片やもう完全に複式になってしまう学校が同じ滝川市内にある。これは、余りにも私はそこに学ぶ子供たちの責任を、教育委員会として教育の機会均等をやっぱりこれは極力図るべきだということは議員の皆さん方もご理解をいただけるというふうに思いますので、そういう意味ではもう限界に来ている学校ではないのかなというふうに、学校規模としてです。なっているというふうに思っておりますので、そのことは教育内容がそうであるということは申し上げているつもりはございません。

○議 長 清水議員。

○清水議員 最後に、江部乙中学校での保護者説明会で出された意見、全部読ませていただきます。「江部乙の学校がなくなってほしくない。小中併設でもよい。農業後継者が出てきているが、中学校もないまちづくりはおかしい。自分の母校がなくなるのは寂しい。子供たちは残してほしいと言う。大人の考えだけで進めていいのか。子供の考えをキャッチして大人が話しているのか。中学校になれば広い世界も見せてやりたいと思うのは大人ではないのか。クラスがえがあればよいと思う

のが私の意見。どうしたら江部乙の人口がふえるか計画を立てるべき。5年間今後細かく刻んで計画づくりを。今でも部活が終わってバスで1時間かかる。もっとかかれば勉強もできない。部活のために統廃合するのは間違っている。二の次だ。集団部活動は切り捨てて個人部活動に切りかえればいい。」こういう考え方を持っています。今後江部乙中学校については、いろんな検討がされるというふうに思いますが、最後にお聞きします。江部乙中学校には5年の期間を与え、しかし東栄小学校にはわずか5カ月しか与えない。これは、非常に不公平なやり方だというふうに思いますが、教育長のお考えを伺います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 それぞれの学校にはそれぞれの先ほど言いました学校の規模、学級規模というのがあります。そのために適正な規模というのを基本方針の中にお示しをしておりますので、その適正な規模に合致をするかどうかというのが大前提になります。ただし、地域的な事情、先ほど江部乙の地区にもありましたスクールバスの通学時間の問題等もありますので、それはあとは個々の事情に応じて考えていく、検討する、時期を決めるということですから、片や現実的には東栄小学校の場合については統合まで1年半、江部乙中学校についてはとりあえず5年間は大丈夫ですということで、それが不公平だという認識は私にはございません。

○議 長 以上をもちまして清水議員の質問を終了いたします。

これをもちまして一般質問を終了いたします。

ここで休憩を入れます。再開は2時55分です。休憩します。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時55分

○議 長 では、議事を再開いたします。

◎日程第3 議案第8号 平成22年度滝川市一般会計補正予算（第4号）

議案第9号 滝川市緊急農地排水対策支援事業分担金に関する条例

○議 長 日程第3、議案第8号 平成22年度滝川市一般会計補正予算（第4号）、議案第9号 滝川市緊急農地排水対策支援事業分担金に関する条例を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副 市 長 議案第8号 平成22年度滝川市一般会計補正予算（第4号）についてご説明をいたします。

今回の補正は、北海道の新規事業であります緊急農地排水対策支援事業を活用し、滝川市が事業主体となり本事業に取り組みたいとするもの、また市単独の助成制度といたしまして国等の補助を受けず自主施工により暗渠排水整備を行う者に対し支援を行う農地排水整備支援事業を創設したいとするものです。

1ページをごらんください。第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ1,813万4,000円を

増額し、予算の総額を２０２億６，５１１万１，０００円とするものです。

第２項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表によるところでございます。

２ページから３ページまでは、第１表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをいただきたいと思います。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、８ページ、９ページをお開き願います。６款１項４目農地費、補正額１，８１３万４，０００円の増額につきましては、土地改良に要する経費の補正でございます。北海道は、冷湿害に強い農業生産基盤づくりを緊急に進める目的で、緊急農地排水対策支援事業を実施することを決定いたしました。この事業は、平成２２年度限りで暗渠排水整備を補助対象とし、補助率は工事費の２分の１以内となっております。この緊急農地排水対策支援事業を活用し、道営土地改良事業の採択要件が整わなく、暗渠排水整備要望の多い江部乙東側の地域について、滝川市が事業主体となり暗渠排水整備事業に取り組むこととし、その事業費といたしまして１，５８０万８，０００円を補正したいとするものです。事業費のうち北海道の補助金を５０パーセント見込み、残りについてはこの後提案いたします議案第９号 滝川市緊急農地排水対策支援事業分担金に関する条例に基づき農家から分担金を徴収することとしております。本来は、北海道の補助金の残り５０パーセントが農家負担となっておりますが、道営土地改良事業においてパワーアップ事業として５パーセントの農家負担軽減を行っていることから、本事業においても５パーセントの軽減を図り、農家負担を４５パーセントとしたいとするものです。したがって、道５０パーセント、市５パーセント、農家４５パーセントとなります。また、市単独の助成制度といたしまして農業生産基盤の整備を促進することを目的として、国、道の補助を受けず、自主施工により暗渠排水整備を行う者に対し支援を行う農地排水整備支援事業を創設したいとするものです。支援内容といたしましては、整備に要した資材代及び機械借り上げ料の３０パーセント以内で補助するもので、この事業に係る費用といたしまして２３２万６，０００円を補正したいとするものです。

以上、歳出合計で１，８１３万４，０００円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、６ページ、７ページをお開き願います。１３款２項３目農林業費分担金７１１万３，０００円の増、１６款２項５目農林業費補助金７９０万４，０００円の増は、いずれも歳出関連でございます。

２０款１項１目繰越金３１１万７，０００円の増は、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

以上、歳入合計で１，８１３万４，０００円の増額となったところでございます。

以上を申し上げまして、議案第８号の説明とさせていただきます。

○議長 経済部長。

○経済部長 ただいま上程されました議案第９号 滝川市緊急農地排水対策支援事業分担金に関する条例についてご説明させていただきます。

滝川市では、平成２０年度から道営経営体育成基盤整備事業、いわゆる道営土地改良事業に取り組みまして、持続的農業・農村づくり促進特別対策事業、いわゆるパワーアップ制度でございます。

これにより農家負担の軽減を図りながら基盤整備を進めているところでございますが、この道営土地改良事業などの事業採択要件等が整わない地域からも基盤整備の要望があったところでありまして、北海道でも冷湿害に強い農業生産基盤づくりに不可欠な暗渠排水等を整備するための緊急農地排水対策支援事業を実施することとなり、本市においても滝川市が事業主体となりこの事業に取り組み、農業生産基盤強化を図ることといたしました。本条例は、この緊急農地排水対策支援事業における受益者から事業に要する経費の一部に充てるため徴収する分担金について必要な事項を定めるため制定したいとするものでございます。

以下、内容についてご説明させていただきます。第1条で趣旨を、第2条、定義で用語の意義を定めたところでございます。

第3条、各受益者の分担金の額でございますが、受益者が分担する分担金の額を緊急農地排水対策支援事業に要した経費の額に100分の45を乗じて得た額と定めたものでございます。

第4条につきましては分担金の賦課及び徴収について、第5条では分担金の納期についてそれぞれ定めたものでございます。

第6条におきまして、受益者に変更があった場合における受益者の地位の継承について定めております。

第7条で、分担金の徴収猶予について2項目にわたって定めております。

第8条では、第7条で分担金の徴収猶予を受けた者について、その取り消し、また徴収について定めているところでございます。

第9条では、災害その他特別な事情によります分担金の減免について定めております。

第10条、延滞金の納付等では延滞金の額について、また第11条ではその減免について定めております。

第12条、公示送達について、公告式条例に規定する掲示場に掲示することを定めております。

第13条、督促及び滞納処分等について、地方税の規定を準用、また国税徴収法、地方税法及び滝川市税条例の例によることを定めたところでございます。

第14条は、受益者の氏名、住所の変更の届けについて定めております。

第15条は、詐欺その他不正行為によります分担金の徴収を逃れた者に対します過料について定めております。

第16条は、規則への委任でございます。

附則で、この条例は、公布の日から施行したいとするもの、また延滞金の割合の特例を定めております。

以上、議案第9号のご説明とさせていただきます。

○議 長 副市長。

○副市長 私の説明で歳入の目の数字に誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

13款2項3目農林業分担金と申し上げましたが、13款2項1目農林業分担金に訂正をさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。窪之内議員。

○窪之内議員 それでは、2点について質疑を行いたいと思います。

1点目は、議案第9号の第9条で分担金の減免について書かれております。市長は、災害その他特別な事情により必要があると認めるときの具体例について示されたいと。例えば冷害による農家所得の減とかも含めてその他の特別な事情になるのかについて、要綱等でまた詳しいことは出るのかなと思いますが、お聞きしておきます。

次ですが、緊急農地の新しい基盤整備事業においては当初2,800万円の要望だったのですが、道の補助金の関係で1,580万8,000円の配分とされたわけで、約1,200万円くらいの要望との差があって、この1,200万円の差をそれでは市単独の事業にかえてやるのかというと、その金額はそれほど上がっておりません。だから、もう一度要望をとり直したということなのですが、例えば市単独の場合は今年度だけでなく24年度まで継続するわけですので、要望等が今年度だけではなくて、その当初あった2,800万円へ向けて24年度市単独の補助を使いながらやるというふうな見通しになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。経済部長。

○経済部長 まず、2点目のほうからちょっとお答えさせていただきます。

窪之内議員さんおっしゃるとおり、当初2,800万円という予定でうちのほうも進めていたところでございますけれども、予算額が北海道全体で3億5,000万円と。その中で全道各地取りまとめたところ、相当それを超したという形で、道のほうでは50パーセントの補助率を下げるのか、それともやっぱり面積割合で下げていくのかということで議論をした結果、面積割合で下げていきたいと。補助率は50パーセントにしたいという形で、滝川市の場合43.5パーセント減ということで1,580万8,000円という額に落ちついたところでございます。また、それに伴いまして市の単独云々という形でございますけれども、再調査すぐかけました。従来の2,800万円当時の方に再調査をかけまして、やはり今年度だけではなかなかそのところがうまく取り進められないという方もおりますので、一応24年までという形で再調査をかけて、そこら辺も聞き取りを行っているところでございます。

ちょっと災害の関係のことでございますけれども、冷害によりまして物にもいろいろよると思うのですが、私たちが考えている中で天変地異とか、そういうところを今意識して考えているところではございます。天変地異ということでございますけれども、例えば平成5年のすごい大雨ですとか、天変地域に比するほどの大きな冷害とか、そういうものはやっぱり加味していかなければいけないとも考えております。

○議長 清水議員。

○清水議員 大きく6点についてお伺いをしたいと思うのですが、まず窪之内議員の質疑に若干重複する部分が出ると思うのですが、43.5パーセントが今回除外されたということで、道は来年度以降全くこれをやる考えがないのかということについてがまず1点です。

2点目は、これに該当した10戸というご説明なのですが、これの10戸の対象の10戸全部の広さ、何ヘクタールかと。また、この道営土地改良に採択されなかった地域というのは一体何ヘク

タールあるのかと。

3点目は、そもそも道営土地改良に採択されなかった経緯についてお伺いします。

4点目は、一方、市単独なのですが、緊急農地排水事業に参加できなかったという表現があるのですが、参加できなかったのか、参加しなかったのか、そのあたりのわかる説明を伺いたいと思います。できなかったとすれば、なぜできなかったのかということをお伺いします。

5点目は、国の、結局民主党政権による土地改良事業の大幅予算減と。約5割の予算減が根っこにあるというふうに思うのですが、この民主党政権交代による土地改良事業費の減少について22年度、さらには来年度以降についてどのように把握をされているか。

以上です。

○議長 5点ですね。清水議員、さっき6点と言っていました。5点ですね。

○清水議員 5点です。済みません。

○議長 長 答弁をお願いします。経済部長。

○経済部長 まず、1点目、43.5パーセントになった変更面積、10件で3,061アールという形でございます。ごめんなさい。それは2点目の話ですね。

1点目、道営事業は平成22年度という形で道のほうは今進めております。22年度限りという形で説明は受けているところです。

2点目は、対象の広さが10件で3,061アールでございます。されなかった地域の面積は、今ちょっと掌握しておりません。

それと、3点目は、されなかった経緯、これは道営土地改良事業にですか。これは、あくまでも道営土地改良、その地域、地域でやはりまとまった中で進めるものでございまして、その地域全般が皆さん賛成しないと進められないという形でできなかったということもございます。

あと、市単独で、これは参加できなかった、しなかったのかということでございますけれども、こちらとしてはあくまでも希望を募っておりますので、できなかったというよりもしなかったという形で把握しておるところでございます。

また、国の民主党政権の形でございますけれども、国におきましては議員さんもお存じのとおり21年度に農地有効利用支援整備事業、国55パーセント、地元45パーセント、こういう形で私たちも考えていたところでございますけれども、やはりこれがなくなったという形で、今回の道が行います農地排水整備支援事業という形で私たちもこれに取り組みたいという形になっております。また、22年度事業という形では、今この土地改良事業については道の緊急農地排水整備支援事業、と市単独、この中でやっていきたいと考えております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 道営土地改良事業に採択されないのは、皆さんの賛成が得られなかったということではあるのですが、結局賛成しない理由として、それは後継者がいないとかというようなことで、土地が悪いということもあるのかもしれませんが、結局こういうところが不耕作地になっていく可能性が高いというふうに思うのですが、その点についてお考えを伺いたいと思います。

2点目は、結局23年度以降も国は土地改良事業費をふやすという考えは示されていないという

ふうに理解をしてよろしいでしょうか。

以上２点です。

○議 長 経済部長。

○経済部長 おっしゃるとおり道営土地改良事業を構えますと、やはり年数が相当かかった整備になるという形で、議員さんおっしゃるとおり後継者がいない中で、ではいつになったらできるのだという形も話にはございます。ただ、それをただ単純にほうっておくのかということではなく、やはり道と市単独も含めて、そこら辺のところの基盤整備をきちっとやっていこうという形で私たちは取り組んでいきたいと思っておりますし、あと２３年度以降、今の現段階ではやはり示されていないということで私たちは今思っております。

○議 長 ほか質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 私は、日本共産党を代表して議案第８号 平成２２年度滝川市一般会計補正予算（第４号）及び議案第９号 滝川市緊急農地排水対策支援事業分担金に関する条例を可とする立場で討論を行います。

日本共産党は、市独自の農地排水設備事業補助金について１９年度から求めてきたものでもあり、賛成はします。しかし、土地改良における国の責任を果たせない地域がご答弁では全体としては不明でありましたが、その結果、３０ヘクタール余りが道の予算によって実施されるということは、国全体ということを考えれば国の責任放棄と考えます。国の責任でこれらが実施されなければ、後継者も望めず、耕作放棄地がふえる可能性が大というふうに考えます。そもそも２２年度予算において民主党政権が土地改良事業を約５割削ったことが最大の問題です。食料自給率を高めるといいながら、それに逆行する政策に厳しく抗議をするものです。市として国の責任で土地改良事業費の復活と充実を求めるとともに、全道市長会などでの特別要請項目に上げることを求めて討論いたします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第８号及び第９号の２件を一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第８号及び第９号の２件はいずれも可決されました。

◎日程第４ 選挙第１号 中空知広域水道企業団議会議員の選挙について

○議 長 日程第４、選挙第１号 中空知広域水道企業団議会議員の選挙についてを議題とした

します。

本件は、中空知広域水道企業団規約第6条第3項の規定により、1人の議員の選挙を行うものであります。

お諮りをいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選によりたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りをいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定をいたしました。

中空知広域水道企業団議会議員に堀田建司議員を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま議長において指名いたしました1人の議員を中空知広域水道企業団議会議員の当選人と定めることに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました堀田建司議員が中空知広域水道企業団議会議員に当選されました。

当選されました堀田建司議員には、本席よりその旨を告知いたします。

◎日程第5 選任第1号 総務文教常任委員会の委員長の選任について

○議 長 日程第5、選任第1号 総務文教常任委員会の委員長の選任についてを議題といたします。

お諮りをいたします。本案についての内容は配付のとおりでありますので、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案のとおり選任することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本案のとおり選任することに決しました。

◎日程第6 選任第2号 議会運営委員会の委員の選任について

○議 長 日程第6、選任第2号 議会運営委員会の委員の選任についてを議題といたします。

お諮りをいたします。本案についての内容は配付のとおりでありますので、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

本案のとおり選任することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本案のとおり選任することに決しました。

◎日程第7 選任第3号 市立病院建替計画等調査特別委員会の委員の選任について

○議 長 日程第7、選任第3号 市立病院建替計画等調査特別委員会の委員の選任についてを議題といたします。

お諮りをいたします。本案についての内容は配付のとおりでありますので、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

本案のとおり選任することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本案のとおり選任することに決しました。

◎日程第8 報告第1号 社団法人滝川国際交流協会の経営状況について

○議 長 日程第8、報告第1号 社団法人滝川国際交流協会の経営状況についてを議題といたします。

説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました報告第1号 社団法人滝川国際交流協会の経営状況の報告についてであります。地方自治法第243条の3第2項により報告をいたします。

まず、21年度の事業報告でございますが、お手元の資料1ページをごらんください。1の国際交流事業ですが、1ページから5ページまでの13の事業を実施しております。特に3ページ、⑪の田村市長を団長として9年ぶりに実施した滝川市・スプリングフィールド市市民訪問団派遣支援事業、それから4ページの⑫でございます。ジュニア大使訪問団派遣事業では、市長が滝川市・スプリングフィールド市姉妹都市交流促進宣言、滝川市・ロングメドー町友好交流促進宣言に調印し、今後の交流が一層活発になることが期待されるところであります。

次に、2の国際協力事業ですが、5ページから8ページまでの12の事業を実施しています。特に5ページ、③、アフリカ・マラウイ共和国へのJICAシニアボランティア派遣支援事業では、滝川初となるJICAシニアボランティアを派遣し、現地での農産物加工技術指導で大きな成果を上げております。また、国際性豊かで世界に貢献する市民の育成のために、8ページの⑩でございますが、ベトナム・カンボジアスタディーツアーを実施しましたが、高校生4名が参加するなど幅広い年齢層での派遣となり、国際協力による人材育成の新たな展開が期待されております。

続いて、3の国際理解事業ですが、8ページから16ページまでの20の事業を実施しています。特に14ページ、⑮の国際理解教育支援事業では、市内小中学校、高等学校において延べ1,000人以上の児童生徒を対象に開発途上国からの研修員訪問などを実施しています。

次に、4の調査研究資料提供事業ですが、16ページから19ページまでの9つの事業を実施しました。

次に、20ページ、6の会員ですが、21ページに参考資料として会員状況をつけております。平成16年度をピークに微減を続けておりました会員数が地域の人口減、さらには昨今の厳しい経済状況の中にもありながらも22口、4.8パーセントの増加となっております。これは、新たな事業を展開し、協会の魅力増強等を徐々に図っている成果であり、今後も経営安定化のための努力が期待されるところでございます。

次に、平成21年度の決算でございますが、22ページの収支計算書をごらんください。初めに、収入の部でございます。前期の繰越金が63万8,523円で、今期は当期収入と合わせて収入合計が2,156万8,121円となり、予算と比較すると139万9,121円の増となっておりますが、これは3の事業収入の各事業におきまして、それぞれ収入が増したことによるものでございます。

次に、23ページの支出の部ですが、1、事業費、2、管理費ともにほぼ予算どおり執行し、支出合計が2,156万8,121円となっております。以上、収支を差し引きしまして、今年度は111万7,758円が次期繰り越しとなりました。

次に、24ページから27ページまで、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、会計監査報告、参考資料といたしまして基本財産保有状況及び積立金の状況等を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

次に、平成22年度の事業計画についてでございますが、29ページから36ページに記載の事業を実施するものでございます。特にことは、30ページの⑧にあります空知初となる北方四島交流事業の受け入れ、それから31ページにございます②の北海道初となりますJICA青年海外協力隊技術補完研修研修員受入事業など、国際性豊かな市民をはぐくむことで地域活性化に資するため、新規事業に積極的に取り組み、運営基盤の拡充を図ることを目指しております。

次に、38ページから39ページの平成22年度収支予算書をごらんください。38ページの収入、4、補助金等収入の1の地方公共団体補助金収入では、さきの議会で可決いただきました国際交流・国際協力推進基金造成補助金を一たん収入とし、39ページの支出の3でございます。特定預金支出の国際交流・国際協力推進基金で支出し、基金とすることにしておりますことから、収入、

支出ともに前年度予算に比べて大幅増となっております。このほか新規事業の青年海外協力隊技術補完研修研修員受入事業受託収入、滝川市からの事務局長分の補助収入の増などを見込みまして収入、支出とも対前年度比244万7,000円、121パーセント増の4,461万6,000円となっており、適切な執行に努めたいと考えてございます。

以上で社団法人滝川国際交流協会の経営状況等の報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 2点お伺いをしたいと思います。

まず、1点は、さまざまな国際、いわゆる海外に行ってくるということでの旅費、経費等について、例えば中高生の観光大使だとかについては半額程度協会のほうから負担をしているということはあると思うのですが、全体としてこういう場合は協会がこれぐらいの割合負担するとか、どういった基準があるのかということをまずお伺いします。

2点目は、32ページ、一番上、③、モンゴル交流事業支援事業、新規となっておりますが、予算でいうとどこに当たって、幾らぐらいの予算を組まれているのか。

以上です。

○議長 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 1点目の旅費の関係、こういう場合は協会、こういう場合は個人とかというその基準の関係、旅費の基準の関係でございますけれども、これは基本的には市の旅費規定といいますか、それに準じた形の中での海外の旅費を含みまして、そういう形の中で国際交流協会の中で運営をしていただいております。交通費に関しましては実費ベース、それから日当ですとか宿泊料等につきましてもこれはそれぞれの差をつけないで、一律の形の中で市と同じようなやり方で支出をしているということでございます。

それから、モンゴル事業の関係の予算につきましては、39ページの2の国際協力事業費の中のモンゴル交流事業に要する経費の70万円と、ここで予算化をさせていただいております。

以上でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 1点目でお聞きしたのは、観光大使に係る中高生分以外はすべて全額自己負担というふうに私は思っていたのですが、それ以外の事例というのは21年度にあればお示しをしていただきたいと思います。

2点目は、モンゴル交流事業70万円ですが、これの財源として、市からの2,000万円の寄附金が入っていますが、これがモンゴルとこの交流事業にかかわらず22年度どんな使われ方をするのか伺います。

○議長 長 暫時休憩します。

休憩 午後 3時36分

再開 午後 3時38分

○議 長 再開します。

総務部長。

○総務部長 清水議員さんの1点目のほかに事業がないのかということでございますが、平成21年度につきましてはベトナム、カンボジアへの派遣事業、これは全額自己負担で実施をさせていただいております。

それから、70万円の財源の関係でございます。これ完全に協会の自己財源ということで、基金を使ったということではございません。工夫、やりくりの中での国際交流協会の自己財源ということでございます。

以上でございます。

○議 長 ほか質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

報告第1号は、報告済みといたします。

◎議事延長宣告

○議 長 本日の会議は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

◎日程第9 報告第2号 滝川市土地開発公社の経営状況について

○議 長 日程第9、報告第2号 滝川市土地開発公社の経営状況についてを議題といたします。
説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました報告第2号 滝川市土地開発公社の経営状況については、地方自治法第243条の3第2項の規定により提出するものであります。

その概要についてご説明申し上げます。なお、金額につきましては例年のとおり万円単位で読み上げさせていただきます。初めに、平成21年度事業報告書、決算報告書についてご説明申し上げます。3ページをお開き願います。1、事業の状況でございますが、記載のとおり公有地2件、386.96平米、住宅分譲地、ニュータウンせせらぎでございますが、2件、640.01平米を処分したところであります。

2番目の経営の状況でございます。詳細については、4ページの決算報告書で説明いたしますが、21年度決算における大きな変更点として、土地造成事業に係る土地等について時価評価を採用したことがございます。これは、平成21年8月の総務省自治行政局地域振興室長通知に基づくものでございます。時価評価が要請されることとなった大きな要因としては、説明文中ほどの②の部分にございますけれども、平成21年4月から地方公共団体財政健全化法が全面的に適用され、土地開発公社が保有する土地造成事業に係る土地等について、時価評価が必要とされたことがございます。この法の施行を背景として、平成17年度に改正された土地開発公社経営基準要綱に指定された時価評価について経過措置を取りやめ、平成21年度から実施することとされたものでございま

して、滝川市土地開発公社におきましても時価評価を採用したところでございます。

3 番目の庶務事項については、理事会、監事会の開催の内容でございます。記載のとおりでございますので、お目通しいただき、説明を割愛させていただきます。

続いて、4 ページをお開き願います。平成 21 年度決算報告書ですが、収益的収支につきましては、収益総額では予算額 1 億 5,313 万円に対し、決算額 1 億 3,524 万円となり、執行率 88.3 パーセントとなったところでございます。収益減の主なものは、せせらぎ分譲地の販売について 5 区画を予定した予算としていたところでございますが、決算としては 2 区画の販売実績となったことによるものでございます。費用総額では、予算額 1 億 5,628 万円に対し、決算額 1 億 4,069 万円となり、執行率 90.0 パーセントとなったところでございます。不用額の主なものは、せせらぎ分譲地の販売予定区画の販売が予定より 3 区画減となったことに伴う土地造成事業費原価の減と土地取得助成などの助成金の減によるものでございます。決算額の収益から費用を差し引いた 545 万円が当期の純損失となるところですが、先ほど説明させていただきましたが、平成 21 年度決算においては時価評価を採用したところであり、これに伴います土地の評価損 6 億 992 万円について特別損失で処理しましたことから、特別損失を加えた当期の純損失は 6 億 1,537 万円となったところでございます。

続きまして、5 ページをごらんください。資本的支出であります、予算額 109 万円に対しまして決算額 16 万円となり、執行率 15.2 パーセントとなったところであります。なお、資本的支出額 16 万円については当年度分損益勘定留保資金で補填したところであります。

続きまして、6 ページをお開きください。貸借対照表でございます。下段に記載してございますが、時価評価の採用により資産の部、1、流動資産の（5）、完成土地の貸借対照表価格が 6 億 399 万円の減、（6）の代替地が 594 万円の減となりました。これにより平成 21 年度決算は、純資産の部、2、準備金、（2）、当期純利益の欄に記載のとおり 6 億 1,537 万円の大幅な当期純損失となったところですが、前期からの繰り越し準備金 1 億 8,805 万円がありますことから、翌年度へ繰り越す欠損金は 4 億 2,233 万円となったところでございます。

7 ページ、損益計算書においても同様でございます、6 番の特別損失として土地評価損が 6 億 992 万円、これによって当期純損失が 6 億 1,537 万円となっております。

8 ページ、キャッシュ・フロー計算書、9 ページ、財産目録、その次のページから 10 ページにわたります決算附属明細書及び決算監査報告につきましては、お目通しを願います。

続きまして、平成 22 年度の事業計画書、予算書について説明申し上げます。この場合、1 ページ、2 ページについてのみ説明させていただき、3 ページ以降につきましてはお目通しをお願いし、説明については割愛させていただきます。1 ページの第 2 条、業務の予定量でございますが、土地処分として公有地、土地造成地合わせて 6 件、1,677.99 平米を予定いたしました。

第 3 条の収益的収入及び支出の予定額では、収入総額 2,797 万円に対しまして支出総額 3,710 万円で、差し引き 921 万円の当期純損失を予定したところであり、当該純損失金は繰越欠損金として翌年度に繰り越しするものでございます。

次に、2 ページの第 4 条、資本的支出でございますが、総額 74 万円で、その財源は当年度分損

益勘定留保資金で補填するものでございます。

また、第5条の借入金は、短期借入金の限度額を22億1,600万円と予定したところでございます。

以上、報告第2号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。窪之内議員。

○窪之内議員 それでは、2点について質疑を行いたいと思います。

報告でもありましたように、平成21年度から時価評価の採用となったわけですが、このことが平成26年度解散を1年前倒しして25年度解散をするという方向が示されていますが、このことに全く影響ないと考えていいのかが1点。

それと、土地開発公社としてニュータウンせせらぎの分譲が5区画の計画が2区画のみに終わったということで、今後とも解散に向けてニュータウンせせらぎや中央工業団地の売却を進めていくということはもちろんだと思うのですが、1点、9ページの財産目録の中の(3)、流動資産の公有用地について、附属明細表でも2ページにその内容が記載されているわけですが、8区分の公有用地があるわけですが、この中でもう既に活用されているところもあると思うのですが、例えば駅西用地についてはすべて活用されている、一定一部活用されているところもあるのか、もしもありませんけれども、この公有用地の活用されていない部分というのがどの程度あるのか、またその活用方針についてをお伺いしたいと思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 議員さんの1点目の平成25年の解散前倒し、影響云々という、そういうご質疑でございましたが、平成25年の解散に前倒ししたということは国のほうで特別に第三セクターの改革推進債というものが平成21年から25年まで期間限定といいますか、ということで設けられまして、何とかそれまでにけりをつけようという、そういう発想でございますので、そういう理由でございます。特に影響はございません。

それから、公有用地の関係、これは基本的に使われておりません。ただ、賃借といいますか、それが一部ございます。一応まだそういう段階で、正式な意味での活用というか、そういうことはされていない土地でございます。

以上でございます。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 1点目については理解しました。

2点目なのですが、一部賃借で、基本的には使われていないと。都市計画マスタープランづくりなんかも進められているわけで、解散前にやっぱり一定の方向性というのは示されるべきかなと思いますが、お考えを伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 ただいま答弁いたしましたとおり、平成25年末の解散、これが見えているというか、これまでに何とかしようという考え方でおります。したがって、公有用地につきましても財政

状況等の絡みもありますけれども、極力買い戻しもする方向の中で検討をしていきたいなというふうには考えております。また、あわせて先ほど議員さんもおっしゃられましたが、中央工業団地とせせらぎの関係、これをきちっと精いっぱいいろんな手を使いましてPRをして、土地を処分していくと。そうすることによって平成25年の最終的な清算の段階においての市の財政負担というのが少なくなりますので、何とかその辺を後の時代に負担を残さないような形でもう今から準備をしていきたいなというふうに検討しているところでございます。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

報告第2号は、報告済みといたします。

◎日程第10 報告第3号 財団法人滝川市生涯学習振興会の経営状況について

○議 長 日程第10、報告第3号 財団法人滝川市生涯学習振興会の経営状況についてを議題といたします。

説明を求めます。教育部次長。

○教育部次長 ただいま上程されました報告第3号 財団法人滝川市生涯学習振興会の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりましてご説明申し上げます。

初めに、平成21年度の事業報告でございますが、2ページをお開き願います。生涯学習振興会は、大きく分けて5つの事業を実施しておりますが、その柱としている事業はⅠ、学習機会の提供に関する事業でございます。記載のとおり、2回の講演会を初め、新規講座8講座を含めて34種類37講座を185回開催しました。内容につきましても日本の歴史を学ぶ講座などの教養講座から中国武術太極拳講座などの体験講座、和食料理講座やどこでも作れるコンテナ野菜菜園講座など趣味、実用講座、語学講座など幅広く市民の皆様、特に高齢者の方々に役立つような事業に積極的に取り組んでいます。

次に、9ページをお開き願います。Ⅱ、情報の提供に関する事業では、4項目の事業を記載しておりますが、特に1の情報紙リブラーン滝川につきましては年5回、広報たきかわに折り込みをして市民の皆様に配布をし、生涯学習の普及啓発、情報の発信に努めたところであります。

10ページ、Ⅲの指導者の登録に関する事業からⅤの連絡推進に関する事業までと各種会議の開催状況等につきましてはお目通しをお願いしたいと思います。

次に、決算関係でございますが、13ページの収支計算書をごらんいただきたいと思います。なお、平成20年度から新公益法人会計に準拠して作成しています。初めに、一番上のⅠ、事業活動収支の部の1、事業活動収入として、収入計(A)欄では予算に対して22万9,000円ほど収入が減となっておりますが、主として(3)、会費収入の25万5,000円が減少したことなどによるものでございます。次に、2、事業活動支出ですが、支出計(B)欄では予算に対して11万6,000円ほど決算額が減少しておりますが、これは事業費支出の①、学習機会提供事業や

管理費の削減等によるものです。

次に、Ⅱ、投資活動収支の部とⅢ、予備費支出につきましては、特に申し上げることはございません。

以上、平成21年度第25期の収支差額（H）欄の決算額が93万4,291円支出が上回り、これに前期繰り越し収支差額204万1,271円を加えた次期繰り越し収支差額、表の一番下の欄ですが、110万6,980円が平成22年度第26期への繰越額となったところです。

なお、14ページから19ページまでの収支計算書は、ただいま説明いたしました総括表の詳細を記載した計算書であり、さらに20ページには収支計算書に対する注記を記載しております。また、22ページから25ページまでには貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録を添付しておりますので、まことに恐縮ですが、お目通しをいただきたいと思います。

次に、26ページ、27ページの財務諸表に対する注記は、さきに申し上げましたとおり新公益法人会計において記載が義務づけられたものですので、お目通しをいただき、説明は省略させていただきます。

次に、28ページから33ページまでの平成22年度事業計画書では、学習機会の提供に関する事業を中心に会員の皆様のご意向を反映させ、新たに7講座を開設し、教養講座、健康、運動講座、趣味、実用講座を中心に36種類40講座を計画し、市民の皆様が気軽に参加でき楽しめる内容をたくさん盛り込んでいます。詳細につきましては、お目通し願いたいと思います。

次に、34ページの収支予算書でございますが、Ⅰの事業活動収支の部とⅡの投資活動収支の部及びⅢの予備費の合計額は1,262万5,000円で、前年度と比較して381万円の増となっております。これは、本年度から事務局職員の2名分の人件費が管理費に計上されたためでございます。詳細につきましては、35ページ以降に記載してございますので、お目通しを願いたいと思います。

以上で報告第3号のご説明をさせていただきました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。窪之内議員。

○窪之内議員 生涯学習振興会については、市民ニーズに沿った多くの講座開催など、その事業内容については評価するものですが、以下細かく言って4点についてお伺いします。

1点目は、収支決算について監査報告書が見当たらないのですが、これはつけ忘れたものなのか、監査報告書がないのはなぜかということをもまずご説明を願いたいというふうに思います。

次に、決算報告書の16ページですが、上から5行目に、細かいところを余りつくつもりはないのですけれども、ちょっとやっぱり気になる内容なので、お伺いしたいと思いますが、新会員紹介者謝礼ということで1万円載っています。どこの団体も会員獲得というのは大変だと思うのですが、会員獲得に謝礼を出しているというのはいいか悪いかは別に、余りないのではと。予算書を見ると、500円の商品券掛ける20というふうになっているのですが、だれが紹介したら、会員の人が新しい会員を紹介したら500円の商品券が渡されているのか、その基準と会員が会員をふやすというのは基本的なことなのかなと。見直しを行う必要も私は感じているのですけれども、お伺いしま

す。

同じページの7、8行目なのですけれども、これは食糧費の支出となっているのですよね。食糧費に対する支出というのは、飲み食いをするものに対する支出ということで、市民目線というのは厳しいものだというふうに私は思っているのです。そこで、講演会、講座、講師、関係者の飲食代ということになっているのですが、関係者の中にリブラーンの役員は含まれていないと思うのですけれども、またこうした講演会の講座の講師が必要な食事ということになれば、講師の謝礼に含めるとか、食糧費の計上というのは余り向かないのではというふうに思いますが、お考えを伺いたいというのと、講座、研修旅行の昼食代、いろんな各種講座の参加は数時間程度なので、この講座というのは何か地方に行つての講座だというふうに思うのですけれども、先ほどの国際交流協会例えば滝川市の職員の旅費基準にのっとつてというような話でされていましたが、リブラーンの場合は昼食代の支給する基準というのはどんなふうになっているのかお伺いしたいと思います。それで、日帰り研修旅行だというふうに思うのですけれども、内部で昼食代は個人負担とするなどの検討はなかったのかについてもお伺いします。

以上です。

○議長 長 教育部次長。

○教育部次長 1点目の監査報告の関係、大変申しわけございませんでした。監査ということで三浦さんと弁護士さんの丸山さんに監査をしていただいて、その添付忘れでございます。大変申しわけございません。追つて後で配付させていただきます。

それから、2点目の紹介者謝礼の関係なのですが、実はリブラーンは1,000名を超える会員で、会費をもって何とか講座を持とうということで、折からのちょっと経済的な厳しさ等もありまして、会員減の傾向がございます。リブラーンとしては、何とか会員増を図りたいということで、こういう紹介者謝礼という制度を設けながら、仲間が仲間を呼ぶといいますか、そのきっかけづくりをしたい。それから、これだけではありませんで、実は夫婦割引というものもやっています。夫婦でぜひ会員になっていただきたい。それで、夫婦で入られると8,000円とか、いろいろ制度を工夫しながら、何とか会員の制度を保ちたいということでございます。

それから、3番目の食糧費の関係は、これは講師のケータリング代でございます。水であるとか、いろんな小腹がすいたちょっとしたものであるとか、そういう費用としてこの食糧費を計上させていただく。それから、バスの昼食代は、これは支出としてこうやって持っていますが、また別項目で収入の部の事業も持っていて、その出入りがあると、そういうことでございます。それから、日帰り研修の行動がちょっと……済みません。ちょっとまた。とりあえずこの3点。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 先ほど次長が申し上げましたとおり、監査報告書、大変申しわけございません。監査は滞りなくしていただいておりますので、今コピーをいたしまして早急に配付したいと思いますので、申しわけございません。

(何事か言う声あり)

○議長 長 とりあえず4番目まで終わって……いいですか。再質受けますよ。窪之内議員。

○窪之内議員 監査報告についてはわかりました。

それと、新会員の、先ほども言ったようにリブラーンだけではなくて、大変な努力をしているのです。だから、私も絶対だめだというふうには言うつもりはないのですが、例えばリブラーンの役員が紹介しても500円の商品券をやっているのか、一般会員だけが対象なのかについてお伺いしたいと思います。

それと、食糧費支出なのですが、講師が必要だと言えば講演会の費用で落とすとか、例えば日帰り研修の場合は参加費をもらって、そういう中で食糧費を出しているということであれば、支出のほうも研修費の中に含めて、やっぱり食糧費というのはその科目として飲食に何か特別に出しているように見えるので、ちょっと検討し直したほうがいいのではというふうに思いますが、お考えを伺いたいと思います。

○議長 教育部次長。

○教育部次長 500円のあっせん料については、役員の方々はもらっておりません。これは、普通の会員のみでございます。

それから、2番目の食糧費のあり方については、ご意見として伺って検討させていただきたいと思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 まず、18ページ、⑤の助成金関係機関団体及び事業に対する助成というのが決算5万円になっているのですが、どんな機関に対してかということがご答弁いただければお願いをしたいと思います。

それと、冠婚葬祭なのですが、そのページの一番下、決算5万885円、こういう公共団体ですから、どういうときの交際費なのか、例えば市民に対してということなのか、それとも生涯学習振興会がふだんお世話になっている道や国の方に、あるいはそういった市民以外に対してなのか、市民に対してなのかということをお伺いしたいと思います。あるいは、団体内の役職員に対してのものなのか。

次に、29ページで22年度の事業計画でリブラーン講演会を2回開催ということで、6月、2月となっておりますが、このことが予算書のほうでは38ページの負担金支出で、講演会負担金、滝川市開村120年記念の6月に行われた横綱白鵬観光大使就任のトークショーということを含んだ実行委員会の負担金というふうに思うのですが、その確認と、もう一回分はどこに載っているのかということをお伺いいたします。

3点目は、これまで市からは正職員1名、嘱託職員が2名の業務従事がされていたというふうに思うのですが、今年度の22年度の給料手当支出でいうと39ページの(2)に専務理事と事務局員、これ職員2名分というのはこのお二人のことだというふうに思うのですが、これ合わせると450万円で、全額市から出費されているわけですが、これまで3人でやっていたものが2人で間に合うというものなのか、それともこのほかにパートの方がいるのか、その点についてお伺いをいたします。

以上です。

○議 長 3点ですね。

○清水議員 はい。

○議 長 教育長。

○教 育 長 順次お答えをさせていただきますけれども、交際費の関係でございます。これ前理事長の死去に伴います供花料、あるいは商工会議所女性会の20周年に伴います副会長が出席した際の寸志、あるいは新年交礼会、それから滝川青年会議所新年交礼会、それから北海道観光社交事業協会並びに北海道社交飲食生活衛生同業組合の新年交礼会のご祝儀がそれぞれ1,000円が2件、1万円が1件、それから三浦監事の藍綬褒章受章のための祝電、それから前局長の実父の死去に伴う弔電、これらに5,176円、それからあともう一件、祝電、市政功労章受章をリブラーンの古賀副理事長が受章されましたので、そのときの祝電等の支出で5万885円の支出でございます。

○議 長 教育部次長。

○教育部次長 講演会についてご質疑いただきました。ここにある50万円は、ご指摘のとおり白鵬の講演会に関する費用でございます。それから、江部乙の分もございます。これは、35ページに講演会講師謝礼、江部乙地区ということで5万円を計上してございます。

それから、スタッフの関係なのですが、ご案内のとおり3名で生涯学習振興会の事業に取り組んでいます。2名については、ご案内のとおり私どものほうから費用を出して、リブラーンのほうで専務理事と事務員の者が働いていた。それと、実はご案内のとおり体協とかみんな同じなのですが、私どもの嘱託職員の者が1名、生涯学習振興事業ということでリブラーンのところに張りついて、計3名で、それは去年と変わらずに事業を展開しているということでございます。

それと、済みません。助成金の内容、今ちょっと中身を確認いたしますので、もう少しお時間をいただきたいと思います。

以上です。

○議 長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時17分

再開 午後 4時19分

○議 長 再開します。

教育部次長。

○教育部次長 お尋ねいただきました助成金5万円の内訳でございますが、1件目はPTAの研究会、研究大会に対して3万円、これは毎年出してございます。それから、2点目は、商工会議所女性会20周年記念事業ということで1万円、それと共同募金に対して1万円の助成金を支出させていただいております。

以上です。

○議 長 再質ございますか。清水議員。

○清水議員 先ほどのご答弁で、ここに載っている2人、職員のほかに嘱託職員が1人張りついて

いるという表現があったのですが、これはどういうことでしょうか。業務従事は廃止になったと思うのですが、どのような職務実態なのかについて伺います。

それと、PTAの研究会に3万円というのが、団体の維持ですからふさわしい、ふさわしくないというのをここで議論する場ではないのですが、生涯学習とはちょっと違うのかなという気もするのです。慣例だからということで続けているとすれば少し疑念はありますが、特別反対をするというほどのものでもありませんが、これずっと続いているのでしょうか。それをお伺いいたします。

○議長 教育長。

○教育長 市P連の補助金と次長が申し上げましたが、市P連の研究大会で講演会を毎年開催しております。それに伴います負担金、助成金ということでございます。恒常的な事業に対する助成金というのではなくて、講演会に伴う助成金ということで毎年支出をしております。

○議長 長 教育部次長。

○教育部次長 生涯学習振興会の関係につきましては、専任スタッフは2名ということで事業をやっているところでございます。今年度からさまざまな団体に対しての職員の取り扱いがかつての派遣職員であるとか、その取り扱いを改めまして新たな展開をしようということで、体育協会、観光協会、それからリブラーンもそうなのですが、以前ご説明申し上げたとおり身分は市の職員の身分の中で、生涯学習の振興に関する事業をリブラーンとともにやっていると、そういう事業展開をさせていただいているということでございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 今の点については、全体の業務従事がどう変わったかということの中での位置づけはちょっと私自身もわかりませんので、何かの機会に伺いたいと思います。

それで、講演会負担金の50万円なのですが、先ほど窪之内議員の指摘で監査の報告がออกれているということと何か原因が一致するのかなと思うのですが、そもそも的にこの総会はいつやったのか。というのは、白鵬関が観光大使に就任をされて6月に講演会を行うと。ああいったイベントを行うというのはかなり後の話だと思うのです。それで、実行委員会の総額のうち50万円を生涯学習振興会が負担をするという経緯も、恐らく通常は予算案というのは3月末にできていて、若干の修正を加えて決算と一緒に4月の15日とか、そのあたりやるのが普通なのかなというふうに思うのですが、総会をいつやられたのか、それと実行委員会の中での負担金50万円というのはどんな形でいつごろ決められたのかということをお伺いいたします。

○議長 長 教育部次長。

○教育部次長 今ご質疑いただいた監査報告ですが、これはおこなっているのではなくて、済みません。私どもの落ち度で添付を忘れたということで、まことにこれ申しわけございません。後で配付させていただきますので、その取り扱い方よろしくお願ひしたいと思います。

それから、総会の関係なのですが、理事会、評議会については3月19日に評議会をしていただいて、22年度の予算収支案を決定していただいた。それから、5月22日には21年度の事業決算ということで、監査報告も含めて理事会、評議会を開催したというものでございます。

(何事か言う声あり)

○教育部次長　そうです。予算案でございますので、まだそれを白鵬のものを前提として予算化したものではないということでございます。

○議　　長　ほかございますか。

(なしの声あり)

○議　　長　これにて質疑を終結いたします。

報告第3号は、報告済みといたします。

◎日程第11　報告第4号　監査報告について

報告第5号　例月現金出納検査報告について

○議　　長　日程第11、報告第4号　監査報告について、報告第5号　例月現金出納検査報告についてを一括議題といたします。

説明を求めます。宮崎監査委員。

○監査委員　報告第4号　監査報告について。

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、社会福祉法人滝川市社会福祉協議会を対象として監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の範囲は、平成18年度から平成20年度における財政援助に係る出納その他の事務であります。

監査の期間及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通しお願いいたします。

監査の目的は、補助金が交付の目的に従って適正に執行または管理されているかを監査いたしました。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められましたが、一部に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、旅費関係では滝川市の規定に基づかない日当の支給、経理関係では決裁責任者の印漏れ、支払い遅延、決算書と会計帳簿との整合性、立てかえ払いの散見など、関係規定に基づき適切な処理方を、固定資産台帳関係では適正な償却資産の計上処理を、福祉資金貸付事業については未納者への督促強化や個別催告による貸付金の回収などについて指導を行ったほか、監査の過程において軽易な事項につきましては直接事務担当者に是正または処理方を要望しておりますので、その内容は省略いたします。

また、補助金交付事務を所管する福祉課、介護福祉課には多岐にわたる事業活動を行う補助団体に対して適切な指導と監督の実施を要望いたしました。

なお、監査意見といたしまして、補助申請額に対する決算額は総合計では上回っており、適正と認められますが、事業ごとに見ると事業廃止や余剰金の発生が見受けられるので、事業の精査による補助金の適正化と積極的な会員拡充活動を行い、自主財源の確保に努められたい。また、地域福祉の推進役として各種事業に取り組んでいますが、今後においても自主的な経営基盤の強化及び提供する福祉サービスの質の向上、事業経営の透明性の確保を図り、より一層地域社会福祉の推進に努められたい。

次に、地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象と範囲は、経済部、商工労働課、元気タウン推進室、農政課、営農振興室を対象として平成20年度の執行事務を、議会事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、会計課については平成21年度の執行事務を対象として実施いたしました。

監査の期間及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通しを願います。

監査の結果、農政課及び営農振興室につきましては、平成19年度の定期監査において恒常的な繰越金が生じている団体に対する補助金交付の抜本的な見直し及び各団体の事務処理の改善について指導され、処理状況報告書が提出されているが、平成19年度以降も引き続き同じ団体によるほぼ同等、それ以上の額が繰越金として決算処理されている。また、団体の事業目的と乖離すると思われる助成事業やそれに伴う不適切な経理等の事務処理が散見されるため、あわせて指摘事項として別紙に記載して監査講評を行いました。なお、その指摘事項に対する措置状況について市長から通知があり、構成団体への繰越金の返還と単年度精算方式の導入及び会長職と事務局を構成団体別にしてチェック体制の強化を図り、助成事業の補助要綱と会議録の作成により根拠を明確にする。また、請求領収書の徴取や事務処理などを済ませ、今後は諸規定に抵触しない適切な処理と必要に応じた予算措置をする旨が報告されたところであります。その他の事項につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められますが、一部に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、旅費、外勤簿関係では決裁責任者の決裁漏れ、外勤命令及び復命承認が事後決裁、外勤簿の備えなどの処理改善方を、契約事務関係では施行決定書に根拠法令、予定価格などの記載、指定合議漏れなど関係規定に基づく適切な処理方を、歳入関係の書類不備、タクシーチケット控えに必要事項の付記、指定管理関係については基本協定に基づいた事務処理などを所属に対する講評において指導いたしました。監査の過程において軽易な事項につきましては、その都度直接事務担当者に是正または処理方の要望をしておりますので、その内容は省略いたします。

以上で報告第4号、定期監査報告を終わります。

続きまして、報告第5号 例月現金出納検査報告について。

地方自治法第235条の2第1項に基づき、平成22年1月から4月分までの例月現金出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

検査の対象は、一般会計、各特別会計、病院事業会計、各基金、歳入歳出外会計の現金、預金、一時借入金等の出納保管状況を対象に実施いたしました。

検査期日及び検査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

検査の結果につきましては、計数上の誤りは認められませんでした。一部に改善、検討が必要と思われる事項につきましては、指定管理者の請求誤りによる過払いや支払い不足、請求書の受領が遅延となっているもの、講師謝礼の一括支払いについては内容により適切な支出科目による支払い、半日当支給の精査など、各所属に対する講評においてその処理方を指導したほか、検査の過程において軽易な事項につきましてはその都度直接事務担当者に是正または処理方を指導しておりますので、その内容は省略いたします。

なお、予算の執行に当たっては、厳しい財政事情からも前例踏襲にとらわれることなく、合理的、効率的な執行等により、なお一層経費節減に努められることを要望しております。

以上、報告第5号 例月現金出納検査報告を終わります。

○議長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。窪之内議員。

○窪之内議員 それでは、報告第4号について質疑を行います。

まず、1点目ですが、経済部、商工労働課、元気タウン推進室、農政課、営農推進室の定期監査報告についてですが、監査の結果、指摘事項として特別にこうした形で記載したような事例がこれまであったのかどうか。あったとすればその内容はどのようなものだったのかお伺いします。

今回の指摘事項の中で言われている中で、指摘されるような処理が行われていて、平成19年度には改善をするように指導し、そのための改善策も示されていたけれども、平成20年度においても行われていなかったということですが、それであれば平成19年度以前は現監査ではないですけれども、監査事務局はいるわけですから、平成18年以前、19年以前についても同じようなことが行われてきたかどうかを調査されたのかどうかについてお伺いいたします。調査されているのであればどうだったのかについてもお伺いします。

3点目に、こうした指摘されるような処理が行われてきた要因、原因について、監査委員はどのように判断をされているのかについてお伺いします。

次、4点目ですが、今回の指摘に対する対応策が先ほど監査からの報告もありましたように市長から提示されていますが、監査はそれで十分な対応策というふうに評価されているのかどうかお伺いします。

以上です。

○議長 長 宮崎監査委員。

○監査委員 1点目の指摘事項について特別にそういう事例が今まであったのかどうかということは、平成19年度の定期監査を見まして、そこで前回の改善、検討事項が明らかに措置、改善されていないため、あとは極めてずさんな事務処理が散見されたということで指摘したということです。

平成19年度以前は調査されていたのかどうかということについては、私は考えていません。それは、以前の監査委員の考え方で。

3番目の指摘された処理が行われているかどうか……

(「監査が指摘するような処理を行ってきた要因や原因について監査はどのように考えているのか」と言う声あり)

○監査委員 それは、特に考えていません。

4番目に移ります。指摘に対する対応策について十分これで対応できるかどうかということについては、できると思いますので、監査事務局としては満足しております。

以上です。

○議長 長 監査事務局長。

○監査事務局長 4点目のちょっと補足をさせていただきます。

市長のほうから措置状況報告書が提出されておりますけれども、監査としてはそれに対して満足とかという部分でなくて、指摘事項に対しての措置状況報告ということで、そのまま受けているという形でございます。

以上です。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 現宮崎監査の以前について現監査の責任を問おうなどとかと、もちろんそんなつもりは全くないのですが、ただこういうことがあったということであれば、当然過去がどうだったのかということ監査事務局としても振り返る必要があったのではないかというふうに思うのですが、それは以前の監査なので、そこら辺は調べていないということだということで、本当にそうなのかという疑問があるのです。特別なこうした形での指摘はされていなかったけれども、前から言われていたことだったのかもしれないわけで、こうした調査については全く本当に行われていないのか。それでないと、なぜこういうことが行われてきたのかという原因や要因ということを解明しないと、本当に改善していけるのかということについてやっぱり信頼できないということがあるので。監査は、特に原因、要因については考えていないということだったのですが、やっぱり役員体制の問題、農協と市の問題、監査が指摘したような補助金申請者とチェック体制の二重の立場を持っている体制が続いてきた問題とか、いろんな要因が考えられるのではというふうに思うのですが、この点について全くコメントがないということなのか、監査報告に出ているようなことのみだということなのかをお伺いしたいと思います。

○議長 長 監査事務局長。

○監査事務局長 今回の監査につきましては、20年度の執行事務ということで監査しております。窪之内さんの過去のということでございますけれども、監査の中身として指摘という部分では詳細な基準はございませんけれども、事務局内部として3段階で分けております。通常注意、指導事項ということで、監査の過程において、あるいは監査の講評において注意、指導という部分はやっております。次に、講評の時点で改善、検討という部分で所属部長並びに課長名で提出をしていただくと。もう一つが今回の指摘、特に講評をしている部分でございます。これについては、これも指摘ということで滝川市の監査規定によりやっております。監査としては、執行部局でございませんので、なかなかどうだというようなことはちょっと市長部局並びに教育部局に対して失礼かなと。それで、監査としては監査の仕事という部分で信頼して報告なり指摘を上げていますので、それは各部局において改善されているということで考えております。

以上でございます。

○議長 長 宮崎監査委員。

○監査委員 ただいま事務局長より説明があったとおりでございますが、滝川市役所の弱点としまして前例踏襲というのが弱点でございます。監査事務局においても前例踏襲はいたしません。私は、私の考えなりにやりますということで、過去は振り返らず、未来に向かっていこうということです。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 監査報告を受けてということで、所管並びに市長にお伺いをしたいと思います。

まず、1点目は、最初に3年前監査講評が19年12月27日に行われて、その中で今回指摘されたことが指摘されたわけです。そのときに例えば出納簿がないとか、領収書がないとか、補助金を口座に入れたままとかというのは、まだ考え方の問題とかで少しは情状酌量の余地ありと思うのですが、出納簿もないなんていうことがそのまま放置されたということはちょっと信じがたい話なのですが、平成19年12月27日にこの監査講評を受けた方は、役職で結構です、どういう方々が受けたのかということをもまず1点伺いたいと思います。

それで、今回の1月15日から3月15日が書類審査期間なのですが、いつの時点でこういったことに対する改善がされたのかと。特に領収書がないなんていうことについては、領収書を探してつくったのか、探してきたのか、それとも再発行とか、そういったことをしてつくり上げたのかについて伺いをしたいと思います。

3点目は、これは常任委員会で求めた資料で、ここでは農政課及び営農振興室となっているのですが、監査委員は最後のほうで各団体の負担金や補助金の予算措置と交付申請の審査を担当する所属の職員でもあることから、2つの立場をより踏まえた事務処理とより明細な規定のもとで透明性のある必要最低限の負担金、補助金による事業の推進が求められるということや、事務局が担当していて上司が確認をしていないということも問題点というふうに指摘をされていますが、今回の場合、では事務局がどこにあったかという、1つは市農政課副主幹、次も農政課副主幹、次は営農振興室長、次は農政課職員、経済部農政課長と。副主幹が同一人物だとすれば、副主幹と振興室長と農政課職員と農政課長、4人が事務局になっているのですよね。ですから、1人が間違ったとかということではなくて、非常に体系的な問題があったというふうに思うのですが、やはりそういう担当者4人がこういう間違いを犯していたのかということを確認をしたいと思います。

5点目は、結局引き続く不祥事ということで、19年12月といえば生活保護通院移送費不正支出事件でもう報道に次ぐ報道の時期なのです。この時期に監査委員から講評を受けて指摘をされているわけです。普通だったら、しゃきっと反省しなければいかぬ。もうすぐ翌日、その日にでもやらなければいけないようなことをやらずに、次には去年の体協裏金問題があって、せめてそのときに、あのときも金庫のお金というのが別に置いてあったとかという話がされたわけだから、おれのこの金庫もあれだよなど、言われているよなど気がつかなければいかぬ。さらに、今度は農業開発公社、農政課のまさにもう机を並べているようなところの方がかかわっての不正があって、それでも対応しない。一体何なのかということになるのです。だから、幾ら職員に信頼される市役所づくりプランを進めて、これ一番最新は22年3月ぐらいに改定されていると思うのですが、もうプランだけはどんどん、どんどんいくのだけれども、これ私はあえて4回目というふうに言いたいと思うのですが、結局なぜこんなことが続くのかということについて伺います。

○議 長 5点ですか。

○清水議員 はい。

○議 長 何か3から5に飛んだような気がしたのだけれども。3か4か……

○清水議員 3か4……4点です。

○議 長 4人が確認したかというのは3番目だね。

○清水議員　そうです。

○議　長　経済部長。

○経済部長　まず、1点目の19年の12月、だれが受けたか、役職云々、それ今ちょっと確認させていますので、少々お待ちください。

あと、1月15日から3月15日の書類審査の中で領収書云々という形でございますけれども、領収書、これはおくらばせながらきちっと再発行していただいたという形でございます。

それと、監査指摘の最後のところ、各団体の負担金や補助金云々と、2つの立場をより踏まえた事務処理とより明細な云々という形のところでございます。この中でやはり事務局体制、事務局ないしその団体の会長といいますか、それが同じ経済部の中に、農政課事務局で経済部長がその当時トップだったという形で二面性を持っている。やはりほかからのそういうようなシステムチックに見る者が必要だということで、こういうことはきちっと分けて考えなければいけないということで、いろんな形で事務局とトップを別々に団体で持つという形で今やっているところでございます。

それと、最後の指摘される、これ19年の12月は指摘事項まではいってはいないのですけれども、指摘ではないのですけれども、監査のほうからそういうような改善という形で行って、なぜ続くのかと。はっきり言いましてここのところ、例えば繰越金におきましてただ黙って繰越金がふえていって云々と、結果的にはそういうふうになったところでございます。ですから、その時点でやはり修正すべきものを修正していなかった。補助金という形でやはり多額のものが何年か続いて、返還できなかった、しなかったというところは本当に申しわけないと思っております。ただ、例えば空知東部地区農業振興協議会においても農業普及センターの統廃合等、いろんな形で新たな事業ということで取り組んだところもございます。ただ、結果として指摘されるように補助金の多額、そのままほうっておいたという形で、悪意はないところでございますけれども、そここのところをやはりちょっと職員としてもう少し気をつければよかったのかなということで感じております。

19年の12月でございますけれども、記憶の中ではございますけれども、当時の経済部長、農政課長、副主幹、ここら辺が19年の12月に監査委員さんのほうから改善命令、改善といいますか、そこら辺を指示を受けたということでございます。

○議　長　清水議員。

○清水議員　当時の経済部長、農政課長、農政課副主幹、この3名が監査講評を受けたということで、当然その方たちになぜ放置したのだということを調査をされているというふうに思いますが、なぜ放置されたのかということについてどんなふうにそれぞれの方が言っているのかということをもっとお伺いをしたいと思います。

そして、最後の帳簿をつくっていないと指摘されていて、出納簿がないと指摘されていて、出納簿をつくらないというのは、1カ月、2カ月いろんな団体で会計担当していれば、非常につらいのです。これもう領収書がたまってきた、つくらなければだめだと。それもたくさんの人が経験しているのです。けれども、それはいずれはやる。必ず次の決算までにはやるのです。決算を越すとなれば、通常それはもう本当団体の体をなしていないということだと思ふのです、この場合。だれからも言われないから、自然とそのうち忘れてしまったのかもしれない。そういう職員の資質に

よるものなのか、システムのものなのか、こういうふうになってしまうと、4人の人が同じようなことを繰り返すことになる、システム的なことなのかなと。4人の方がそれぞれ資質がないというふうには私はちょっと考えたくない、4人の方がそれぞれ忘れて決算年度を越えてもこの監査、帳簿をつくらなかったとか、領収書がないということを放置し続けたということをまず確認をしつつ、どのように考えるのかと。システムのものか、個人的なものかと。

それと、何度やっても続く。本当になぜ続くのだということについて、今のご答弁では私は全然納得できない。結局は、私2回目の答弁聞かないとわかりませんけれども、やっぱり言えないというのか、実はこうなのだと言えるような状況がないというのは信じられないことなのだけれども、なぜないのか……

○議長 長 質疑にしてください。

○清水議員 はい、済みません。ということも含めて、もうこれは4回目ですから、しかも4人ですから、なぜ次々とこんなことが続くのかということをしつかりとお答えいただきたいと思います。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 今回の監査指摘の関係で改善策がやはり認められないというのは、大きく言って滝川市営農振興対策連絡協議会、それと空知東部地区農業振興協議会、これが繰越金が多額によるのに精算されていないという中身であると思っております。

また、出納簿におきましては19年度に指摘を受けましたけれども、これはつくっておりますので、改善はしておりますので、ここの段階では指摘を受けていないという形でご理解願いたいと思っております。19年度に指摘を受けた団体がたしか2団体あると思っておりますけれども、それは出納簿つくっております。

それで、19年度の定期監査において先ほどお話ししました2団体、恒常的な繰越金が生じている団体、これの繰越金が多額なのになぜ返還しないのだというのが大きなところでございます。例えば営農振興対策の関係では、新たに果樹経営の新事業に取り組んでいるとか、そういうことが実際にございました。これ各個人というよりも組織としてここをやっていたわけですから、組織としていろんな形で調査したところ、実際にやっておりましたけれども、そのところが繰越金の額は減っているというのは事実でございますけれども、まだ多額だったという形で、そのところの処理を怠っていたという形でもう一年、22年度においても継続するというような方向で取り進めたいという形でございますけれども、やはりそのところはきちっと精査したほうがいいという形で精査するところでございます。また、空知東部地区の農業振興協議会におきましても先ほどの農業改良普及センターの統合による業務縮小、こういう形で抜本的な見直しをやらなければいけないという形で21年度取り組んだところでございますけれども、滝川市と農協さんというよりも東部地区でございますので、この中には他市も含まれていたという形で、広域的な観点を持って事業の見直しまではいかなかったという形で繰越金をやはり多額のままほうっておいたという形でございます。これが原課としてもやはりそのところは、きちっと多額という形で残っているのを放置しておいたということは大変間違いといえますか、19年度の監査指摘を受けながらそういうことをなお繰り返していた。ただ、事業としては取り組んで、まるっきり全然何もしないでただ放置してい

たわけでなくて、事業を取り組んだ結果として残ったのだけれども、それを放置していたという形でございますので、大変そこところは申しわけなく思っております。

○議長 長 答弁終わりましたか。経済部参事。

○経済部参事 なぜ放置したかについて、当時農政課長であつたり、あるいはその後経済部長であつたということから、監査からの指摘を受けて具体的にどのような形で実施をしていくのかということについて、1歩も2歩も踏み込んでその指示をしなかったという点が大いにあるというふうに反省をしているところであります。そこに指摘されるように、どこに原因があつたのかということまできちっと把握をして、どう改善していくのかということをやすべきだったところを怠っていたというふうに思っております。

○議長 長 答弁は終わりました。清水議員。

○清水議員 経済部長のご答弁は、恒常的な繰越金については22年まで残ったけれども、ほかについては19年度の時点で何か解決されていたかのようなおっしゃり方されましたけれども、監査報告で、2ページ目です。ここにちゃんと書いていますよね、上から3行目に。JAたきかわに支出しているが、請求書、領収書がない。21年度の請求書、領収書がない。農産物付加価値向上対策事業補助金については、成果報告書と収支計算書がない。担い手育成支援総合支援協議会助成金では、申請や事務局内部の事務処理をされていないと。この中に出納簿がないとかあるとかという表現はありませんが、ちょっと確認をします。出納簿はいつつくられたのか。もうこの22年の2月前後につくられたのかということ、それとももっと前につくられていたのかということを確認をしたいと思います。

それと、今言ったように担当者はこれでいうと請求書、領収書がないと言われたのは農政課副主幹なのです。そして、出納簿がないと言われたのは営農振興室長なのです。そして、出納簿なしと言われたのは農政課職員なのです。だから、少なくとも3人の方が出納簿がない、出納簿がない、領収書がないと言われているのです。だから、非常にだらしがないことが3人同時に行われたという、そういうことに対して、今のご答弁で1歩も2歩も踏み込まなかったと。これ今まで何度も言われている表現ですよ。踏み込みが足りなかったと。これ踏み込みが足りなかったとかということで済まされることでないのです。それで、なぜこういうことが続くのだということを、続いたら1歩も2歩も踏み込みが足りなかったと。これまでも同じ答弁が行われるようでは、市民に信頼される市役所づくりプランというのはこれからもう何回もこういう問題を起こしながらつくっていかねばならないという、もうそういうものなのだというふうに考えているということではとれないのです。だから、こういったことについてやはり本当に各職員の状況を把握できるようなプランづくりになっていないのではないのかというふうに私は思うのです。その点について伺いをしたい。

それと、3点目は、この問題で懲戒処分の調査、職員会議が行われているのか、また行う考えがあるのかについて伺います。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 先ほどご質疑の中で出納簿をいつつくったのだと。19年度の定期監査の中で改善、検討事項という形で出納簿がないと言われていたのが緑化推進職員会議と滝川市の担い手育成総

合支援協議会、これは指摘を受けてすぐつくっております。また、ほかの領収書云々という形で、19年度の検討事項の大きい目で見ればやはりそこら辺も気をつけなさいよという形と受けとめております。ただ、やはり先ほども申しましたように19年度の指摘を受けて、なおかつそのところどうして手をつけていなかったのだという大きな問題は、先ほど言いました2つの繰越金が一番大きいのかなという形で答弁させていただきました。あと、細かい19年度の定期監査報告ございます。ここら辺の中で例えば領収書がないとか云々というのは実際にそこら辺は指摘はないのですけれども、ただ気をつけなければいけないことはもちろんでございますので、そのところはきちっとされていなかったということは重々反省しているところでございます。

○議長 総務部長。

○総務部長 今回の監査の指摘事項に関しましては、このような事態が放置されていて改善されていなかったということで、信頼回復プランを進める上では非常に見逃すことのできない大きな問題かなというふうに認識をしております。きのうの堀議員さんの質問のときに私が答弁いたしましたけれども、もう紙に書いたプランでなくて、これを実際に実行に移す、行動に移す、決めた方針は守る、これを市職員全員が肝に銘じてやるというふうには答弁をいたしました。また、同じことをここで言わなければいけないかなと思います。そのような形で対応していくということも重ねて宣明させていただきたいと思います。

それから、具体の議論を並行して行うということもきのう答弁させていただきましたけれども、その具体の議論というのは1度総務部と副市長とオフサイドミーティングということで実施をいたしました。もう空論だけではなくて原因はどこにあるのか、今市役所の組織の中のどこの部、どこの課、どこのセクションでどういう悩みを持って、どういう課題を持って、どんなことになっているのか、具体の議論を進めていきたいなというような話もしております。そんなような中で、今度は各部長さん全員とまた意見交換、オフサイドミーティング等もやる予定にしております。その中で本当に芽を摘む具体の方策、そういうことの議論をきちっとやっていきたいなと思っております。

それから最後に、このようなケースの場合の職員の処分等につきましては、懲戒審査職員会議の中で意見交換をしていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

報告第4号及び第5号は、報告済みといたします。

◎日程第12 意見書案第1号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書

意見書案第2号 2011年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率2分の1復元等教育予算の拡充を求める要望意見書

意見書案第 3 号 介護保険の見直しに関する要望意見書

意見書案第 4 号 コメの戸別所得補償対策等の見直しを求める要望意見書

意見書案第 5 号 発達障がいや、その他文字を認識することに困難のある
児童生徒のためのマルチメディアデージー教科書の普及
促進を求める要望意見書

意見書案第 6 号 未就職新卒者の支援策実施を求める要望意見書

意見書案第 7 号 国営・道営土地改良事業の維持を求める要望意見書

○議長 日程第 12、意見書案第 1 号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書、意見書案第 2 号 2011 年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率 2 分の 1 復元等教育予算の拡充を求める要望意見書、意見書案第 3 号 介護保険の見直しに関する要望意見書、意見書案第 4 号 コメの戸別所得補償対策等の見直しを求める要望意見書、意見書案第 5 号 発達障がいや、その他文字を認識することに困難のある児童生徒のためのマルチメディアデージー教科書の普及促進を求める要望意見書、意見書案第 6 号 未就職新卒者の支援策実施を求める要望意見書、意見書案第 7 号 国営・道営土地改良事業の維持を求める要望意見書の 7 件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。田村議会運営委員長。

○議会運営委員長 それでは、意見書案 7 件について説明を申し上げます。

なお、説明に当たっては、内容を省略し、件名と送付先のみ申し上げます。

意見書案第 1 号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官であります。

意見書案第 2 号 2011 年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率 2 分の 1 復元等教育予算の拡充を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣であります。

意見書案第 3 号 介護保険の見直しに関する要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣であります。

意見書案第 4 号 コメの戸別所得補償対策等の見直しを求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、農林水産大臣であります。

意見書案第 5 号 発達障がいや、その他文字を認識することに困難のある児童生徒のためのマルチメディアデージー教科書の普及促進を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、文部科学大臣であります。

意見書案第 6 号 未就職新卒者の支援策実施を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣であります。

意見書案第 7 号 国営・道営土地改良事業の維持を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣であります。

以上、滝川市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議 長 お諮りをいたします。

本件につきましては、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき議会運営委員会から提案されたものでありますので、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたしたいと思いを。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号から第7号までの7件は、いずれも可決されました。

◎日程第13 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議 長 日程第13、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第2回定例会以降における閉会中継続調査等の申し出がありました。

お諮りをいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

◎市長あいさつ

○議 長 以上で予定されました日程はすべて終了いたしました。ここで市長から発言の申し出がありますので、これを許したいと思います。市長。

○市 長 9日間にわたりまして開催をされました第2回定例市議会におきまして、提出した議案すべて原案どおりご承認をいただきましたことを感謝申し上げます。

しかし、いろんな出来事が起きることについては改めて深くおわびを申し上げますが、私自身の不徳のいたすところであります。再三にわたる指摘に対して完全な実施が行われなかったというのは戒むべきことであり、厳正な対応をしたいというふうに思います。

近年行政執行環境は、なかなか厳しいものがございます。現下の経済環境の状況、あるいは国、北海道等を含む公共事業を取り巻く状況、国家財政の極めて厳しい状況から推測をされる地方交付税を含む自治体財政の行方の不透明感、あるいは地域主権と果たして財源の移譲がしっかり結びついていくのだろうかという不安、あちらを立てればこちらが立たないという、いわゆるトレードオフ関係、あるいは人口減少社会を迎えた抜本的な施策転換へのある意味では反論、議論。しかし、

そういうことはありますけれども、今議会の中での議論、あるいは当初予算、補正予算の適切かつ迅速な執行、それによってこの不透明感を少しでも払拭するとともに、新たな可能性を切り開いていかななくてはならぬというふうに思います。

本議会終わりますと、本年度も第２・四半期に突入ということであります。議員各位におかれましては、これまで同様に市民の選良として危機的状況からの脱皮、可能性の追求について総力を結集してまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げ、閉会に当たってのあいさついたします。まことにありがとうございました。

◎閉会宣告

○議長 本定例会に提案されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これにて平成２２年第２回滝川市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 ５時２４分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員